

葛飾区基本計画

(中間のまとめ (案))

令和2年11月

目次

| | |
|--|-----|
| 第1部 基本計画の役割と前提 | 1 |
| 第1章 基本計画の役割 | |
| 第2章 策定の背景 | |
| I 本区の現況 | |
| II 葛飾区人口ビジョン | |
| III 区民等の声 | |
| IV 区政を取り巻く環境の変化 | |
| V 本区の行財政環境 | |
| 第2部 基本方針・葛飾・夢と誇りのプロジェクト | 29 |
| 第1章 基本方針 | |
| 第2章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト | |
| 第3部 政策別計画 | 57 |
| 第4部 行財政運営の取組指針 | 229 |
| 第5部 SDGsの実現に向けて | 235 |

第1部 基本計画の役割と前提

第1章 基本計画の役割

第2章 策定の背景

- I 本区の現況
- II 葛飾区人口ビジョン
- III 区民等の声
- IV 区政を取り巻く環境の変化
- V 本区の行財政環境

第1章 基本計画の役割

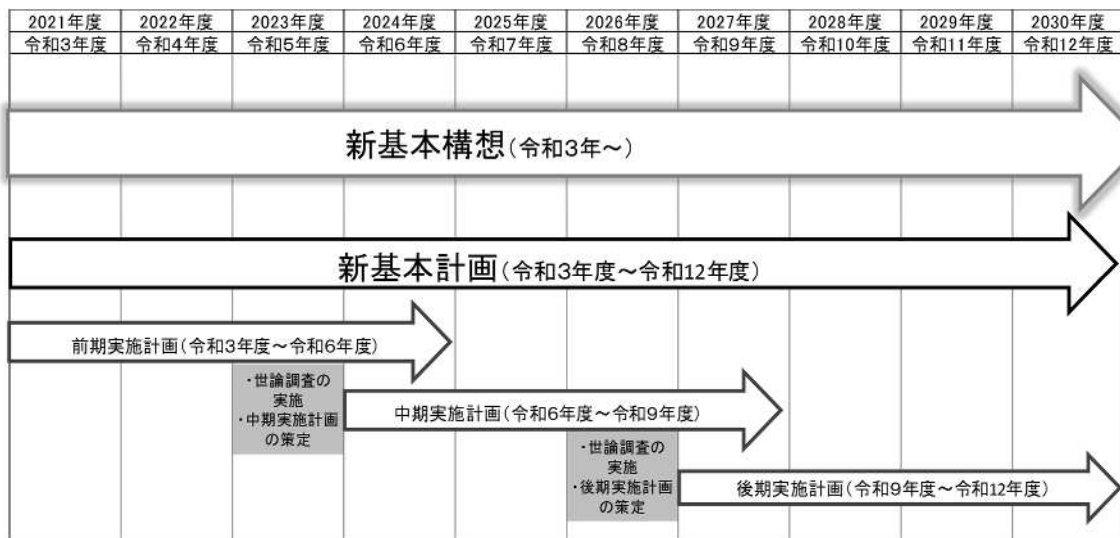
1 計画の役割

葛飾区基本計画は、葛飾区基本構想に掲げる将来像等を実現するための基礎となる総合計画です。各施策を体系的に示し、区全体の目標や方向を具体化したものとして、実施計画や分野別の個別事業計画の指針とします。また、区民、事業者などの様々な主体と区が協働して着実にこれからの葛飾区を築いていくために、共有する指針となるものです。

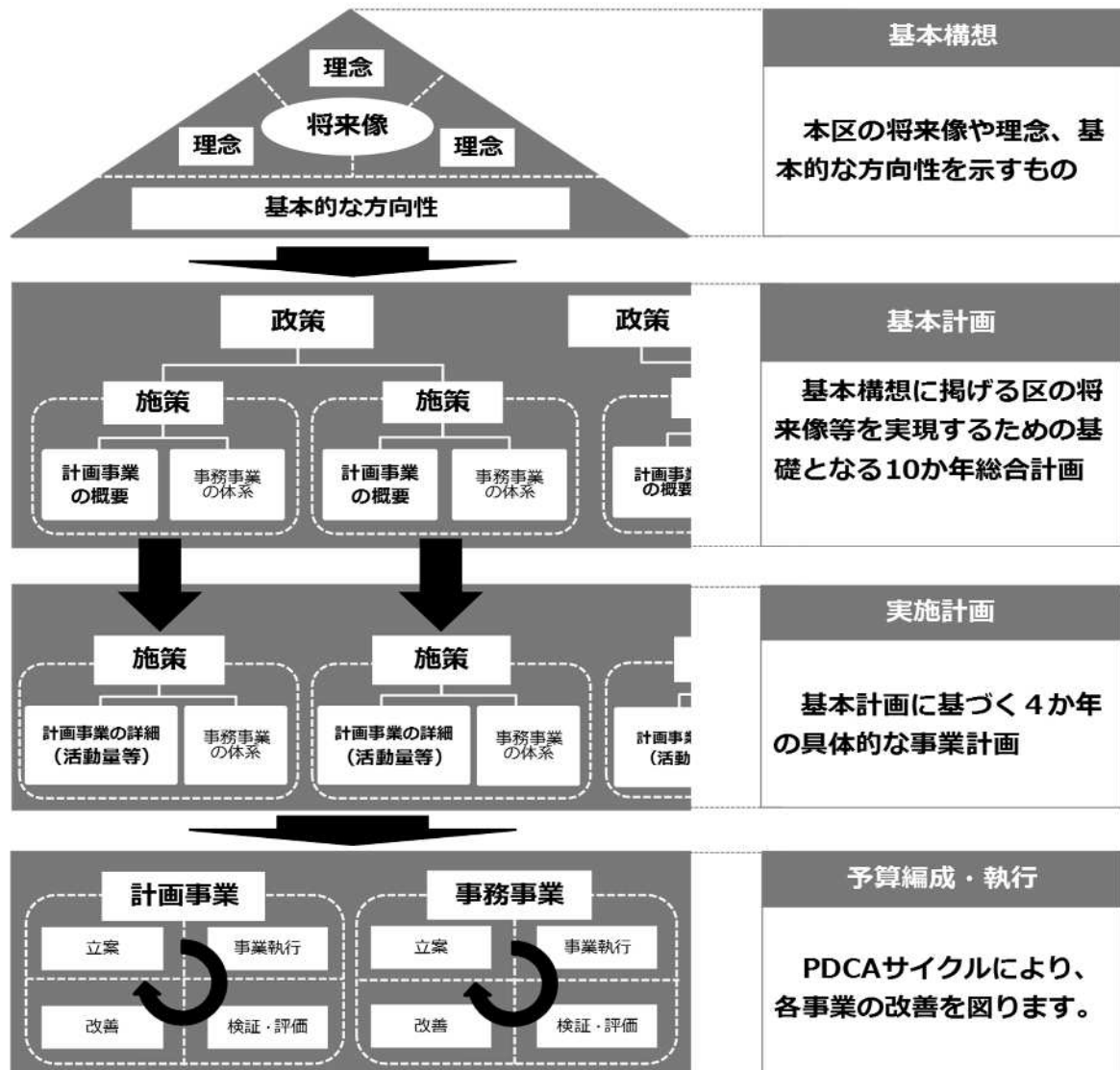
近年の人口構造や産業構造など、様々な社会経済状況の変化を視野に入れつつ、これまでの歩みをさらに進めるために、基本計画に基づき、新たな施策の展開と、時代に即応した戦略的かつ計画的な区政運営を進めます。

2 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間を計画期間とします。また、令和3年度から令和6年度までの4か年の実施計画を策定します。3年目に施策の推進状況等を踏まえ、次期の実施計画の策定を行います。



計画の体系



1 基本構想

本区の将来像や理念、基本的な方向性を示すものです。

長期にわたり区が目指すべき将来像、区政運営の根本を貫く理念、将来像の実現に向けた基本的な方向性を示します。

2 基本計画

基本構想に掲げる区の将来像等を実現するための基礎となる10か年総合計画です。

基本構想の基本的な方向性の下に各政策を設け、政策を達成するための手段を各施策として具体化します。施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示します。

3 実施計画

基本計画に基づく4か年の具体的な事業計画です。

基本計画に基づき、計画事業の活動量や財政計画、計画事業の実現性の見通しを示すとともに、各年度の重点事業や予算編成等の指針とするものです。

4 予算編成・執行

計画事業の進捗状況や成果指標の達成状況などを的確に把握した上で、評価・分析・見直しを行い、その結果を各年度の重点事業や予算編成に反映させ、事務事業の改善などを進めます。

第2章 策定の背景

I 本区の現況

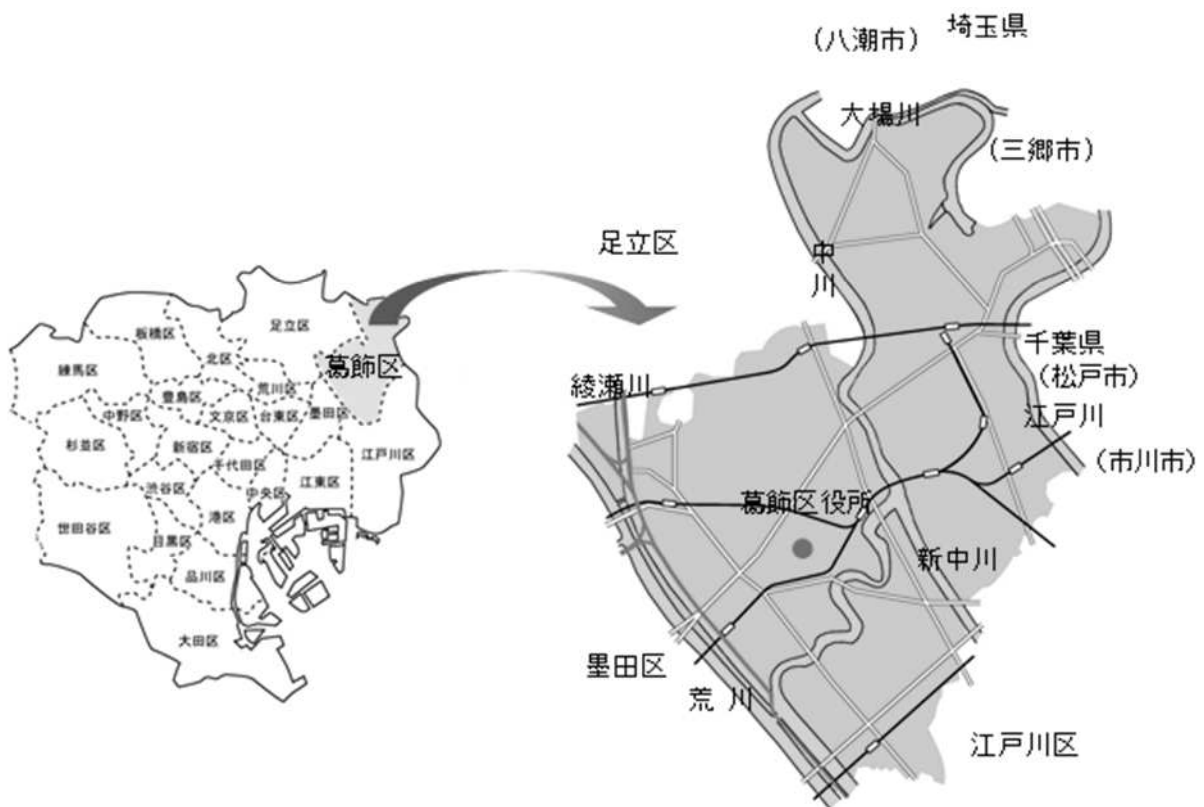
本区は、東京 23 区の北東端に位置し、東は江戸川を境に千葉県松戸市に、西は足立区、南は江戸川区・墨田区、北は大場川を境として埼玉県八潮市・三郷市に接しています。

総面積は、34.84 km²であり、23 区の中では7番目の広さを有し、旧利根川の河口にできた沖積層の低地で、平坦な地域です。荒川、江戸川、大場川が区の境をなしているほか、中川、新中川、綾瀬川が区内を流れており、比較的身近な場所に水辺が多く存在しています。

平成 31 年 1 月現在の地目別土地面積（課税地）をみると、約 95%が宅地（工業地・商業地含む）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分しています。また、都市計画地域の指定状況は、住宅系用途が 59%と大きな割合を占めています。

区は、南西から北東に走る水戸街道（国道 6 号）と蔵前橋通り、そして、これらと直交する環状 7 号線、平和橋通りなどの主要幹線道路によって、道路網の骨格が形成されています。鉄道路線は、北から J R 常磐線、京成電鉄、J R 総武本線が区域の東西を結んでいます。

区内の事業所数、産業従業員数は、平成 28 年現在で 16,636 事業所、産業従業者数 128,556 人となっています。従業者数の内訳をみると、第 3 次産業が約 79%と大半を占めています。



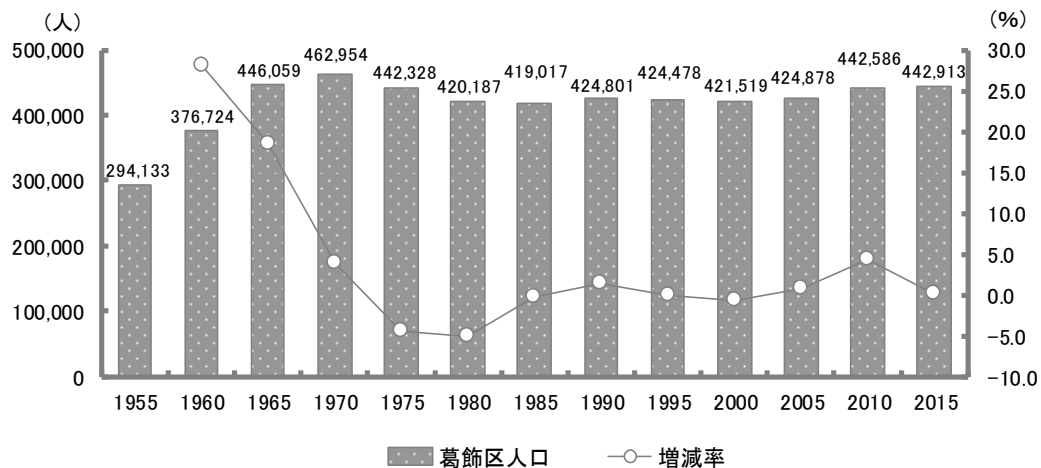
Ⅱ 葛飾区人口ビジョン

1 葛飾区総人口の推移

(1) 国勢調査による長期的な葛飾区総人口の推移

国勢調査による葛飾区の総人口の推移をみると、1960年代までは第一次ベビーブームによる出生者数の増加に加え、都・区部への人口流入の高まりから急激に人口が増加しましたが、1970年代に入ると人口減少に転じ、1980年以降は42万人程度の水準で推移してきました。2000年以降は都心回帰の傾向から増加に転じ、2010年には再び44万人を突破しています。2015年10月1日時点の葛飾区の人口は442,913人となっています。

図表1 葛飾区総人口の推移



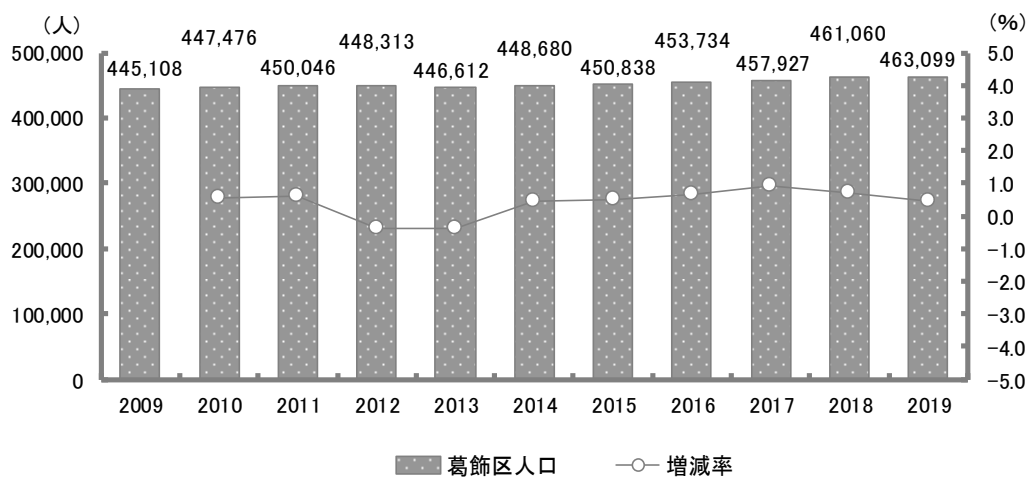
資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳による短期的な葛飾区総人口の推移

ア 葛飾区総人口

住民基本台帳による葛飾区総人口の近年の推移をみると、微増傾向で推移しており、2019年4月1日時点では463,099人となっています。

図表2 葛飾区総人口の推移

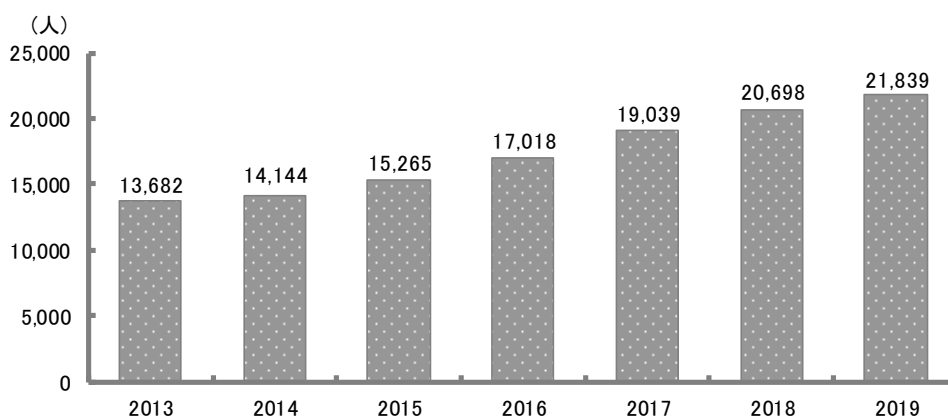


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

イ 葛飾区外国人人口の推移

住民基本台帳による葛飾区外国人人口の推移をみると、年々増加しており、2019年4月1日時点では21,839人となっています。

図表3 葛飾区外国人人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

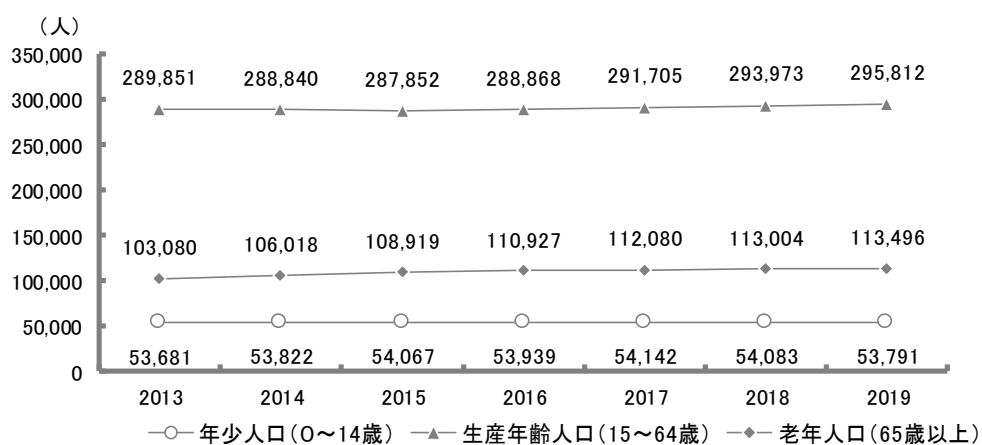
(3) 年齢3区分別人口の推移

ア 年齢3区分別人口数・構成比

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、2015年以降、増加傾向で推移しています。

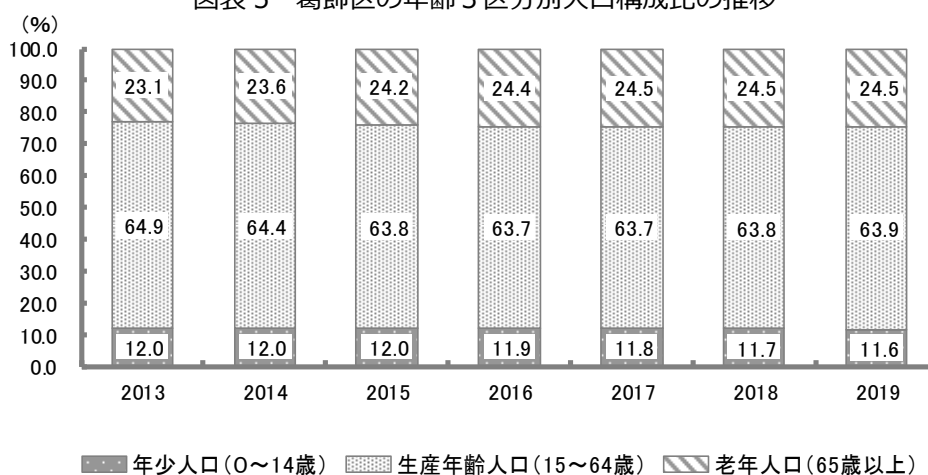
一方、年少人口（15歳未満）は2017年以降減少しており、老年人口（65歳以上）は一貫して増加しています。2019年4月1日時点で老年人口（65歳以上）は24.5%となっており、高齢化が進んでいます。

図表4 葛飾区の年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

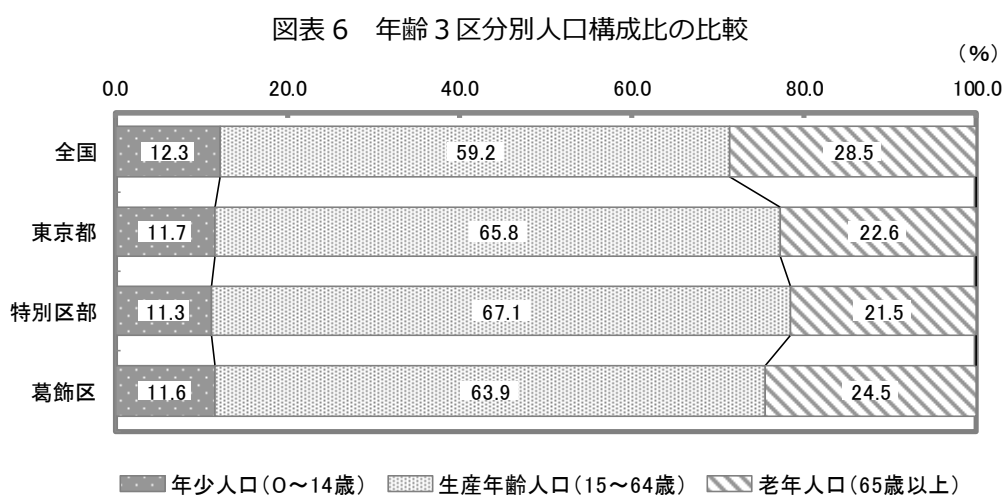
図表5 葛飾区の年齢3区分別人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

イ 年齢3区分別人口構成比・他団体比較

年齢3区分別人口構成比を東京都全体や特別区部と比較すると、年少人口（15歳未満）比率はほぼ同水準であるものの、老年人口（65歳以上）比率はやや高く、生産年齢人口（15～64歳）比率はやや低くなっています。しかし、全国値との比較では生産年齢人口（15～64歳）比率はやや高く、老年人口（65歳以上）と年少人口（15歳未満）比率はやや低くなっています。



資料：国：人口動態統計（2018年）

都・区部：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（2019年1月1日時点）

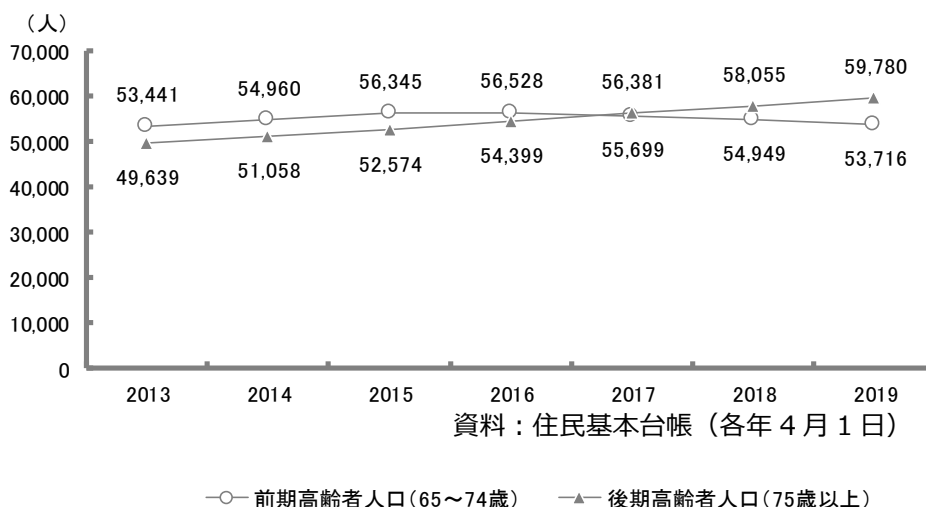
葛飾区：住民基本台帳（2019年4月1日時点）

(4) 高齢者2区分別人口の推移

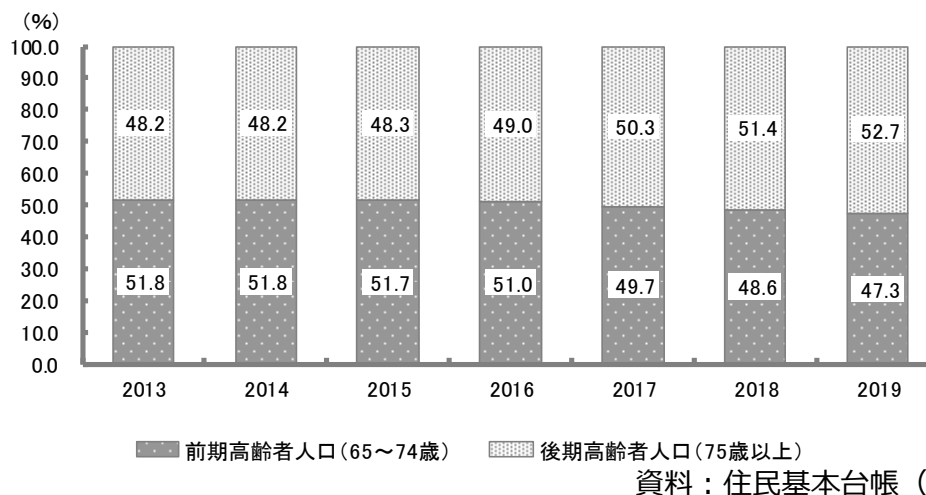
高齢者2区分別人口の推移をみると、前期高齢者人口（65～74歳）は2016年に約5.7万人とピークを迎え、以降は減少傾向で推移しています。

一方、後期高齢者人口（75歳以上）は一貫して増加しています。2017年時点で構成比が逆転し、2019年4月1日時点では後期高齢者人口（75歳以上）は52.7%となっています。

図表7 葛飾区の高齢者2区分別人口の推移



図表8 葛飾区の高齢者2区分別人口構成比の推移



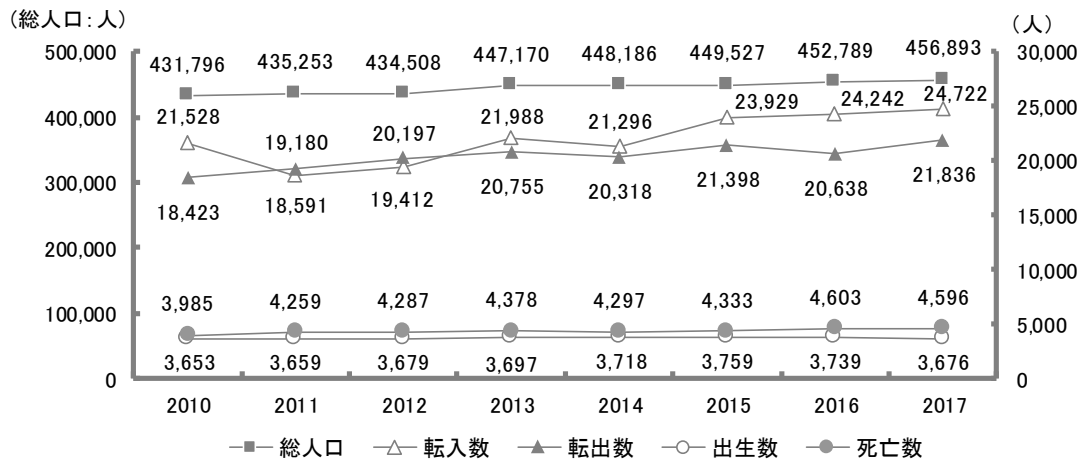
2 人口動態

(1) 人口動態の推移

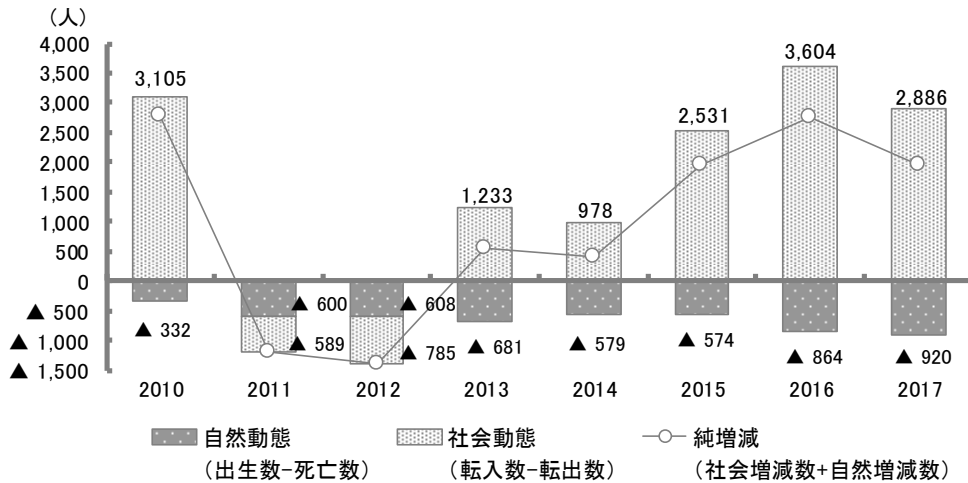
近年の葛飾区の人口増加は、転入超過による部分が多くなっています。2013年以降は転入超過傾向が続いており、転入者数は増加傾向にあります。

自然動態については、近年は一貫して、死亡者数が出生者数を上回る、自然減の状況が続いています。

図表9 葛飾区の社会動態・自然動態の推移



資料：住民基本台帳



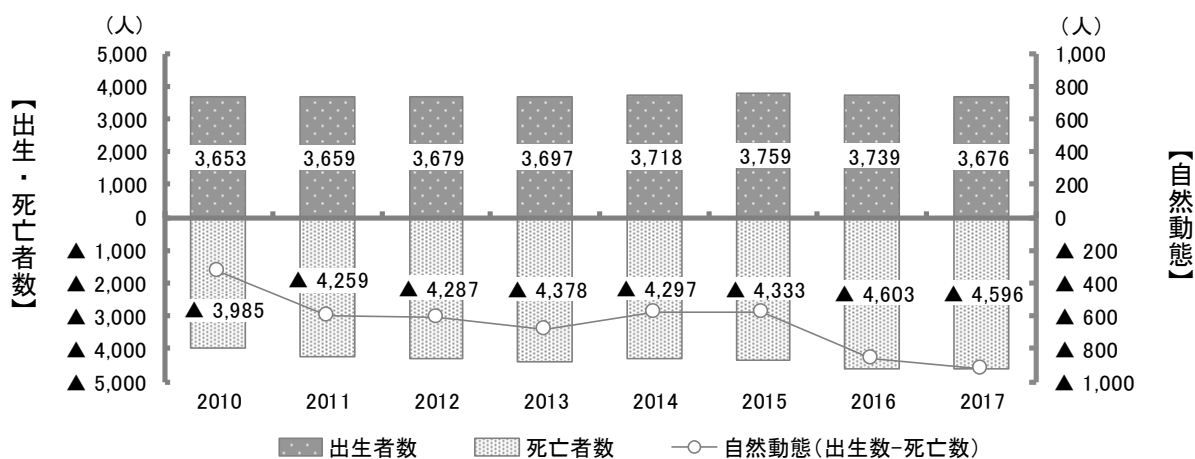
資料：住民基本台帳

(2) 人口動態の推移

ア 自然動態の推移

出生者数はほぼ横ばい傾向で、おおむね年間3,600人～3,800人で推移しています。一方、死亡者数は増加傾向にあり、自然動態の減少幅は拡大傾向で推移しています。

図表 10 葛飾区の出生者数と死亡者数、自然動態の推移



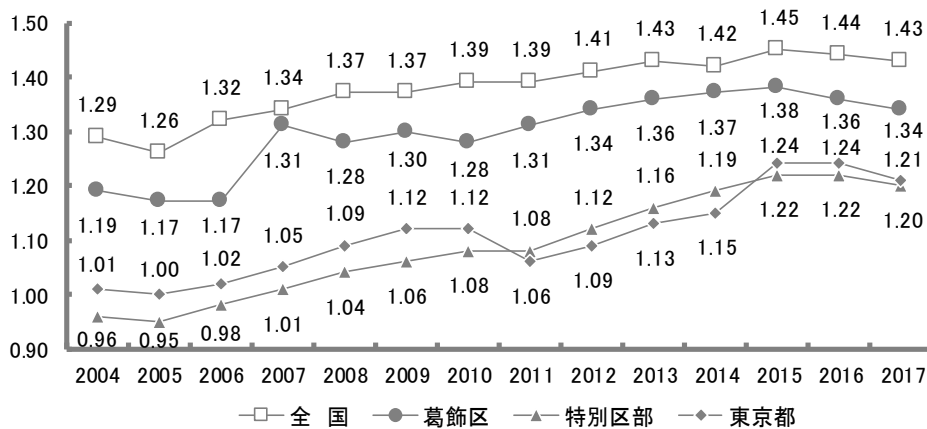
資料：住民基本台帳

イ 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回るものの、東京都及び特別区部よりは高い水準にあります。しかし、人口維持に必要な2.07は満たしていない状況です。

合計特殊出生率は上昇傾向で推移してきましたが、2015年以降は減少に転じています。

図表 11 合計特殊出生率の推移



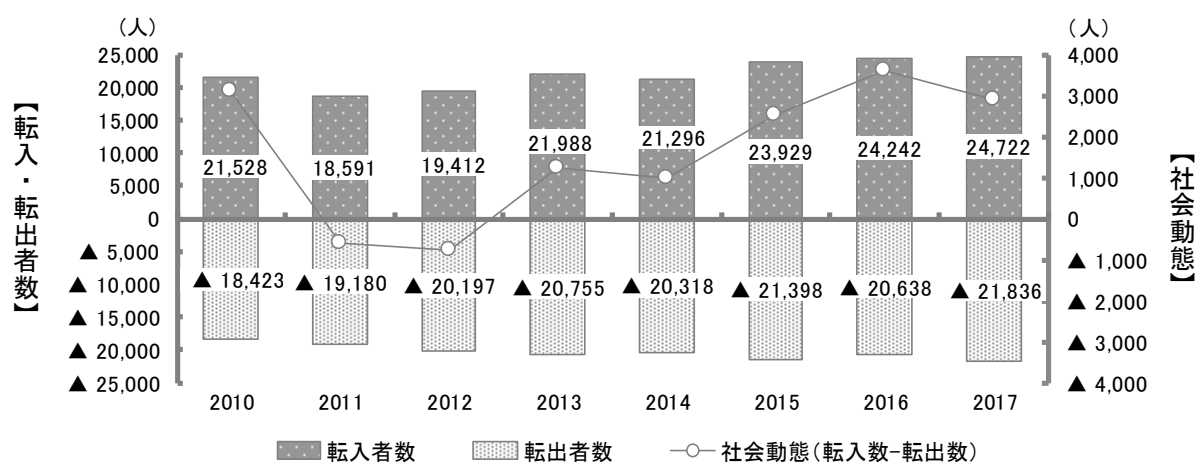
資料：人口動態統計

(3) 社会動態人口動態の推移

ア 自然動態の推移

葛飾区の社会動態は、転入超過で推移しています。2011年、2012年は転入者数が減少し、転出超過となっていますが、2013年以降は転入者数が増加し、再び転入超過で推移しています。

図表 12 葛飾区の転入者数と転出者数、社会動態の推移



資料：住民基本台帳

(4) 流動人口

葛飾区の昼間人口は、夜間人口（常住人口）から7万人の流出超過となっており、昼夜間人口比率は84.1%と、23区中21番目となっています。

図表 13 特別区部の昼夜間人口比率（2015年）

| | | 昼間人口 (人) | 夜間人口 (人) | 流入超過 人口(人) | 昼夜間人口 比率 |
|-------------|------|-------------|-------------|---------------|-------------|
| 昼夜間人口比100以上 | 東京都 | 15,920,405 | 13,515,271 | 2,405,134 | 117.8% |
| | 区部 | 12,033,592 | 9,272,740 | 2,760,852 | 129.8% |
| | 千代田区 | 853,068 | 58,406 | 794,662 | 1460.6% |
| | 中央区 | 608,603 | 141,183 | 467,420 | 431.1% |
| | 港区 | 940,785 | 243,283 | 697,502 | 386.7% |
| | 渋谷区 | 539,109 | 224,533 | 314,576 | 240.1% |
| | 新宿区 | 775,549 | 333,560 | 441,989 | 232.5% |
| | 文京区 | 346,132 | 219,724 | 126,408 | 157.5% |
| | 台東区 | 303,931 | 198,073 | 105,858 | 153.4% |
| | 豊島区 | 417,146 | 291,167 | 125,979 | 143.3% |
| | 品川区 | 544,022 | 386,855 | 157,167 | 140.6% |
| | 江東区 | 608,532 | 498,109 | 110,423 | 122.2% |
| | 墨田区 | 279,181 | 256,274 | 22,907 | 108.9% |
| | 目黒区 | 293,832 | 277,622 | 16,210 | 105.8% |
| 昼夜間人口比100未満 | 大田区 | 693,865 | 717,082 | ▲ 23,217 | 96.8% |
| | 北区 | 329,753 | 341,076 | ▲ 11,323 | 96.7% |
| | 中野区 | 313,270 | 328,215 | ▲ 14,945 | 95.4% |
| | 世田谷区 | 856,870 | 903,346 | ▲ 46,476 | 94.9% |
| | 荒川区 | 194,004 | 212,264 | ▲ 18,260 | 91.4% |
| | 足立区 | 608,968 | 670,122 | ▲ 61,154 | 90.9% |
| | 板橋区 | 508,099 | 561,916 | ▲ 53,817 | 90.4% |
| | 杉並区 | 479,975 | 563,997 | ▲ 84,022 | 85.1% |
| | 葛飾区 | 372,335 | 442,913 | ▲ 70,578 | 84.1% |
| | 練馬区 | 605,084 | 721,722 | ▲ 116,638 | 83.8% |
| | 江戸川区 | 561,479 | 681,298 | ▲ 119,819 | 82.4% |

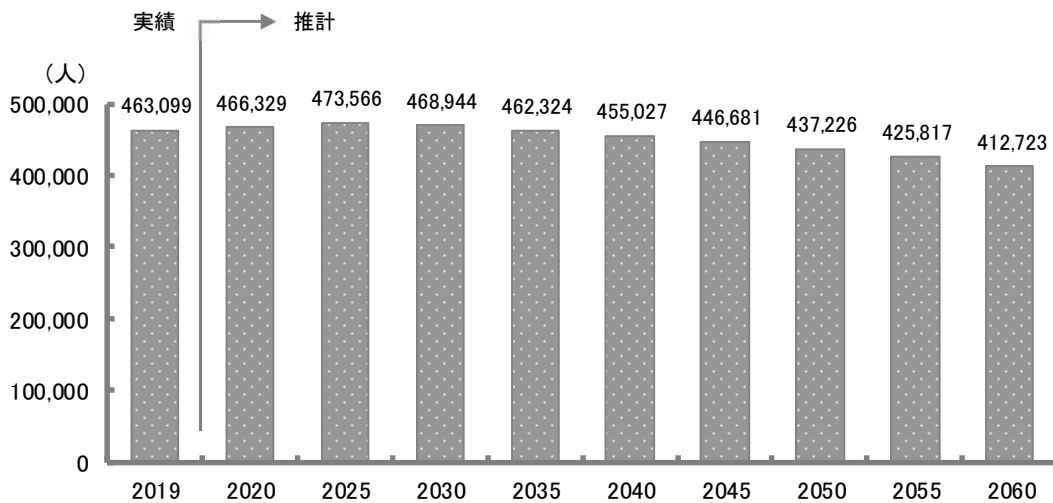
資料：国勢調査

2 将来人口推計

(1) 将来人口の推移

2060年までの将来人口について推計を行った結果、2025年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しです。2060年には約41.3万人と、2019年比で約11%、約5.0万人の減少が見込まれます。

図表 14 2060年までの葛飾区将来人口



※2019年は4月1日時点の住民基本台帳

※推計の考え方

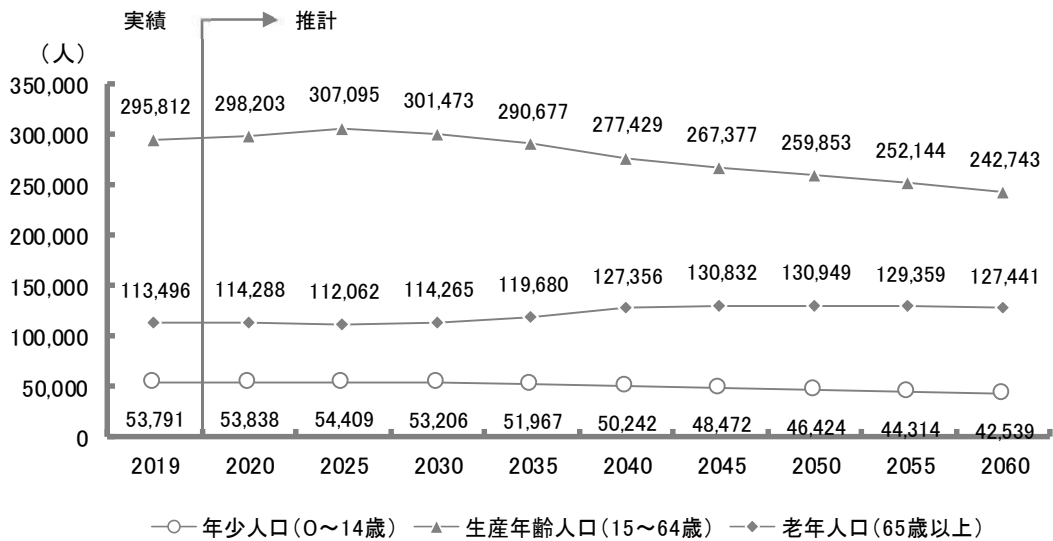
- ①推計方法：コーホート要因法。
- ②基準人口と推計期間：2019年の住民基本台帳人口を基準とし、2020年から2060年まで、5年ごとの人口を推計。
- ③出生率の仮定：2014年から2019年までの5年間の葛飾区の平均値が今後も続くと仮定。
- ④生残率の仮定：厚生労働省「2015年市区町村別生命表」の葛飾区の男女5歳階級別の生残率に基づく。
- ⑤移動率の仮定：2014年から2019年までの住民基本台帳人口に基づく純移動率を基準に、将来的に移動率が減少していくと仮定し、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」の葛飾区の男女5歳階級別の移動率に基づく。

(2) 年齢構成の変化

生産年齢人口（15～64 歳）と年少人口（15 歳未満）は2025 年から減少局面に入り、今後も2060 年に向けて減少していくことが見込まれます。

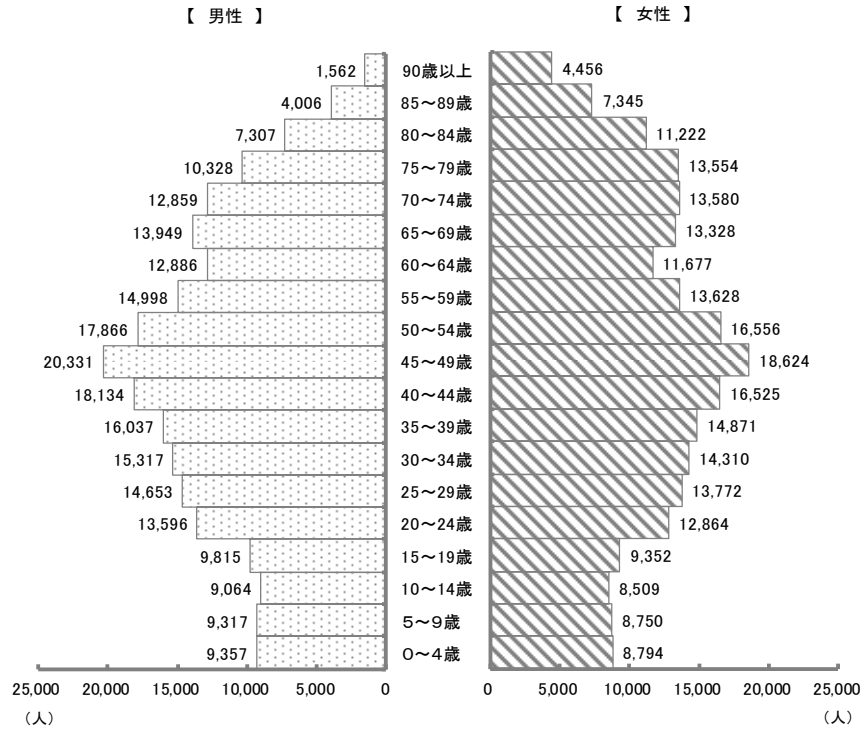
老年人口（65 歳以上）は、2050 年までは増加基調が続き、高齢化率は約30%に達する見込みです。

図表 15 年齢3区分別将来人口の推移

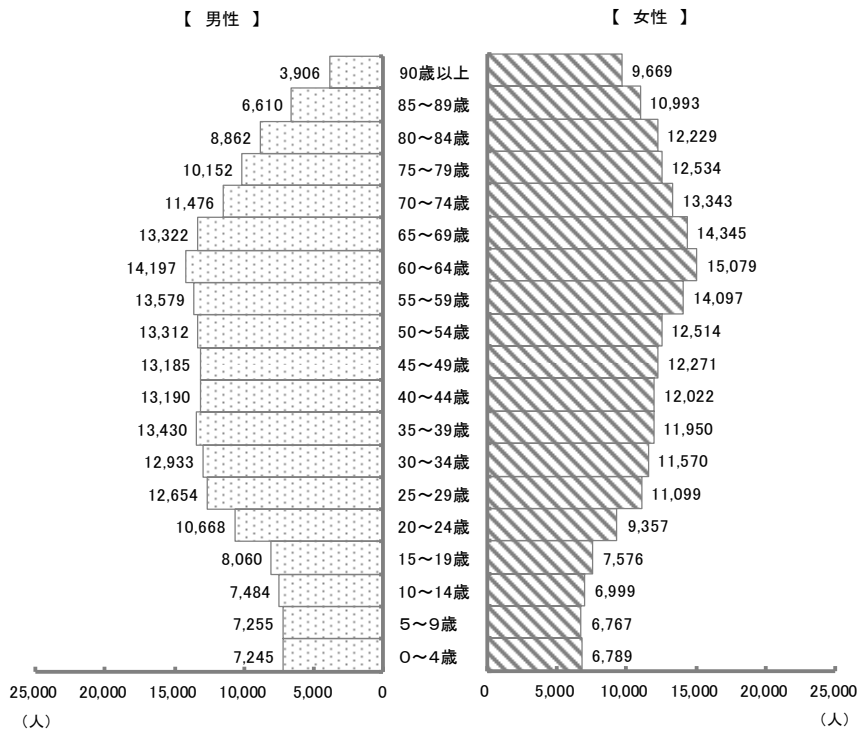


※2019 年は 4 月 1 日時点の住民基本台帳

図表 16 2019年の人口ピラミッド



図表 17 2060年の人口ピラミッド



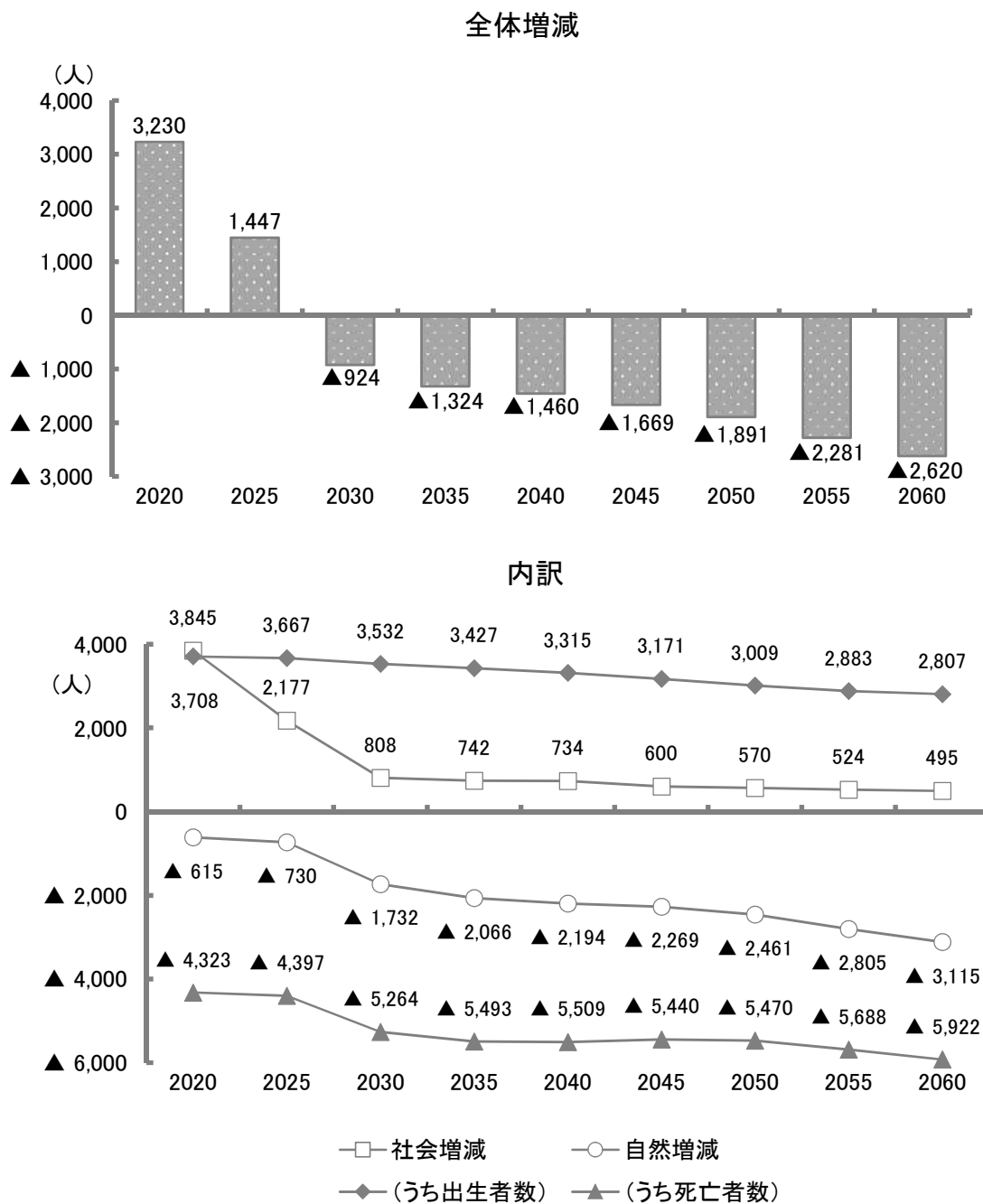
(2) 人口動態の推移

ア 社会動態・自然動態の推移

死亡者数が出生者数を上回るため、自然減は拡大しながら推移します。

社会動態は、街づくりの進展などにより、転入超過が継続すると見込まれるためプラス基調で推移しますが、その規模は自然減を上回るほどではありません。すなわち、自然減の拡大基調を起因として、人口減少が進みます。

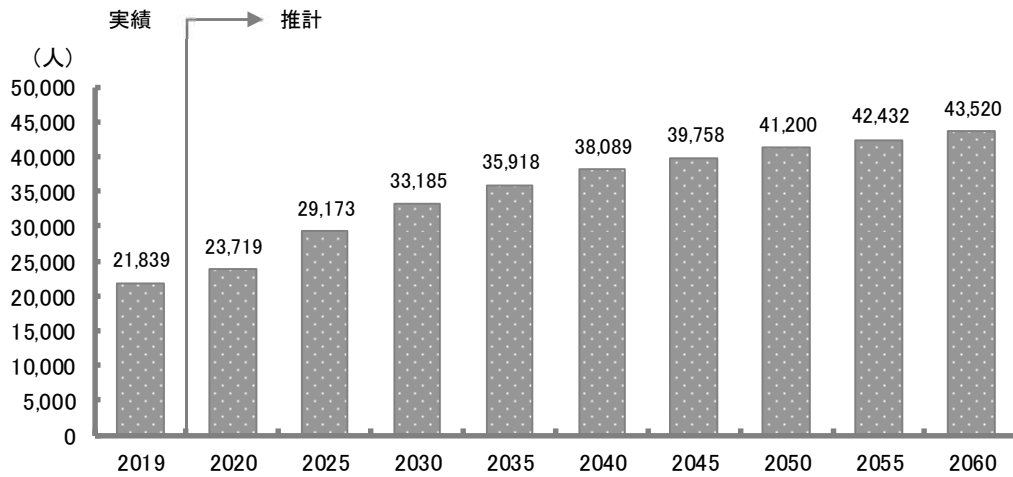
図表 18 社会動態・自然動態の推移



イ 外国人人口の推移

外国人人口は、今後も増加していくことが見込まれ、2060年には約4.4万人と、2019年比で倍増する見込みです。

図表 19 外国人将来人口の推移



※推計の考え方

- ①推計方法：コーホート変化率法。
- ②基準人口と推計期間：2019年の住民基本台帳人口を基準とし、2020年から2060年まで、5年ごとの人口を推計。
- ③変化率の仮定：2014年から2019年までの住民基本台帳人口に基づく変化率を基準に、国立社会保障・人口問題研究所の推計を勘案し、将来的には変化率が徐々に減少しながらも国立社会保障・人口問題研究所の推計で見込まれる水準までは人口の増加が続くと仮定。

3 人口推計から見える課題・将来展望

(1) 現状及び将来人口推計の整理

本区においては、街づくりの推進による本区の利便性の向上や子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生者数の増加等、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めてきました。そのため、近年は転入超過による人口増加が続いている状況です。

一方、上記将来人口の推計によると、2025年以降、人口は減少局面を迎え、徐々に人口減少が進む見通しであり、2060年には約41.3万人と、2019年比で約11%、約5.0万人の減少が見込まれます。また、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）ともに、2060年に向けて減少していきませんが、老年人口（65歳以上）は、2050年まで増加基調が続く、高齢化率は約30%に達する見込みです。

(2) 課題と方向性

人口減少や少子高齢化が進行することにより、税収の減少や社会保障費の増大による財政環境の悪化、空き家の増加、地域コミュニティの衰退等が引き起こされる可能性があります。また、保健・福祉・子育て支援分野はもとより、その他の行政サービスのニーズにも大きな影響をもたらします。

こうした中、様々な地域課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民や事業者、団体等の地域の多様な主体と区がそれぞれの持つネットワークやノウハウ、特性などを活かしながら共にまちづくりを進めていくことが不可欠であり、区民等との協働をより一層進めていく必要があります。

また、今後も地域の活力を維持し、豊かな地域社会を構築していくためには、人口総数の増加・維持を図りつつ、持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めながら区民の定住化を促進し、誰もが「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めていく必要があります。また、バランスのとれた人口構成となるよう、ファミリー世代や年少人口の増加に向けた施策を展開し、多くの人から「住んでみたい」思われるまちづくりを進めていく必要があります。

Ⅲ 区民等の声

1 世論調査

世論調査（平成30年度実施）によると、葛飾区に「住み続けるつもり(57.3%)」、「当分の間は住むつもり(27.2%)」と84.5%が定住意向を示しています。また、葛飾区に住み続けたい者の主な理由としては、持ち家があるとの理由のほか、買い物や交通の便が良いとの理由が多く挙げられている一方、区外へ移りたい主な理由としては、災害時の不安や通勤・交通の便の悪さといった項目が挙げられています。

また、区に力を入れてほしい事項として、安全・安心に関連する事項（防災・交通安全・健康・高齢者支援）、利便性・快適性に関連する事項（交通・道路の整備、生活環境）、子育て支援や教育環境の充実といった事項について区民要望が高く、中でも「防災対策」については48.1%の区民が関心を寄せています。

2 転入者・転出者アンケート調査

転入者アンケート調査及び転出者アンケート調査（令和2年度実施）によると、葛飾区への転入理由としては、仕事の都合、住宅の購入・借り換えが多く、葛飾区を選んだ理由として、交通の便、住宅事情、生活の便などが挙げられています。転入者の定住意向としては、3割強が住み続けたいと思っており、持家、一戸建ての借家では定住意向が高く、マンション・アパート等の借家では低い状況にあります。

また、転出理由としては、転入理由と同様、仕事の都合、住居の購入・借り換えによる転出が多く、女性では、結婚を理由とした転出が多い状況です。転出先の自治体を決めた理由については、交通の便、住宅事情が多いことは転入理由と同様ですが、街の雰囲気や治安の良さが上位に挙げられています。交通の便・街の雰囲気を求める人は都内に、住宅事情・物価の安さを求める人は都外に転居しています。

葛飾区に対する評価としては、転入者・転出者を問わず、生活の便・交通の便・自然環境に対する評価が高いという状況です。

IV 区政を取り巻く環境の変化

1 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発しています。今後マグニチュード7程度の地震が発生する可能性が高まる中、都市型水害等の危険性も増しており、多様化する災害への対策の強化が求められています。また、高齢者、障害者等の要配慮者、女性、近年増加している外国人区民の視点を踏まえたきめ細かな防災対策、災害時の医療体制整備を推進するほか、帰宅困難者への対策についても強化が求められています。

今後、「自助」「共助」「公助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災の仕組みを構築していく必要があります。

2 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、令和元年には、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっており、人生100年時代が間近に迫りつつあります。

一方、本区では、悪性新生物(がん)や心疾患などの生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増による在宅療養ニーズの高まりなど、新たな課題への対応も求められています。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けるためには、食生活の改善や運動習慣など、好ましい生活習慣を促す健康づくり支援をはじめ、生活習慣病の予防、こころの健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要があります。

3 地域共生社会に向けた対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきました。

しかし、現在では、中高年の「ひきこもり」や生活困窮、「社会的孤立」や「ごみ屋敷」など、複合的な問題を抱える個人や世帯が増えてきています。また、若年性認知症や発達障害が疑われるものの公的な支援制度の狭間にある方への対応や、ごみ出しや、買い物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とはならない身近な生活課題への対応も求められてきています。

さらに、障害者差別解消法などの法整備が進んでおり、誰もが個人として等しく尊重され、共生できる差別のない社会の実現に向けたさらなる取組も求められています。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、地域課題を地域が主体的に解決していく体制づくりや複合化・複雑化した課題を抱える世帯を受け止める包括的な相談体制づくり等、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要があります。

4 公共交通の充実に向けた対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところです。

高齢社会が進展していく中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものとなっていくとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供など、新たな課題も生じています。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実に向け、鉄道やバス交通の整備に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要があります。

5 脱炭素社会や循環型社会に向けた対応

現在、温暖化など地球規模の環境問題が顕在化するとともに、これらに起因する自然災害や事件も多発しており、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や資源の循環、自然環境の保全が求められています。平成 28 年から電力の小売りの全面自由化がなされ、平成 29 年からは都市ガスの小売りの全面自由化が行われるなど、エネルギー供給に関する環境も変化しました。

また、水素エネルギーや再生可能エネルギーなどの普及に向けた新たな技術の開発が進んでいます。さらに、令和元年 6 月に大阪で開催された G 2 0 サミットでは、プラスチックによる海洋汚染問題への対策が協議されるなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進が社会全体の課題とされています。

令和元年 12 月には「ゼロエミッション東京戦略」が策定されるなど、“ゼロカーボンシティ”の表明自治体が増加しており、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す、国を挙げての動きも始まっています。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、脱炭素社会の構築を目指して区内のエネルギー利用の効率化を推し進める必要があります。また、資源循環型地域社会の形成を目指し、さらなる 3 R とごみの適正処理を図る必要があります。

6 外国人区民の増加への対応

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和 2 年 8 月現在 22,000 人を超えています。新型コロナウイルス感染症の拡大によりやや減少しているものの、今後も長期的には、外国人区民の増加が予測されています。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブル等が発生しており、地域住民とのコミュニケーションが課題となっています。

今後、日本人、外国人という視点にとらわれず、同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いを理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要があります。

7 産業構造の変化への対応

葛飾区の産業は全体として縮小傾向にあり、平成 27 年度における昼夜間人口比率は 84.1%と、区外へ働きに出る区民が多くなっています。区内の事業者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や事業承継などの課題が生じています。

また、「第 4 次産業革命」と称される技術革新が従来にないスピードで進行しており、GAFA に代表されるような膨大な顧客データを活用する巨大 IT 企業が事業を拡大し、既存の産業構造に大きな影響を与えています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、3密回避の視点からテイクアウト需要やオンラインショッピング・宅配サービスなどの需要が高まっており、オンラインサービスと現実の店舗を併用させたサービスも広がっています。

さらに、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促すなど、多様な働き方を認めていく「働き方改革」の重要性が高まっています。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、事業の拡大・発展を目指す葛飾区内の事業者に対して販路拡大や事業承継支援など、ニーズに応じた取組を実施していく必要があります。また、区内の交通網の整備による勤務地へのアクセス性の向上や、区内における起業促進等による働く場所の確保、女性や高齢者をはじめとする多様な人々の就労促進等に取り組み、働きやすい環境整備を進めていく必要があります。

※ GAFA … Google、Amazon.com、Facebook、Apple といった巨大 IT 企業の頭文字をとって総称する呼称

8 観光への期待の高まり

訪日外国人旅行者数は、平成 25 年からの 5 年間で 3 倍に増加し、史上初の 3,000 万人を超えました。国では、訪日外国人旅行者数等の目標を掲げて取組を進めるとともに、観光立国推進と地域活性化の観点から、いわゆる「民泊」の制度も平成 30 年度から実施されたところ。各自治体においても地域活性化と観光客の獲得に向けた積極的な取組を進めてきました。

本区においても、平成 30 年に「葛飾柴又」が都内初となる国の重要文化的景観に選定され、日本を代表する景観地として、その歴史的・文化的価値を評価されたところ。そして、本区を舞台とする映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」などによって描き出された東京の下町ならではの情緒や風情は、国内外から訪れる観光客にも人気を集めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、訪日外国人旅行者数が激減しています。こうした流れは当面継続するものと見込まれており、観光消費の約 8 割を占める国内観光需要を喚起することが極めて重要な課題となっています。感染症拡大の防止と地域経済の活性化を両立させるため、いわゆる「3密」を避けながら、地域住民が自宅から 30 分～1 時間程度の距離の近場を観光するという新しい旅行形態の普及・拡大に向けた取組が全国的に活発化していくと見込まれています。

このような状況下、本区においても地域経済の活性化に向けて、徐々に回復していくと見込まれる訪日外国人観光客や国内観光客のニーズを捉えつつ地域の観光資源を磨き上げ、受入環境の整備やシティプロモーションの強化等の取組を進めていく必要があります。

9 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

近年、「イクメン」という言葉が定着し、かつては主に母親が担うことが多かった子育てについて「父母ともに行っていくもの」とする考え方が主流になりつつあるなど、子育てをめぐる区民の意識が大きく変化してきています。

また、児童虐待件数が年々増え続け、子どもの命に係わる深刻な問題も発生する中、本区においても児童福祉法改正により設置可能となった児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組をはじめ、住み慣れた身近な地域で切れ目なく対応できる環境整備が求められています。

加えて、近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、いじめ、不登校、貧困、発達・適応などの課題への対応や、若者においては若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組が求められています。

さらに、人生 100 年時代を迎えようとする中、国において A I（人工知能）等の技術革新が急速に進むことを念頭に置いた第 3 期教育振興基本計画が策定されるとともに、平成 30 年度からは段階的に新学習指導要領が実施され、主体的・対話的で深い学びへの対応、小学校におけるプログラミング教育、外国語活動・外国語授業など新たな学習活動の充実が求められています。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要があります。

10 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

スマートフォン等の普及によって I C T（情報通信技術）の利活用に係る態様が急速に変化しており、日常の情報収集はもとより、S N S などを活用したコミュニケーション活動が拡大しています。また、ネットショッピングやキャッシュレス決済の普及により購買活動も大きく変化しつつあります。

最近では特に、A I（人工知能）や R P A（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの区民生活の向上や業務の効率化に資するツール・技術にも注目が集まっており、今後、社会環境、労働環境を激変させていくことが予想されています。国においても society5.0 の実現を掲げており、技術革新がもたらす新たな価値により、経済発展と社会的課題の解決、企業活動や区民生活の一層の向上などが期待されています。

本区においても、経済発展と社会的課題の解決をしながら、洗練された質の高い生活を享受できるよう、技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れていく必要があります。

11 SDGsへの対応

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて令和 12 年（2030 年）を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットが掲げられています。

我が国においても、平成 28 年 5 月に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が設置されるとともに、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その実現に向けた取組が進められています。

本区においても、SDGsが目指す経済・社会・環境のバランスのよい発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。そして、SDGsの理念を区民、事業者等に広く浸透させつつ、協働によってその実現に向けて取組を進めていく必要があります。

12 アフターコロナ・ポストコロナ時代への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、いわゆる 3 密を回避する生活様式が広く浸透し、テレワークや web 会議の活用をはじめ、医療・教育など様々な場面においてオンラインサービスを活用する動きが急速に広がりを見せています。今後も、こうした新しい生活様式をはじめ、デジタル技術により人や組織、地域をオンラインでつながる社会がさらに浸透していくと見込まれており、いわゆるポストコロナ・アフターコロナと呼ばれる「新たな時代」が到来しているといわれています。

こうした社会状況の変化を受け、「密から「疎（そ）へ」・「都心から地方へ」といった流れが進行する可能性があり、都市近郊地域もこれを好機と捉え、移住促進に向けた取組を始めています。一方、感染症が終息していくにつれ、自粛疲れやオンライン疲れをはじめとする新しい生活からの反動が生じることが見込まれており、区内の地域活動、イベント、観光、文化といった様々な事業についても、「3密」を回避しながら安全に実施できる工夫も求められています。

今後、進展する先進技術を最大限に活用しながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、環境に優しく安全・安心・快適な暮らしやすいまちに向けた取組が必要です。また、オンライン化が進む今こそ、本区がこれまで培ってきた人情味あふれる人や地域のつながりを一層広げて区民との協働をさらに推し進め、地域の人々の発意と活力に満ちた魅力的なまちづくりを進めていくことが必要です。

V 本区の行財政環境

近年、国は「地方創生の推進」と「都市と地方の税源の偏り」を理由に、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しや、ふるさと納税等、都市部から税源を吸い上げ、地方の自治体間で分配する動きを進めてきました。

また、世界規模で拡大を続ける新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけに留まらず、国や地域をまたぐ往来や人と人との接触機会が極度に制限されたことで、経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招いており、世界中の人々の生活に甚大な影響を及ぼしています。経済が回復基調に戻っていくには、今後も時間を要するものと見込まれています。

本区においても、消費活動の低迷、雇用情勢の弱まりをはじめ、景気状況が悪化するなど地域経済にも深刻な影響を及ぼし、歳入の大幅な減少が予想されています。一方、新型コロナウイルス対策として実施している取組等により、歳出が大きく増加しているとともに、いわゆるアフターコロナ・ポストコロナ時代と呼ばれる新しい生活様式への対応も必要となっています。加えて、本区の公共施設は昭和 40 年代から 50 年代に建設されたものが多く、老朽化に伴い、更新時期を迎えていく状況にあるほか、社会保障費関係の扶助費も高水準で推移している状況にあり、行政需要はますます増大していくと見込まれています。

今後、多様化・高度化する行政課題について、限られた経営資源で対応していくためには、人、組織、公共施設、財源といった限りある経営資源を、より一層最適に活用し、持続可能な区政経営を推進しなければなりません。そのためには、区民の目線から真に必要な区民サービスを提供できるよう事務事業の見直しをはじめとする経営改革の取組を進め、効果的・効率的な行財政運営と財政基盤の強化を図っていく必要があります。

第2部 基本方針・

葛飾・夢と誇りのプロジェクト

第1章 基本方針

第2章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

第1章 基本方針

1 基本計画が目指すべき方向性

本区の人口は、令和7年（2025年）以降、人口減少が継続することが見込まれています。今後も地域の活力を維持し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民等との協働により、まちの魅力を一層向上させていくことで、人口総数の維持・増加を図りながら、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、区民の声や区政を取り巻く環境の変化を捉えた施策を展開することにより、誰もが「住み続けたい」と思える魅力的なまちづくりを進めて区民の定住化を促進していく必要があります。また、バランスのとれた人口構成となるよう、ファミリー世代や年少人口の増加に向けた施策を展開し、多くの人から「住んでみたい」と思われるまちづくりを進めていく必要があります。

2 基本方針

上記の方向性を踏まえ、葛飾区基本構想に掲げる将来像等を実現するため、次の2点を基本計画の基本方針として掲げ、今後10年間の政策・施策を進めていきます。

1 夢と誇りあるふるさと葛飾の実現

- 未来に夢と希望を抱き、誇りを持って暮らせる、子どもが輝き、にぎわいに満ちた、平和で住みよいまち葛飾を実現します。
- 全ての人々が個性ある人間として互いの人権が尊重され、多様な可能性が開花する、ユニバーサルデザインに貫かれた地域社会を実現します。

2 区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり

- 区民、事業者、団体などの様々な主体と区が、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働しながら、まちづくりを進めます。
- 人口総数の維持・増加を図りながら、SDGsが目指す経済・社会・環境のバランスのよい発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めます。
- いつまでも、住み慣れた地域で誰もがいきいきと健やかに、住み続けることで幸せや喜びを感じながら暮らせるまちづくりを進めます。

第2章 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

1 夢と誇りあるふるさと葛飾の実現に向けて

今後、本区が、多くの人から住んでみたい、住み続けたいと思われる魅力的なまちとして発展していくためには、区政を取り巻く環境の変化を捉えつつ、区民のニーズの高い、区民生活の安全・安心の向上に向けた政策、利便性・快適性の向上に向けた政策、子育て・教育環境の充実に向けた政策を着実に展開していく必要があります。

そのため、基本計画では14の「葛飾・夢と誇りのプロジェクト」を掲げ、重点的かつ戦略的な取組を進めるとともに、これから育てていく事業や、現状の政策・施策体系を横断して取り組むべき事業の展開を図ってまいります。

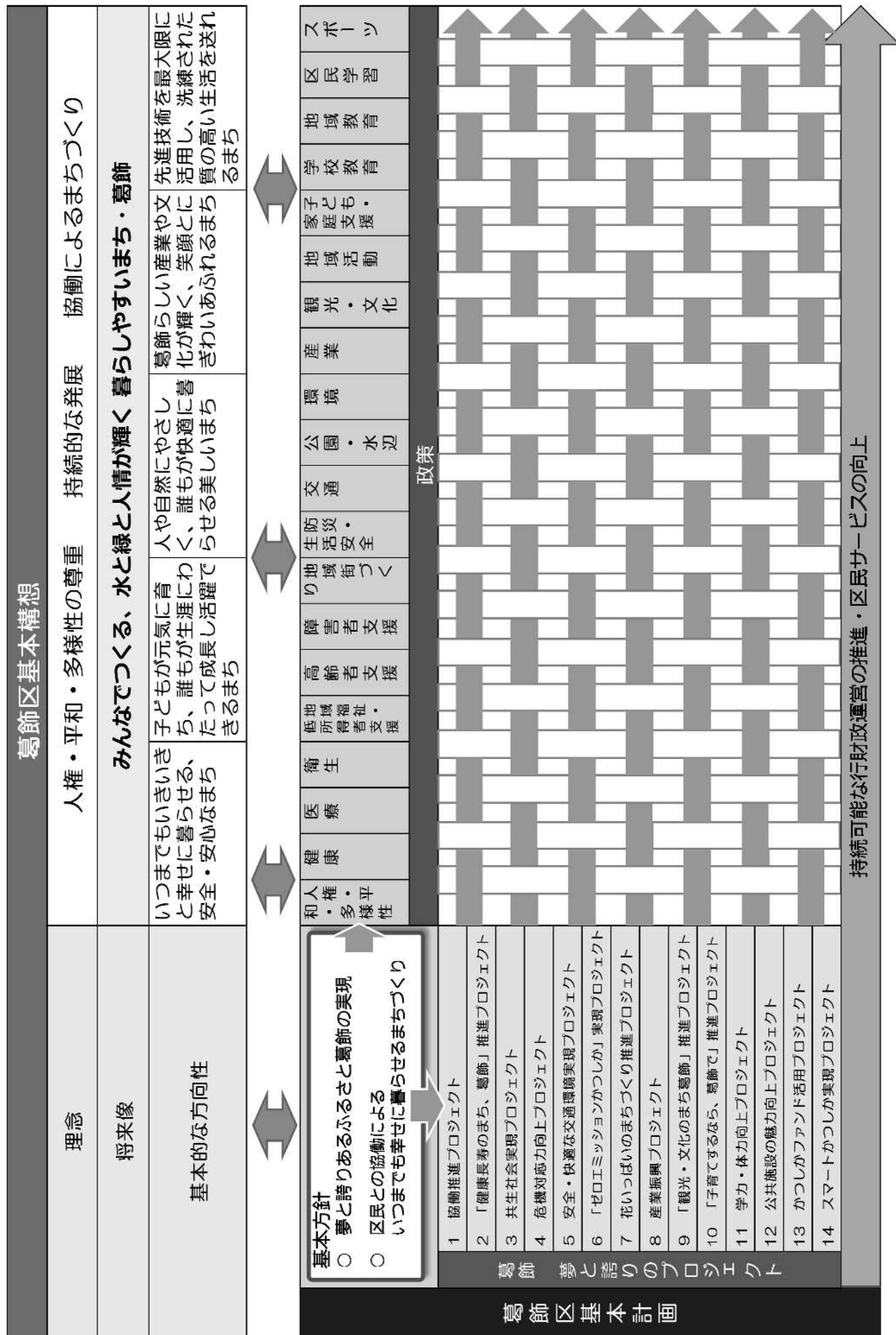
このプロジェクトを推進することにより、夢と誇りあるふるさと葛飾を実現していきます。

2 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

葛飾・夢と誇りのプロジェクト

- 1 協働推進プロジェクト
- 2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト
- 3 共生社会実現プロジェクト
- 4 危機対応力向上プロジェクト
- 5 安全・快適な交通環境実現プロジェクト
- 6 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト
- 7 花いっぱいのまちづくり推進プロジェクト
- 8 産業振興プロジェクト
- 9 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト
- 10 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト
- 11 学力・体力向上プロジェクト
- 12 公共施設の魅力向上プロジェクト
- 13 かつしかファンド活用プロジェクト
- 14 スマートかつしか実現プロジェクト

葛飾区基本計画の体系



1 協働推進プロジェクト ～広げる、深める、協働の実践～

本区では、人々のきずなや地元への愛着が強く、下町人情にあふれる土地柄が地域の魅力となっています。困ったときには手を差し伸べ、足りないところは補い合う人々のつながりは、まちづくりにも生かされ、各地区では、自治町会や民生委員・児童委員、商店街、地元企業、市民活動団体などが互いに連携・協力し、区とともに地域の魅力を生かしたまちづくりが進められています。その結果、住民が主体となった介護予防の取組、花いっぱいのみちづくり活動、地域スポーツクラブや各スポーツ連盟との協力による運動教室など、多くの分野で地域のために活動する団体や事業者等と協働した新たな取組が定着してきています。

一方で、高齢化による地域活動の担い手不足がかねてからの課題であるとともに、ICT化の急速な進展や外国人区民の増加、生産年齢人口の減少と老年人口の増加など様々な社会経済状況の変化は、区民のライフスタイルや価値観にも大きな影響をもたらし、地域のニーズや課題はますます多様化しています。

防犯、防災や地域の環境美化、子育て、高齢者支援、まちの活性化など、地域のまちづくりは多岐にわたります。様々な地域課題に柔軟に対応し、今後も地域社会が持続的に発展していくためには、これまで以上に、地域に集う様々な主体が協働してまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、住み、働き、学び、集う様々な人々がまちをより良いものしようと協働することは、まちと人とのつながり深め、区への誇りを育むとともに、区への誇りは、新たなまちづくりへの発意や更なる活動の意欲ともなります。

住み、働き、学び、集う様々な主体が、区への誇りを持ち、それぞれの得意分野や魅力を発揮しながら地域でいきいきと活躍する社会を目指し、そのための環境づくりを進めていきます。

〔葛飾区が進める協働 ～一人一人が夢と誇りあるふるさとかつしかの源に～〕

葛飾区が進める「協働」とは、区が活動団体や事業者などと特定の目的に向けて連携・協力するものだけでなく、様々な人や団体などが地域社会をより良くしようという思いを持って活動することそのものも含め、「協働」と位置づけます。

1 協働意識の醸成

一人一人にとって住みやすい地域社会は、まちをよりよくしようとする一人一人の思いから生まれます。区の実践や地域で行われている活動など、区政や地域の魅力を効果的に発信していくことで、地域への想いを育み、自らも地域での活動に積極的に関わろうとする区民の協働への意識を醸成していきます。

2 区民とともに、地域社会の未来を考える

地域の様々な課題の解決や地域の魅力を高めていくための取組は、それに関わる人とともに考え、知恵を出し合い進めていくことが必要です。協議会や意見交換会、勉強会、交流会など、様々な機会を通じ、区民と地域の課題や資源を共有し、共に地域社会の未来を考えていきます。

3 つながりを広げる

(1) 協働の取組の促進

区ではこれまで、事業者や活動団体との協働を積極的に進め、様々な分野で新たな取組が生まれてきました。今後も、事業者の CSR への意識を醸成し、多様なフィールドで連携を促進するとともに、地域をより良いものにしようと活動する団体等とそれぞれの持つ専門性や特性を生かして協働することで、共に地域の活性化や課題解決に取り組んでいきます。

(2) つながりの促進

地域では多くの協働の取組が行われています。こうした活動がさらに発展していくためには、NPO などの活動団体や自治町会などの地縁組織、事業者などがつながりを深め、それぞれの持つ知識や技術、経験を相互に提供し合う関係づくりが必要です。そのため、団体間の情報共有や連携の機会を創出し、地域で行われる協働の取組が活性化していくよう取り組んでいきます。

(3) 参加の機会の創出

地域活動に興味がある方、地域活動に有益な知識・技術を持つ方など、地域には協働を担う様々な人材がいます。葛飾区社会福祉協議会や地域活動団体、NPO などと連携し、地域への想いを参加につなげていきます。

4 地域の活動を支える

多様な地域の課題に応じ、区内では様々な活動が生まれ、育ってきています。こうした地域の活動が安定的に継続できるよう、新たな取組や抱えている課題の解決に向けた支援の方法を検討し、地域の活動が持続的に発展していけるよう取り組んでいきます。

2 「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクト

～生涯を通じての、切れ目のない健康づくり～

人生 100 年時代を迎えています。生涯を通して健康を維持しつつ、元気に自分らしく生活できることは、全ての区民の願いです。

区はこれまで、区民が自らの健康を意識し、健康づくりに取り組むきっかけ作りとなる事業に取り組んできました。特に、高齢者の体力づくりや介護予防の取組をはじめ、「運動好き」の子どもの育成など、体力向上を図り、スポーツを楽しめる環境整備を進めてきました。

今後、これまでの取組を更に広げ、介護分野と医療分野が協働したフレイル予防事業や、若いうち、元気なうちから区民が自らの健康管理や健康維持を意識できるよう、運動、食生活の改善や生活習慣の見直しなど、それぞれのライフスタイルに合わせて日常生活の中で継続して実践できる取組を進めていきます。

子どもから高齢者まで、あらゆる年代の区民がスポーツに親しみ、日常生活の中に運動習慣を取り入れることができる環境を整備することで、生涯を通じての、切れ目のない健康づくりを支援し、いつまでも元気に若々しく活躍できるまちをつくります。

1 高齢者のフレイル対策

加齢に伴い、筋力や食欲、認知機能の低下などの様々な課題や不安を抱えやすい高齢者がいつまでも元気で長生きできるよう、保健、医療、介護のそれぞれの分野が協働し、身体的、精神的、社会的な特性を踏まえ、高齢者一人一人の状況に応じた介護・フレイル対策を進め、健康長寿を支援します。

2 若いうちから取り組む健康づくり

各種健康診査の結果を受けて、健康づくり支援事業、介護予防事業、スポーツ事業など、それぞれの健康状態に合わせた健康増進につながる取組を案内するとともに、「実際に行動につながったか」を検証する仕組みをつくり、健康的な生活習慣の定着と更なる健康増進を支援していきます。

また、企業と協働して働く世代の健康づくり支援に取り組み、区の産業・経済を支える区民に対しても、積極的な健康増進を支援します。

3 あらゆる年代の区民がスポーツに親しむ環境づくり

子どもから高齢者まで、あらゆる年代の区民がスポーツに親しみ、日常生活の中に運動習慣を取り入れることができる環境を整備します。

また、保健指導事業等と連携するほか、区で実施される様々なイベント等の機会を活用し、それぞれのライフスタイルや健康課題に合わせたスポーツ事業を提案していきます。

主な関連事業

【新】高齢者に対する栄養指導等事業

【新】（仮）働く世代への総合的な健康づくり支援

区民健康づくり支援 かつしか糖尿病アクションプランの推進

がん対策の総合的な推進 高齢者の介護予防事業 体力向上のための取組

区民健康スポーツ参加促進事業 高齢者の健康づくりの推進 障害者スポーツの推進

スポーツ施設の利用しやすい環境整備

3 共生社会実現プロジェクト ～地域に受け入れ、地域で支えあう～

区の人口推計によると、令和7年（2025年）以降、人口は減少局面を迎え、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）ともに減少していきませんが、老年人口（65歳以上）は増加基調が続き、高齢化率は約30%に達すると見込まれています。また、区の人口の約5%を占める外国人区民も、長期的には、今後も増加していくと見込まれています。

このような環境の変化に伴い、これまで以上に誰もが生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりが重要となり、全ての人々が様々な特性や考え方の共通理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」を実現する社会が求められます。また、地域の課題も多様化が進み、支援の必要があるにも関わらず援助を求めることができない世帯、援助を受けることに拒否感が強い世帯、支援の情報が届きにくい世帯など、地域で支援が必要な世帯を早期に発見し、問題が深刻化、潜在化することを予防していく必要があります。区ではこれまで、子ども、高齢者、障害のある方などの対象ごとに、各種制度に基づいた公的な支援体制を整備し、質量ともに支援の充実を図ってきました。

今後は、こうした取組を更に推進するとともに、地域共生社会に向け、誰もが取り残されない包括的な支援体制を整備していきます。また、外国人区民が、地域の一員として安心して生活していくことができるよう、多文化共生に向けた取組を充実します。

地域が持つ様々な資源とそこに暮らす人との連携・協働により、誰もがお互いに尊重し合い、いつまでも自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

1 地域共生社会に向けた包括的な支援体制の整備

複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域づくりに向けた支援を進めていきます。具体的には、若者、中高年のひきこもりや未就労、育児と介護のダブルケアなど複合化・複雑化した課題を抱える世帯や制度の狭間にある世帯等支援を必要とする方に対して、区や自治町会、民生委員・児童委員、地域の福祉団体、専門職団体などが分野を超えて連携し、誰もが取り残されない包括的な支援体制を整備していきます。

2 多文化共生に向けた取組の充実

区役所や区民事務所等、区民が行政手続を行う場における多言語対応や生活に役立つ情報や防災情報の提供をはじめとする外国人生活支援の充実を図ります。また、外国人区民とのコミュニケーションを円滑にし、日本人区民と相互理解を進めるため、「やさしい日本語」の普及を図ります。さらに、日本語を習得する場や互いの文化・習慣を理解し合う機会を提供し、外国人にも暮らしやすい環境づくりを推進し、地域に愛着をもってもらえるようにします。

3 誰もが自分らしく暮らせる地域社会づくり

全ての人々が多様性を認め合い、自分を大切にすることができる地域社会を築くとともに、誰もが自由に活動し、自己選択・自己決定できるユニバーサルデザインの理念に根差したまちをつくります。

主な関連事業

【新】人権・多様性への理解促進 【新】包括的な支援体制の整備

【新】障害への理解と交流の促進 精神保健福祉包括ケアの推進

成年後見事業の推進 多文化共生社会の推進 自殺対策事業

4 危機対応力向上プロジェクト ～あらゆる危機に備える～

近年、海水温の上昇により大型で強い台風の発生リスクが高まっており、大雨や強風による甚大な被害の発生を心配する声が挙がっています。また、南海トラフ地震発生切迫性が高まっているほか、マグニチュード7クラスの首都直下地震が、今後30年以内に70%以上の確率で発生するといわれています。さらに、令和2年に感染拡大した新型コロナウイルスなどの新たな感染症についても、区民生活への大きな脅威として懸念されています。

区ではこれまでも、建築物の耐震化や液状化の対策のための助成、木造住宅密集地域の解消、防災活動の拠点となる公園の整備など、街づくりの面からの取組や、総合防災訓練や災害対策本部訓練、避難所開設訓練、緊急医療救護所開設訓練など実際に行動するための備えを進めてきました。

今後も、地震や水害などの大規模災害への対応をはじめ、あらゆる危機に対して幅広く対応できるよう、区民や事業者と協働して地域の現状や特性に応じた対策を講じ、いつまでも安全・安心に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

1 あらゆる危機に備えるまちづくり

近年の葛飾区における台風や豪雨の状況、他の被災自治体における被害の状況などを重要な参考事例として、雨、風、地震など様々な災害に備えるまちづくりを進めます。

特に、大規模水害に関しては、浸水対応型市街地の形成を目指し、浸水に対応した公共施設や民間施設の整備促進、避難者や物資の輸送と復旧・復興の拠点となる高台空間の整備を推進します。

また、感染症の拡大に備え、医療機関等との連携を進め、協働により危機管理体制を強化するほか、必要な物品の備蓄を進めます。

2 自助・共助・公助で進める災害対策

大規模な災害が発生した際に自分の身は自分で守ることを基本としつつ、自力での避難が困難な方、非常時に一人では自宅で生活できない方などの要配慮者に対するケアについて、地域で助け合いながら具体的な行動に結びつける実践的な準備を進めていきます。

また、感染症流行期には在宅避難を行うなど、状況に応じて適切な避難行動を選択できるよう、家庭や地域における災害対応力の強化を進めるとともに、区民に迅速に正確な情報を伝えることができるよう、情報伝達の多様化を図ります。

3 医療救護体制の強化

災害時に迅速かつ適切な医療救護活動を行うことができるよう、関係機関と連携し、医療救護体制の強化を図ります。また、備蓄品や人員の配置について、様々な災害に応じたきめ細かな整備を進めます。

主な関連事業

【新】女性視点の防災対策推進 【新】災害医療体制の強化 水害対策の強化
災害対策本部運営の強化 受援・物資搬送の強化 学校避難所の防災機能の強化
災害時協力井戸設置助成 地域防災の連携・強化 防災の意識啓発
防災活動拠点の整備・更新 民間建築物耐震診断・改修事業 地盤の液状化対策
四つ木地区の街づくり 東四つ木地区の街づくり 東立石地区の街づくり
堀切地区の街づくり 空家等対策 感染症対策の強化

5 安全・快適な交通環境実現プロジェクト

～区民の生活の「足」を支える～

本区の交通環境は、鉄道網の東西方向と、南北方向を基本としたバス路線網で公共交通網が整備されています。また、本区は平地が広がる地形のため、子どもから高齢者まで多くの区民が自転車を利用しています。しかし、南北方向を結ぶ鉄道がないこと、狭い道路が多く路線バスが入れない地域があること、バス利用者の減少や運転手不足により減便するバス路線が増えていること、自転車の交通事故が多いことなどが課題となっています。

そのため、区では、新金貨物線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、メトロセブン建設の実現に向けた取組を進めるとともに、循環バスの導入やバス利用者の利便性を向上させ、バス交通の充実を図っていきます。また、安全・安心な街づくりと合わせて、自転車活用推進を図るとともに、交通安全の啓発活動や交通結節点である鉄道駅周辺のバリアフリー化に取り組みます。

高齢社会へ対応し、子育てしやすく暮らしやすい環境づくりを目指して、あらゆる人が安全・安心・快適に移動できる交通環境を実現します。

1 新金貨物線の旅客化

区内の南北移動の利便性を高め、沿線地域をはじめとする区内全体の活性化を図るため、新金貨物線旅客化整備基金を計画的に積み立てつつ多角的に検討を進めることで、関係機関との協議を加速させ、旅客化の実現に向けて更なる取組を進めていきます。

2 バス交通の充実

高齢者をはじめとする区民の移動手段の確保し、利便性の向上を図るため、バス事業者やバス沿線地域と連携しながら、循環バスの導入や既存路線の再編を進めていきます。

また、わかりやすいバス運行情報の提供など、バス停の利便施設の整備促進をはじめ、利用者がバスを安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていきます。

3 自転車活用推進

放置自転車対策や自転車通行帯などの計画的な整備を進めるとともに、自転車利用者への交通ルール・マナーの普及啓発などを強化して自転車交通事故の防止対策に取り組みます。

また、利用しやすい自転車駐車場やシェアサイクルの整備などを進めることで、区民が安全・安心・快適に自転車を利用できる環境を実現し、自転車活用を推進します。

主な関連事業

【新】新金貨物線の旅客化 バス交通の充実 自転車利用環境の整備推進事業
自転車駐車場整備事業
地下鉄 8・11 号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業

6 「ゼロエミッションかつしか」実現プロジェクト

～脱炭素社会の実現を目指して～

地球温暖化に伴う気候変動によって、大型台風の直撃やゲリラ豪雨などの自然災害が頻繁に発生しています。気候変動の影響は既に私たちの身近な生活に及んでおり、温暖化対策の一層の推進は、喫緊の課題になっています。

そこで、令和2年2月に、本区では、2050年までに温暖化の原因である温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量実質ゼロに貢献する「ゼロエミッションかつしか」を実現することを、都内の区市町村に先駆けて宣言しました。

2050年に向け、今後10年間の取組が極めて重要となります。そこで、令和4年度から始まる「第3次葛飾区環境基本計画」では、ゼロエミッション実現に向けたビジョンや、具体的な取組、ロードマップをまとめ、目標の着実な達成を図ります。

これに基づき、区民や事業者との協働の下、国や他自治体と連携しながら、一層のエネルギー利用の効率化を図るとともに、資源循環の促進等に取り組み、脱炭素社会の実現を目指します。

さらに、社会経済状況が変化する中でも、SDGsの理念の下、区民や事業者とともにゼロエミッションへの取組を通じて、持続可能なまちづくりを推進します。

1 地球環境にやさしいエネルギー利用の効率化

助成金制度等の更なる充実を図りながら、クリーンなエネルギーや省エネルギーを区民の生活に取り入れるとともに、事業者の環境経営を支援します。

また、区内最大規模の事業者である区が、公共施設の窓や壁の遮熱、断熱対策や、全庁用車のZEV※化などを押し進め、区内の環境行動の機運を高めていきます。

さらに、地方の森林保全などに取り組むことで、CO₂削減だけでなく、CO₂吸収量拡大を目指します。

※ZEV・・・走行時にCO₂等の排出ガスを出さない電気自動車や燃料電池自動車のこと。

2 資源循環の促進

葛飾区食品ロス削減アクションプランに基づく食品ロス対策やプラスチック対策を中心とした、資源循環を区民や事業者とともに推進し、環境負荷を低減します。

主な関連事業

【新】気候変動適応策 【新】資源循環による環境負荷の低減促進
区の環境行動推進 区民の環境行動推進 事業者の環境行動推進
かつしかルール推進事業

7 花いっぱいのもちづくり推進プロジェクト

～花に彩られ、花を愛でる～

本区では、花いっぱいのもちづくりを進めており、花を愛でる多くの人と協働して、街中を花で彩ってきました。また、かつしか花いっぱいのもちづくり推進協議会との協働によって誕生した、どこでも水やりおまかせ型立体花壇「フラワーメリーゴーランド」は、公共空間への新たな花の展開手法として、全国に向け発信しています。

街中に花の溢れるまちは、住まう人、行き交う人に憩いと安らぎを与えるとともに人と人が関わり合い、心豊かで健康的な地域活動を生むだけでなく、人々の自然を大切にすることを高め、葛飾区の豊かな自然を守ることにつながります。また、花を育み愛でる人の存在は、まちに活力を与えると同時に、花を通して地域内の対話や交流が盛んになることで、防犯的な効果も期待できます。

今後、区内をさらに花いっぱいにしていくためには、個人の方々との協働が欠かせません。

そこで、道路や公共施設等を中心にした取組に加えて、各家庭においても、「魅せるまち」を意識して花を育み彩っていただくなど、花を愛でる多くの人々が協働して花いっぱいのもちづくりを推進できるよう、活動を広げていきます。

区、区民、団体、事業者などの多様な主体が一体となって、区内を花と緑で彩り、育てながら、快適で美しい環境づくりを進めるとともに、限りある自然を大切に守り、環境保全の推進を図ります。

1 花いっぱいのもちづくり活動の充実

駅前広場、沿道、公園など多くの人が行き交う場所が花で彩られるよう、地域と連携を図りながら取り組んでいきます。

特に、区民一人一人が花に親しむきっかけづくりを進めながら花いっぱいのもちづくりの意識を広め、区民や区を訪れる方が、より身近に花を感じられる空間の創出を目指します。

2 自治体間交流の促進

花いっぱいのもちづくりに積極的に取り組んでいる自治体を招き、シンポジウムを開催するなど、自治体間交流の輪を広げ、花いっぱいのもちづくりの更なる機運醸成を図ります。

主な関連事業

緑と花のもちづくり事業

8 産業振興プロジェクト

～職住近接の「暮らしやすいまち葛飾」の実現～

区内には、江戸時代・明治時代以来の伝統工芸職人や、多種多様で高い技術力を持った数多くの中小の製造業者が操業しており、個性的で人情味あふれる商店街とともに地域経済を担い、区民に多くの雇用の場を提供しています。しかし、区の産業は全体として縮小傾向にあり、区内の事業者の高齢化や後継者の確保などの課題が生じています。

また、全国的な少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少することが予測されており、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促しながら、多様な働き方を可能とする「働き方改革」の重要性が高まっています。

さらに、技術革新の加速度的な進化により、産業構造に大きな影響を与えています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークや web 会議の活用などのオンラインサービスが急速に広がっており、テイクアウト、オンラインショッピング、宅配サービスなどへのニーズが高まるなど、人々の働き方や暮らし方への意識が大きく変化しています。

区民が住まいを決めるに当たっては、通勤・通学などの交通の便や買い物等の日常生活の便が良いことなどが重要な要素です。今後、暮らしやすいまちづくりを進めていくためにも、工業、商業、観光などの各産業分野の連携を強化していくことが不可欠です。

そのため、事業の拡大・発展を目指す区内事業者への経営支援や起業、事業承継等の支援を通じて区内産業の一層の振興を図るとともに、女性や高齢者をはじめとする多様な人々が働きやすい環境整備を進め、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくりまします。

1 区内産業の活性化

区内企業の優れた製品・技術を国内外に向けて積極的にPRするとともに、企業が販路を拡大するための展示会出展やホームページの充実等の取組を支援します。

また、創業前から創業後の経営安定までの切れ目のない支援を行い、創業希望者や区外企業の創業を促進するなど、区内で創業しやすく、経営しやすい環境整備を進めます。

さらに、観光施策と連携しながら商店街のイベント等を支援するとともに、本区の商店街の魅力を発信し、商店街の魅力やブランドイメージの向上を図ります。

2 経営支援の充実

地域産業の優れた技術を安定的に引き継ぐため、事業承継を推進します。

また、キャッシュレス化への対応やインボイス制度の導入対策など、ICT環境を整備してデジタルトランスフォーメーションを進める区内産業を支援します。

3 働きやすい環境整備

女性や高齢者をはじめ、誰もが各々の能力を高めながらそれぞれの適性等に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進め、公共交通網、子育て・介護環境などの充実に図りながら、働きやすいまちづくりを進めます。

主な関連事業

葛飾ブランド創出支援事業 東京理科大学との産学公連携推進事業
伝統産業販路拡大支援事業 創業支援事業 事業承継支援事業
公衆浴場ガス化支援事業 雇用・就業マッチング支援事業
区内産業人材育成支援事業

9 「観光・文化のまち葛飾」推進プロジェクト

～惹きつけ、呼び込み、楽しめるまちづくり～

本区には、映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、区ゆかりのキャラクターが多数あり、これらのキャラクターをいかした観光事業を実施してきました。また、国の重要文化的景観に選定された柴又帝釈天とその周辺や堀切菖蒲園、水元公園、寅さん記念館・山田洋次ミュージアム、郷土と天文の博物館などの施設にも年間を通じて多くの方にお越しいただいています。近年では、海外から日本を訪れる観光客が年々増加し、区内でも、海外からの観光客を多く見かけられるようになっていたところです。

こうした中、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の拡大は、区内観光に大きな影響を及ぼしました。新たな日常における観光として日帰り旅行などの近場での観光が改めて見直され、高齢者人口の増加に伴い余暇を楽しむ人が増加していくなど、観光を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。

こうした変化を的確に捉えながら、本区の観光、地域経済の回復と更なる発展を図るため、本区の様々なコンテンツを活用した観光事業の推進や地域との協働による郷土の資産発掘など、まちの魅力を存分に引き出し、様々な形で広く情報発信していきます。

また、本区を訪れる様々な方々の満足度を高め、何度も訪れたいと思ってもらえるような取組を進めるとともに、区民も楽しめる観光・文化のまちづくりを進めていきます。

1 本区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業の推進

知名度の高い本区ゆかりのキャラクターや歴史、文化、自然など、本区ならではの観光資源を今後も活用・発掘し、その魅力を国内外に向けて発信していくことで、区の認知度やイメージアップを図るとともに幅広い層の来訪につなげます。

2 おもてなしの推進

観光ガイドマップ等の観光情報や観光案内所の機能の充実を図るなど、国内外から訪れる観光客を丁寧におもてなしし、満足度を高めるための取組を推進します。また、国内外からの観光客が安心して訪れることができるよう、安全・安心な観光のまちづくりに向けた環境の整備を進めます。

3 文化財・文化的資源の積極的な活用

多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化への理解や愛着を深められるよう、地域の有形・無形の文化的資源の効果的・魅力的な情報発信を行うなど、積極的な活用を進めます。また、観光振興や地域の活性化にも活用しながら、更なる文化的向上を図ります。

4 誰もが文化・芸術活動を楽しめる環境づくり

幅広い世代の区民が参加・体験できる文化芸術事業や、地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うなど、区民の誰もが文化芸術活動を楽しめる環境づくりを進めます。

主な関連事業

かつしか観光推進事業 観光資源づくり事業

寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル

文化芸術創造のまちかつしか推進事業 【新】文化財の保存及び活用

10 「子育てするなら、葛飾で」推進プロジェクト

～子育て・子育て支援の充実～

本区では、関係機関と協働し、妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を積極的に推進してきました。また、働き方の多様化など保護者のライフスタイルの変化に応じた保育需要に対応するため、保育所、一時保育や病児保育を設置したほか、就学児の保育需要に対応するため、学童保育クラブの整備などを行ってきました。これに加えて、保育施設の安定的な運営を図るために、私立保育所等の保育人材の確保と定着に必要な支援を行うなど、ハード・ソフトの両面で子育て環境の充実を図ってきました。

今後も、保護者の子育てに対する不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援します。また、希望する保護者が年間を通じていつでも保育施設を利用できる環境の充実を図るとともに、子どもが就学後も安全・安心に放課後等を過ごせる環境整備を進めます。さらに、虐待に対する子どもの権利擁護や子どもの貧困対策など、子どもの最善の利益の確保と若者の社会的な自立への支援のための取組を推進していきます。

1 切れ目のない子ども・子育て支援

妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して切れ目のない支援を充実することで、親子の心身の健康を増進します。また、子どもやその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を実現する拠点として子ども未来プラザの整備を進め、ゆりかご面接や養育相談、地域での子育て支援ネットワークの構築等を実施します。

2 年間を通して利用しやすい質の高い子育て環境の充実

年間を通して利用しやすい保育環境を実現し、仕事と子育てを安心して両立できる環境を整備するとともに、子どもたちがより豊かに成長できるよう、保育人材の確保を支援するなどの施策を通して教育・保育施設等の質の向上を積極的に図ります。また、幼稚園・認定こども園での通年型預かり保育など様々なニーズを持つ保護者に応じた子育て支援施策を実施します。

3 放課後等の子ども支援

就学後には、児童が安全・安心に放課後等を過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校内を中心に学童保育クラブ設置を進めるとともに、わくわくチャレンジ広場をより充実させます。

4 子どもの最善の利益の確保と若者の社会的な自立への支援

子ども総合センターの機能強化を行うとともに、新たに児童相談所・一時保護所を設置します。また、子ども総合センターと児童相談所が両輪となって、虐待から子どもを守り、子どもの最善の利益の確保を行います。さらに、様々な事情を有する子ども・若者の社会的自立と社会参画を促進するための相談等に対応するとともに、地域で支援を行う地域活動団体との有機的なネットワークを構築し、連携して支援を推進します。

主な関連事業

【新】子ども未来プラザの整備 ゆりかご葛飾 通年型預かり保育の実施
保育所の整備 保育人材の確保 学校施設を活用した放課後子ども支援事業
児童相談体制の強化 かつしか子ども応援事業 若者支援体制の整備
子ども・若者活動団体支援

11 学力・体力向上プロジェクト

～これからの時代を生き抜く学力・体力を身に付ける～

本区ではこれまで、各小・中学校において、校長による学校の現状に応じた「学力向上プラン」の実施や、すべての学校で共通して取り組む「葛飾スタンダード」の実施、幼稚園や保育園と小学校との連携を深める就学前教育の充実、「かつしかっ子チャレンジ」の取組など、児童・生徒の基礎学力の定着と体力向上の取組を展開してきました。

現在、グローバル化や情報化など急激な社会的変化が進む中、新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の実現、小学校におけるプログラミング教育の実施、外国語活動・外国語の授業など新たな学習活動への対応を進めています。

今後、基礎学力の定着に加え、子どもたちがこれからの時代に求められる資質や能力を身に付けられるよう、一人一人に応じた学習を支援しながら、総合的に学力向上を図ります。また、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、実践し続ける運動意欲を喚起し、生きる力を育てます。

子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整備し、自分を大切にしつつ他者を思いやる心を養いながら、一人一人の個性を大切にされた教育を推進していきます。

1 総合的な学力の向上

I C Tを効果的に活用できる環境を整備し、1人1台のタブレット端末を導入することによりわかりやすい授業を実施するとともに、学習センター（学校図書館）や家庭においても、タブレット端末を活用した自学自習を推進することで、一人一人に応じた学びの充実を図ります。

また、学校教育総合システムと連携した学力調査や学習意識調査を実施するとともに、授業の充実に向け外部人材の活用を図ることで、一人一人に応じた学力の向上を一層推進していきます。

2 体力の向上

基礎体力の一層の向上を目指し、新たに「かつしかっ子体力アッププログラム」に取り組むとともに、体力向上推進校の効果のある取組を区内の学校で共有します。また、運動好きの子どもを育成するために、小学校低学年の取組を充実させるとともに、中学生が自身の健康や体を動かすことに関心を持つ機会を設定します。

3 一人一人を大切にす教育の推進

日本語の習得が必要な子ども、発達に課題のある子ども、不登校の子どもなど、子どもの状況に応じて、支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが安心して教育を受けられる環境を整備していきます。

主な関連事業

【新】総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～

【新】いじめ防止対策プロジェクト

教育情報化推進事業 体力向上のための取組

発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実

日本語指導の充実 不登校対策プロジェクト

12 公共施設の魅力向上プロジェクト

～利用しやすく安全で快適な施設を目指して～

区内には、400 を超える公共施設があります。建築から既に 50 年前後経過した施設も多く、老朽化が進む中で、ユニバーサルデザインに基づいた対応が十分でない状況です。社会状況・利用方法の変化に伴い、施設の果たすべき役割が変化し、区民の活用状況に对应されていない施設もあります。また、建物の老朽化や設備の劣化などにより、修理・修繕を行うための多額の費用が必要となっています。

公共施設は、区民の貴重な財産です。今後も、建物の用途や使い方を常に見直しながら、できるだけ長く、安全かつ快適に使えるようにすることと併せ、費用対効果の視点も必要です。

そこで、公共施設の改築や大規模改修などの際には、地域の実情、施設を利用している区民の意見、近隣のまちづくりの進捗状況、新たな社会ニーズ、区民サービスの更なる向上などを総合的に勘案し、公共施設が提供するサービスを適切に見極め、社会や地域の実情に合致するよう、用途の見直しや民間への移管、周辺施設との複合化なども図りながら、効果的・効率的に施設整備を進めます。

公共施設が、適切な行政サービスを提供する「場」として、また、区民が自発的な活動を積極的に行ない、地域を元気にし、生活に潤いをもたらす「場」として、更に区民の安全・安心を守る「場」として機能するよう施設経営を進めます。

1 利用者の目線での区民サービスの提供

だれが・いつ・どのような形で利用するかを常に考えて、サービスを提供する場所を整備します。

2 安全に快適に使える施設の整備

施設を利用する区民の声を聴き、手すりの設置や段差の解消などを図り、誰にとっても使いやすい施設にします。

3 施設の適正保全・施設の長寿命化の推進

計画的・予防的な修繕と即効性のあるスピード修繕に取り組むことで、財政負担の平準化を図るとともに、施設保全の適正管理を進め、施設を長く使えるようにします。

4 総合庁舎の整備

現在の総合庁舎は、建物・設備の老朽化やサービス提供スペースの狭あい化、防災性能の不足など多くの課題を抱えています。

これら諸課題の解決を図り、新たなサービス拠点、災害対策拠点として生まれ変わるため、区民の生活様式をはじめとする社会状況の変化を踏まえながら、立石駅北口地区第一種市街地再開発事業により建築される施設と現庁舎敷地の効果的・効率的な活用について検討を進めていきます。

13 かつしかファンド活用プロジェクト

～みんなの力で地域課題を解決する活力あるまちづくり～

現在、インターネットを活用して賛同者から広く資金を募りながら事業を進めるクラウドファンディングが広く活用されています。中でも、自治体が主体となり、応援してほしいプロジェクトにふるさと納税の仕組みを活用して資金を募る「ガバメントクラウドファンディング」の取組が全国的に広がっており、良いまちづくりに貢献したいと考える区民や賛同者が所得税・住民税からの税控除を受けながら自治体の課題解決を応援し、様々なプロジェクトが立ち上がっています。各特別区においても、令和2年度のふるさと納税による特別区民税の減収額は約424億円に達すると見込まれており、様々な取組を進めています。

また、地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する事業を実施する事業者が、地域の自治体等と調和を図りながら実施するクラウドファンディングである「ふるさと投資」を実施するための金融商品取引法等の法改正がなされ、地域活性化に向けた取組が広まっていくことが期待されています。

こうした仕組みを活用することにより、そのプロジェクトが抱える問題に対する区民等の関心を高めたり、そのプロジェクトを通じて自治体に興味・関心を持ってもらえるといったプロモーションの効果も期待できます。

今後、本区においてもガバメントクラウドファンディングやふるさと投資などの活用を図り、「まちを良くしたい」という区民や事業者のアイデアや思いを実現しながら、みんなで地域課題を解決していく活力あるまちづくりを進めます。

1 ガバメントクラウドファンディングの活用

ふるさと納税型の寄付金の使い道をより具体的な事業として示し、インターネット等を通して世の中に呼びかけながら事業に共感した方から寄付を募るガバメントクラウドファンディングを活用し、本区の課題解決や活性化を図ります。

2 ふるさと投資の活用等によるクラウドファンディングの促進

本区の活性化に資する様々な事業に対するクラウドファンディングの組成を支援し、本区の地域資源を活用した独創的な技術やアイデアを活用した活動や事業の発掘・促進を図り、活力ある地域づくりを進めます。

14 スマートかつしか実現プロジェクト

～先進技術を生活の中に～

今日、インターネットやスマートフォンをはじめとしたICT（情報通信技術）は、私たちの生活に欠かせないものとなっています。国では、先進技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会として「Society5.0」の実現を提唱しています。これにより、AI（人工知能）やドローン（無人航空機）、IoT（モノのインターネット）などの先進技術が最大限に活用され、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されることで、今までにない価値を生み出せるようになると期待されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、テレワークの活用が広がるなど、産業・医療・教育・地域などあらゆるものがオンラインでつながる社会が急速に広まりつつあります。また、国をはじめ産業界など様々な分野で、デジタル技術によるサービスや業務の改革を進めるデジタルトランスフォーメーションが進められてきています。

今後、こうした先進技術による社会変革の潮流を注視しつつ、行政手続をはじめとする区民サービスや事務事業の業務プロセスなどにおいてデジタルトランスフォーメーションを進めるなど、先進技術を活用した施策を積極的に展開していくことで、誰もが質の高い快適な生活を送ることができるまち「スマートかつしか」の実現を進めます。

1 デジタル技術を活用した効果的・効率的な行政運営の推進

区民が来庁することなく行政手続をはじめとした区民サービスを提供できる仕組みの構築や、RPA（業務自動化ツール）、AI 等による業務プロセスの改革を図るなど、デジタル技術を活用した効果的・効率的な行政運営を推進していきます。

2 デジタル技術の活用による快適な社会の構築

現在、交通、物流、健康・医療、農業など様々な分野で、官民が連携し、先進技術の活用による新たなサービスやビジネスモデルの構築が進められています。

区においても、オープンデータの推進や民間事業者など様々な主体との連携を図り、社会のあらゆる分野でデジタルトランスフォーメーションが進み、誰もが快適で質の高い生活を享受できる社会の構築に取り組んでいきます。

3 誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる環境づくり

デジタル技術の進展は、社会に大きな変革をもたらすとともに、私たち個々人にも様々な恩恵をもたらすものです。社会全体のデジタル化を進めるに当たっては、誰もがその恩恵を享受できる環境づくりを進めていきます。

第3部 政策別計画

I 基本理念

政策1 人権・平和・多様性

II 健康・福祉

政策2 健康

政策3 医療

政策4 衛生

政策5 地域福祉・低所得者支援

政策6 高齢者支援

政策7 障害者支援

III 街づくり・環境・産業

政策8 地域街づくり

政策9 防災・生活安全

政策10 交通

政策11 公園・水辺

政策12 環境

政策13 産業

政策14 観光・文化

政策15 地域活動

IV 子ども・教育

政策16 子ども・家庭支援

政策17 学校教育

政策18 地域教育

政策19 生涯学習

政策20 スポーツ

I 基本理念

政策 1 人権・平和・多様性

人権や多様性が尊重され、全ての人が共生できる
平和な社会を築きます

1 政策目的

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- 誰もが互いの個性・文化・習慣の違いを認め合い、共に支え合いながら暮らせる環境を整備することで、多文化共生を推進するとともに、多様性が輝くまちをつくります。
- 世界恒久平和や核兵器廃絶に向けた意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインに基づいたまちをつくります。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。

2 政策の方向性

- 誰一人として、差別や偏見に苦しむことなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会をつくることを目指します。
- 区民が世界平和や核兵器廃絶について考える機会を増やし、戦争についての記憶や体験を若い世代へ引き継ぎます。
- 道路や施設等のバリアフリー化や誰もがわかりやすい公共サインの整備、心のバリアフリーの推進など、あらゆる側面において、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。
- 互いの国の文化や習慣を理解し、共生できる国際性豊かなまちをつくるため、行政手続の多言語化や生活相談など、外国人区民にも暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、外国人区民と日本人区民との交流を促進します。

3 施策の体系

| 政策 1 人権・平和・多様性 | |
|---|---|
| 施策 1 人権・多様性 人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります | |
| 新 | 【計画】人権・多様性への理解促進事業 |
| | 【計画】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業 |
| | 【計画】配偶者暴力防止事業 |
| | （事業）令和2年度実施 男性の家庭生活への参画支援事業 パルフェスタ 各種講座（人権・男女平等） 相談事業（女性の自立支援等） 男女平等推進センター等維持管理 男女平等推進センター図書資料室運営 人権・男女平等啓発情報発信事業 男女平等推進審議会等運営 部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成 男女平等推進計画等策定 女性相談 |
| 施策 2 非核平和 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします | |
| | （事業）令和2年度実施 葛飾原爆被爆者の会助成 非核平和都市宣言関連事業 |
| 施策 3 ユニバーサルデザイン ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります | |
| | 【計画】バリアフリー事業 |
| | 【計画】歩道勾配改善事業 |
| | 【計画】公共サインの充実 |
| | （事業）令和2年度実施 民間建築物バリアフリー化整備費助成 バリアフリー法審査認定事務 |
| 施策 4 多文化共生 互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります | |
| | 【計画】多文化共生社会の推進 |
| | （事業）令和2年度実施 外国人各種相談 |

施策1 人権・多様性

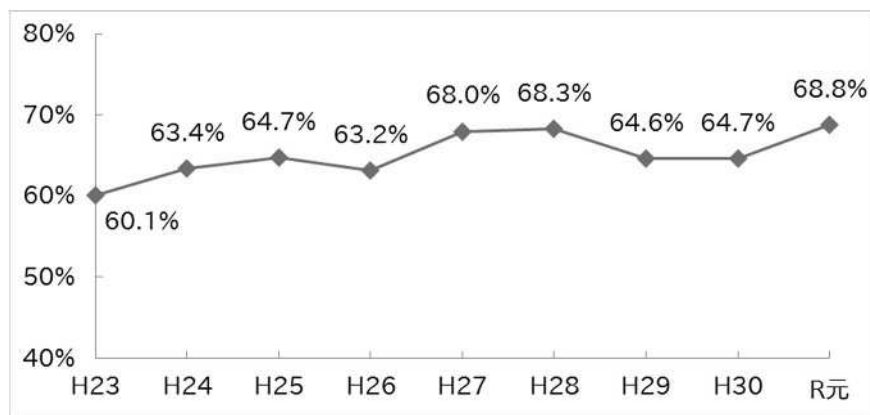
人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しています。そのため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが求められています。
- 日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合と比較して、男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は低い状況にあります。また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は、増加しており、被害者支援や暴力防止に向けた啓発の充実が求められています。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、自身の性自認や性的指向を理由とする差別や偏見、災害時の人権問題など、新たに顕在化している人権課題への対応が求められています。

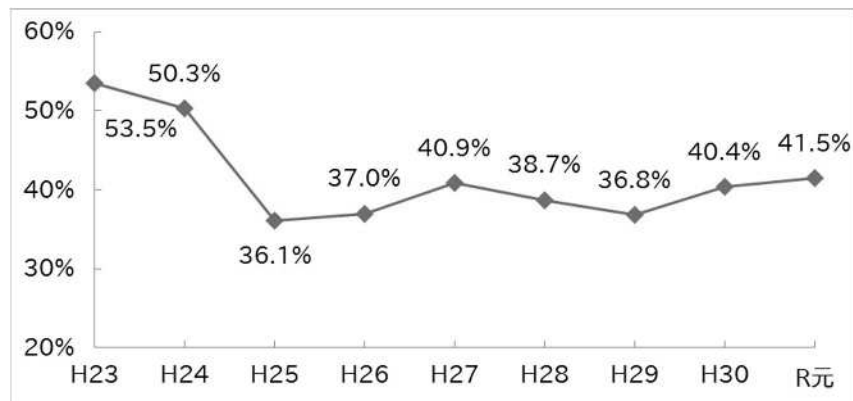
図表 日常生活の中で差別があると感じることがある区民の割合
〔「いいえ」の回答率〕

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



図表 男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **人権・多様性への理解促進** 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、意識啓発や人権教育を推進し、全ての人が自分らしく生きられるようにします。また、人権課題の具体的解決に向けて、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った対応を図ります。
- **男女共同参画社会の実現** あらゆる場における男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、共にその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会の実現に向けて全庁的な取組を推進します。また、配偶者等からの暴力について被害者への支援を行うとともに、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。
- **新たな人権課題への対応** 新たに顕在化している人権課題に対しても理解を深めるため、人権と多様性を尊重した正しい知識と理解が広がるよう積極的に普及啓発を進めます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------------|---|
| 人権・多様性への理解促進事業 | 区民や企業に対して、人権や多様性に関して身近なこととして考えられるテーマを取り上げ、啓発紙の発行、パンフレットの作成・配布を行い、幅広く普及啓発を図ります。 |
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業 | 区内の中小企業等に対して、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣するほか、経営者・管理職等への意識啓発や職場づくりなどのセミナーを開催します。また、男女の課題に応じた講座を開催するとともに、リーフレットの作成・配布やイベントでの啓発を行うことで、職場改善など誰もが充実した生活を送ることができる環境の整備を支援します。 |
| 配偶者暴力防止事業 | 関係機関等との連携を進めながら、配偶者暴力相談支援センターを運営するとともに、相談業務や啓発講座等の実施、DV防止啓発パンフレット等の作成・配布、「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発活動などにより被害者支援とDV防止を図ります。 |

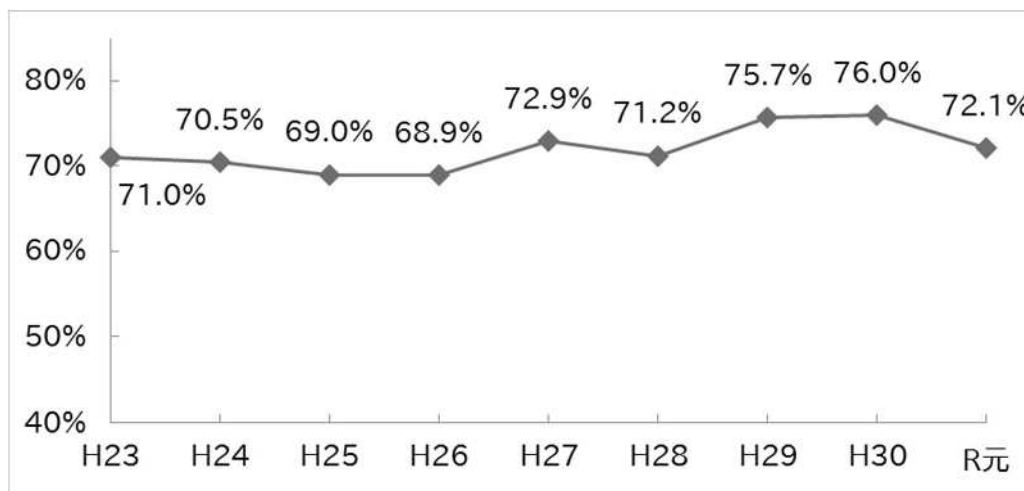
施策2 非核平和

世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、非核平和に関心を示す区民は増加傾向にあります。「非核平和祈念のつどい」では、毎年、保育園や小・中学校が参加し、多くの千羽鶴が寄せられています。
- 区では、「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小・中学校を訪問し、児童・生徒に体験を語る「被爆体験講話」を行うとともに、DVDを制作し、各学校・図書館において貸出しや上映会を行っています。
- 近年、「葛飾原爆被爆者の会」の会員数が減少しています。広島市、長崎市が中心となる「平和首長会議」でも、被爆者の高齢化が懸念されており、今後、「被爆体験講話」や「非核平和祈念のつどい」が継続できなくなるおそれがあります。

図表 非核平和について関心がある区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **平和教育の推進** 非核平和を願う千羽鶴を製作する保育園や小・中学校を増やすほか、国内外の人と交流を持ち異なる文化や習慣などを相互に理解し合う機会づくりや世界情勢に関心を持てるような取組を行うなどの啓発活動を継続的に実施し、児童・生徒が平和について考えられるようにします。
- **非核平和の啓発** 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、「被爆体験講話」のDVDや、広島・長崎に関する資料の活用を図り、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発を続けます。特に、毎年7月から8月にかけては、区役所及び地区センター等において、原爆に関するポスター展を継続的に実施し、DVDを上映するなど、非核平和について区民が考え学べる機会をつくります。
- **戦争・被爆体験の継承** 「葛飾原爆被爆者の会」の活動を引き続き支援するとともに、その継承方法等について検討します。

施策3 ユニバーサルデザイン

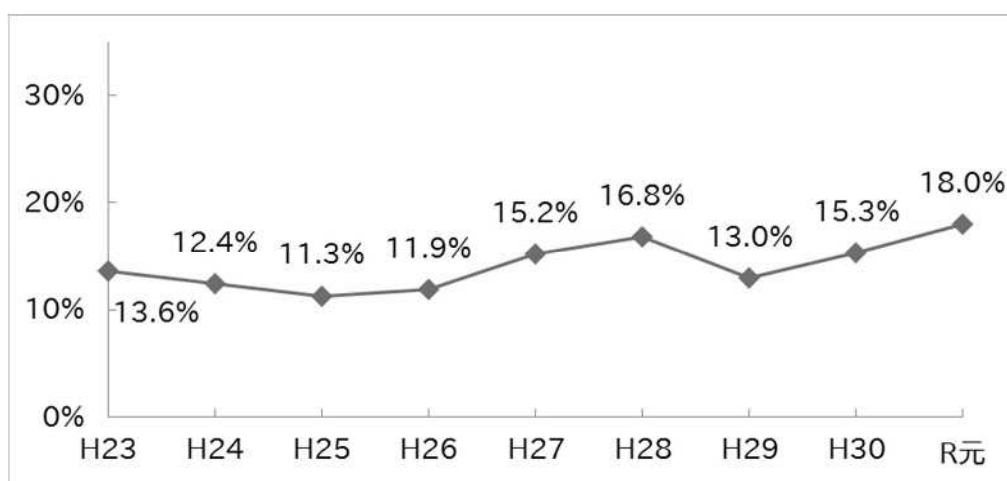
ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「心やさしい人づくり」や「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「分かりやすい情報・サービスづくり」の考え方を各施策に取り入れ、ユニバーサルデザイン¹のまちづくりを進めています。今後、本区の老年人口（65歳以上）や外国人区民の増加が見込まれる中、ユニバーサルデザインの考え方は、ますます重要になります。
- 道路や公園、公共施設では、新設や改修に合わせて移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点からバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅の周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。
- 近年、区では公共サインの再構築を行い、令和元年度に区内12エリアでの公共サインの整備が完了しました。今後も盤面情報の更新等、適切な維持管理を行うとともに、外国人も含め誰にでもわかりやすい表示や多様な方法で情報提供を行うなど、公共サインの利便性を高めていく必要があります。

図表 区内でユニバーサルデザインが普及していると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ ある特定の人のためではなく、年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いを越え、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていかこうとする考え方

2 施策の方向性

- **ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進** 区が実施するあらゆる事業において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、継続的な見直しを行うことで、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。また、区民一人一人がそれぞれの人が抱える困難さをお互いに理解し、困った時には声を掛け合い、助け合える「心のバリアフリー」を進めます。
- **バリアフリー化の推進** 高齢の方や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体等の区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめ、区内全域における一体的なバリアフリー化を推進します。
- **公共サインの整備** 利用者にとってわかりやすく、利便性の高い公共サインとなるように、多言語化やピクトグラム²による表示を行うほか、ICTを活用した情報伝達を図るなど、利用者の目線に立った表示を行っていきます。今後、ガイドラインや整備計画の改定を含めて事業を進めます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------|--|
| バリアフリー事業 | 重点整備地区（金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏）のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、その他の鉄道駅周辺でも一体的なバリアフリー化を積極的に推進します。 |
| 歩道勾配改善事業 | 高齢の方、障害のある方、車いすの方の利用の多い道路について、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。 |
| 公共サインの充実 | 葛飾区公共サインガイドラインに定めた統一的なルールやデザインに準拠しつつ、さらに視認性を高めたサイン表記のあり方や案内誘導機能の強化・向上を検討するとともに、効率的な整備手法の検討などを行い、利用者にとって使いやすいものへと充実を図ります。 |

² 言葉によらない、目で見ただけで案内を可能とする案内用図記号のこと

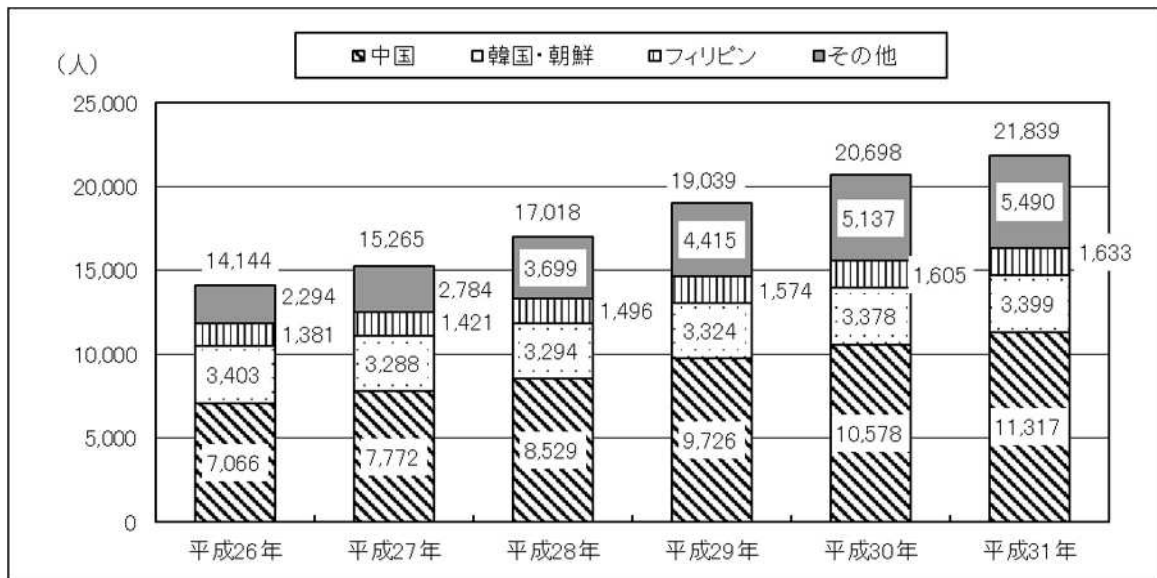
施策4 多文化共生

互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 外国人区民は年々増加し、令和2年4月現在、23,000人を超えています。本区では、転入手続に合わせて「外国人向け生活ガイドブック」を活用し、日常生活のルールや生活情報などを提供しています。今後も外国人区民の増加が予測される中、外国人区民にも暮らしやすい環境づくりや、日本語学習支援を進める必要があります。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりをはじめ、おもてなしボランティア講座、東京理科大学やオーストリア大使館と連携した事業等に取り組んでいます。一方、外国人区民が地域で生活する上で、生活習慣等の違いによるトラブルが懸念され、住民同士の円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのパナン州と、友好訪問団や青少年ホームステイの派遣・受入等を行っています。

図表 主要国籍別人数
出典：戸籍住民課資料（葛飾区統計書 令和元年刊行）



2 施策の方向性

- **外国人区民にも暮らしやすい環境づくり** 行政手続の多言語化、生活ガイドブック等を通じて生活に役立つ情報を提供します。また、転入に合わせた基本的な生活習慣の案内や外国人生活相談、行政書士による専門相談などの充実を図ります。
- **やさしい日本語の普及** やさしい日本語の研修等を通じ、職員の意識付けと接遇スキルの向上を図ります。また、区民に対し、やさしい日本語の普及を図ります。
- **日本語学習の支援** 外国人区民の日本語学習をサポートするため、日本語ボランティアの育成・ボランティア団体への支援・区主催の日本語教室の開催等、学習機会の充実を図ります。
- **多文化交流の促進** 互いの生活習慣や文化を知る機会として、唄や踊り、食を通じた交流や日本文化を体験するとともに、区に登録している語学ボランティアの協力を得て、外国人区民と日本人区民の交流を促進することで、円滑なコミュニケーションを図ります。
- **友好都市等との交流** 友好都市等との交流事業により、住民相互の交流を深め、その交流の輪を次世代や地域へ広げます。また、友好都市等の交流事業に関わった方々が、区と協働で国際交流事業や多文化共生の地域づくりの担い手となり活躍できるようにします。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|---|
| 多文化共生社会の推進 | 外国人区民にとっても暮らしやすい地域となるよう、行政手続の多言語化・やさしい日本語対応や日本語習得等の支援を行います。また、文化・習慣に対する相互理解を深めるため、多文化交流の場を拡充します。さらに、友好都市等、外国都市との交流を深め、多文化共生の地域づくりの担い手を育てます。 |

政策2 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 区民の健康寿命を延ばすため、働く世代の健康づくりや高齢者のフレイル対策など、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実します。
- 生活習慣病を予防するため、健康診断の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、食生活の改善や喫煙、歯と口腔の健康を守る習慣の定着に向けた対策を推進します。

3 施策の体系

| 政策 2 健康 | |
|---|--|
| 施策 1 健康づくり 区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします | |
| | 【計画】 区民健康づくり支援 |
| 新 | 【計画】 高齢者に対する栄養指導等事業 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 歯科健康教育 栄養指導事業 健康教育関連事務(学校保健との連携) 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業 |
| 施策 2 心の健康 心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実します | |
| | 【計画】 精神保健福祉包括ケアの推進 |
| | 【計画】 自殺対策事業 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療(精神通院医療) 医療観察制度 心身障害者福祉手当(精神障害者福祉手当) |
| 施策 3 生活習慣病の予防 区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします | |
| | 【計画】 かつしか糖尿病アクションプランの推進 |
| | 【計画】 がん対策の総合的な推進 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 健康づくり健康診査 骨粗しょう症検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査・特定保健指導事業 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 健康診査事業(後期高齢者医療事業) 長寿歯科健康診査 眼科健康診査事業 施設通所者健康診査事業(障害者) 成人歯科健康診査事業 健康手帳 |

施策1 健康づくり

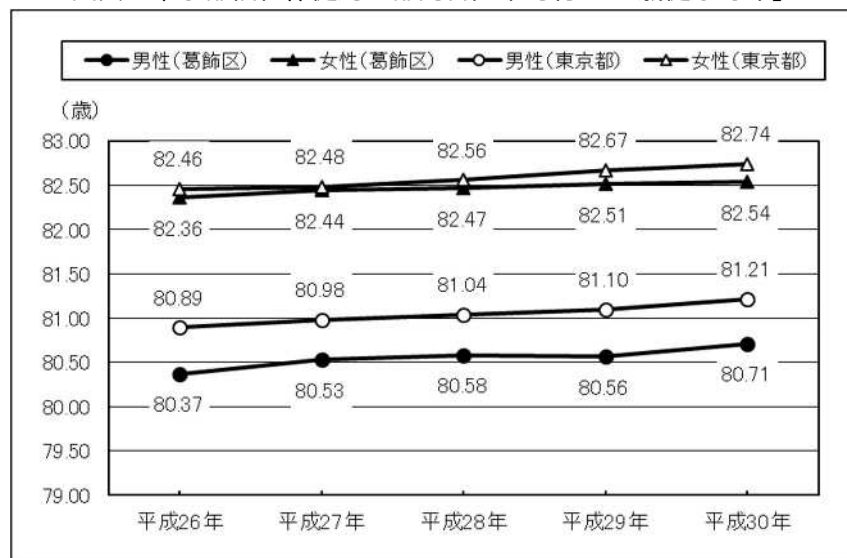
区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 平成30年における本区の65歳健康寿命¹は、男性が80.71歳、女性が82.54歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、健康づくりに十分取り組めていない働く世代の方に対し、運動習慣の定着化や食生活の改善、働きながらも取り組める健康づくりを促進することが必要です。
- 平成29年の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合²は、女性が21.9%、男性が13.8%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル³状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 区では「かつしかの元気食堂⁴」の認定を進めています。今後も、若年層をはじめとする区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。

図表 要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の65歳健康寿命

出典：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」



¹ 65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

² BMI (Body Mass Indexの略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から簡単に測定することができ、標準値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている) が20以下の高齢者の割合

³ 加齢によって心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態

⁴ 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。平成30年度末における認定店数は113店

2 施策の方向性

- **健康意識の啓発** 区民一人一人の健康意識を高めるための啓発を行い、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。特に、若いうちから健康づくりに取り組めるよう、各種健康診査の結果を受けた健康づくり支援事業やスポーツ事業などを案内するとともに、各種事業への参加方法の簡素化を進めながら、健康的な生活習慣の定着を図り、健康増進につなげます。
- **健康経営の推進** 区内事業所を対象とした健康づくり支援事業を実施し、職域保健と連携して働く世代の健康づくりを支援します。
- **高齢者のフレイル対策** 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加について、関係機関と連携して進めていきます。
- **食育の推進** 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、性別や年齢等を考慮した栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動等を推進します。また、かつしかの元気食堂における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供を進めていきます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 区民健康づくり支援 | 健康大学 ⁵ をはじめとする健康づくりの普及啓発について、動画配信などを用いて様々な年代やライフスタイルに合わせた取組を行います。また、スポーツや介護予防事業との連携、メンタルや食育も含めた総合的な健康づくり事業を実施するとともに、区内で働く方の健康づくりを支援します。 |
| 高齢者に対する栄養指導等事業 | 葛飾区医師会と協働して、長寿医療健康診査を活用した意識啓発、栄養指導、生活機能訓練を行い、フレイル対策を推進します。 |

⁵ 保健所ならではの健康に関する知識を学び体験し、他の参加者と交流しながら健康を考える講座

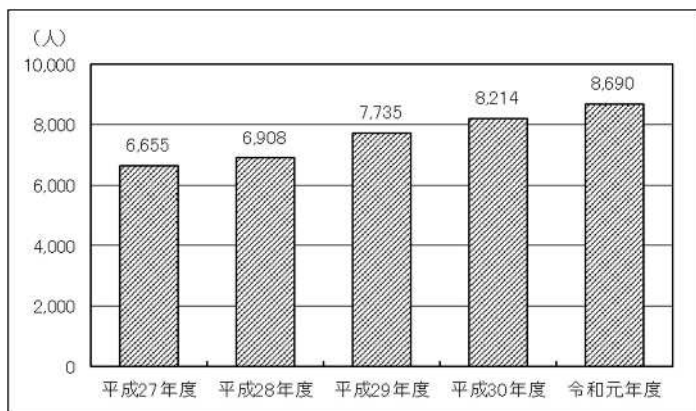
施策2 心の健康

心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実します

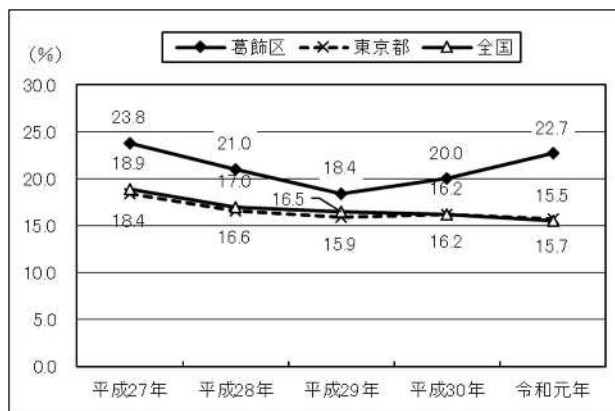
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区の自立支援医療（精神通院医療）⁶申請件数は増加傾向にあります。精神疾患は発病当初は気づかれにくいため、早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発活動に取り組むとともに、精神疾患のある方や家族への支援体制を構築する必要があります。
- 今後、精神障害のある方が地域の一員として、より安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムを構築する必要があります。
- 区では、精神疾患や精神障害のある方が、地域社会で安定した生活を送れるよう、平成30年度に「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」立ち上げました。さらに、長期入院患者の退院支援や在宅療養に関する専門部会を設置し、検討を進めています。今後、地域で安定した在宅療養生活を送れるよう、支援を充実する必要があります。
- 区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、国や東京都に比べ経年的に高く、毎年約90人の方が自殺で亡くなっています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的困窮や不安を訴える人が増えており、自殺者の急増が懸念されます。そのため、心の健康づくりに加えて、福祉や子育てなど、あらゆる分野において相談体制の強化など、自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があります。

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数
出典：葛飾区の保健衛生（事業概要）



図表 自殺死亡率の推移
（人口10万人あたりの自殺者数）
出典：厚生労働省 自殺の統計



⁶ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

2 施策の方向性

- **心の健康づくり** 区民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持・増進ができるよう普及啓発を行うとともに、保健センター等で医師や保健師による相談を行います。
- **地域支援体制の構築** 精神疾患や精神障害のある方を医療につなげ、治療を継続できるような地域全体で支援する体制を構築します。また、精神科病院に入院している方や在宅療養をしている方に多職種による個別支援を充実し、退院後支援、在宅療養の継続や障害福祉サービスの利用等、地域生活を支えるための支援を充実します。
- **グループホーム等の整備** 地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに、日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成します。
- **自殺対策の推進** 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきけるよう、庁内の相談窓口が連絡を取り合い、自殺のリスクのある人を適切な相談窓口につなぐための具体的な仕組みをつくり、相談体制の強化を図ります。また、自殺未遂者に対し、医療機関、警察、消防、交通機関、地域等と連携した支援体制を構築するとともに、自死遺族の支援を充実します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------|--|
| 精神保健福祉包括ケアの推進 | 精神障害のある方を対象に、多職種がチームを組んで訪問支援するアウトリーチ事業を行うとともに、「親亡き後」の課題を見据えて、地域全体で支える体制を構築します。また、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を開始できるよう、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行います。 |
| 自殺対策事業 | 関係機関・関係団体が連携し、失業や多重債務、生活困窮等の自殺のリスク要因を減らす取組と、自己肯定感や信頼できる人間関係等の自殺に対する保護要因を増やす取組の双方を推進します。また、自死遺族の支援についても充実します。さらに、自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門の相談機関につなぐことのできる人材の育成を行います。 |

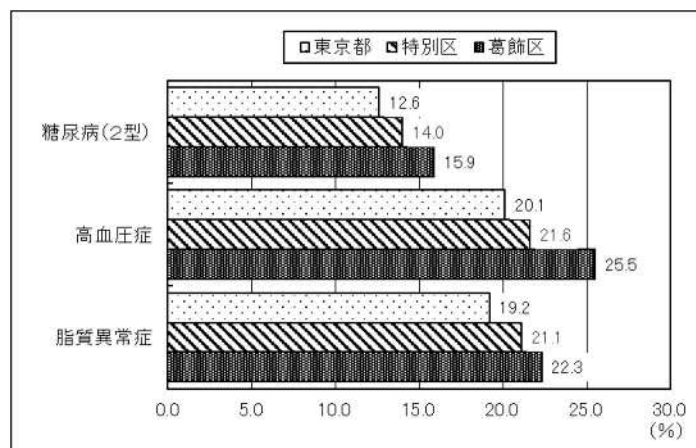
施策3 生活習慣病の予防

区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、糖尿病アクションプランを推進し、区内の医療機関等の連携を図っています。しかし近年、特定健康診査⁷の受診年齢未満である若年者の糖尿病有病率は上昇傾向にあります。区の健診結果によると、生活習慣病である糖尿病は、若いうちに発症し、長い期間をかけて重症化している傾向があります。健診結果が個人の健康管理に十分に活用されていない可能性や、健康づくりに関心のない20～30歳代の区民が健診を受診していない可能性があります。
- 区民の死亡原因の第1位であるがんの年齢調整死亡率⁸は国よりも高く、各種がん検診の受診率も国の目指す50%を達成していません。特に胃がん・乳がん検診の受診率が低い状況であり、がんの予防、早期発見・早期治療に向けて取組を進める必要があります。
- 区民の喫煙率は減少傾向にあるものの、全体で16.6%（男性27.3%、女性9.0%。平成29年度調査）となっています。たばこは、肺がん等の発症率を高めるなど、個人の健康に影響を及ぼす恐れがあるほか、受動喫煙による健康被害も心配されています。
- 区のかかりつけ歯科医を決めている人の割合は、68.8%（平成29年度調査）です。生涯にわたって歯と口腔の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防する必要があります。

図表 生活習慣病の有病率（葛飾区・特別区・東京都の比較）
出典：東京都国民健康保険団体連合会 特定健康診査結果（平成30年度）



⁷ 国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査

⁸ 年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率

2 施策の方向性

- **若年者の健康づくり** 20～30歳代の若年者が受診しやすい健診体制を整備し、健診受診を契機として自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、代表的な生活習慣病である糖尿病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組みます。
- **がん対策の総合的な推進** がんによる早すぎる死を減少させるため、がん検診を受けやすい体制を整備し、受診促進を図ります。また、がん検診の精度を向上させるため、科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、がん検診精度管理委員会において、検診を実施する中で確認された課題について議論し、解決を図ります。さらに、がんに関する正しい知識啓発や相談体制の充実など、がん対策を総合的に推進します。
- **喫煙対策** たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図るとともに、望まない受動喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者がともに住みよい環境づくりを進めます。たばこをやめたい喫煙者に対しては、禁煙治療費の助成を行うなど、喫煙者の立場に寄り添った支援を実施します。
- **歯と口の健康づくり** 区民が、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診することの意義について理解し、歯と口腔の健康を守る習慣を定着させるための対策を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|--|
| かつしか糖尿病アクションプランの推進 | 糖尿病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催し、医療関係者の糖尿病診療の標準化や連携体制の強化を図ります。また、糖尿病に関する正しい知識を普及啓発するとともに、若年層の受診を促進します。さらに、未受診や治療中断を防止し、食事内容を改善するためのサポート体制を構築します。 |
| がん対策の総合的な推進 | がんの予防に関する教育や普及啓発を進めるとともに、がん検診未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、がん検診の受診率向上を図ります。また、科学的根拠に基づくがん検診を推進するとともに、がん患者の生活支援に関する相談窓口を設置します。 |

政策3 医療

必要な時に必要な医療を受けられるようにします

1 政策目的

疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるようにします。

2 政策の方向性

- 地域の医療環境を充実するため、患者等と医療機関とのコミュニケーションを促進しながら質の高い医療サービスを確保していくとともに、かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療に関する普及啓発に取り組むとともに、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります。

3 施策の体系

| 政策3 医療 | |
|---|--|
| 施策1 医療サービスの確保 地域の医療環境を充実し、質の高い医療サービスを確保します | |
| | (事業) 令和2年度実施 骨髄移植ドナー支援 歯科医療連携推進事業 ねたきり高齢者歯科診療 障害児・者歯科診療 看護師等養成事業費助成 休日・土曜応急診療事業(固定診療所) 休日応急診療事業(輪番制)委託 小児初期救急平日夜間診療事業委託 地域医療保健衛生従事者表彰事務 心身障害者医療費助成 公害健康被害補償事業 大気汚染障害者認定審査会事務 難病等医療費助成 東京都夜間休日連絡通報受理業務委託 結核患者の治療成功率向上事業 患者相談窓口の運営 薬事衛生普及・啓発 医務許認可事務・監視指導 薬事衛生許認可事務・監視指導 残薬調整支援 原爆被爆者援護 |
| 施策2 在宅医療の推進 医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします | |
| | (事業) 令和2年度実施 ぜん息教室 ぜん息児水泳教室 音楽訓練教室 公害認定患者家庭療養指導事業 在宅医療の推進 在宅難病患者一時入院 難病医療相談 難病患者・家族支援 難病対策地域協議会 難病患者訪問相談・指導 難病リハビリ教室 在宅重症心身障害児(者)訪問 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難病患者福祉手当 |

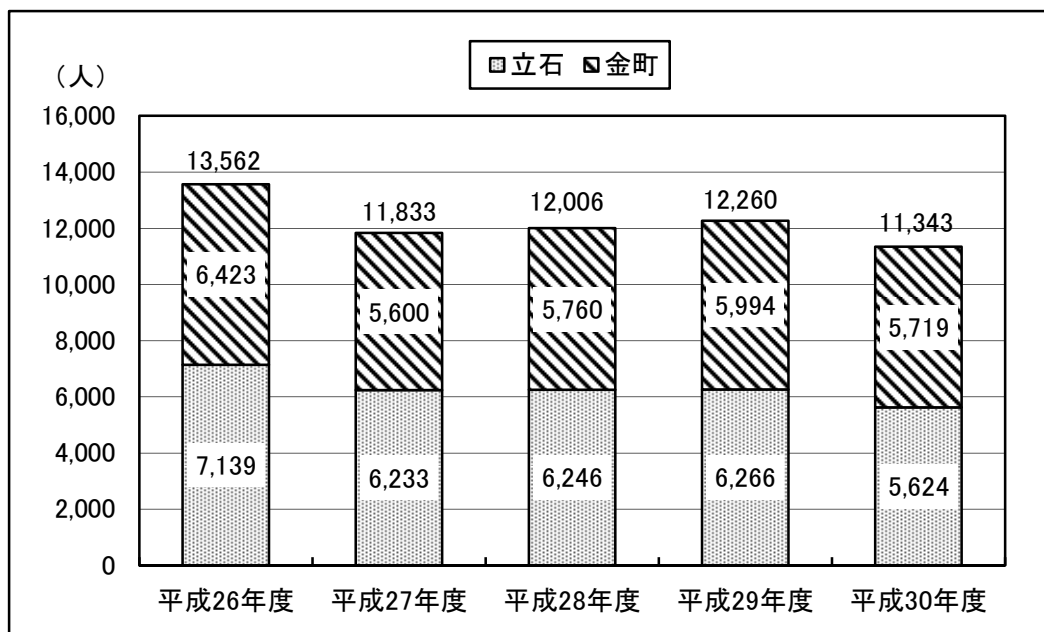
施策1 医療サービスの確保

地域の医療環境を充実し、質の高い医療サービスを確保します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、休日や夜間等に医療が必要となった方へ応急診療を提供するため、医師会等と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設しています。
- 区では、医療に関する相談・苦情を受け付ける患者相談窓口を設置しており、利用者数は平成31年度に過去最多の523件を記録するなど、医療に対する関心の高さが伺えます。今後も、患者等と医療機関との相互理解や、医療の質の向上を図る必要があります。
- 区では、薬剤師会研修会での情報提供や薬局等での資格者の確認及び偽造医薬品対策等に加え、インターネット販売の監視強化に取り組んでおり、平成31年度の薬局等の法令適合率は98.1%と高い率を示しています。

図表 休日応急診療所の利用状況
出典：地域保健課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）



2 施策の方向性

- **質の高い医療体制の確保** 今後も関係機関との連携を強化し、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を確保します。また、医療の質を向上するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。さらに、医療関係施設の衛生的な環境を確保するため、立入検査を実施します。
- **コミュニケーションの促進** 患者相談窓口の受付時間や受付方法の拡充により、患者等と医療機関とのコミュニケーションを促進し、相互理解をより一層推進する体制を強化します。
- **医薬品の適正使用の促進** 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、薬局等の店舗やインターネット上での医薬品販売に対する監視体制を強化します。
- **かかりつけ薬剤師制度等の普及促進** かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図り、医師とともに地域の薬剤師が医療や健康に関する相談役として区民の健康へ貢献できるよう支援します。

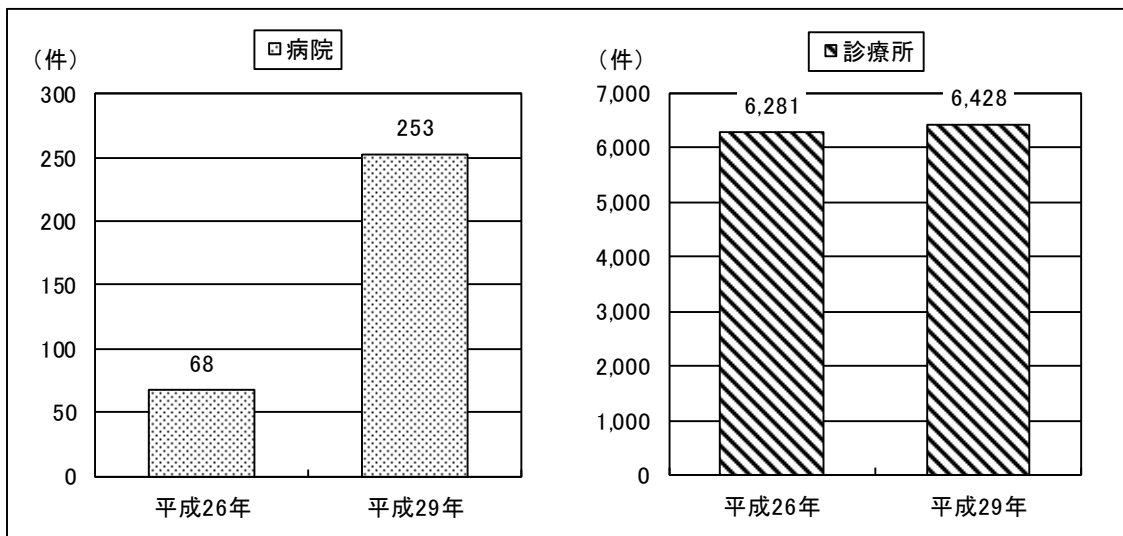
施策2 在宅医療の推進

医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 区では、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、在宅療養に対する区民への普及啓発に取り組んでいます。
- 区では、在宅療養中に病院での治療が必要になった時、区内の病院が持っている病院救急車で、医療機関へ搬送する在宅療養患者・高齢者搬送支援事業を実施しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し、連携のための課題抽出や検討を行っています。
- 今後も引き続き、区民が質の高い医療を地域で安定的に受けられるよう、医療と介護の関係者の更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向けサービスの質の充実や区民への普及啓発の取組を推進していく必要があります。

図表 葛飾区内の訪問診療実施数
出典：医療施設静態調査（厚生労働省）（3年ごと実施）



2 施策の方向性

- **在宅医療の周知** 区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、在宅療養ガイドブックを配布するとともに、区内の地区毎に在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催することで、在宅療養の仕組みや利用方法について周知します。
- **情報共有の充実** 地域の中で、区民がより質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療、介護、福祉など、様々な分野の専門職や関係者が話し合える場づくりを進めて情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。

政策4 衛生

衛生的で快適な生活を送れるようにします

1 政策目的

食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるようにします。

2 政策の方向性

- 感染症の予防と感染拡大を防ぐため、発生状況や対処方法について情報提供するとともに、新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制整備や衛生用品の備蓄を推進します。
- 食品の安全・安心の確保に向けて、事業者の衛生管理を支援するとともに、食中毒等の健康被害に対する危機管理を促進します。
- 衛生的で快適な環境を整えるため、各種営業施設の衛生の確保や民泊の適正管理、ペットの飼養に関するマナーの向上、飼い主のいない猫の適正管理などを促進します。

3 施策の体系

| 政策4 衛生 | |
|-------------------------------|--|
| 施策1 感染症対策 | |
| 感染症の予防と感染拡大を防ぎます | |
| | 【計画】感染症対策の強化 |
| | (事業) 令和2年度実施 肝炎ウイルス検査事業 緊急肝炎ウイルス検査事業 公害認定患者インフルエンザ予防接種費支給 結核予防事業 結核医療公費負担事業 エイズ・性感染症対策 子どもの予防接種事業 高齢者の予防接種事業 感染症予防対策 食品衛生協会助成 |
| 施策2 食品衛生 | |
| 食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します | |
| | (事業) 令和2年度実施 食品衛生普及・啓発 食品衛生許認可事務・監視指導 |
| 施策3 環境衛生 | |
| 衛生的で快適な環境を整えます | |
| | (事業) 令和2年度実施 環境衛生普及・啓発 動物適正飼養推進 環境衛生許認可事務・監視指導 狂犬病予防事業 |

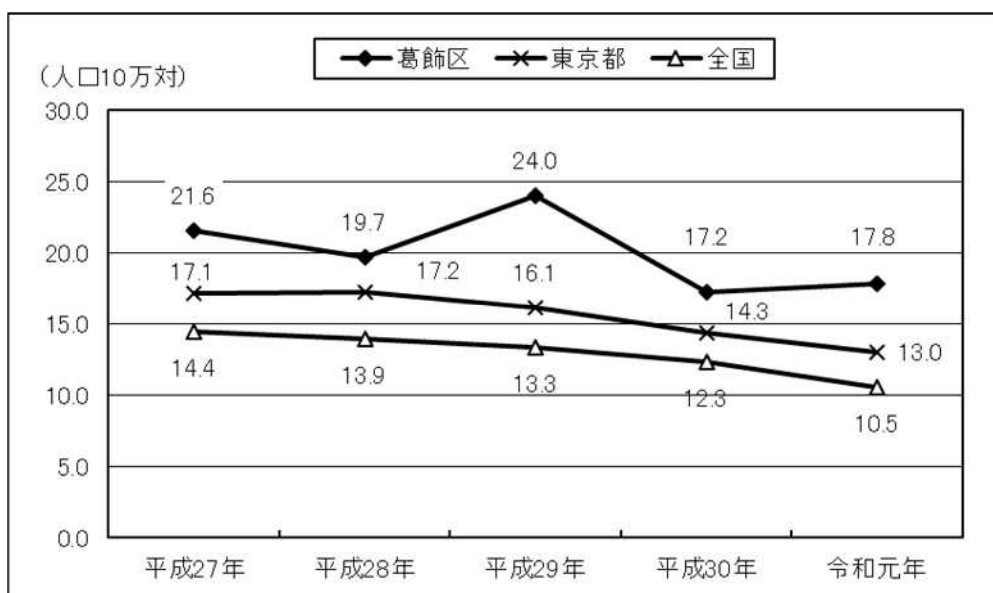
施策1 感染症対策

感染症の予防と感染拡大を防ぎます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加傾向とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しました。2020年には、新型コロナウイルスの感染が全世界に拡大し、世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の緊急事態を宣言しました。
- 近年、区の結核患者発生数は減少傾向にあるものの、全国や東京都と比べ罹患率は高い状況にあります。そのため、結核をはじめとする感染症の感染拡大予防やまん延の防止を総合的に推進する必要があります。
- 新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらす、生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。今後も引き続き、同行動計画に基づく体制の整備を推進する必要があります。

図表 結核の罹患率
出典：東京都における結核の概況



2 施策の方向性

- **感染症対策の推進** 感染症の感染予防・まん延の防止を総合的に推進するために、国内外で発生する感染症について、区民や医療機関をはじめ、保育園、学校、障害者・介護施設等に対し、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法の情報提供をするなど、普及啓発活動を推進します。また、関係機関と連携して、高齢者や障害者、区内に滞在する外国人など情報が届きにくい方への対応を図ることで感染症対策を強化します。
- **結核への対応** 結核の早期発見・早期治療を図るため、医療機関と連携した体制を整備します。
- **新興感染症への対応** 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制や、住民接種の実施、マスクや消毒薬等の備蓄に向けた体制の整備を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------|--|
| 感染症対策の強化 | 新型インフルエンザ等の新興感染症に対応するために関係機関と連携し、住民接種等の実施体制を整備します。また、感染拡大が予想される感染症の抗体検査や予防接種の費用助成など、予防接種を受けやすい環境整備を進めます。 |

施策2 食品衛生

食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します

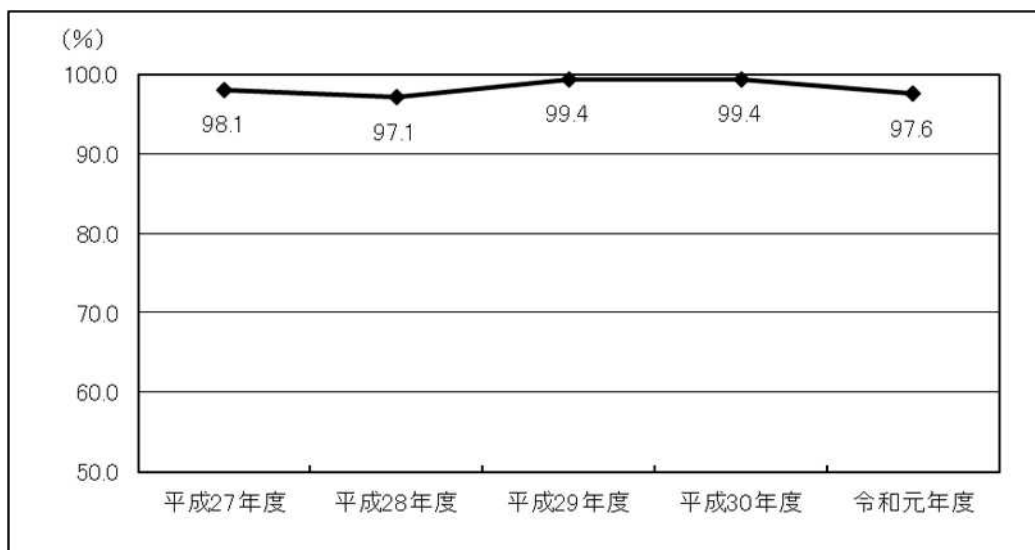
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、食に関わるスタイルやニーズが多様化しているとともに、輸入食品の増大や新開発食品、遺伝子組み換え食品など、食に関わる環境が目まぐるしく変化する中、食の安全に関心を持っている区民の割合は88.3%と高い水準にあります。
- 区では、食品関係事業者への監視、食品収去検査、実務講習会等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者の自主的な衛生管理を、食品衛生協会との連携により推進しています。
- 食品衛生法等が平成30年6月に一部改正されたことにより、原則として全ての食品等事業者は、令和2年6月からHACCP（ハサップ）¹に沿った衛生管理に取り組むことが求められています。

図表 食品等の収去検査適合率

出典：生活衛生課資料（事務事業評価表）

注）適合率（%）＝適合数／総検査数×100



¹ 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法

2 施策の方向性

- **相談体制の充実** 食の安全に対する区民の意識の高まりに対応するため、食品への疑問等について、区民が速やかに説明を受けられる相談方法等を充実させます。
- **HACCPの普及** 食品等事業者にとって、必須かつ有効な食品の衛生管理手法として、HACCPの着実な普及に向けて必要な支援・指導に取り組みます。特に、中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品等事業者を対象に、HACCPに対する理解促進と手法の導入に向けた支援を充実させます。
- **健康危機管理の促進** 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に、食品検査、施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理を促進します。

施策3 環境衛生

衛生的で快適な環境を整えます

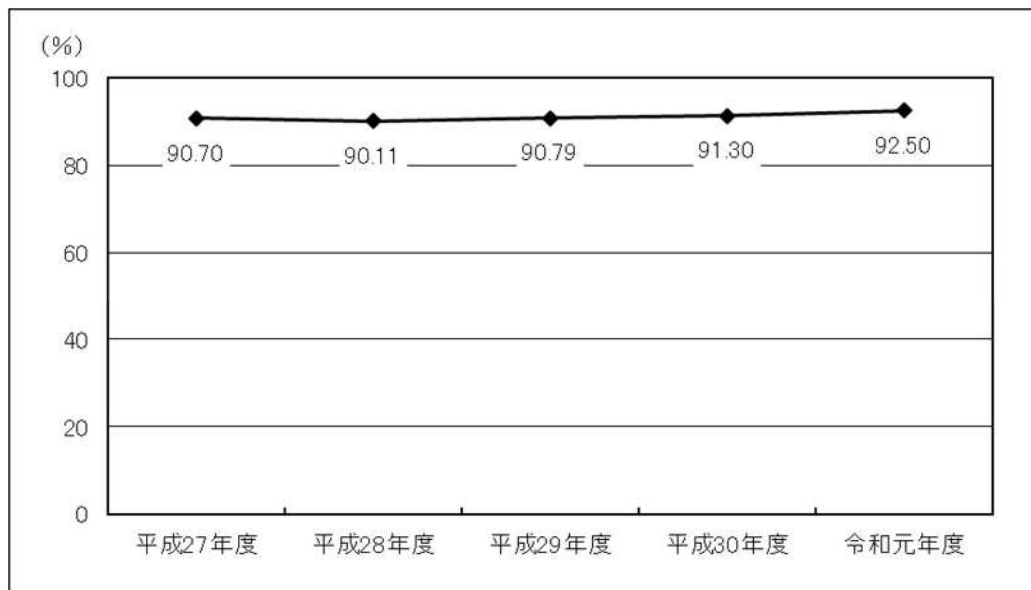
1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設への衛生指導の実施や、営業施設における利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 公衆浴場をはじめとする営業施設の中には、営業者の高齢化や経営状況の悪化等の理由により、設備の老朽化が進んでいる施設があります。今後、こうした営業施設が設備改善を図りながら良好な衛生環境を維持できるようにしていく必要があります。
- 平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行により、区でも令和2年3月末現在、207の住宅宿泊事業（民泊）が運営されています。今後も、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続する必要があります。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫にえさを与えるだけで不妊・去勢手術やトイレの設置をしない人も多く、苦情が絶えない状況にあります。

図表 環境衛生関係営業施設の検査適合率（%）

出典：生活衛生課資料（事務事業評価表）

注）適合率（%）＝適合数／総検査数×100



2 施策の方向性

- **衛生監視・指導の実施** 環境衛生関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の衛生監視・指導を実施します。
- **衛生に関する相談支援の強化** 設備の老朽化や営業者の高齢化が進む営業施設に対し、衛生を維持しながら営業できるよう、衛生確保に関する情報提供を的確に行うとともに、相談支援体制を強化します。
- **民泊の適正管理の促進** 住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営の確保や届出手続の明確化を目的としたガイドラインに沿って、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続します。
- **動物の適正飼養の促進** 犬や猫などの飼養者に対して、動物の適正な飼養に関する普及啓発を行い、排泄物の放置防止を含めたマナーの向上を図ります。また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術を推進することで増加を抑制するとともに、地域住民との協働による適正管理に向けて引き続き協議し、人と動物が共に住みよいまちを目指します。

政策5 地域福祉・低所得者支援

住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるようにします

1 政策目的

- 地域で支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるようにします。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら、生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるようにします。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるようにします。

2 政策の方向性

- 誰もが地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な方を適切なサービスにつなぐとともに、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進し、家族・地域をまるごと支える仕組みを構築します。
- 福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉人材の確保・定着支援や福祉サービス第三者評価の受審促進を図るとともに、成年後見制度の活用を促進し、区民の権利と利益を保護します。
- 生活に困窮する区民が自立した生活を送れるよう、生活困窮者やひとり親世帯への就労や生活を支援するとともに、子どもの学習支援や進学に向けた支援に取り組みます。

3 施策の体系

| 政策5 地域福祉・低所得者支援 | |
|--|---|
| 施策1 地域福祉の推進 | |
| 支援が必要な区民を地域で支え合うしくみをつくります | |
| 新 | 【計画】包括的な支援体制の整備 |
| | (事業) 令和2年度実施 かつしかあんしんネットワーク事業 生活支援体制整備事業の推進 民生委員関係事務 社会福祉協議会助成 行旅病人及び死亡人取扱事務 原爆被爆者見舞金支給 シルバーピア管理 |
| 施策2 福祉サービス利用者支援 | |
| 福祉サービスを安心して利用できるようにします | |
| 新 | 【計画】福祉人材の確保・定着支援 |
| | 【計画】成年後見事業の推進 |
| | (事業) 令和2年度実施 介護相談員事業 特別養護老人ホーム経営分析業務委託 福祉サービス苦情調整委員 福祉サービス第三者評価事業推進 社会福祉法人認可・指導監査事務 介護ロボット導入助成事業 介護人材スキルアップ研修事業 介護人材雇用促進事業 介護人材キャリアアップ事業 |
| 施策3 生活困窮者支援 | |
| 生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします | |
| | 【計画】生活困窮者自立支援事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 中小企業勤労者生活金融融資事業 母子及び父子福祉資金貸付 生活保護 中国残留邦人等支援 福祉事務所運営 受験生チャレンジ支援貸付事業 生業資金貸付事業 火災等災者見舞金支給 ひとり親家庭自立支援(就労支援) ひとり親家庭自立支援(給付金) 入院助産 母子及び父子福祉応急小口資金貸付 |

施策1 地域福祉の推進

支援が必要な区民を地域で支え合うしくみをつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、区、民生委員、関係機関による協力の下、地域全体で見守り・支える地域包括ケアシステムを推進するとともに、生活支援体制整備事業¹や小地域福祉活動²（葛飾区社会福祉協議会で実施）により、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。
- 現在、相談者が抱える問題は多様化し、支援内容も複雑化しています。今後、福祉に関する機関が連携を図りつつ、必要な人に必要な支援が行き渡るための支援体制を充実させる必要があります。
- 近年、公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっています。地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって行う新たなサービスの創出や人材を育成する必要があります。

¹ 地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付けるための取組

² 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の住民がそれぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動

2 施策の方向性

- **包括的な相談支援** 高齢者、障害者、生活困窮者等の相談支援に係る事業を横断的に実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を構築します。実施に当たっては、関係機関との連携を強化するとともに、自ら相談しにくい状況にある方に対するアウトリーチ（訪問支援）も含めた伴走支援を実施します。
- **地域社会とのつながり支援** 見守りや支援が必要な方を把握し、本人や世帯の状態に寄り添って、適切なサービスにつなぐとともに、本人のニーズにあった様々な地域資源を開拓しながら、地域社会とのつながりづくりを支援できる体制を整備します。
- **地域づくりに向けた支援** 自治町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の支援団体等や、関係機関と連携し、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを支援します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 包括的な支援体制の整備 | 複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域づくりに向けた支援を進めていきます。 |

施策2 福祉サービス利用者支援

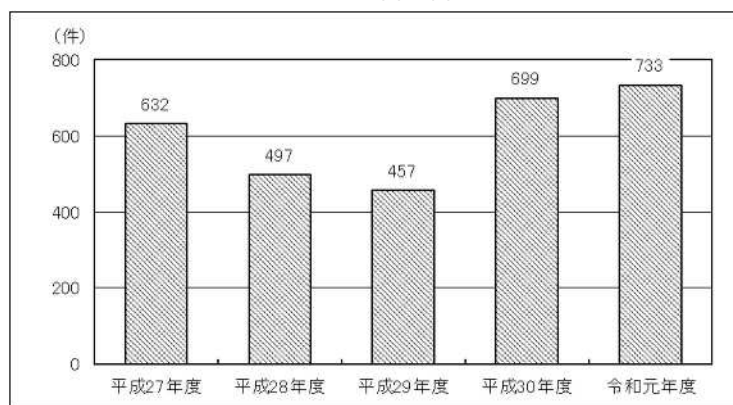
福祉サービスを安心して利用できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 福祉人材の確保は全国的な課題になっています。そのため区では、合同就職相談会の実施や、職員を対象とした資格取得の助成、スキルアップ研修を実施しています。今後も、区民に良質かつ適切なサービスを提供できるよう、福祉人材の確保、育成の取組を強化する必要があります。
- 福祉サービスの利用を検討している区民に向けて、区の窓口やホームページ等で福祉サービス第三者評価³の評価結果の情報を提供しています。近年、福祉サービス第三者評価を受審した区内の事業所の数は増加傾向で推移しており、今後も受審実績のない事業所を中心として受審促進を図る必要があります。
- 福祉サービスが多様化する中で、利用者からの苦情もさらに多様化、複雑化することが予想されます。今後も、福祉サービス苦情調整委員制度⁴を活用し、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。
- 近年、区における成年後見制度⁵に関する相談件数や利用者数は増加傾向にあり、本区でも市民後見人⁶を養成していますが、実務経験を積む場が不足しています。今後も、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでいく必要があります。

図表 成年後見センターの成年後見制度の相談件数

出典：福祉管理課資料



³ 第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価するもの

⁴ 弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利及び利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るもの。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監督の際に、苦情処理等の状況を点検している。

⁵ 認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断能力が不十分な方を対象に、本人を法的に保護し、支えるための制度

⁶ 弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者

2 施策の方向性

- **福祉人材の確保・定着** 福祉人材の確保、定着を図るため、働きやすい環境づくりを進め、管理者・責任者向けに人材の定着に必要なマネジメントの支援を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
- **福祉サービス第三者評価の受審促進** 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行います。また、事業者に対して積極的な働き掛けを行い、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- **福祉サービス苦情調整委員制度の活用促進** 福祉サービス苦情調整委員制度の認知度をさらに高め、活用を促進することで、区民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えます。
- **成年後見制度の充実** 成年後見制度の利用が必要な区民が、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、制度活用の促進や支援体制の充実を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 福祉人材の確保・定着支援 | 合同就職相談会や資格取得の助成を行うとともに、スキルアップ研修等の実施によって働きやすい環境づくりを進めるほか、人材定着に向けた負担軽減策に取り組めます。 |
| 成年後見事業の推進 | 成年後見センターの中核機関 ⁷ を中心に、成年後見制度を周知するとともに専門職による相談支援を行い、成年後見制度の利用を促進していきます。また、後見人候補者の選定支援、申立費用や報酬の助成を行い、支援の充実を図ります。さらに、後見の担い手を増やすために、身近な地域の支援者である市民後見人の育成をより一層進めていきます。 |

⁷ 日常の支援を行う関係者による支援チームづくりを進め、成年後見に係る法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を適切に運用していくために中核となる機関

施策3 生活困窮者支援

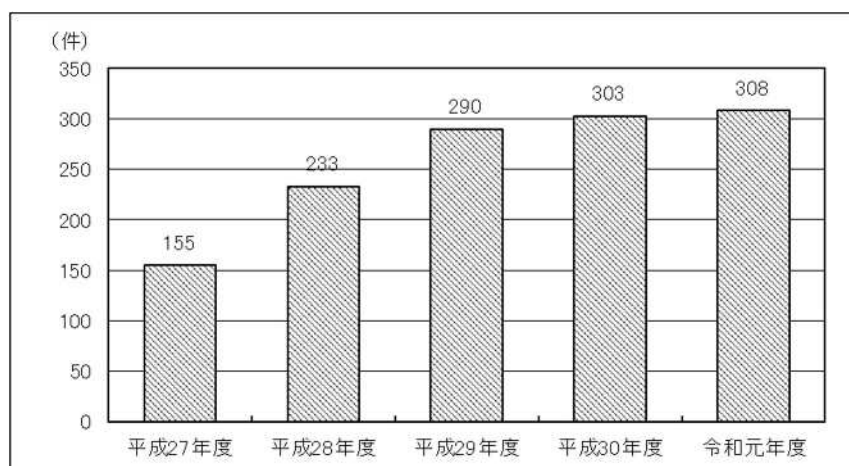
生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」におかれてきた生活困窮者に対する支援を強化するため、生活困窮者自立支援法の制定と生活保護法の一部改正がなされました。今後、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方向の連携を円滑化しつつ支援を行う必要があります。
- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談件数は増加傾向にあります。今後も、専門的な知識を有する自立支援相談員がきめ細かな対応に取り組むことにより、早期の自立を促進する必要があります。
- 今後、心身の障害、地域社会からの孤立、引きこもりなどの事情により、就労経験・社会経験が乏しく就労が容易でない方の存在が一層顕在化すると予想されます。このような方に対し、関係機関と連携し、支援体制の強化を図る必要があります。
- 区では、従来の公共職業安定所や就労専門員による支援に加え、専門性の高い事業者による就労に向けた動機付けの支援をした結果、生活保護を脱却した世帯の割合は増加しています。今後も、生活保護受給者の自立を助長する必要があります。
- 平成29年度東京都福祉保健基礎調査によると、東京都におけるひとり親世帯のうち、年間収入が200万円未満の世帯割合は、母子世帯では35.9%、父子世帯では14.3%です。ひとり親家庭が自立し経済的に安定した生活を送れるよう、関係機関が連携して様々な支援策を実施する必要があります。
- 区では、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。今後も、様々な要因から学習の定着に課題のある子どもたちの基礎学力の向上を図り、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。

図表 生活困窮者自立支援制度の利用者数（自立支援計画策定者数）

出典：福祉管理課資料



2 施策の方向性

- **重層的なセーフティネットによる支援** 生活保護に至る前段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度と、適正な生活保護制度の重層的なセーフティネット体制により、生活困窮者を支援します。
- **生活困窮者の自立促進** 生活困窮者の早期の自立を促進するため、一人一人の生活困窮者の課題に寄り添い、就労支援や家計改善をはじめとした包括的・計画的な支援を実施します。
- **訪問支援** 自ら生活困窮者支援相談窓口に出向くことが難しい方には、アウトリーチ（訪問支援）を実施します。また、特別な事情を抱える方には、関係機関と連携し、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるよう支援するなど、日常生活や社会生活面での自立を助長します。
- **就労支援** 就労が可能な生活保護受給者については、引き続き一人一人の個性や特性に合わせた就労支援を行います。
- **ひとり親家庭の自立促進** ひとり親家庭が抱える課題と個別のニーズに寄り添い、ひとり親家庭の就労や就職に有利な資格取得や、子どもの進学費用の貸付け等の支援を充実させ自立を促進します。
- **学習支援** 学校・教育委員会と連携しながら、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、専門の相談員が一人一人の課題に応じた支援計画を作成します。また、就労支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。 |

政策6 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるようにします

1 政策目的

高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 高齢者が自分らしく生活できるようにするため、それぞれの生活や心身状態に加え、能力や意欲に応じた就労や自主的な活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。
- 介護予防活動等を行う自主グループに医療・介護の専門職を派遣するなど、効果的・持続的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が必要な介護や自立支援を受けて安心して生活できるよう、必要な介護サービスを確保するとともに、認知症の重度化の防止や認知症の理解を深める普及啓発等に取り組みます。

3 施策の体系

| 政策6 高齢者支援 | |
|--|--|
| 施策1 高齢者活動支援 | |
| 高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します | |
| | 事業) 令和2年度実施 高齢者クラブ助成 高齢者クラブ連合会助成 シルバー人材センター助成 IT・活動情報サロン 地域福祉活動支援 社会参加セミナー委託 シニア就業支援事業 シルバーカレッジ 生きがい支援講座事業 ゲートボール場維持管理 異世代・地域交流事業 シニア向けパソコン講座等運営委託 シニア活動支援センター維持管理 |
| 施策2 介護予防 | |
| 高齢者の介護予防活動への支援を充実します | |
| | 【計画】 高齢者の介護予防事業 |
| | 事業) 令和2年度実施 介護予防チャレンジ事業 区民と取り組む介護予防事業 介護予防普及啓発 介護支援サポーター |
| 施策3 高齢者要介護・自立支援 | |
| 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします | |
| | 【計画】 高齢者介護施設の整備等支援 |
| | 【計画】 認知症事業の充実 |
| | 事業) 令和2年度実施 特別養護老人ホーム整備費助成 短期入所生活介護施設整備費助成 福祉総合窓口受付業務委託 福祉施設入所措置費支払事務委託 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定 特別永住者給付金事業 家族介護者支援事業 養護老人ホーム措置 特別養護老人ホーム等措置 おむつ支給・使用料助成(高齢者) 出張理美容事業(高齢者) 寝具乾燥消毒委託(高齢者) 長寿慰労事務 くつろぎ入浴事業 高齢者自立支援住宅改修費助成 高齢者住宅設備改修費助成 高齢者虐待防止事業 シルバーカー購入費助成 生活支援ショートステイ委託 救急医療情報キット給付事業 見守り型緊急通報システム使用料助成(高齢者) 家庭用卓上電磁調理器購入費助成 補聴器購入費助成(高齢者) かつしかあんしんネットワーク事業 総合事業生活介護員研修 地域包括支援センター運営委託 配食サービス事業(高齢者) 介護給付適正化推進事業 一般事務(介護保険) 生計困難者等利用者負担額軽減 介護認定審査会運営 介護認定調査 保険給付(介護保険) 高額介護サービス費等貸付金 家族介護慰労金支給 介護予防・生活支援サービス事業 |

施策1 高齢者活動支援

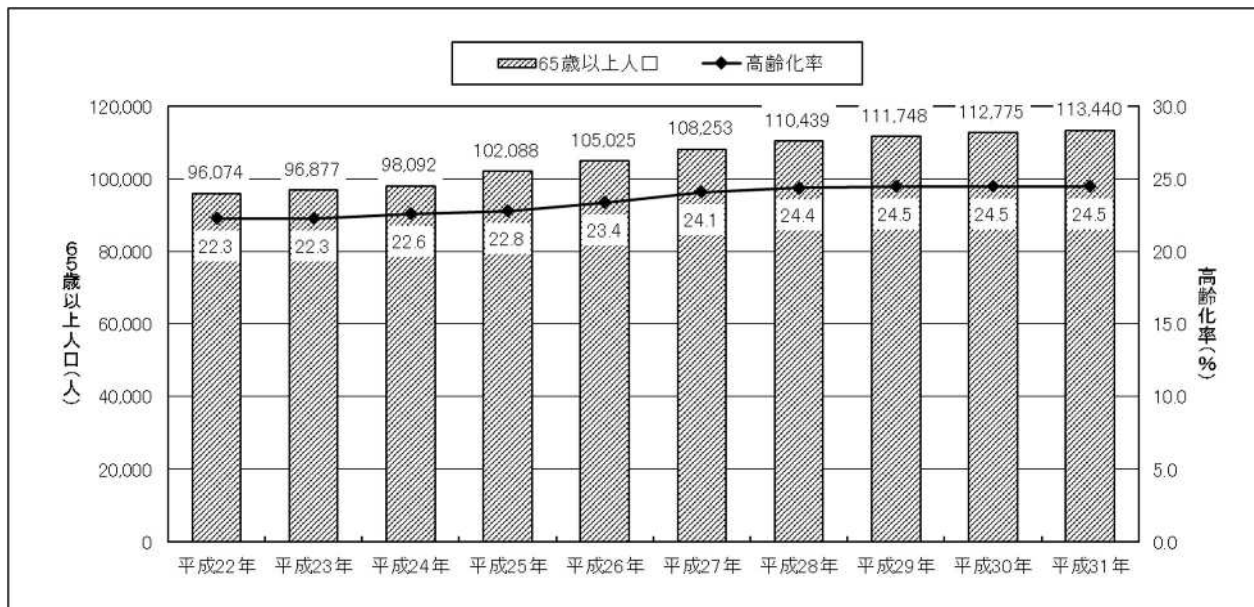
高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の高齢化率¹は、令和7年頃には25.0%に上昇すると予測されています。区では、高齢者が豊富な経験や知識を活かしつつ、就業や社会貢献活動などへの参加を通して、地域の中でいきいきと過ごせる環境づくりを進めています。
- 区では、これまでに高齢者クラブ²やシルバー人材センター³への支援や、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施してきました。
- 近年、高齢者クラブやシルバー人材センターの60歳以上の登録者数は、減少傾向で推移しています。今後さらに高齢者人口が増加すると見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活や心身状態に加え、能力や意欲に応じて活動できるように、支援を強化する必要があります。

図表 65歳以上人口及び高齢化率
(各年1月1日現在)

出典：戸籍住民課資料（葛飾区統計書 令和元年度刊行）



¹ 総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合

² 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。平成31年3月31日現在、150団体、60歳以上の加入率は7.5%

³ 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。平成31年5月31日現在、60歳以上の登録者数は2,890人、就業率は約68%

2 施策の方向性

- **社会参加の促進** 人生100年時代の到来を見据え、先進的な生きがい活動事例等の情報を収集し、高齢者の社会参加を一層促進するための環境を整備します。
- **就労・活動の支援** 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供等を行い、高齢者の就労や自主的な活動を支援します。また、窓口における案内等を通して、自主的に活動する団体等のPRに努めるなど、高齢者の就労や自主的な活動が持続するように支援します。

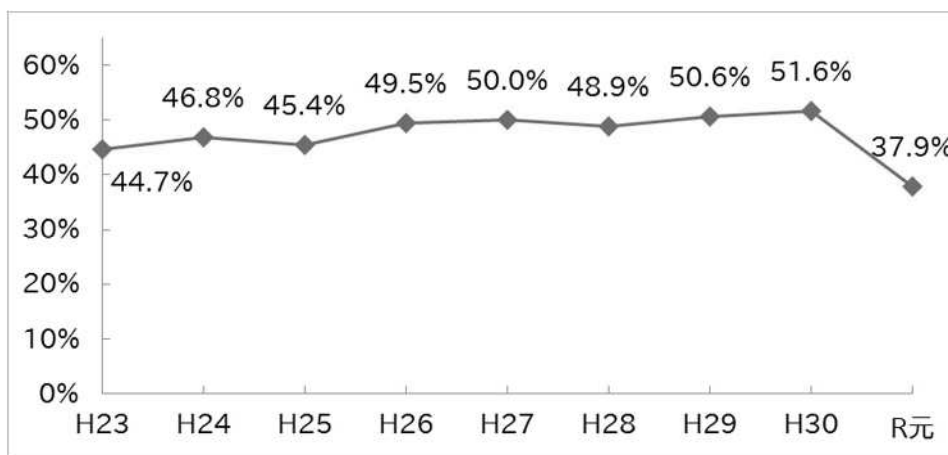
施策2 介護予防

高齢者の介護予防活動への支援を充実します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者の身体機能の維持や認知症予防等を目的とした様々なプログラムを提供するとともに、通所型住民主体サービス⁴が展開されています。また、区民の継続的な介護予防を促進するため、自主グループ等を支援するとともに、フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援しています。
- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、リーダーの高齢化や新規加入者の減少等により、自主グループの活動そのものが困難になるなど、活動の継続に支障を来す事態が生じています。そのため、地域の自主グループが持続的に活動できるように支援するとともに、これから65歳を迎える方の参加を促す必要があります。
- 高齢者等サロンを実施する自主グループ等への支援を充実し、より高い効果を得ることができる介護予防活動としていく必要があります。
- 今後、高齢者の様々なニーズに対応するため、区または自主グループ等が実施する様々な事業や活動に対して、一体的な支援ができる体制を整備する必要があります。

図表 60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



⁴ 地域の自主グループやNPO法人等が実施する介護予防活動を通して、高齢者が交流できる通いの場である「高齢者等サロン」と、高齢者の介護予防及び重度化防止のために、介護サービス事業者等が実施する介護の専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービスである「ミニ・デイサービス」の2つがある。

2 施策の方向性

- **介護予防の担い手養成** 地域における介護予防の担い手となるリーダーを養成し、自主グループが持続的に活動できるよう支援する体制を整えます。また、新たに65歳を迎える方の参加を増やすため、介護予防活動及び各地域における自主グループ活動の情報を集約し発信するなど、継続的な周知に取り組みます。
- **介護予防活動の推進** 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の専門職を地域の自主グループに派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。
- **介護予防活動継続への支援** 高齢者の様々なニーズに一体的に対応するため、高齢者が活動を自ら選択できる体制の構築や情報提供の充実を目指します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|--|
| 高齢者の介護予防事業 | 区や自主グループなどが実施する様々な介護予防活動の情報を集約し情報提供できる体制を整備します。また、地域の自主グループが実施する介護予防活動の場に、医療・介護の専門職を派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を進め、健康部とも連携して保健事業と一体的に実施します。 |

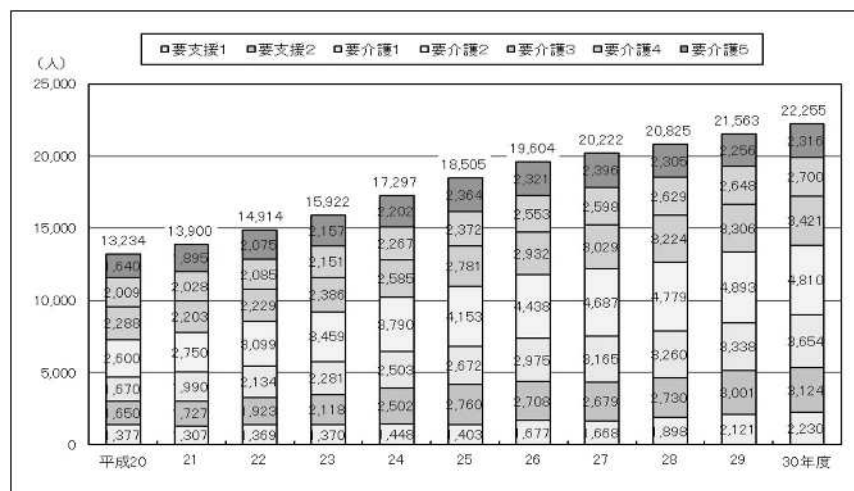
施策3 高齢者要介護・自立支援

高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。区内における平成30年度の要支援・要介護認定者数は、平成20年度と比べて約1.7倍の22,255人であり、今後さらに増加することが見込まれています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- 区の調査⁵結果によると、要支援・要介護認定者のうち約7割が、現在の住まいで生活したいと希望しています。区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- 令和2年4月1日現在、本区の特別養護老人ホームの整備率⁶は、約24%となっています。また、認知症高齢者グループホームは34施設、小規模多機能型居宅介護は5施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2施設が整備されています。今後、要介護高齢者の推移やサービスの利用動向に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- 幅広い世代に対し、認知症に対する正しい理解を普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の増加により、介護する家族の経済的・精神的負担が懸念される中、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていく必要があります。

図表 要介護・要支援認定者数
出典：介護保険課資料



⁵ 本区が平成29年度に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」の基礎的な資料とするため、区内在住の65歳以上の高齢者を、要支援・要介護の認定を受けていない方と、要支援・要介護認定を受けている方に分け、それぞれ生活実態や意向等を把握、分析することを目的に実施した「高齢者の生活に関する調査」

⁶ 特別養護老人ホームの定員数を要介護3以上の認定者数で除した率

2 施策の方向性

- **地域ネットワークの強化** 高齢者総合相談センターを中心に、関係機関との連携や地域ネットワークを強化します。また、支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- **介護サービスの確保** 必要な介護サービス量を確保するため、各介護サービスの需要を見極め、その結果を介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に適切に反映させます。
- **施設サービスの確保** 特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、各施設の利用状況や入所状況等を把握し、施設サービス量を確保していきます。また、老朽化した介護施設の大規模工事に当たっては、代替施設を整備して利用者の住環境と安全面に配慮するとともに、予防保全も含めた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。
- **認知症への支援** できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげることで、重度化を防いで本人と家族の生活の質を維持し、地域で安心して暮らし続けられるようにします。また、幅広い世代が認知症への正しい理解を深められるよう、普及啓発に取り組めます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|--|
| 高齢者介護施設の整備等支援 | 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスにおける（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症高齢者グループホームの整備支援や、既存の特別養護老人ホームにおけるショートステイ床の本床への転用を計画的に推進します。また、老朽化が進み、大規模改修が必要な特別養護老人ホームの代替施設を整備します。 |
| 認知症事業の充実 | 認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症の「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護する「認知症高齢者徘徊対策」の3つを柱に事業の充実を図ります。また、認知症の方の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげるチームオレンジ ⁷ の立ち上げなど、地域全体で認知症の方とその家族を支援していく体制を強化します。 |

⁷ 国が認知症施策推進大綱に基づき令和7年度（2025年度）までに全区市町村で整備を進める、認知症サポーターが地域の認知症の人を支える体制

政策7 障害者支援

障害のある方が、自分らしく安心して生活できるようにします

1 政策目的

- 障害のある方もない方も誰もが、自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるようにします。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるようにします。

2 政策の方向性

- 障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるよう、日中活動の場の確保に向けた施設の整備や生活支援を進めるとともに、障害への理解の促進を図ります。
- 障害のある方が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるよう、一般就労に向けた支援や雇用機会の確保を図るとともに、障害のある方の経済的な自立に向けた支援を進めます。
- 発達に課題のある児童が安心して生活を送れるよう、療育等の支援が必要な児童を早期に発見して適切な支援に繋げるとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型の児童発達支援の充実を図ります。

3 施策の体系

| 政策7 障害者支援 | |
|-----------|---|
| | 施策1 障害者自立支援 障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるように支援します |
| | 【計画】 障害者施設の整備支援 |
| 新 | 【計画】 障害への理解と交流の促進 |
| | 事業) 令和2年度実施 ヘルプカード普及啓発 地域生活支援型入所施設の整備支援 維持管理(障害者福祉センター等) 生活介護事業 地域活動支援センター事業 自立訓練事業 障害者週間行事 障害者施策推進協議会運営 喫茶コーナー(地域活動支援センター)の運営 コミュニケーション手段利用促進 障害者差別解消推進 バス借上社会参加促進経費助成 移動支援事業委託(身体障害・知的障害) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 巡回入浴サービス委託 相談支援事業所運営費等助成 自立生活支援事業 |

| | |
|------------------------------------|--|
| | <p>障害福祉サービス給付審査会運営 障害福祉サービス利用計画作成 介護・訓練等給付 自立支援医療（更生医療） 中等度難聴児補聴器購入費助成 日常生活用具給付（身体障害・知的障害） 日中活動支援事業 補装具給付（自立支援） 緊急一時保護委託 住宅設備改善費助成 自動車運転免許証取得費助成 自動車改造費助成 車いす貸出 手話相談 手話通訳者等派遣事業委託 重度脳性麻ひ者介護人派遣 重度障害者特別給付金 重度心身障害者（児）手当 心身障害者手当国制度分 心身障害者福祉手当 身障者手帳交付・相談事務 身体障害者相談員活動 知的障害者相談員活動 生活寮家賃助成 障害者自立支援事業委託 障害者地域生活移行・定着化支援費助成 おむつ支給・使用料助成（障害者） 出張理美容事業（障害者） 寝具乾燥消毒委託（障害者） 配食サービス事業委託（障害者） 見守り型緊急通報システム使用料助成（障害者） 移動支援事業委託（精神障害） 自立支援給付（精神障害・難病） 精神障害者グループホーム運営費助成 地域活動支援センター運営費助成 精神保健福祉手帳交付 日常生活用具給付（精神障害・難病） 元区立障害者福祉施設支援 民間通所施設送迎費助成 民間通所施設負担軽減経費助成 通所施設就労支援事業助成 民間通所施設サービス向上推進費助成（身体・知的障害） 民間通所施設サービス向上推進費助成（精神障害）</p> |
| 施策2 障害者就労支援 | |
| 障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します | |
| | 【計画】 障害者就労支援事業 |
| | 事業) 令和2年度実施 障害者就労支援システムの整備 障害者施設自主生産品販売所運営費助成 |
| 施策3 児童発達支援 | |
| 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します | |
| | 【計画】 保育所等訪問支援 |
| 新 | 【計画】 居宅訪問型児童発達支援 |
| | 事業) 令和2年度実施 児童発達支援センターの整備支援 障害児療育施設運営費助成 子ども発達センター事業 障害児療育施設利用料等助成 障害児福祉サービス利用計画作成 障害児通所給付 |

施策1 障害者自立支援

障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、就労継続支援¹や生活介護²、自立訓練³などを行う通所施設や、障害者入所支援等を行う施設の整備支援を行い、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、地域で生活を支援するための拠点を確保してきました。今後は、医療的ケアが必要な障害のある方や、車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の受入枠を拡充する必要があります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが懸念されています。
- 近年、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる相談が増加傾向にあります。多様な相談に適切に対応するため、区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制を構築するとともに、生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいを支援する必要があります。
- 区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者虐待に関する相談支援体制を整備しています。また、障害者差別に関する相談窓口を設置し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行う体制を整えています。今後も、障害者虐待に適切に対応するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に関する取組を推進する必要があります。

¹ 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う支援

² 常に介護を必要とする人に、昼の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供

³ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために実施する訓練

2 施策の方向性

- **施設の整備** 全ての障害のある方が日中活動の場を確保できるようにするため、サービスの必要量に合わせて施設の整備を支援するとともに、既存施設を活用して日中活動の場の確保に取り組む法人等への支援策を検討します。
- **在宅生活の支援** 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」へ備え、家族の状況等を的確に把握し、個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、在宅生活を適切に支援します。また、支援拠点の整備を促進することで、安定したサービスの提供を確保します。
- **支援の質的向上** 多様化する支援ニーズに的確に対応するため、相談支援事業所における人材育成に取り組み、支援の質を向上することで、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握したケアマネジメント⁴を確実に実施するとともに、障害のある方のライフステージに応じて、教育機関・医療機関等との連携を図ります。
- **社会参加の促進** 施設等から、ひとり暮らしへ移行を希望する障害のある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業所⁵の整備・運営支援を検討します。また、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- **障害者虐待の防止** 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進め、養護者や福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導を行い、虐待を受けた方を保護します。また、障害者差別に関する相談窓口寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに、具体的な対応策を検討します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------|---|
| 障害者施設の整備支援 | 社会福祉法人等に対する施設整備費の一部助成や区有地の無償貸付等により、生活介護のサービスを提供する施設の整備を促進し、日中活動の場を確保します。また、重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するとともに、既存のグループホームを活用するための支援策も検討します。 |
| 障害への理解と交流の促進 | 普及啓発講座の実施や地元メディアの活用による情報発信、障害者施設自主生産品販売所における販売等を通じ、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援します。 |

⁴ 福祉サービスに係る利用計画を策定し、サービスの提供、サービス利用後のモニタリングを行うこと

⁵ 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行した場合に、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上でのさまざまな問題について、相談や情報提供を行うとともに、助言等の援助を行う事業所

施策2 障害者就労支援

障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

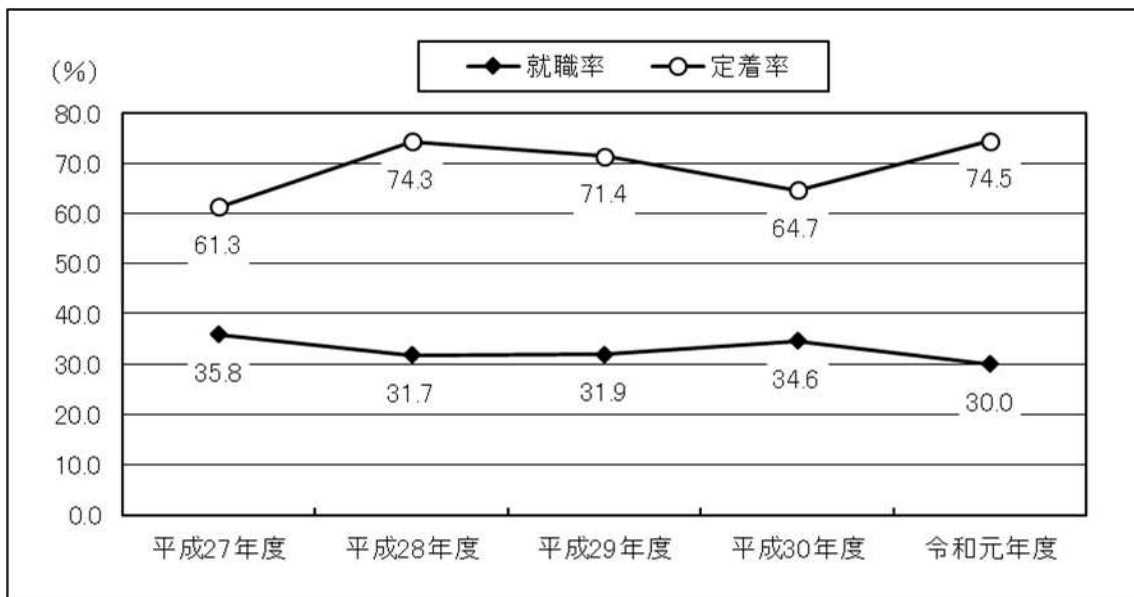
- 区では、障害のある方が一般企業や公的機関等への就労に備え経験を積む場として、チャレンジ雇用事業を実施するとともに、就労支援や就労後の職場定着支援を実施しています。近年、特例子会社⁶が年々増加傾向にあることに加え、短時間勤務の雇用を行う事業者に対する給付金が創設されるなど、障害のある方の活躍に向けた環境の充実が図られています。今後、特例子会社を含めた一般企業等への就労を促進する必要があります。
- 障害のある方が就職後に会社で困った時に相談を受け、できるかぎり働き続けられるように支援するため職場訪問を行っています。近年、障害者就労支援センターへの登録者数が毎年100名程度ずつ増加しており、職場訪問を十分に行えなくなるおそれがあります。
- 区では、「葛飾区障害者就労施設等からの物品等調達推進方針⁷」に基づき、区内障害者通所施設からの物品調達を推進するなど、障害者通所施設等利用者の工賃向上に取り組んでいます。今後も、福祉的就労への支援の充実を図る必要があります。

図表 障害者就労支援センター登録者の就職率、就労定着率

出典：障害福祉課資料（事務事業評価表）

注1）就職率（％）＝就職者数／就職希望者数（登録者数－就職活動未実施者数）×100

2）定着率（％）＝就労継続者数（3年間同一職場）／新規就労者数（3年前）×100



⁶ 障害のある方の雇用の促進と安定化を図ることを目的に設立された会社

⁷ 本区による障害者就労施設等からの物品と役務の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害のある方の自立の促進を目的としたもの

2 施策の方向性

- **就労支援** 就労意欲のある障害のある方について、障害者就労支援センターと民間の就労支援施設やハローワークとの連携を強化し、一般企業等への就労を支援します。また、短時間であれば就労可能な障害のある方の雇用機会の確保に向けた仕組みを試行します。
- **職場定着支援** 障害のある方が個々の能力を生かして働き続けられるよう、一般企業等へ就労した後も、就労定着支援事業所や就労先の事業所と連携を図りながら、職場定着のための切れ目のない支援を実施します。
- **工賃向上等の支援** 障害者通所施設等に対して経営コンサルタントを派遣し、収益性の高い事業の実施・改善を提案するなど、工賃向上に結び付く事業を展開できるよう支援します。また、区の発注により工賃向上が図れるよう、障害者通所施設等の物品や労務の提供に関する情報を収集し、区の各部署へ提供するとともに、共同受注⁸における区の体制を整備し、受注量の拡大を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------|---|
| 障害者就労支援事業 | 企業実習や作業訓練等を通じ、就労意欲のある障害のある方の就労を支援するとともに、就労定着支援事業所と連携し、就労後の職場定着支援の充実を図ります。また、障害のある方の就労意欲の向上や経済的な自立を図るため、区内障害者通所施設等の工賃向上に向けた支援を充実します。 |

⁸ 顧客（発注者）から依頼された仕事を複数の障害者施設が共同で受けること。仕事を受けたそれぞれの施設は、作業を分担または、分割して進め、最終的に成果物をまとめて顧客（発注者）に納入する。

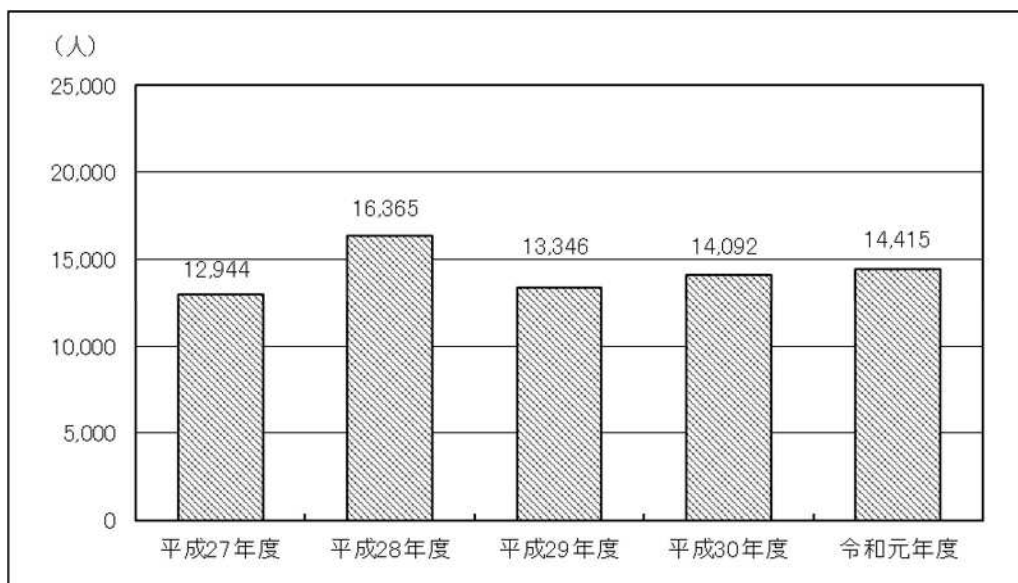
施策3 児童発達支援

発達が心配される児童一人一人の発達を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、新たな施設の開設による児童発達支援センターの定員枠の拡大や、療育機関をはじめとした関係機関との連携により、軽度から重度まで発達に課題のある児童を早期に発見し、療育機関につなげる取組を進めてきました。今後も療育等の支援が必要な児童が安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育園、学校との連携体制を強化する必要があります。
- 区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の療育を通して、施設職員や保護者に対し、児童や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。今後も、幼児への療育および職員等への助言を行う事業所を増加させる必要があります。
- 重度の障害等により外出が困難な児童の療育の機会が限られていることから、適切な療育を受けられるよう、新たな事業を検討する必要があります。

図表 児童発達支援センター（児童発達支援）延べ利用児童数
出典：障害者施設課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- **支援体制の構築** 軽度から重度まで発達に課題のある児童が身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう、療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、適切な支援に繋がる体制を構築します。
- **保育所等訪問支援の促進** 保育所等訪問支援を促進するため、実施事業所の拡大や、療育について専門的な知識と経験を有する人材の育成を図ります。
- **居宅訪問型の児童発達支援** 重度の障害等のために外出が困難な児童など、発達支援への多様なニーズに対応するため、子ども発達センターを中心に、居宅訪問型の児童発達支援に取り組みます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 保育所等訪問支援 | 子ども発達支援センター（児童発達支援センター）の職員が保育園や幼稚園を訪問し、発達に課題がある児童の療育を行うとともに、当該施設の職員等と連携した療育を実施する体制整備や実施事業所の拡大を図ります。また、実際の保育場面における集団参加等に関する直接支援や、保育園等の職員に対し、児童への関わり方や環境設定に関するアドバイス等の間接支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等を支援します。 |

政策 8 地域街づくり

地域の特性を活かした魅力あふれるまちづくりを進めます

1 政策目的

- 計画的な土地利用を図りながら、区民の主体的な活動による、それぞれの地域の特性を活かしたまちにします。
- 区内外から多くの人々が集い・憩える、魅力的な広域拠点や、区民生活に根差した便利で憩える生活拠点を整備し、にぎわいある魅力的なまちにします。
- 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らせるまちをつくりまします。

2 政策の方向性

- 「葛飾区都市計画マスタープラン」の改定を行い、街づくりに対する区民の意識を高めつつ、計画的な土地利用を進めます。
- 住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点として駅周辺の充実を図るため、駅前広場の整備や駅周辺の交通基盤の整備を進めるとともに、地域の特性に応じたエリアマネジメントを支援します。
- 面的な市街地の機能向上や良好な住環境の維持・向上を図るため、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を踏まえた街づくりを進めます。
- 空家等対策、細街路の拡幅整備などを進めながら良好な住環境を整えるとともに、分譲マンションの適切な維持管理等に向けた情報提供や住宅確保要配慮者に対する支援などを進め、住生活の安定と向上を図ります。

3 施策の体系

| 政策 8 地域街づくり | |
|------------------------------|--|
| 施策 1 計画的な土地利用の推進 | |
| 計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します | |
| | 【計画】区民との協働による街づくりの推進 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 建築関連総合窓口業務委託 建築審査会の運営 都市計画審議会の運営 土地利用の指導 都市計画法 53 条許可 |
| 施策 2 駅周辺拠点の形成 | |
| 駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします | |
| | 【計画】新小岩駅周辺開発事業 |
| 新 | 【計画】新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備 |

| | |
|---------------------------------|--|
| | 【計画】金町駅周辺の街づくり |
| | 【計画】金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備 |
| | 【計画】立石駅周辺地区再開発事業 |
| | 【計画】立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備 |
| | 【計画】高砂駅周辺の街づくり |
| | 【計画】四ツ木駅周辺の街づくり |
| 施策3 地域の街づくり | |
| 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます | |
| | 【計画】青戸六・七丁目地区の街づくり |
| | (事業) 令和2年度実施 新宿六丁目地区の街づくり 小菅一丁目地区の街づくり |
| 施策4 良好な住環境づくり | |
| 良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります | |
| | 【計画】空家等対策 |
| | 【計画】細街路拡幅整備事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 区営住宅管理 区民住宅管理 住宅借上(高齢者借上住宅事務) 住宅相談・情報提供 民間住宅斡旋事務 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業 高齢者等民間賃貸住宅入居支援 住宅用家屋証明事務 都営住宅募集事務 集合住宅建設指導 宅地開発事前協議 民有道路敷分筆登記委託 開発行為許可事務 建築基準法に基づく道路管理 建築紛争調停に関する調整事務 私道整備費助成 東京都福祉のまちづくり条例、指導、助言 屋外広告物適正化啓発 屋外広告物許可事務 道路境界表示事務 コミュニティ住宅管理 道路掘削工事の許認可及び調整事務 道路等監察処理事務 道路境界関係証明等事務 道路占用許可事務 道路台帳補正委託 道路認定・改廃等事務 違反建築物指導・是正事務 建築に関する動態統計 建築確認事務(建築確認システム運用) 建築関係諸証明事務 住居表示事業 通路協定関連事務 民間建築物アスベスト対策事業 |

施策1 計画的な土地利用の推進

計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、平成23年度に策定した葛飾区都市計画マスタープラン¹（以下「区マスタープラン」という。）に基づき、立石駅や金町駅などの駅周辺部における拠点の形成、東四つ木や東立石などの密集市街地の整備等に取り組み、都市機能の更新や住環境の改善が進んでいます。区マスタープランについては、策定後約10年が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを行う必要があります。
- 区では、「震災復興まちづくり模擬訓練²」を実施し、街づくりに対する区民意識の高揚に努めています。今後この模擬訓練について、自治町会会員の高齢化や会員数の減少等に対応できるよう、各地区の実情に合わせた効果的な実施手法を検討する必要があります。
- 「葛飾柴又の文化的景観保存計画³」に挙げられた柴又の魅力ある風景・景観を将来にわたり守っていくため、平成29年度に柴又地域景観地区を都市計画決定し、葛飾区景観地区条例を制定しました。今後も、区内外の多くの人々から住んでみたい・住み続けたいと思われるまちづくりを実現するため、計画的な土地利用や良好な住環境の確保、良好な景観の保全・整備に取り組む必要があります。

¹ 都市計画法（第18条の2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。区政の上位計画である「葛飾区基本構想」や東京都が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、区がその創意工夫の下に、住民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの

² 復興の主体となる住民・行政が、被害を想定して復興過程を模擬体験し、震災前に地域にあわせた復興まちづくりの進め方と計画づくりを考え、復興の手順や復興まちづくり計画等のとりまとめを実施

³ 柴又地域文化的景観の価値や魅力を解説するとともに、その保存方針を示したもの

2 施策の方向性

- **区マスタープランの改定** 区の少子高齢化の進展、将来の人口減少をはじめとする社会経済情勢の変化、区の基本構想、都の都市計画区域マスタープラン、関連する街づくり事業の進捗状況等を踏まえ、令和3年度から区マスタープランの改定に着手します。
- **協働意識の向上** 震災復興まちづくり模擬訓練に参加しやすいプログラムの導入やあらゆる世代の訓練参加を促すなど、より一層、街づくりに対する区民の協働意識を高めるための取組を推進します。
- **各地域の特性等を活かした街づくり** 地区計画⁴等を活用し、各地域の特性や実情を活かした街づくり、良好な住環境の確保等に取り組みます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------|---|
| 区民との協働による街づくりの推進 | 街づくりに対する区民、民間事業者の理解を深め、認識を共有し、意識の向上を図るため、区マスタープランの改定・周知、震災復興まちづくり模擬訓練のほか、街づくりに関する団体の活動支援等を行います。 |

⁴ 住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度

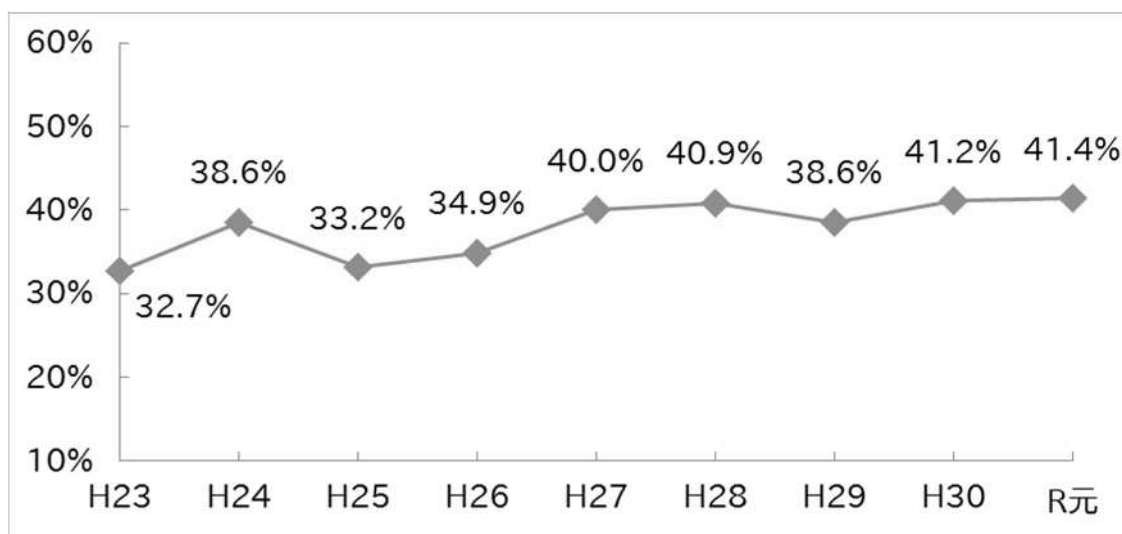
施策2 駅周辺拠点の形成

駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 新小岩駅や金町駅などをはじめとする駅周辺部を対象に、複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、回遊性の向上等に取り組んでいます。今後も、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、利便性の高い駅前に、より多くの区民が安全・安心して住み、働き、憩うことのできる住宅や商業施設等の整備、公共サービスの充実など、各駅の特성에応じた集約的な土地利用を誘導する必要があります。
- JR金町駅の乗降客数や理科大学通りの歩行者交通量は増加傾向にあります。今後、新宿六丁目や東金町一丁目西地区などの開発により、乗降客数や歩行者交通量がますます増加していくと考えられるため、JR金町駅の駅舎改良、理科大学通りなどの歩道拡幅が必要です。
- 新小岩駅の乗降客数や新小岩地域の人口は増加傾向が続いており、駅周辺の自転車駐車場の収容台数が不足している状況です。
- 駅前広場や区画道路等の整備による交通結節機能の強化や回遊性を向上させることで、各種都市機能が集積する拠点の形成に向け、地域住民の理解と協力を促しながら、行政がリーダーシップを発揮し、各種の事業を進めていくことが必要です。
- 区が都市としてのさらなる持続可能性を確保するためには、ハード面での整備だけでなく、区民・事業者等が積極的に街づくりを行える環境を整えていく必要があります。

図表 区内の駅周辺がにぎわいのある地域になっていると思う区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **広域的な拠点づくり** 新小岩駅、金町駅、亀有駅、京成高砂駅、京成立石駅周辺の商業地は、区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力とにぎわいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を推進します。
- **身近な拠点づくり** その他の駅周辺では、それぞれの地区の特性に応じた駅前広場や道路などの都市基盤施設の整備を進めるとともに、地元商店街等の活性化を支援し、生活に根差した区民に身近な地域密着型の拠点形成を図ります。
- **新たな公共サービスの展開** 各駅周辺で検討されている市街地再開発事業⁵等の進捗を踏まえながら、行政サービス施設の整備や新たな公共サービスの展開に向けた検討に取り組むとともに、駅前広場や区画道路等の交通基盤整備の実現に向け、地元権利者や関係機関等との協議・調整を図ります。
- **エリアマネジメントの推進** 区民・事業者等が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行うエリアマネジメントを推進し、にぎわいのある持続可能な街づくりが行われるようにします。そのための仕組みづくりや地元組織への啓発等により組織化の支援を行うなど、区民・事業者・区が一体となった協働の街づくりを進めます。

⁵ 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うこと

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|---|
| 新小岩駅周辺開発事業 | 広場や駐輪場、南北自由通路の整備、市街地再開発の事業化支援、エリアマネジメントの検討等により、駅周辺の一体的なまちづくりを推進します。また、コンサルタントの派遣、先進地区見学会の開催やニュースの発行、相談・助言等の支援を行うとともに、地域住民との協働のまちづくりを推進します。 |
| 新小岩駅周辺開発事業と連動した公共公益施設の整備 | 新小岩駅周辺開発事業と合わせ、公共サービスの展開や地域特性に応じた新たな公共公益施設等の整備に向けて全庁的な検討に取り組みます。 |
| 金町駅周辺の街づくり | 交通結節機能の向上と新たなにぎわいの創出等の実現に向け、金町駅北口周辺において、駅前広場や生活幹線道路の拡幅整備、沿道における街づくりを推進するほか、JR 金町駅舎等の改良の協議を行い、さらに東金町一丁目西地区の市街地再開発事業推進のための支援を行います。 また、さらなるにぎわいの創出や持続可能な街づくりの実現に向け、エリアマネジメントを支援します。 |
| 金町駅周辺の街づくりと連動した公共公益施設の整備 | 駅前拠点の再開発による街づくりが進む金町駅北口の進捗に合わせ、複合公益施設を整備し、にぎわいのある街づくりを推進します。 |
| 立石駅周辺地区再開発事業 | 立石駅周辺地区の市街地再開発事業に対する支援を行い、市街地の防災性の向上とともに、公共サービス・交流・交通機能などの充実により、都市機能集積拠点の形成を推進します。また、さらなるにぎわいの創出や持続可能な街づくりの実現に向け、エリアマネジメントを支援します。 |
| 立石駅周辺地区再開発事業と連動した公共公益施設の整備 | 駅前立地という交通利便性を活かし、既存サービスの向上、新たなサービスの提供と既存公共施設の再編、集約等を進め、さらなる区民サービスの向上を図ります。 |
| 高砂駅周辺の街づくり | 地元住民による街づくり活動の支援等を行い、鉄道立体化と一体となった街づくりを推進します。また、駅前広場等の検討や鉄道立体化に伴う車庫移転等による大規模な土地利用転換の協議・検討を行い、高砂駅周辺の拠点性の向上を目指します。 |
| 四ツ木駅周辺の街づくり | 四ツ木駅周辺において地域住民に身近な拠点を形成し、交通利便性や安全性・防災性を向上させるため、鉄道立体化や区画街路第4号線、区画街路第6号線（駅前広場を含む）の整備に合わせて、地域とともに必要な街づくりを検討していきます。 |

施策3 地域の街づくり

地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 青戸六・七丁目地区では、地区計画等により、大規模工場跡地の土地利用転換や病院の建替えなどを適切に誘導しながら、道路・公園等の都市基盤整備を推進するとともに、駅と病院を結ぶバス路線の新設を支援するなど、良好な市街地環境の形成と防災性及び交通利便性の向上に資する街づくりに取り組んでいます。
- 新宿六丁目地区では、大規模工場跡地の街づくりに地区計画等を活用し、大学を核とした防災・環境面で質の高い街づくりを推進しています。
- 南水元地区では、土地区画整理事業によって脆弱な都市基盤が解消され、安全・快適かつ緑豊かな住環境が形成されています。
- 小菅一丁目地区では、東京拘置所の建替計画を契機として、住民の主体的な取組によって地区計画を策定し、その目標の達成に向け、住民と協働で街づくりを推進しています。
- 今後も引き続き、土地区画整理事業を施行すべき区域や防災上課題のある地域について、地域の特性や実情を活かした市街地形成を推進するため、それぞれの地域の実情に合った整備手法により、街づくりを推進する必要があります。

図表 地区計画の決定状況（平成31年4月1日現在）
出典：調整課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

| 名称 | 面積 (ha) | 都市計画 決定 |
|------------------------------|------------|------------|
| 葛飾区環状7号線沿道地区計画 | 約 26.6 | H3.1.4 |
| 新柴又駅周辺地区地区計画 | 約 2.1 | H6.4.19 |
| 花の木通り沿道地区地区計画 | 約 1.2 | H8.5.31 |
| 亀有駅東地区地区計画 | 約 6.9 | H16.6.24 |
| 東新小菅一丁目地区地区計画 | 約 8.8 | H16.10.14 |
| さくら並木の道沿道地区地区計画 | 約 2.5 | H16.11.5 |
| 新宿六丁目地区地区計画 | 約 33.3 | H17.11.25 |
| 小菅一丁目地区地区計画 | 約 33.0 | H18.4.5 |
| 高砂四丁目地区地区計画 | 約 13.8 | H20.8.8 |
| 青戸六・七丁目地区地区計画 | 約 21.4 | H20.10.6 |
| 南水元一丁目・二丁目地区地区計画 | 約 5.5 | H20.10.21 |
| 東立石四丁目地区防災街区整備地区計画 | 約 21.7 | H21.3.20 |
| 奥戸四丁目地区地区計画 | 約 26.1 | H22.6.21 |
| 四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画 | 約 68.2 | H24.8.1 |
| 新小菅駅南口地区地区計画 | 約 4.5 | H24.11.1 |
| 東新小菅二丁目地区地区計画 | 約 18.8 | H26.12.18 |
| 堀切二丁目周辺及び四丁目地区 防災街区整備地区計画 | 約 68.5 | H28.3.15 |
| 立石駅北口地区地区計画 | 約 2.2 | H29.6.6 |

2 施策の方向性

- **地区計画等を活用した街づくり** 今後もそれぞれの地域の実情に応じて、新たな地区計画の策定に対する地域住民の機運の高まりと合意形成を促進します。また、住民との協働のもと、地区計画等を活用しながら、地域の特性や実情を活かした街づくりを進め、面的に市街地の機能向上を図ります。
- **良好な住環境の維持・向上** 地区計画を策定済みの地区では、地区計画に基づく地区施設の整備や土地利用の適切な規制・誘導を行うことにより、良好な住環境の維持・向上を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|--|
| 青戸六・七丁目 地区の街づくり | 地区計画制度等を活用し、道路や公園の整備とともに、地区内の交通や駅からのアクセスの円滑化など、暮らしを支える基盤整備を進めます。 |

施策4 良好な住環境づくり

良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、住宅確保要配慮者⁶の方々などを対象に、低廉な使用料で賃貸住宅を提供し、安全・安心に居住できるセーフティネットとして、区営住宅（11団地401戸）やシルバーピア住宅⁷（16団地163戸）を中心に管理しています。
- 今後、高齢者単身世帯の急増等により、安定した住宅を確保することが困難な方が増加する中、民間との連携による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が必要です。
- 少子高齢社会が進展している中、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成や住宅の質的充実を促進する必要があります。
- 分譲マンションでは、区分所有者の高齢化や空き住戸の増加が見込まれるため、区分所有者間の合意形成を図り、適正な管理を管理組合が行うように促す必要があります。
- 平成27年2月の「空家等対策の推進に関する特別措置法⁸」の施行を踏まえ、区では平成27年4月から、助言・指導、勧告、命令等の対応をしています。平成30年度の実態調査では、区内には2,451棟の空家等があり、うち433棟は早急に対応すべき空家等との結果が得られたため、引き続き適切な管理を促進する必要があります。
- 区内には、昭和25年に施行された建築基準法において規定された幅員4mに満たない細街路が数多くあります。そのため、地権者が建替えを行う時に併せて必要な道路空間の確保に努めていますが、未だ拡幅されていない対象路線が残存しており、建替えを伴わない駐車場等における拡幅整備も課題となっています。

図表 区営・都営・機構・公社住宅（令和2年4月1日現在）
出典：調整課資料

| 区分 | | 団地数 (団地) | 戸数 (戸) |
|------------|-----------|-------------|-----------|
| 区 営 住 宅 | | 11 | 401 |
| 都 営 住 宅 | | 128 | 12,091 |
| 機 構 住 宅 | 賃 貸 | 21 | 6,723 |
| | 分 譲 | 6 | 513 |
| 公 社 住 宅 | 賃 貸 | 2 | 116 |
| | 都民住宅借上型 | 3 | 88 |
| | 都民住宅公社施工型 | 1 | 230 |

⁶ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方。

⁷ 民間の建物所有者と借上契約を締結し、65歳以上の高齢者に提供している住宅。

⁸ 本法では、「特定空家等」と定義されている管理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている空家等に対しては、区市町村が助言や指導、勧告、命令、代執行等の行政措置を行うことができると定められている。

2 施策の方向性

- **住宅確保要配慮者への支援** 不動産関係団体、居住支援団体等との協働により設立した居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者に対する支援の強化を図ります。また、今後高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成等を実施し、高齢者が安全・安心に暮らせるように支援していきます。
- **良質な住宅の確保** 東京都や都市再生機構が所管する団地の建替えに際し、多様なタイプの住戸の供給を要請します。また、最低居住面積水準が確保された良質な住宅供給を誘導するとともに、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替えに向けた情報提供や相談事業の強化を図ります。
- **空家等対策** 適切な管理がなされていない空家や建築物等とその敷地の所有者に対する指導等を強化します。また、民間の住宅供給事業者と協力しながら、空家等の流通と利活用の促進に取り組みます。
- **細街路の拡幅整備** 民間建築に合わせ、細街路の拡幅整備を進めます。また、建築箇所の隣地等に駐車場等の空きスペースがあるときは、区からセットバックの協力をお願いしていきます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------|--|
| 空家等対策 | 空家等対策協議会の助言を受け、管理者への助言・指導等を行います。また、空家等相談窓口の設置・空家等の利活用体制を整備し、専門家団体との連携による、空家等対策計画の推進を図ります。 |
| 細街路拡幅整備事業 | 幅員4m未満の細街路に接する敷地内の建築物の建替えに際し、建築確認申請手続の前に道路位置の相談申込を受け、協議等を進めます。また、建築工事竣工前に区が拡幅整備工事を施工し、拡幅整備を行った部分の門・塀などの工作物の移設費用を助成します。 |

政策 9 防災・生活安全

災害に強く、犯罪のない安全・安心なまちにします

1 政策目的

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興と減災の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるようにします。
- 地域の人々が一体となって防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪がなく、安全・安心に暮らせるまちをつくります。

2 政策の方向性

- 災害に強く、安全で、安心して生活できる街づくりに向け、建築物の不燃化や耐震化の促進、液状化対策の支援等を行うとともに、密集市街地の住環境の改善や防災性の向上を促進します。
- 災害発生時に的確な対応と迅速な復旧ができるように、災害対策本部機能や災害情報の伝達、避難所、医療救護活動などの体制強化を進めます。
- 防災活動拠点となる公園や公共施設を活用した防災訓練等を促進し、自助・共助の視点を基本に、地域で救援・応急活動を迅速に行える環境整備を進めます。
- 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるよう、地域の自主的な防犯活動への支援、自転車盗難や特殊詐欺被害など犯罪の防止に向けた啓発活動、消費者教育等を進めます。

3 施策の体系

| 政策 9 防災・生活安全 | |
|----------------------------|---|
| 施策 1 防災街づくり | |
| 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります | |
| | 【計画】 四つ木地区の街づくり |
| | 【計画】 東四つ木地区の街づくり |
| | 【計画】 東立石地区の街づくり |
| | 【計画】 堀切地区の街づくり |
| | 【計画】 民間建築物耐震診断・改修事業 |
| | 【計画】 地盤の液状化対策 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 橋梁補修 定期報告対象建築物改善指導事務 ブロック塀等除去工事費等助成 |

| | |
|---|--|
| 施策2 災害対策 | |
| 災害に対する確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります | |
| | 【計画】 災害対策本部運営の強化 |
| | 【計画】 水害対策の強化 |
| | 【計画】 受援・物資搬送の強化 |
| 新 | 【計画】 女性視点の防災対策推進 |
| 新 | 【計画】 災害医療体制の強化 |
| | (事業) 令和2年度実施 災害対策本部装備品 防災行政無線 気象観測情報システム運用 被災者生活再建支援システム運用 防災計画推進 学校避難所受水槽緊急遮断装置設置 深井戸給水施設保守委託 防災倉庫等維持管理 排水場施設整備 雨水流出抑制施設の設置協議 水防関係の訓練 地籍調査事業 河川・公共溝渠維持管理 |
| 施策3 防災活動 | |
| 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします | |
| | 【計画】 地域防災の連携・強化 |
| | 【計画】 防災の意識啓発 |
| | 【計画】 防災活動拠点の整備・更新 |
| | 【計画】 学校避難所の防災機能の強化 |
| | 【計画】 災害時協力井戸設置助成 |
| | (事業) 令和2年度実施 ガラス飛散防止対策 通電火災防止対策事業 家具転倒防止対策 初期消火対策事業 消防団(本田・金町)助成 防災市民組織等育成 地域防災活動支援 防災訓練災害補償等掛金 学校避難所運営会議支援 普通救命講習会用教材購入 |
| 施策4 地域安全 | |
| 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします | |
| | 【計画】 地域安全活動支援事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 社会を明るくする運動 保護司会助成 自動体外式除細動器管理 街路灯管理 私道防犯灯助成事業 |
| 施策5 消費生活 | |
| 賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします | |
| | 【計画】 消費者対策推進事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 食品放射能検査 |

施策1 防災街づくり

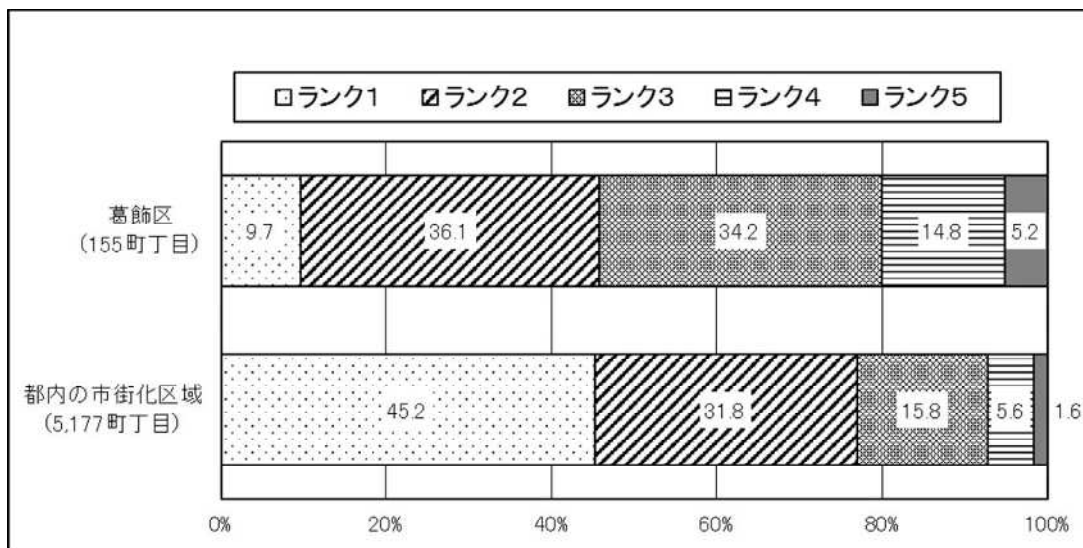
災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくりま

1 施策を取り巻く現状と課題

- 内閣府によると、首都中枢機能への影響が懸念される首都直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と高い数字で予想されています。そのため区では、密集住宅市街地整備促進事業¹により、災害に強い街づくりを進めています。また、東京都「防災都市づくり推進計画」の基本方針が改定され「不燃化特区制度²」が令和7年度まで継続となりました。継続された地区では、不燃領域率を平成28年度時点から10ポイント上昇させることを目標に掲げ、地域の不燃化を促進しています。
- 区では、令和2年度までに建築物の耐震化率を95%にする耐震改修促進計画の目標達成のため、意識啓発や耐震助成制度を実施しています。助成事業の実績は大幅に伸びているものの、目標達成には、さらなる努力が必要な状況です。
- 区では、地盤の液状化による住宅の被害を軽減させるため、説明会や相談会を実施するとともに、地盤調査や液状化対策工事に必要な費用の助成事業を実施しています。しかし、費用、期間などの問題から事業の利用件数は伸び悩んでいます。

図表 地震に関する地域危険度
(建物倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)

出典：東京都都市整備局「第8回地震に関する地域危険度測定調査（平成30年3月）」



¹ 道路の拡幅により、消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークを整備し、防災性の向上や居住環境の改善を図る事業

² 首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、整備地域の中で、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、都と区が連携して不燃化を強力に推進する制度

2 施策の方向性

- **不燃化の促進** 今後も、不燃化特区内の住環境の改善と防災性の向上を図るため、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅、不燃化建築物への建替えなどを総合的に推進するとともに、区民の防災への意識や防災まちづくりの機運を醸成していきます。また、不燃化特区以外においても、住民と協働し、地域危険度の高い木造住宅密集地域の環境改善を進めます。
- **耐震化率の向上** 耐震診断の結果、耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化の必要性と区との取組を説明し、耐震化率の向上に結びつけます。
- **液状化対策の促進** 液状化対策を促進するため、企業や専門家との情報交換により、一般の住宅で多く採用されている地盤調査による精度の高い液状化判定方法や新たな対策の技術について検討を進め、既存の助成制度を適切に見直します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|---|
| 四つ木地区の街づくり | 主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画制度や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。 |
| 東四つ木地区の街づくり | |
| 東立石地区の街づくり | 主要生活道路や災害時に一時的に避難できる小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画制度や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。 |
| 堀切地区の街づくり | 主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・小広場の整備、細街路の拡幅などを促進し、地区計画制度や不燃化特区の助成制度とともに、災害に強い街づくりを進めます。また、橋梁架替事業と連携した街づくり、東京都と連携した歩行環境改善の検討を進めます。 |
| 民間建築物耐震診断・改修事業 | 木造住宅の耐震診断にあたって、耐震診断士を無料派遣するほか、耐震改修設計・耐震改修・除却・建替え等にかかる費用を助成します。また、耐震化事業を広く周知するために、広報紙やホームページによる案内のほか、建築士事務所協会と連携を図り窓口相談や説明会を実施します。 |
| 地盤の液状化対策 | 窓口相談や説明会を実施し、液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費や液状化対策費の一部を助成します。 |

施策2 災害対策

災害に対する確かな対応と迅速な復旧ができる体制をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、首都直下地震や大規模水害等の災害の発生時に備え、災害情報の迅速な伝達体制の強化や迅速な復旧の中核を担う災害対策本部の機能強化、情報連絡体制の整備充実に取り組んでいます。
- 災害対策本部訓練の実施や区本庁舎への蓄電池の導入、受援計画³の策定を行うとともに、災害監視カメラの設置や災害時の被害情報の蓄積に資する防災システムの導入を進めています。また、要配慮者利用施設や防災市民組織である自治町会の会長・防災部長宅に、屋内で聞くことができる防災行政無線の端末設置等を進めています。
- 今後も、災害対策本部の機能強化を図るとともに、災害時の困難な状況においても、確実に区民に正確な災害情報を伝達できるよう、ICT等を活用した最新の情報収集・発信手段の確保に取り組む必要があります。
- 高齢者、障害者等の要配慮者をはじめ、女性や子ども、外国人など多様な区民の視点に立ったきめ細かな対策が求められています。また、気候変動により増加が見込まれる台風等自然災害に備えて、国や都と連携した更なる治水対策の強化や自主避難のあり方など、台風の激甚化への対策が必要です。
- 水害対策を強化するため、平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針⁴」を策定し、広域避難の必要性の周知に取り組んでいます。併せて、公共施設の洪水緊急避難建物への指定や、都、UR、自治町会、民間マンションとの協定締結を進め、一時避難施設の確保に努めているほか、令和元年6月に「浸水対応型市街地構想⁵」を策定し、その実現方策の検討を進めています。
- 災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、医療関係団体や区内医療機関等との連携により緊急医療救護所⁶の開設・運営訓練を実施しています。今後、より実効性のある医療救護活動ができるよう、医療体制や運営方法等を明確化する必要があります。

³ 発災後に復旧・復興の支援に当たるため全国から駆け付ける職員等を適切に配置し、迅速な復旧復興に役立てるための計画

⁴ 東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）を対象に、住民への情報伝達や広域避難等の課題を明らかにするとともに、想定し得る最大規模の水害の発生に対する広域避難を軸とした避難対応について、江東5区が一体的かつ主体的に講じることを前提に、大規模水害時における避難対応の理想像や現段階における対応方針を明らかにしたもの

⁵ 今後高まる水害リスクに、地域力の向上や市街地構造の改善によって対応していくとともに、親水性の高い水辺の街を形成していくことを目指して策定

⁶ 大規模災害により多数の傷病者が発生した際に、発災後概ね72時間までに開設する救護所で、区内では8か所の設置を予定し、主に軽症者の治療や病院への転送の要否、転送順位の決定等を実施

2 施策の方向性

- **地域防災計画等の見直し** 発災後に発生する膨大な復旧・復興作業に対して効率的かつ効果的に対応できるよう、国や都の動向等を注視しながら、地域防災計画、震災復興マニュアル、施設・設備・備蓄の運用方法等の見直しを進めます。
- **避難対応** 要配慮者を含む全ての区民が災害時に適切な避難行動をとり、避難所等においても安心して過ごせるよう、災害対策本部図上訓練や避難所開設訓練など防災訓練の実施、備蓄品の配備等、多様な区民の視点に立ち、災害時の防災体制を整備していきます。
- **大規模水害への備え** 大規模水害に備え、広域避難について検討を進めるとともに、避難者が逃げ遅れた場合に備えた一時避難施設や自主的な避難先の確保を進めます。また、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現に向けて、堤防と一体的となった市街地の防災拠点等の整備や集合住宅・商業施設など民間施設の浸水対応化等を検討します。
- **災害医療体制の強化** 災害時に区民の生命を守るため、医療関係団体や区内医療機関等と連携し、災害時医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直し等を行い、医療救護活動の実効性を向上させます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 災害対策本部運営の強化 | 大規模災害時に災害対策各部や防災関係機関と連携し、迅速かつ効果的に応急・復旧活動を行い、確実に区民の生命・身体・財産を守ります。また、災害監視カメラや IP 無線等の情報ツールを活用しながら、実働訓練を重ね、必要に応じて災害対策本部マニュアルや情報連絡体制などの見直しを行います。 |
| 水害対策の強化 | 大規模水害のリスクに備えるため、令和元年度に策定した「浸水対応型市街地構想」の実現方策を検討し、堤防と一体となった市街地の防災拠点等の整備を目指します。また、水害ハザードマップを活用して、大規模水害時の避難行動について区民へ啓発を行います。 |
| 受援・物資搬送の強化 | 「葛飾区災害時受援計画」、「物資搬送計画 ⁷ 」に基づき、受援に関する訓練の実施、関係機関との協定締結、拠点施設の改修を推進します。 |
| 女性視点の防災対策推進 | 女性のための防災対策等検討委員会を実施し、その検討結果に基づき地域防災計画を見直します。また、女性全体や、乳幼児の母親等を対象とした防災講座を継続して実施していきます。 |
| 災害医療体制の強化 | 大規模災害時に迅速で適切な医療救護活動を行えるよう、関係機関と連携し実働訓練を実施するとともに、災害医療救護計画やマニュアル、医療救護体制等を見直します。また、在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画の作成・見直しを行うとともに、各家庭の非常用電源確保を支援します。 |

⁷ 災害時に避難者の要望に応えられる区の備蓄のあり方や、応援物資の受入れ・配送等を定めた計画

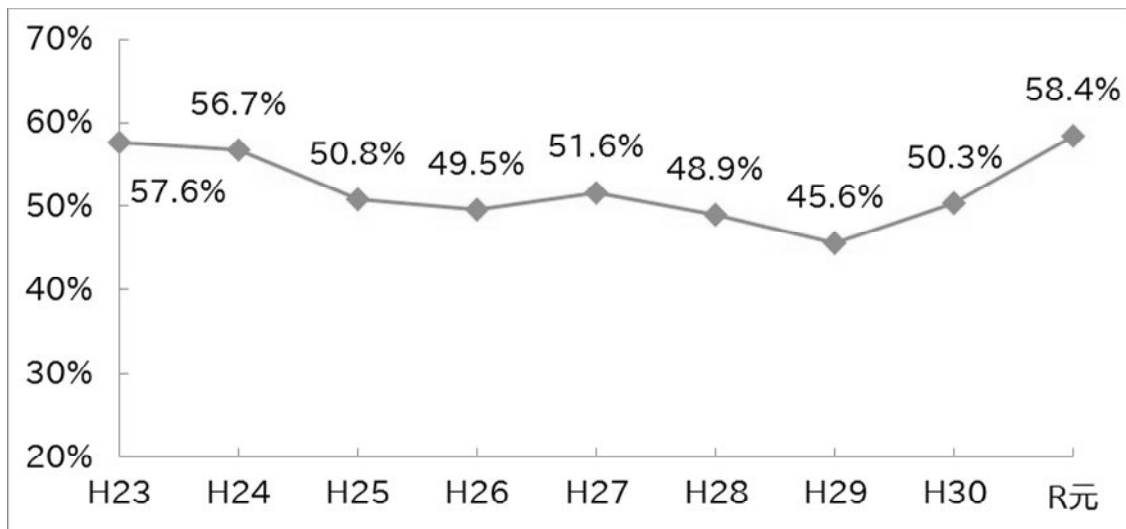
施策3 防災活動

災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、災害発生時に、自助・共助の視点で区民や地域が主体的に救援・応急活動を迅速に実施できるよう、防災講演会・防災に関するワークショップの開催、起震車・まちかど防災訓練車・水陸両用車等を活用した防災訓練、広報紙やホームページ等による広報を実施しています。
- 自助・共助・公助の連携強化を図るため、地域住民が主体となって検討する会議体を設置し、地域ぐるみの防災ネットワーク構築の支援を行っています。また、地域住民による学校避難所の自主運営を促進するほか、新型コロナウイルス感染症対策等を考慮した避難所運営に取り組んでいく必要があります。
- 防災資器材の現物支給や資器材購入費の助成等により、防災市民組織や消防団等の組織力の維持・向上を図っています。また、防災市民組織による防災活動拠点として、公園に倉庫やマンホールトイレ、かまどベンチ等の整備を進めており、今後も区民のニーズや大規模災害の状況に応じた資器材等の整備が必要です。
- 幅広い防災知識を持った防災士や防災コンサルタント等を活用し、地域に密着した防災意識の啓発や防災訓練等への参加を通じて、お互いに顔の見える関係をつくり上げることで、地域における災害対応力の強化に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、区民の防災意識の向上と防災に対する備えの充実を図る必要があります。また、今後、超高齢社会の進展により、災害時要配慮者の増加が見込まれることから、若年層を対象とした、将来の地域防災の担い手の育成を図っていく必要があります。

図表 災害に備えて家庭内での対策を行っている区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **協働による防災体制の構築** 災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を防災活動の基本に据え、区と協働しながら区民が主体的に取り組める防災体制を構築します。
- **啓発の推進** 自助・共助による日頃の備えを充実させるため、防災訓練だけでなく、あらゆるイベント等を通じて、大規模災害に対する備えについて区民への普及啓発を推進します。
- **訓練への参加促進** 地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくため、近年の激甚災害の増加による区民の防災意識の高まりを捉え、防災訓練等への参加を促します。また、避難所である小・中学校や防災活動拠点である公園など、地域住民にとって身近な公共施設を活用し、防災市民組織と連携し、将来の地域防災の担い手である若年層の育成を図りながら防災訓練等に取り組んでいきます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------|---|
| 地域防災の連携・強化 | 避難時に地域が主体となった自主的活動を実践できるよう、学校避難所運営会議や訓練を実施するとともに、感染症対策やベットの同行避難も含めた運営への理解を深めていきます。また、地域ぐるみの防災ネットワークの構築や、地域の特性を踏まえた各地域の防災計画やマニュアル等の策定を支援します。 |
| 防災の意識啓発 | 幅広い層を対象とした防災講演会やワークショップを実施し、自助・共助の意識啓発を図ります。また、地域のイベント等の様々な機会を通じ、実際のポンプを使った放水体験を実施するなど、若年層の防災意識の高揚を図っていきます。 |
| 防災活動拠点の整備・更新 | 防災市民組織による自主防災活動の拠点として、公園内に地下貯水槽、防災倉庫、仮設トイレ用マンホール、かまど兼用炊き出しベンチ等の設備を整備します。 |
| 学校避難所の防災機能の強化 | 災害時の断水に備え、避難所となる小・中学校及び旧学校にマンホールトイレや井戸の整備を推進します。 |
| 災害時協力井戸設置助成 | 福祉施設等が新たに井戸を設置し、災害時には井戸水を区民にも供給できるようにした場合、井戸の設置に係る費用を助成します。 |

施策4 地域安全

犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和元年の区内の犯罪発生件数は3,365件と前年と比べ約300件減少しており、地域団体が行う自主的な防犯活動や防犯カメラの設置の広がりなどが、犯罪の抑止につながっていると考えられます。一方、地域の防犯活動の担い手は減少傾向にあり、若年層の防犯活動への参加促進、区と地域の防犯担当者との関係強化など、地域の自主的防犯活動の維持・活性化が必要です。
- 全刑法犯に占める自転車盗難の被害の割合は約40%と依然として高く、令和2年5月末時点では23区中で6番目に多い件数となっています。そのため、区では、「葛飾区自転車の安全利用及び駐車場秩序に関する条例」を改正し、自転車利用者の施錠等の措置を義務化したほか、亀有・葛飾警察署や関係機関等との連携を強化し、駅周辺でキャンペーンの実施、警告札の貼付等の予防活動に取り組んでいます。今後も自転車盗難に対する予防活動の維持・強化が必要です。
- 特殊詐欺⁸被害は増加しており、犯人の手口が巧妙になっています。そのため、本区では、消費生活センター、高齢者総合相談センター、亀有・葛飾警察署などの関係機関と情報共有を図りながら対策に取り組むとともに、様々な予防啓発活動を実施しています。今後も特殊詐欺被害に対する継続的な予防活動の維持・強化が必要です。

図表 刑法犯発生件数

出典：警察庁資料（葛飾区統計書 令和元年刊行）

| | 総数 | | 凶悪犯 | | 粗暴犯 | | 窃盗犯 | | 知能犯 | | 風俗犯 | | その他刑法犯 | |
|-------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|
| | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) | 実数 (件) | 対前年 増減率 (%) |
| 平成26年 | 5,615 | 15.4 | 31 | 34.8 | 211 | ▲ 8.7 | 4,413 | 22.7 | 195 | 14.0 | 31 | 10.7 | 734 | ▲ 9.8 |
| 平成27年 | 4,547 | ▲ 19.0 | 16 | ▲ 48.4 | 206 | ▲ 2.4 | 3,489 | ▲ 20.9 | 178 | ▲ 8.7 | 23 | ▲ 25.8 | 635 | ▲ 13.5 |
| 平成28年 | 4,137 | ▲ 9.0 | 14 | ▲ 12.5 | 171 | ▲ 17.0 | 3,128 | ▲ 10.3 | 181 | 1.7 | 35 | 52.2 | 608 | ▲ 4.3 |
| 平成29年 | 4,255 | 2.9 | 27 | 92.9 | 196 | 14.6 | 3,177 | 1.6 | 207 | 14.4 | 32 | ▲ 8.6 | 616 | 1.3 |
| 平成30年 | 3,670 | ▲ 13.7 | 22 | ▲ 18.5 | 257 | 31.1 | 2,558 | ▲ 19.5 | 248 | 19.8 | 28 | ▲ 12.5 | 557 | ▲ 9.6 |

⁸ 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空または他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を交付させたりする詐欺

2 施策の方向性

- **地域防犯力の向上** 地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、若年層の防犯活動への参加促進や自主的な防犯活動に対する支援の充実、防犯カメラの設置を進めます。また、今後も「葛飾区安全・安心情報メール」などにより迅速に区内の犯罪情報・不審者情報を配信することで、地域の防犯力の向上を図ります。
- **自転車盗難対策** 大型看板や横断幕の設置、児童・生徒への啓発を実施するなど、警察署と連携しながら、自転車の盗難防止を図ります。
- **特殊詐欺被害の防止対策** 警察署、消費生活センター、高齢者総合相談センター等と連携し、特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|---|
| 地域安全活動支援事業 | 警察署、地域団体、関係団体との連携のもと、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備への支援等を推進します。また、留守番電話設定の啓発、自動通話録音機の配布、金融機関での被害防止用音声機器の設置等の効果的な特殊詐欺被害防止対策を展開するとともに、自転車盗難対策としての鍵かけ義務化の周知を継続します。 |

施策5 消費生活

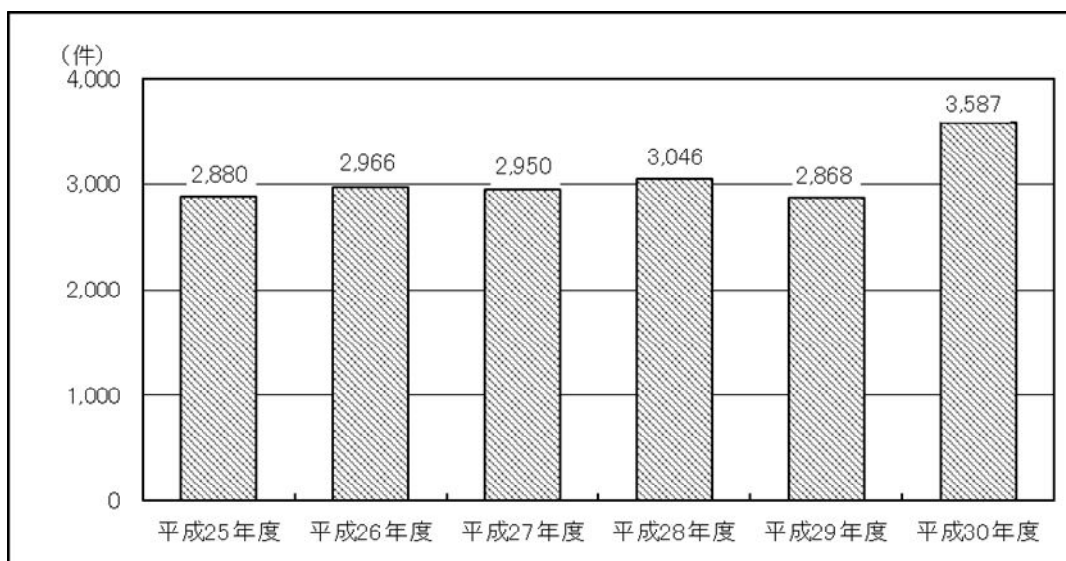
賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の消費生活相談の受付件数は、平成16年度をピークに平成24年度までは減少傾向にありましたが、平成25年度に増加に転じて以降は3,000件前後で推移しており、平成30年度には3,587件にまで増加しました。個々の案件では、はがきによる架空請求等の新たな手口による詐欺被害等だけでなく、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しています。
- 消費者被害を未然に防止するため、「葛飾区消費生活対策アクションプログラム⁹」に基づき、消費生活展や消費者教育出前講座など全世代を対象とした消費者教育を推進しています。今後、成年年齢の引き下げに伴った若者の消費者被害や、外国人区民の増加に伴う外国人相談者の増加等が予想されます。

図表 消費生活相談件数

出典：消費生活センター資料（葛飾区統計書 令和元年刊行）



⁹ 消費者教育の一層の推進を図るため、今後取り組むべき消費者行政の方向性を示したものの。東京都の「消費者モデル事業」の一環として立ち上げた「消費者教育地域連絡会議」で議論等を重ね、平成28年度に策定

2 施策の方向性

- **消費者教育の推進** 区民が消費者被害に遭わないよう、被害の発生状況や被害者の属性を踏まえながら、全世代を対象とした消費者教育を推進します。特に、小・中学生に対する早期の消費者教育を進めます。
- **消費者被害への対応** 消費者被害が生じた場合には、その救済を図るとともに、新たな手口による詐欺被害等や悪質かつ巧妙化した手口による被害、成年年齢の引下げや外国人の人口増等の社会状況の変化に対応した取組を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------|---|
| 消費者対策推進事業 | 消費者問題に取り組む団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取組を推進します。また、区内小・中学校等と連携し、消費者教育の充実を図ります。 |

政策 10 交通

誰もが安全かつ快適に移動できるまちにします

1 政策目的

- 道路の新設、拡幅、無電柱化等により安全で利便性の高い道路ネットワークを整備するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化により踏切を除却し、渋滞のない快適な交通環境を実現します。
- 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが事故なく安全に生活できるようにします。
- 新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実など移動しやすい環境整備を進め、誰もがいきいきと活動できる活力あるまちをつくります。

2 政策の方向性

- 誰もが安全かつ快適に通行できる道路交通網の充実に向け、都市計画道路の整備や道路・橋梁及び歩行空間の修繕・改修、区道の無電柱化、街づくりと連動した連続立体交差化による踏切の除却等を進めます。
- 自転車専用通行帯等の整備や自転車駐車場の整備、違法駐輪対策、シェアサイクルの導入など、自転車を安全かつ快適に活用できるようにします。また、交通安全ルールやマナーの啓発、高齢者の視点を踏まえた事故防止対策等を行い、交通事故の防止に取り組みます。
- 新金貨物線の旅客化の実現や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）の建設などの鉄道整備に向けた取組を進めるとともに、バス交通の充実を図り、区内を移動するあらゆる人にとって、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を実現します。

3 施策の体系

| 政策 10 交通 | |
|--|---|
| 施策 1 道路交通網の充実 | |
| 誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります | |
| | 【計画】無電柱化の推進 |
| | 【計画】都市計画道路の整備 |
| | 【計画】新中川橋梁架替事業 |
| | 【計画】京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業 |
| | 【計画】京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進 |
| | （事業）令和2年度実施 街路樹維持管理 公衆便所維持管理 道路・駅前広場清掃等管理 道路改修（施設更新） 道路橋梁改良 道路修繕 特色ある道路管理 掘削道路復旧 道路補修課庁舎管理運営 路上放棄物処理 |

| | |
|--|---|
| 施策2 自転車活用の推進 | |
| 自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を少なくします | |
| 新 | 【計画】自転車利用環境の整備推進事業 |
| | 【計画】自転車駐車場整備事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 違法駐車防止巡回指導及び誘導委託 自転車置場管理運営 自転車駐車場管理運営 自転車保管所管理運営 放置自転車総合対策 駐車場事業運営 放置自転車追放キャラバン 放置自転車撤去・誘導及び指導 民営自転車駐車場整備費助成 交通安全運動推進 交通安全協会(葛飾・亀有)助成 |
| 施策3 公共交通の充実 | |
| 区内を移動するあらゆる人にとって、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を整備します | |
| 新 | 【計画】新金貨物線の旅客化 |
| 新 | 【計画】地下鉄8・11号線及び環七高速鉄道(メトロセブン)建設促進事業 |
| | 【計画】バス交通の充実 |
| | (事業) 令和2年度実施 地域乗合タクシー運行事業運営費助成(交通不便地区の解消) |

施策 1 道路交通網の充実

誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区施行の都市計画道路は、令和2年4月現在、計画延長52.9kmのうち34.8kmが整備済み（整備率65.8%）となっています。また、国・都施行を含めた都市計画道路は、計画延長99.3kmのうち69.8kmが整備済み（整備率70.3%）となっています。交通の円滑化や防災性の向上等のため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）¹」に基づき、計画的かつ効率的な都市計画道路の整備を推進しています。
- 国道6号（新宿拡幅）などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互に連絡する都市計画道路の整備が遅れており、交通渋滞が解消できていない状況にあるため、今後も、計画的な都市計画道路の整備が必要です。
- 完成から50年以上が経過し、歩行者等の安全な通行の確保や防災性の向上を図る必要のある橋梁は、計画的に維持・更新を進める必要があります。
- 区では、地上機器の設置場所の確保が課題となる歩道が狭い道路や歩道がない道路の無電柱化を推進するため、令和元年6月「葛飾区無電柱化推進計画」を策定しました。
- 踏切の除却による安全性及び交通利便性の向上を図るため、「京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業」の工事を実施しています。今後、本事業の早期完成に向け、東京都や京成電鉄株式会社との連携を強化していく必要があります。
- 「京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進」においては早期事業化に向けて関係事業者との協議・調整を進めており、さらに地域住民の駅周辺街づくりに対する機運を高めていく必要があります。

図表 都市計画道路の都市間比較（整備率の高い順）

出典：国土交通省「都市計画現況調査
（平成31年3月31日現在）」

| 順位 | 区名 | 計画延長 (km) | 整備済延長 (km) | 整備率 (%) |
|----|------|--------------|---------------|------------|
| 1 | 千代田区 | 63.42 | 55.63 | 87.7 |
| 2 | 中央区 | 57.95 | 50.53 | 87.2 |
| 3 | 台東区 | 42.82 | 36.36 | 84.9 |
| 4 | 江東区 | 119.04 | 99.27 | 83.4 |
| 5 | 渋谷区 | 69.86 | 57.07 | 81.7 |
| 6 | 足立区 | 185.33 | 147.90 | 79.8 |
| 7 | 江戸川区 | 146.40 | 116.67 | 79.7 |
| 8 | 港区 | 108.85 | 82.23 | 75.5 |
| 9 | 板橋区 | 93.19 | 67.59 | 72.5 |
| 10 | 葛飾区 | 99.28 | 69.83 | 70.3 |
| 11 | 荒川区 | 37.85 | 26.60 | 70.3 |
| 12 | 品川区 | 91.88 | 63.49 | 69.1 |

| 順位 | 区名 | 計画延長 (km) | 整備済延長 (km) | 整備率 (%) |
|----|------|--------------|---------------|------------|
| 13 | 新宿区 | 85.01 | 58.27 | 68.5 |
| 14 | 豊島区 | 45.86 | 31.04 | 67.7 |
| 15 | 北区 | 63.80 | 40.89 | 64.1 |
| 16 | 目黒区 | 38.02 | 23.39 | 61.5 |
| 17 | 墨田区 | 56.01 | 34.19 | 61.0 |
| 18 | 文京区 | 42.74 | 24.58 | 57.5 |
| 19 | 中野区 | 42.33 | 22.70 | 53.6 |
| 20 | 世田谷区 | 158.74 | 83.56 | 52.6 |
| 21 | 大田区 | 124.07 | 64.93 | 52.3 |
| 22 | 杉並区 | 90.18 | 46.88 | 52.0 |
| 23 | 練馬区 | 121.64 | 62.43 | 51.3 |
| 区部 | | 1,984.27 | 1,366.03 | 68.8 |

¹ 事業の継続性や実現性などの観点から、優先的に整備すべき路線を定めたもの

2 施策の方向性

- **都市計画道路の整備** 快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、都市計画道路の事業中区間の早期完成や未着手区間の早期事業化に取り組みます。
- **計画的な修繕・改修** 予防保全の観点から、道路や橋りょうの修繕・改修を計画的に実施するとともに、誰もが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の適正管理等を推進します。
- **無電柱化の推進** 「葛飾区無電柱化推進計画」に基づき、歩道幅員が2.5m未満か歩道がない道路の無電柱化や、都市計画道路事業、市街地再開発事業等に合わせた無電柱化を推進します。
- **連続立体交差事業の推進** 踏切の除却による交通渋滞の解消や回遊性の向上による地域の活性化に向けて、関係事業者との連携強化を図りながら、街づくりと連動した連続立体交差事業を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------------|---|
| 無電柱化の推進 | 無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路等について、沿道住民や電線管理者等の理解を得ながら、設計、用地取得、工事を順次推進します。 |
| 都市計画道路の整備 | 安全で円滑な交通機能を確保するとともに、良好な道路環境を整備するため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、都市計画道路の整備を着実に推進します。 |
| 新中川橋梁架替事業 | 完成から 50 年以上が経過した、八剣橋・細田橋・高砂諏訪橋の架替事業を実施し、歩行者・自転車の通行の安全性や防災性の向上等を図ります。 |
| 京成押上線（四ツ木駅～青砥駅間）連続立体交差事業 | 東京都及び京成電鉄株式会社と連携して鉄道を高架化し、11 箇所の踏切を除却します。 |
| 京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業の推進 | 京成本線（高砂駅～江戸川駅付近）鉄道立体化の合同勉強会等の開催や関係機関との協議、調整及び都市計画手続に取り組み、連続立体交差事業の実現を目指します。 |

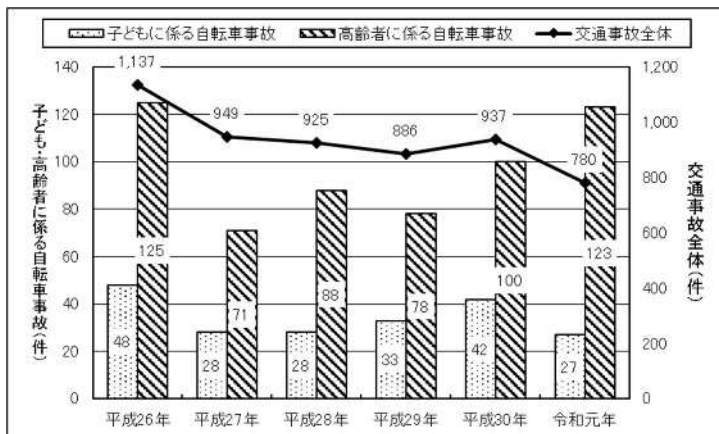
施策2 自転車活用の推進

自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を少なくします

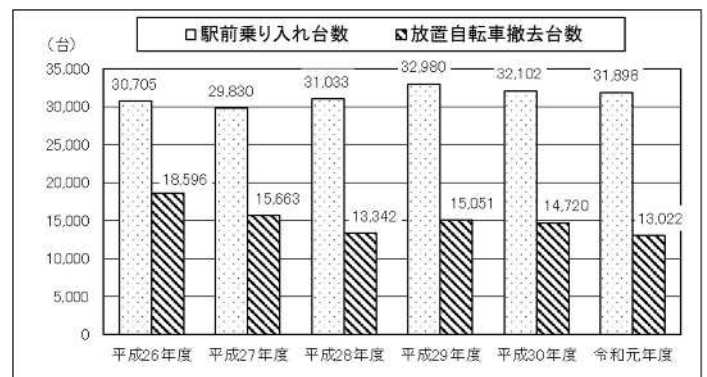
1 施策を取り巻く現状と課題

- 多くの区民が通勤・通学や買い物などに自転車を利用しています。今後も一層の自転車の活用が期待されていることから、区では、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を行うなど、安全で安心な自転車走行空間の確保を進めています。
- 良好な交通環境の確保のため、自転車駐車場の整備や各放置自転車整理区域における指導・誘導、撤去搬送等に取り組み、当該区域での自転車放置数は年々低減傾向にあります。今後、幼児用座席付き自転車や電動アシスト付き自転車等特殊自転車用の駐車スペースの確保や夜間時の放置自転車対策を進める必要があります。
- 駅やバス停から目的地までの移動や観光名所を周遊する交通手段として、気軽に自転車を利用できるシェアサイクルが区内外で展開されていますが、区では、自転車を貸出・返却できる場所に偏りがある状況にあります。
- 区内の交通事故件数はやや減少傾向にありますが、区内の交通事故の約45%を占める自転車関与事故は増えており、特に子どもと高齢者の自転車事故が増えています。また、自転車運転中の携帯電話の操作や雨天時の傘さし運転などの安全運転義務違反による事故の発生も見られるとともに、近年増加している外国人区民向けの交通安全啓発活動の充実も必要です。
- 自転車利用者が交通事故で加害者となり、高額な賠償を命じられるケースが発生していますが、自転車利用者の保険加入についての認識が低い状況にあります。

図表 交通事故発生件数
出典：警視庁資料
(葛飾区統計書 令和元年刊行)



図表 駅前乗り入れ台数及び放置自転車撤去台数
出典：交通政策課資料(葛飾区統計書 令和2年刊行)
注1) 駅前乗り入れ台数は、1日当たりの平均値
注2) 放置自転車撤去台数は、年間台数



2 施策の方向性

- **自転車通行環境の構築** 安全で快適な自転車通行環境を構築するため、自転車事故が多い箇所や区有施設へのアクセスルートなどを踏まえて、自転車専用通行帯やナビマーク等の整備を進めます。
- **自転車駐車場の整備** 駅周辺において、自転車の駐車需要に応えられるよう、民間活力も活用しながら、様々なニーズに応じた自転車駐車場の整備を推進します。また、駐輪環境の整備と合わせて、夜間の放置自転車の撤去等、違法駐輪対策を強化します。
- **シェアサイクル等の整備** 自転車の活用を推進していくため、公共用地の有効活用や民間活力の活用により、周辺自治体と連携した利用しやすいシェアサイクル、サイクルポートの整備を推進していきます。
- **交通安全対策の強化** 自転車利用者を含めた交通事故の防止と交通安全の啓発を進めるため、これまでの小・中学生に加え、高校生や外国人区民を対象とした啓発活動を推進します。また、高齢者には警察署と協力して自動車運転免許の自主返納を促すとともに、交通安全教室の開催や自転車利用五則（利用ルール・マナー）の周知啓発、自転車安全利用体験を行います。
- **自転車の安全利用の促進** 自転車の安全利用を促進するために、自転車保険への加入促進や自転車保険制度の導入を検討します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 自転車利用環境の整備推進事業 | 自転車走行空間の整備やシェアサイクルなどによる自転車活用を推進します。また、自転車保険の導入やスケアード・ストレイトの対象拡充を行うとともに、高齢者の視点を踏まえた交通安全対策と事故防止対策事業を強化していきます。外国人区民に対しては、日本語教室等の開催時に合わせて、交通安全ルールの説明等の啓発活動を行います。 |
| 自転車駐車場整備事業 | 駅周辺の再開発街づくり事業等と連携した、自転車駐車場の整備を推進します。また、民営自転車駐車場の整備を促進するための PR や助成事業の拡充等を検討します。 |

施策3 公共交通の充実

区内を移動するあらゆる人にとって、わかりやすく・利用しやすい公共交通網を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の鉄道網は、常磐線や総武線、京成線など東西方向は充実していますが、南北方向の不足が課題となっています。このことから、区は南北方向の鉄道網の整備を図るため、新金貨物線の旅客化や地下鉄8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設の実現に向けて、取組を進めています。特に、新金貨物線の旅客化については、旅客化の整備に要する資金を確保するため「葛飾区新金貨物線旅客化整備基金」を設置しています。
- これまで、バス社会実験などの取組により新たなバス路線が開設してきましたが、今般、運転手不足によるダイヤ減便など、利用しづらい路線も増えてきていることから、バス路線を維持していくことが課題となっています。区では、バス事業者との協働により、バス路線の更なる拡充を図るとともに、バス路線の維持に向けた取組について進めています。
- 高齢者等が日常生活を送る上で、移動手段の確保が課題となっており、公共交通の役割は一層重要となっています。区は、今後の高齢社会の進展を見据え、更なる利便性の向上や持続可能な公共交通網の構築を目指し、「葛飾区公共交通網整備方針²」に基づく取組を進めています。
- 近年、MaaS（複数の交通手段を組み合わせ、アプリ等により交通経路検索、予約、支払い等を可能とするサービス）の実証実験が国内でも進められています。

² 今後の本区の公共交通網の整備方針とその取組を定めることを目的に、令和元年5月に策定

2 施策の方向性

- **新金貨物線旅客化の実現** 南北方向の鉄道網の充実を図るため、新金貨物線旅客化の早期実現に向けて取り組みます。旅客化にあたっては、技術的な検討に加え、区が旅客化の整備に要する資金に充てる基金の積立を行い、関係機関との協議を進めていきます。
- **地下鉄 8・11号線・メトロセブンの建設促進** 地下鉄 8・11号線の延伸、環七高速鉄道（メトロセブン）建設に向けて、関係区市と連携を図りながら、調査研究などを進めていきます。
- **バス交通の充実** バス交通の充実を図るため、循環バス等の導入に取り組みます。また、バス利用者の利便性を高めるため、上屋やベンチ、バスロケーションシステム表示機などの整備を促進させる助成を行うとともに、バス利用者用の自転車駐輪場（サイクル&バスライド）の整備を進めます。
- **新技術の活用** 今後、自動運転、超小型モビリティ、MaaSなどの最先端技術の進展を注視しながら、状況に応じて活用を検討していきます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------------------|--|
| 新金貨物線の旅客化 | 不足する南北方向の鉄道網の整備や区全体の活性化を図るため、新金貨物線の旅客化の実現に向けた調査検討を進めるとともに、沿線のまちづくりについても検討していきます。 |
| 地下鉄 8・11 号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業 | 交通政策審議会答申第 198 号に位置付けられた地下鉄 8 号線・11 号線の延伸とメトロセブンの新設の建設促進に向けて、関係区市や都区連絡会と連携を図りながら、調査研究等や国などの関係機関への要請活動等を行います。 |
| バス交通の充実 | 区民の身近な移動手段であるバス交通の充実を図るため、循環バス等の導入やバス利用者用自転車駐輪場（サイクル&バスライド）の整備、バス利便施設整備の支援等に取り組みます。 |

政策 11 公園・水辺

水や緑に親しめる、安全で快適な空間をつくります

1 政策目的

身近なオープンスペースとして公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるようにします。また、区内を流れる河川と一体となった公園などを整備し、貴重な自然環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水と緑や生態系に親しみ、楽しめるようにします。

2 政策の方向性

- 公園の計画的な整備・改修や地域の団体等による管理運営等の支援などを行い、多くの区民が集い、憩い、活動できる空間をつくります。
- 河川と一体となった公園の整備や河川敷の公園のバリアフリー化、水元小合溜の水環境の保全など、河川を活かした快適な空間を整備し、多くの人々が集い、憩える場として水辺を積極的に活用します。

3 施策の体系

| 政策 11 公園・水辺 | |
|---|--|
| 施策 1 公園整備 多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します | |
| | 【計画】地域の核となる公園整備 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 公園管理システム運用 堀切菖蒲園管理運営委託 葛飾にいじゅくみらい公園管理運営 交通公園管理業務委託 公園維持管理 公園再生事業 児童遊園維持管理 柴又公園管理運営委託 上千葉砂原公園ふれあい動物広場運営業務委託 新宿交通公園内ミニ S L 運行 地域開放型花壇管理運営 公園課庁舎管理運営 公園駐車場管理運営 公園等地域自主管理事業 民間遊び場補助事業 |
| 施策 2 水辺整備 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします | |
| 新 | 【計画】河川環境改善事業 |
| | 【計画】水の拠点の整備 |
| | 【計画】水辺のネットワーク事業 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 葛飾あらかわ花いっぱい事業 維持管理 (水元小合溜水質浄化施設) |

施策1 公園整備

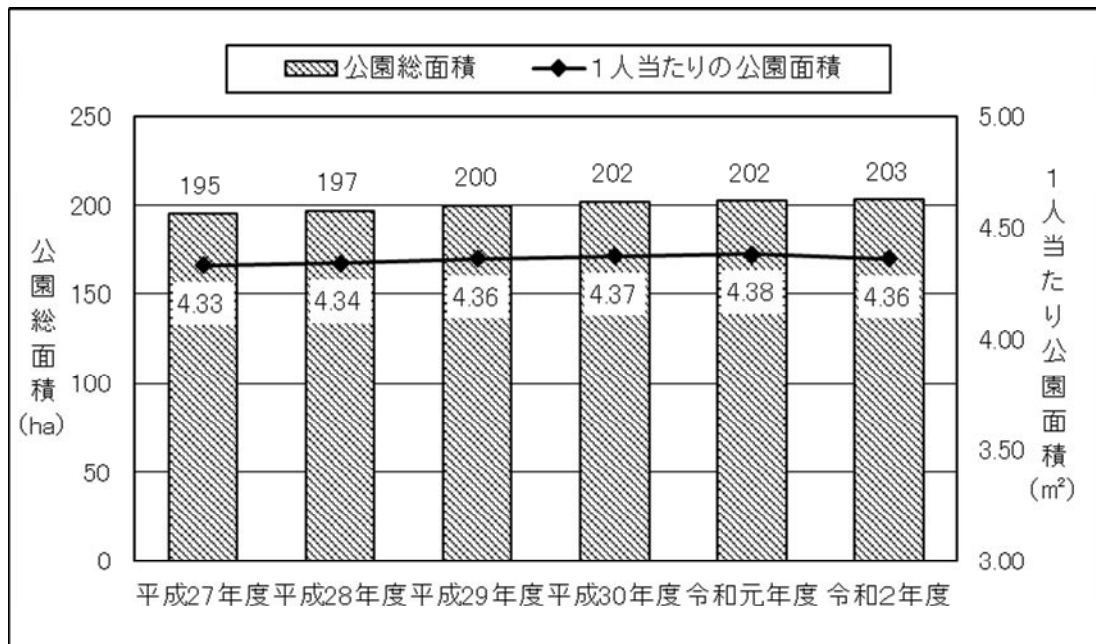
多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、児童から高齢者までが歩いて行ける身近な公園や地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて、地域の核となる公園として整備し、レクリエーションの場の確保や地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、街の景観向上などを図っています。
- 令和2年4月1日現在、区民1人当たりの公園面積¹は4.36㎡となっています。既存の公園等の約4分の1が開園又は全面改修から40年以上が経過しており、今後は、予防保全型の管理²やバリアフリー化等の視点から計画的な改修に取り組む必要があります。また、倒木・枝折れの恐れのある樹木、周辺からの見通しの悪い箇所等に対する安全確保など、利用者の安全面の向上を図る必要があります。
- 地域団体との協働で公園の管理に取り組んでいますが、近年、団体構成員の高齢化等により、地域の自主管理による公園数を増やせない状況です。

図表 公園総面積及び1人当たりの公園面積

出典：公園課資料（葛飾区の現況）



¹ 公園・緑地の配置や都市緑化の推進等の方針を定めた、「緑とオープンスペース基本計画（平成11年度策定）」の中で、区民1人当たりの公園面積5㎡を目指すとしている。

² 耐用年数や点検結果を踏まえ、故障等が発生する前に所要の対策を行い、故障が起きないようにする管理方法

2 施策の方向性

- **公園の整備** 今後も、街づくり事業などと連携して、区民が気軽に歩いていける公園や地域の防災活動拠点となる公園の整備を推進していきます。
- **健全な公園の維持** 健全な公園利用を維持できるよう、必要な改修を計画的に進めるとともに、緑の機能と効用を増進させながら、樹木の伐採や小型樹種への植替えなどの対策を検討します。
- **公園の管理運営** 地域の団体等が、公園の清掃や点検・監視・花壇の管理運営等を担えるよう、PRや報奨金の増額等を含めた制度の見直しに取り組みます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 地域の核となる公園整備 | 地域特性や区民ニーズを踏まえた地域の核となる公園を整備し、レクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などを図ります。 |

施策2 水辺整備

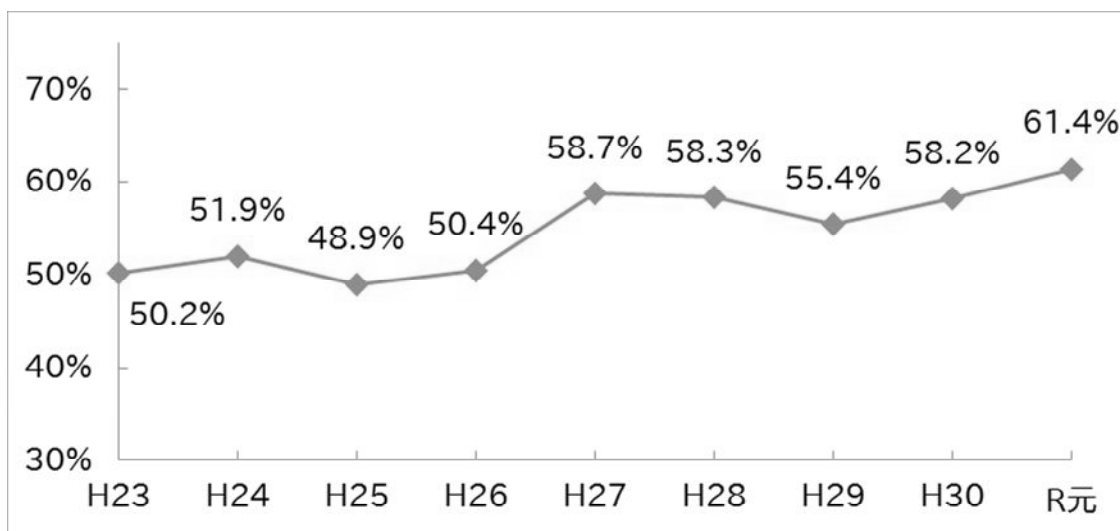
河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、中川・江戸川などに隣接する土地を活用し、河川と一体となった公園の整備を推進しています。
- 河川敷に整備された公園の中には、供用開始から長い期間が経過し、施設の老朽化等が生じている公園があるほか、中川左右岸にある緑道公園では、舗装のひび割れや植栽の枯損など多くの課題を抱えています。また、中川左右岸は、東京都による堤防の工事に合わせて整備された中川親水テラスに照明を設置しています。
- 水元小合溜は、昭和50年代（1975年～）以降、魚の大量死やアオコの発生等の水環境問題が顕在化し、平成元年から水質浄化対策事業「カムバックかわせみ作戦」を実施してきましたが、近年では水生植物の繁茂や特定外来生物の生息が確認されるなど、新たな課題が生じています。水元小合溜の貴重な環境を次世代へ継承していくため、更なる対策を進める必要があります。

図表 河川などの水辺が区民にとって親しめる空間となっていると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **水辺の積極的な活用** 治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として水辺の積極的な活用を図るとともに、河川と一体となった公園を整備し、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しめる環境づくりを進めます。
- **公園施設の整備** 河川敷の公園を、人々が集い、憩える場として有効に活用するため、他の地域からのアクセス改善や施設のバリアフリー化などの整備を進めます。
- **公園施設の改修** 東京都と調整を図りながら、引き続き、中川親水テラスに照明を設置していくとともに、中川左右岸緑道公園の計画的な改修を進めます。
- **水元さくら堤の改修** 水元さくら堤では、老朽化した施設の改修を進め、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。
- **水元小合溜の保全** 「河川環境改善計画」に基づき、水元小合溜の特定外来生物等の防除を行い、本来の生態系への回復を図るとともに、良好な水環境を計画的に保全します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 河川環境改善事業 | 老朽化した既存の水質浄化施設及び関連施設の改修、水生植物の刈取り、生態系調査、外来生物の駆除など、効果的・効率的な対策を実施します。 |
| 水の拠点の整備 | 江戸川、中川等の河川敷や河川に隣接する土地を公園用地として活用し、河川と一体となった公園を整備します。 |
| 水辺のネットワーク事業 | 中川親水テラスでは、親水性・自然景観に配慮しながら、照明施設や老朽化した緑道公園部分の改修を実施します。また、水元さくら堤では、老朽化した施設を改修し、散策や休憩、サイクリング等の利用環境を改善します。 |

政策 12 環境

自然を守り、快適で美しい環境をつくります

1 政策目的

- まちの美化活動に取り組むとともに、豊かな緑とたくさんの花で彩ることで、美しい都市環境が広がるようにします。
- エネルギー利用の効率化を推進して脱炭素社会を実現するとともに、3Rやごみの適正処理などを推進して資源循環型地域社会を形成し、人と地球環境にやさしい持続可能なまちをつくります。

2 政策の方向性

- エネルギー利用の効率化に向けた普及啓発や助成を進めるとともに、温室効果ガスの排出量削減や気候変動の影響に対する取組（適応策）を行い、地球温暖化対策を進めます。
- 緑と花でいっぱいの美しい都市環境づくりに向け、花いっぱいのまちづくり活動に取り組む団体や個人・家庭への支援などを進めます。
- 外来種の調査・駆除や在来種の保護、環境学習の充実などを行い、豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます。
- 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるよう、環境調査による監視や公害の是正・指導、近隣公害の普及啓発などに取り組みます。
- 持続可能な資源循環型地域社会を形成するため、発生抑制を最優先とした情報提供や食品ロスの削減に向けた取組の促進、プラスチックの3Rや回収・適正処理の徹底等を進めます。
- ごみのない、きれいで清潔なまちをつくるため、喫煙ルール・マナーの徹底や区民の主体的な美化活動への支援を行います。

3 施策の体系

| 政策 12 環境 | |
|----------|--|
| | 施策 1 地球温暖化対策 省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます |
| 新 | 【計画】気候変動適応策 |
| | 【計画】区民の環境行動推進 |
| | 【計画】事業者の環境行動推進 |
| | 【計画】区の環境行動推進 |
| | (事業) 令和2年度実施 クリーンなエネルギーの利用促進 環境月間普及啓発 地球温暖化対策推進 |
| | 施策 2 緑と花のまちづくり 緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります |
| | 【計画】緑と花のまちづくり事業 |

| | |
|---|--|
| | <p>(事業) 令和2年度実施 屋上・壁面緑化推進 生垣化推進 グリーンバンク事業 樹木保全事業 駅前広場花いっぱい事業 緑化意識事業</p> |
| <p>施策3 自然保護 豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます</p> | |
| | 【計画】生物多様性の保全 |
| 新 | 【計画】外来種対策 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 雨水利用促進(指導) 河川浄化運動 自然保護区域維持管理 野鳥等の保護・被害対策 地域間交流事業</p> |
| <p>施策4 生活環境保全 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします</p> | |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 河川愛護活動 あき地除草対策事業 アメリカシロヒトリ防除対策事業 公害防止啓発・指導 緑化指導事業 交通騒音・振動調査委託 公害発生源規制・指導 水質汚濁監視測定委託 大気汚染監視測定 放射線量測定</p> |
| <p>施策5 資源循環の促進 持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます</p> | |
| 新 | 【計画】資源循環による環境負荷の低減促進 |
| | 【計画】かつしかルール推進事業 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 ごみ減量・清掃フェア 各種講座事業(ごみ減量・3R) 不用品交換情報・スマートフォン向けアプリ等情報発信 かつしかエコライフプラザ管理運営 生ごみ処理機等購入助成 一般廃棄物処理基本計画策定 イベント等による普及啓発(ごみ減量・3R) 環境学習事業(ごみ減量・3R) 資源とごみの収集カレンダー等作成 緑のリサイクルセンター事業 拠点回収促進 集団回収促進支援 資源回収 3R推進パートナー事業 ごみ減量・リサイクル推進協議会 放置自転車リサイクル 建設リサイクル法事務 集積所美化等排出指導 事業系ごみ自己処理促進 燃やすごみ・プラスチック製容器包装等収集運搬 清掃協力会助成 し尿収集運搬 車両維持管理(清掃事務所) 職員被服貸与(清掃事務所) 粗大ごみ収集運搬 維持管理(清掃事務所) 一般廃棄物処理業許可事務 浄化槽関係事務 動物死体処理 有料ごみ処理券販売</p> |
| <p>施策6 まちの美化推進 ごみのない、きれいで清潔なまちにします</p> | |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 ポイ捨て防止等環境美化活動 環境美化の日事業 環境美化地区支援 不法投棄防止対策</p> |

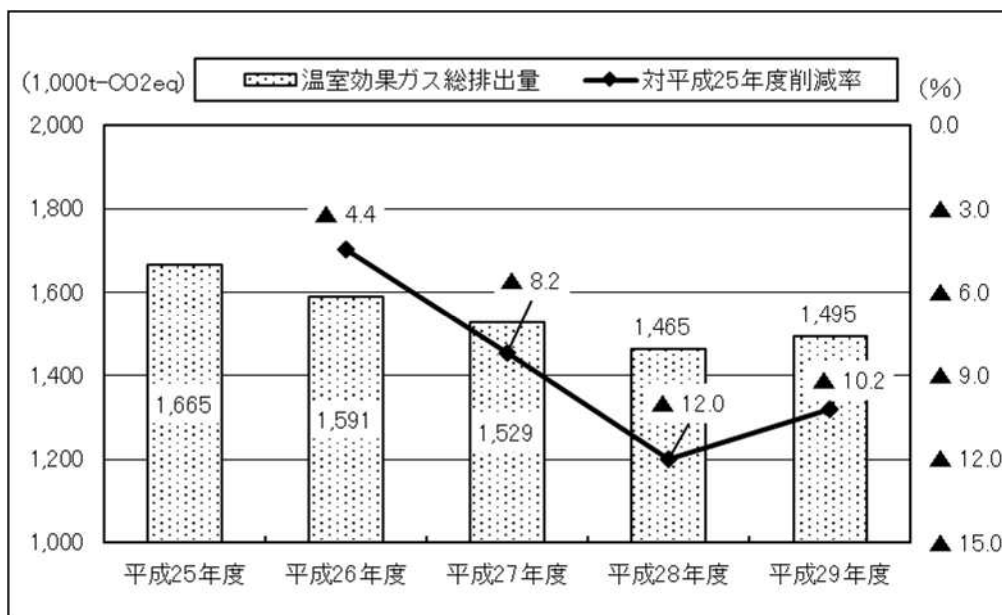
施策1 地球温暖化対策

省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しており、猛暑による熱中症患者の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等の甚大な被害が発生しています。
- 区では、葛飾区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で28%削減する目標達成に向け、区民・事業者に対する省エネ改修・省エネ設備・再生可能エネルギーの利用促進のための助成事業や、区内小・中学生を対象にした環境学習等を実施しています。
- さらに、令和2（2020）年2月に、都内の区市町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか宣言」を行い、2050年までに温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。
- 今後は、低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、区民や事業者等と協働しながら更なる地球温暖化対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。

図表 区全域の温室効果ガスの基準年（平成25年）総排出量比
出典：特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2017年度）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



2 施策の方向性

- **脱炭素社会の構築** 2050年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするために、クリーンなエネルギーや省エネを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を目指します。
- **区民の省エネ行動の促進** 環境に関する技術革新の進展に注視しつつ助成制度の見直しを常に行い、区民や事業者の省エネ行動を促進するための助成事業を充実させます。
- **次世代への啓発の充実** 次世代を担う子どもたちが大人になったとき、省エネ行動や再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組めるよう、子ども向けの啓発を充実させます。
- **区の環境行動の推進** 区内最大の事業者である区が、公共施設の改修や建替えを行う際に、率先して環境に配慮した技術等を積極的に導入します。
- **気候変動への適応策の推進** 地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に対する取組（適応策）を同時に推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|--|
| 区民の環境行動推進 | かつしかエコ助成金制度の充実や、都事業との連携による区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行います。 |
| 事業者の環境行動推進 | 事業者が経済成長と環境活動のマッチングを実現し、持続可能な企業運営が維持できるよう、環境活動に対する評価基準の提案や優遇措置の機会を提供します。 |
| 区の環境行動推進 | 公共施設における省エネ設計の徹底、庁用車のZEV化推進等に取り組み、区内最大規模の事業者として、引き続き区民・事業者への率先的行動を展開するとともに、事例紹介や普及啓発により区域全体の環境行動の機運醸成に寄与します。 |
| 気候変動適応策 | 温室効果ガスの排出を削減する取組（緩和策）に加えて、緑のカーテンやミストの設置など気温上昇に適応する取組（適応策）を同時に推進し、地球温暖化対策をより一層進めます。 |

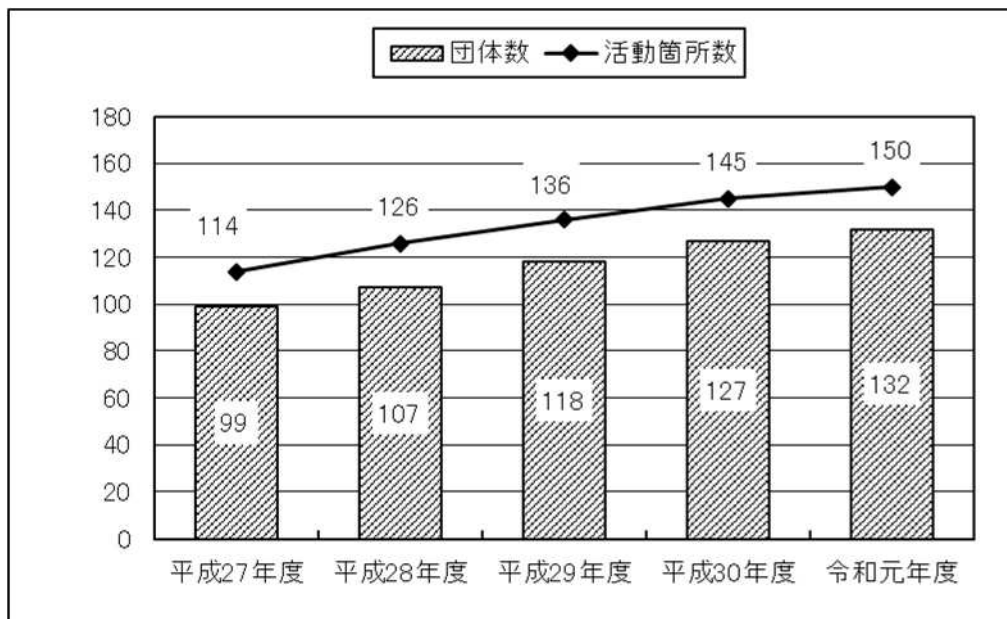
施策2 緑と花のまちづくり

緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和2年1月1日現在、区内では、150か所で132団体が花いっぱいまちづくりの活動に取り組んでおり、その数は、年々増加しています。
- かつしか花いっぱいのまちづくり推進協議会が考案した立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンバス」は、区内外から高い評価を得て、多くの自治体や団体で導入が進んでいます。
- 花いっぱいのまちづくり活動をさらに推進するために、担い手の裾野を広げるとともに、区民、団体、事業者、教育機関等、多様な主体との一層の協働が必要です。
- 良好な都市環境を構築するために、保存樹木・樹林の保全や緑化計画の届出、緑化の支援などによって、緑を創出しています。

図表 区内の花いっぱい活動に取り組む団体数・活動箇所数（各年度1月1日時点）
出典：環境課資料



2 施策の方向性

- **担い手の拡大** 花いっぱいのもちづくり活動の担い手の裾野を広げるために、団体への活動支援に加え、個人や家庭への支援を拡充します。
- **他の自治体と交流** 他の自治体と交流・連携することで、花いっぱいのもちづくりの更なる活性化に取り組みます。
- **緑化の推進** 引き続き、身近な緑の保全や緑化計画の届出、緑化に対する支援を行い、緑や花を身近に感じられるまちをつくります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 緑と花のもちづくり事業 | 「みんなで“感じ・楽しむ”花いっぱいのもちづくり活動」を目指し、フラワーイベントの開催、花いっぱいサポーターの育成・支援など「楽しむ」・「伝える」・「支援する」施策の充実を図ります。また、区内外に「フラワーメリーゴーランド」の設置数を増やす働きかけを継続します。 |

施策3 自然保護

豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、自然環境調査や自然保護区域に指定¹するなど、自然環境を保護する取組に努めています。
- 将来にわたって生物多様性²が守られるよう、引き続き「生物多様性かつしか戦略³」に基づき、区民や団体等との協働により、自然環境調査や環境学習等を通じて生物多様性を保全していく必要があります。
- 野生動物による生活環境の悪化や健康被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲、処分、カラスの巣の撤去等を行っています。
- 元々、国内には生息せず、人為的に他の地域から流入・定着した外来生物のうち、生態系の破壊や健康被害を生じさせる恐れがある生きものを、引き続き駆除していく必要があります。

¹ 自然環境の保護と回復を図るため、葛飾区自然保護要綱に基づき、身近な自然を自然保護区域に指定している。現在、秋の七草の1つであるフジバカマが自生している水元さくら堤と、多くの生きものが生息している大場川の中州の2か所を指定

² 様々な生きものが、多様な環境の中で互いに関わり合っている状態

³ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な方針と戦略を定めたもの。平成24年11月策定

2 施策の方向性

- **生物多様性の保全** 区民や団体等との協働により自然環境の調査や保護に取り組むとともに、環境学習を充実させることで、区内の生物多様性を保全していきます。
- **在来種の保護** 新たに侵入してくる外来種への対応を含め、外来種の調査・駆除などに取り組むとともに、絶滅の恐れがある希少な在来種を保護していきます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------|---|
| 生物多様性の保全 | 「生物多様性かつしか戦略」に基づき、環境学習や自然環境調査等を通じて生物多様性の保全の重要性の普及啓発を進めます。また、市街地でもたくさんの生きものの息吹を感じられるよう、区本来の生きものの生息・生育場所を保全します。 |
| 外来種対策 | 外来生物に関する区民からの相談等への迅速な対応や、外来生物への注意喚起及び啓発を行うとともに、都や関係機関と連携して捕獲・駆除に取り組めます。 |

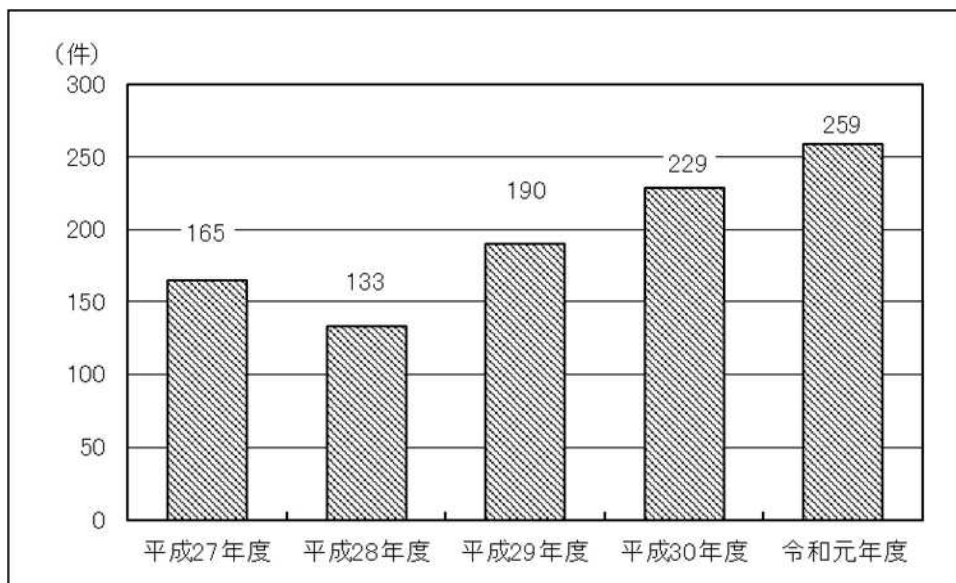
施策4 生活環境保全

良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、区の大気質（Ox（光化学オキシダント）を除く。）、河川類型ごとの河川水質、交通騒音・振動（水戸街道の一部区間を除く。）は環境基準を満たしています。また、空間放射線量の定点測定の測定結果は、福島第一原子力発電所の事故発生前の新宿区内における測定値（毎時0.028～0.079マイクロシーベルト）とほぼ同じ水準まで低下しています。
- 近年、人体に有害な影響を及ぼすアスベスト（石綿）建材を使用した建物の解体工事が増加していることから、国や都と連携し、アスベスト建材を使用した建物の解体工事への監視・指導を強化する必要があります。
- 区では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等関係法令に基づき、新規に工場や指定作業場を設置する場合の認可・認定等審査や、操業中の工場や指定作業場に起因する騒音・振動等の公害苦情における是正・指導を実施しています。
- 工場や指定作業場等の操業に伴う公害苦情件数は、近年減少傾向にあるものの、住宅の室外機の騒音や飲食店からの悪臭等の近隣公害、建物の解体工事に伴う騒音・振動等の苦情が増加傾向にあることから、これらの公害・苦情の防止対策を強化する必要があります。特に、日常生活における飲食店、商店、一般家庭等に起因する近隣公害については、近隣関係におけるお互いの配慮が大切であることを広く区民に普及啓発する必要があります。

図表 生活環境に関する苦情件数
出典：環境課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- **良好な生活環境の確保** 環境調査による監視を継続的に実施し、環境に悪影響が及ぶ事象が発生した場合には、関係機関と連携して改善を図り、良好な生活環境や快適に住み続けられる環境を確保します。
- **公害現象への指導** 工場・指定作業場等の操業、建物の解体、アスベストの除去工事等が、区民の生活環境に悪影響を与えないように、関係法令に基づき速やかに公害現象を確認し、規制基準を守るように指導します。
- **公害防止に向けた普及啓発** 引き続き、地区別に区内工場の実態調査、公害防止啓発活動を行います。また、区民が多く集まる各種イベント等を活用し、近隣公害に関する普及啓発を行うことで、近隣公害を未然に防ぎ、地域住民の快適な生活環境を保持します。

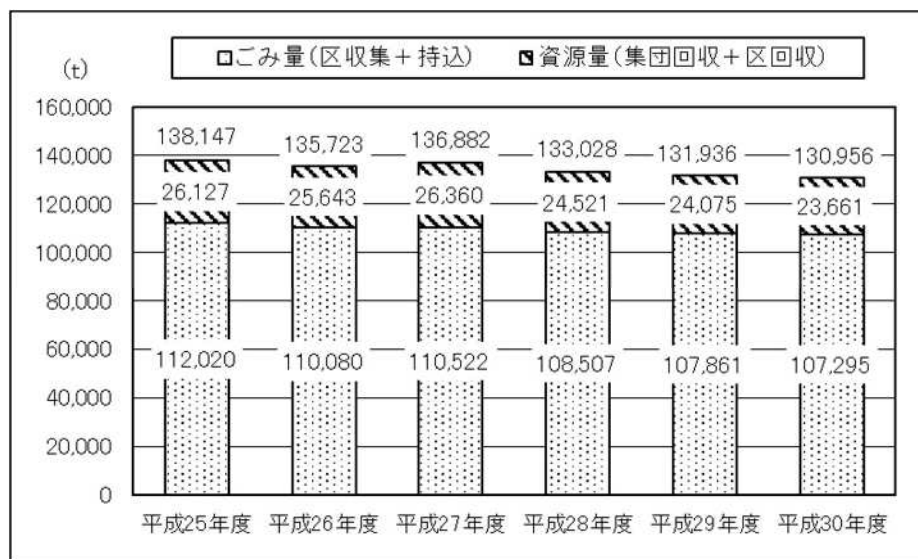
施策5 資源循環の促進

持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、ごみと資源の年間総排出量は、人口が増加しても年々減少傾向にあり、事業系ごみの年間総排出量も減少傾向にあります。より一層、ごみ減量を進めていくためには、発生抑制を最優先とする普及啓発を行っていく必要があります。その中でも特に、燃やすごみの約4割を占めている生ごみの減量が課題であり、「食品ロス⁴」の削減に向けた取組を推進する必要があります。
- 「ごみ性状調査⁵」によると、燃やすごみ・燃やさないごみの中には依然として資源が混入している状況にあり、分別が徹底されていません。今後、一層の資源化を推進するとともに、通常の収集作業においても機会を捉えて、区民や事業者に対して資源の分別などを積極的に周知する必要があります。
- 海洋プラスチック問題や化石資源への依存度の低減などが世界的にも課題となっており、生活に身近なプラスチックの一層の3Rを進めていく必要があります。
- 高齢社会のさらなる進展や区内に住む外国人区民が増加傾向にあることなど、社会情勢の変化を踏まえ、日々のごみ出しに関する課題に対応していく必要があります。

図表 本区のごみ量・資源量の推移
出典：リサイクル清掃課資料



⁴ 食べ残しや賞味期限切れ等により本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のこと。

⁵ ごみの組成等の実態を把握することにより、一般廃棄物処理基本計画の見直しや推進に向けた基礎資料を得るため、数年に一度実施している調査。

2 施策の方向性

- **ごみ減量・3Rの推進** さらなるごみ減量や3Rを推進するため、発生抑制を最優先とした分かりやすい情報提供、環境学習を充実させます。また、区民や事業者がさらに日常の暮らしや事業活動の中で資源循環や食品ロスの削減等を全体で取り組むよう促進し、本区らしいコミュニティを活かした持続可能なまちを目指します。
- **適正処理の推進** 適正処理のさらなる推進をするため、排出指導や助言等を行い、廃棄物の中の資源物のリサイクルを進めることで、天然資源の持続可能で効率的な利用を促し、環境への負荷を低減させます。
- **プラスチックの3R・適正処理の推進** プラスチックの3Rや回収・適正処理をこれまで以上に徹底するために、資源循環型地域社会に向けて区が事業者として率先して取り組むとともに、区民や事業者とともに生産や購入から廃棄までのライフサイクル全体で徹底的な資源循環の推進を行います。
- **社会変化への対応** 高齢社会の進展や外国人住民の増加が予測されていることから、社会の変化に適応した廃棄物収集体制などの処理システムの構築を進めます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------------|--|
| かつしかルール推進事業 | 毎年「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」で設定する『かつしかルール』を発信し、区民や事業者のそれぞれの役割を認識した主体的な活動を促進します。また、食品ロス削減に向けた行動の促進を図ります。 |
| 資源循環による環境負荷の低減促進 | 区民や事業者とともに、徹底的なプラスチックの資源循環を推進し、ごみに含まれている資源を資源化することで、環境への負荷を低減させます。 |

施策6 まちの美化推進

ごみのない、きれいで清潔なまちにします

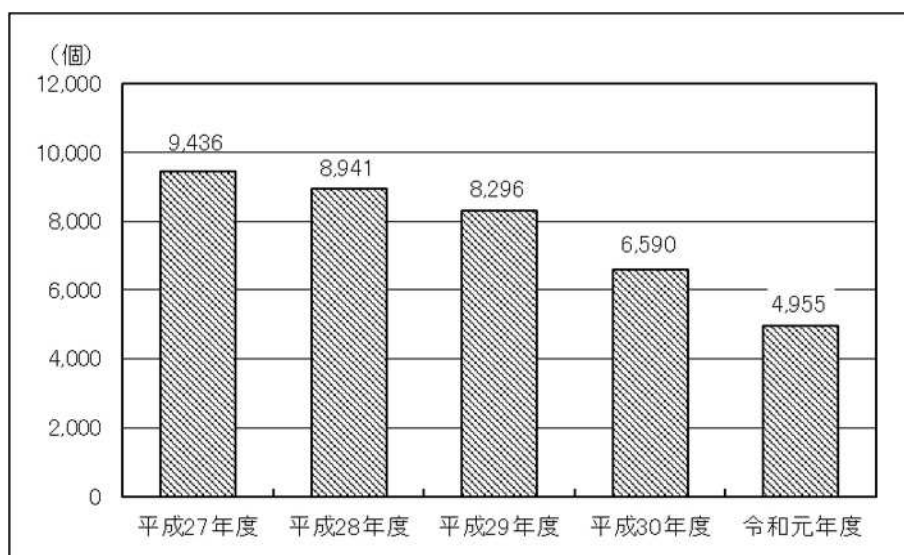
1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」に基づき、駅の周辺道路や駅前広場、区立公園・児童遊園を喫煙禁止区域に指定するとともに指定喫煙場所を設置し、分煙化を図ってきました。
- 条例違反者に直接注意を呼び掛けるパトロールやキャンペーンの実施に加え、路面シールの貼付や京成バスの車内放送等による啓発を行ってきたことで、区域内での喫煙率が減少しました。今後も、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなくし、たばこによる迷惑・危険行為を防止する取組を進めるとともに、ごみのない、きれいで清潔なまちを実現する必要があります。
- 区内では、地域の方々による花いっぱい活動が行われているほか、駅周辺の街づくりにより、まちの美化が一層進んでいくことが期待されています。今後は、自治町会単位での地域美化活動だけでなく、個人で地域美化活動に取り組んでいる方に対する支援の充実を図る必要があります。

図表 JR3駅におけるごみのポイ捨て数

出典：地域振興課資料（事務事業評価表）

注）ポイ捨て実態調査に基づくJR3駅においてポイ捨てされたたばこ、空き缶、空き瓶、ペットボトルの数



2 施策の方向性

- **喫煙ルールの徹底** 区内の全ての駅周辺を喫煙禁止区域に指定し、効果的な啓発を工夫し実施することで、喫煙ルールの徹底を図ります。
- **地域美化活動の推進** 清掃に必要な消耗品等の購入支援や表彰制度の創設、意識向上のための啓発などにより、「自らのまちは自らがきれいに」という区民の主体的な活動を促進し、地域の美化活動を日常かつ面的に広げていきます。

政策 13 産業

地域産業を活性化し、生活を豊かに楽しめるようにします

1 政策目的

- 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくりまします。
- 日頃から多くの人でにぎわう便利で魅力的な商店や、様々な機能を持つ都市農地などの本区の産業によって、生活を豊かに楽しめるまちをつくりまします。
- 若者や高齢者、女性、外国人など誰もがそれぞれの個性や特性を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるようにします。

2 政策の方向性

- 区内産業の活性化に向け、新たな技術や事業の創出を支援し、区内で創業しやすい環境をつくとともに、区内の優れた製品・技術や伝統工芸品、商店街などの区内産業の魅力を広くアピールします。
- 区内の事業所が安定的に経営できるよう、事業承継の促進やインボイス制度の導入対策等の支援を進めます。
- 都市農地の保全を図るため、農地とふれあう環境づくりや、農地所有者に対する支援等を進めます。
- 女性や若者、高齢者などの就職支援や区内企業の人材育成の支援等を行い、区民のキャリアアップと就労を支援します。

3 施策の体系

| 政策 13 産業 | | |
|----------|---|----------------------------|
| | 施策 1 産業の活性化 新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します | |
| | 【計画】葛飾ブランド創出支援事業 | |
| | 【計画】東京理科大学との産学公連携推進事業 | |
| | 【計画】伝統産業販路拡大支援事業 | |
| | 【計画】創業支援事業 | |
| | (事業) 令和2年度実施 | |
| | 創業支援施設管理運営 異業種交流会支援事業 | 産業見本市開催事業 見本市共同出展事業 |
| | | 葛飾区認定製品販売会事業 見本市出展等経費助成 |

| | |
|--|--|
| | <p>新製品新技術開発支援事業 製品性能試験費用等助成 知的所有権取得助成 フードフェスタ 商店街地域活性化事業費助成 商店魅力創出支援事業 プレミアム付商品券発行事業費助成 商店街共通商品券発行事業費助成 トイランド運営事業 おもちゃアイデアコンクール 職人会まつり ホームページ作成経費助成 産業団体活性化イベント経費助成 商業まつり事業費助成 商店街ポイントカード推進事業費助成 商店街地域連携イベント経費助成 商店街販売促進事業 商店街連合会助成 商店街チャレンジ戦略支援事業 伝統産業保護育成事業 産業フェア事業 区内産業啓発冊子印刷 商店街装飾灯LED化事業費助成 商店街装飾灯管理費助成 ものづくり企業地域共生事業費助成</p> |
| 施策2 経営支援 区内の事業所が安定的に経営できるようにします | |
| | 【計画】 公衆浴場ガス化支援事業 |
| | 【計画】 事業承継支援事業 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 地域産業振興会館維持管理委託 地域産業振興会館運営委託 中小企業融資事業 プレス機器安全点検助成 技術継承セミナー事業 公衆浴場設備改善費等助成 東四つ木工場ビル 大店立地法事務 小学生家族体験入浴事業</p> |
| 施策3 都市農地の保全 農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります | |
| | 【計画】 農地保全支援事業 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 生産緑地の指定 営農集団研究活動助成 有機農業推進事業 葛飾産野菜品評会事業 農業基本構想推進事業 葛飾産野菜販売促進事業 葛飾産野菜PR経費助成 農業委員会運営 農地保全支援事業 区民農園新設・維持管理 農業体験支援事業 ふれあいレクリエーション農園事業 農業オリエンテーリング事業</p> |
| 施策4 キャリアアップ・就労支援 区民のキャリアアップと就労を支援します | |
| | 【計画】 雇用・就業マッチング支援事業 |
| | 【計画】 区内産業人材育成支援事業 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施 勤労福祉会館維持管理 雇用・就労促進事業 中学生産業教育・職業体験事業 内職相談あっせん事業 労務管理支援事業 家内労働者労災保険特別加入促進事業 中小企業勤労者福利共済事業 中小企業退職金共済事業 優良従業員表彰事業 製造業顕彰事業</p> |

施策 1 産業の活性化

新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します

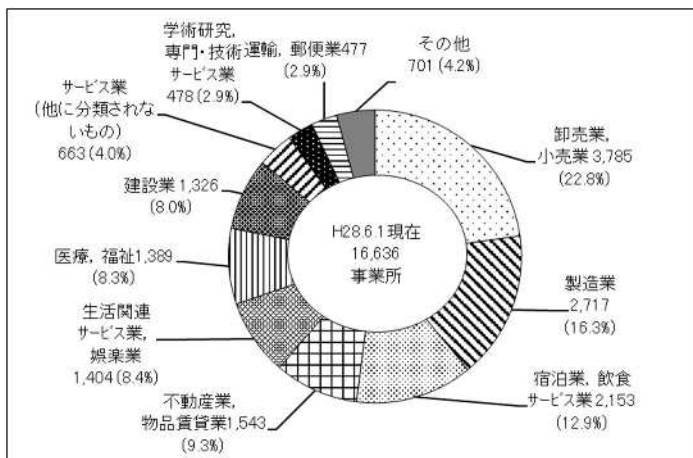
1 施策を取り巻く現状と課題

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が操業しています。また、江戸時代・明治時代以来の伝統的な技を継承する職人がつくる伝統工芸品等があります。今後も、こうした優良な区内製品・技術を区内外に情報発信して販路拡大を図るなど、産業の一層の活性化を図っていく必要があります。
- 区内で創業のノウハウを学べる環境を提供するため、「創業塾¹」を開催するとともに、創業時に低利で事業資金の融資を受けられる「創業支援融資」を斡旋し、資金調達面でも創業しやすい環境を提供しています。「創業塾」の受講者は、子育て世代の女性が他の年齢層と比べ低い状況にあります。
- 大型店の出店やWebを利用した通信販売などにより、商店街への客足が少なくなってきており、商店街の活気も失われつつあります。商店街の安全・安心を確保しつつ景観を向上させることで、商店街の魅力を高めていく必要があります。

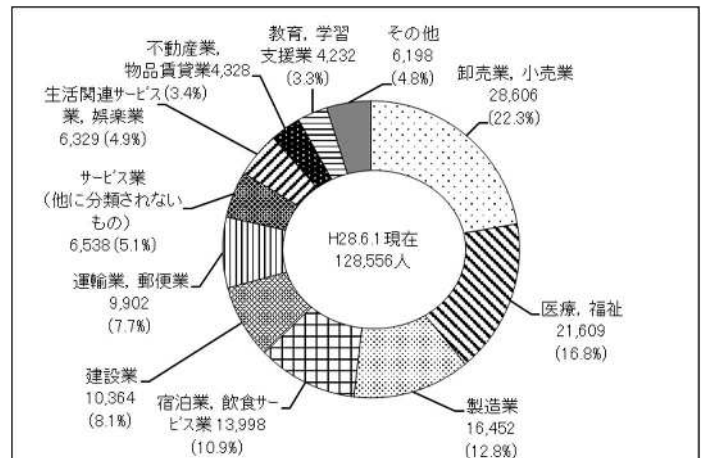
図表 産業大分類別事業所数及び従業者数
(平成28年6月1日現在)

出典：総務省「経済センサス-活動調査」

【事業所数】



【従業者数】



¹ 区内で創業するために役立つ4つの知識（経営・財務・人材育成・販路開拓）を学べる講義とグループワークを行います。産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」として、国からの認定を受けて実施しているものです。

2 施策の方向性

- **PR・販路拡大の支援** 区内企業の優れた製品・技術を国内外に向けて積極的にPRしていくために、葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定するとともに、商談を目的とする展示会等への出展支援や、企業が行う新製品開発やテストマーケティングへの取組について支援します。また、観光施策とも連携しながら伝統工芸品のPRや販路拡大を図ります。
- **業種を超えた連携促進** 区内外の企業や大学、業種を超えた中小企業間の交流の機会の充実に加え、若手経営者団体との連携など、多様な連携を促進します。
- **創業支援の強化** 関係支援機関と連携し、創業前から創業後の経営安定まで切れ目のない支援を推進します。また、子育て世代の女性をはじめ、誰もが区内で創業しやすい環境を整えるために、創業塾への託児サービス導入やオンラインでの受講環境を整備します。また、創業者と商店街のマッチングを進めるとともに、空き店舗の活用を促進するなど、創業に向けてきめ細かな支援を行います。
- **商店街の活性化** 葛飾区商店街連合会の発行する「かつしかプレミアム付き商品券事業」や商店街が自主的に実施するイベント等を支援するとともに、テイクアウトなどの新たな取組を始める店舗等を支援して商店街を活性化し、観光施策とも連携しながら、多くの人々が買い物や食事を便利に楽しめる商店街づくりを進めます。
- **商店街の魅力向上** LED照明の導入・維持管理などを支援して商店街の景観や安全性を向上させることで、区民が商店街に足を運びやすい環境づくりを進めます。また、区の商店街の取組や魅力を区外にも積極的にPRし、ブランドイメージの向上を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------------|--|
| 葛飾ブランド創出支援事業 | 区内製造業者が開発した優良製品・技術に「葛飾ブランド」を付し、それらの製品等の持つエピソードを基にしたマンガ集（町工場物語）を作成・配布するとともに、展示会への出展や専用ホームページなどによるPRを行い、販路拡大を図ります。 |
| 東京理科大学との産学公連携推進事業 | 東京理科大学の有する先端的な研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流を推進します。 |
| 伝統産業販路拡大支援事業 | 区内の伝統工芸士で組織する団体が自ら製作した商品を展示・販売する催しの開催や、催しに参加するための経費の一部を補助することで、多くの消費者に製品の良さを認識する機会を確保し、販路拡大と振興を図ります。 |
| 創業支援事業 | 関係機関・団体と協働し、区内で創業を目指す方への情報やノウハウの提供、資金融資、人材確保など、創業前から創業後の経営安定まで一貫した支援を行います。 |

施策2 経営支援

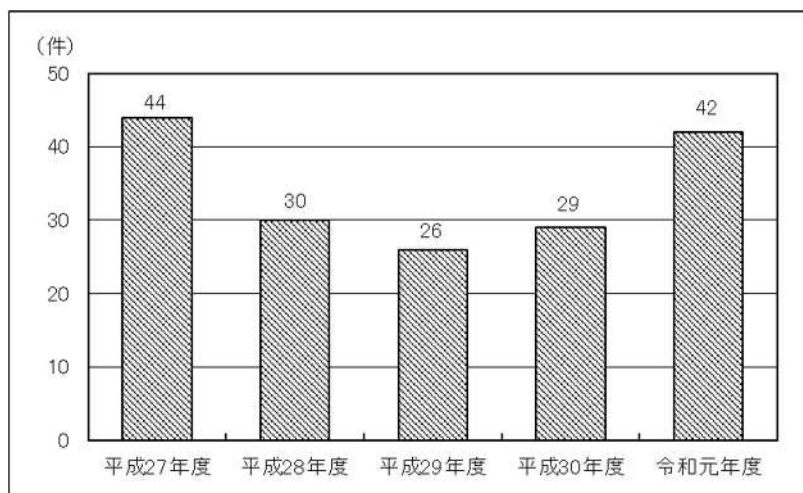
区内の事業所が安定的に経営できるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区内では、経営者の高齢化を背景に事業所数の減少が続いています。区では事業承継支援事業²を実施しており、若手経営者や後継者向けの事業承継塾に対する需要が着実に高まっています。
- 後継者不在のまま、社長の平均引退年齢である70歳に達する区内事業者が増加し、大量の廃業となるリスクが高まる中、第三者による事業承継に対するニーズは全国的に増加しています。
- 区内中小企業の積極的な設備投資を後押しし、経営の安定化を進めるため、毎年、社会状況に即応した融資メニューを創設するとともに、平成30年度から生産性向上特別措置法³に基づく「先端設備等導入計画」を区が認定しています。
- 区内の公衆浴場は、設備の老朽化などによる維持管理にかかる経費がかさんでいることから、費用負担などによる運営の圧迫が進んでいる状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とし、DX（デジタルトランスフォーメーション）⁴の推進が求められつつある中、区内小規模事業者のキャッシュレス化や、令和5年10月から開始するインボイス制度への対応など、必要なIT環境整備が十分に進んでいない状況にあります。

図表 区内倒産件数

出典：産業経済課資料（事務事業評価表）



² 事業承継相談をはじめ、事業承継セミナーや事業承継塾の開催、事業承継支援融資のあっせん等を平成29年度より実施

³ 国内産業の生産性を短期間に向上させるために必要な支援措置を講じることを目的に、平成30年6月施行

⁴ DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること

2 施策の方向性

- **事業承継体制の強化** 専門家による積極的な訪問相談を推進するとともに、税理士や金融機関等の支援機関との連携を強化することにより、親族内承継をはじめ、第三者承継も含めた早期の事業承継対策を推進します。
- **事業承継塾の拡大** 若手経営者・後継者のニーズの高まりに応じ、事業承継塾を拡大して実施します。
- **浴場経営の安定化促進** 浴場経営者に対して、浴場施設のガス化のための費用や設備改善費等を支援することで、環境負荷の低減を図るとともに、労働環境を改善し、経営の安定化を促進します。
- **ICT環境の整備支援** キャッシュレス化への対応やインボイス制度の導入対策をはじめ、新たな設備の導入などによるDXを支援するため、専門家によるICT導入相談を推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 事業承継支援事業 | 地域産業の優れた技術を引継ぎ、区民の雇用を確保するため、関係機関や団体と協働し、情報やノウハウの提供、資金融資等による円滑な事業承継に向けた支援を行います。 |
| 公衆浴場ガス化支援事業 | 公衆浴場設備の新規または既設ガス燃料設備更新を支援することで、浴場運営の負担を軽減し、経営の継続を図ります。また、CO2の排出削減など、環境負荷の低減を図ります。 |

施策3 都市農地の保全

農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区では、都市農地のPR冊子作成等を通じて、区民に都市農地の様々な機能を理解してもらうための啓発活動を行っています。また、体験農園やふれあいレクリエーション農園、農業オリエンテーリング等、区民が農地とふれ合う機会を提供する事業は、関心・人気も高く、参加希望者数が年々増加しており、農業への理解を深める機会となっています。
- 平成27年に都市農業振興基本法⁵が制定されて以降、補助事業を積極的に利用し、経営拡大を希望する若手営農者も見受けられます。しかし、大半の営農者は後継者不足により、農地の維持が困難な傾向にあるほか、相続時に宅地へ転用される農地も一定程度存在します。
- 平成30年に都市農地貸借円滑化法⁶が施行され、生産緑地内の農地について、農地所有者以外のものであっても貸借により、意欲ある農業者等に有効に活用する仕組みが整備されました。

図表 農家数、農業従事者数及び農地面積（各年度8月1日現在）
出典：産業経済課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

| | 農家数 | | 従事者数 | | 農地面積 | |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 実数(戸) | 増減率(%) | 実数(人) | 増減率(%) | 実数(a) | 増減率(%) |
| 平成26年度 | 189 | ▲ 0.5 | 465 | 2.2 | 4,104 | ▲ 1.3 |
| 平成27年度 | 183 | ▲ 3.2 | 455 | ▲ 2.2 | 3,970 | ▲ 3.3 |
| 平成28年度 | 176 | ▲ 3.8 | 441 | ▲ 3.1 | 3,780 | ▲ 4.8 |
| 平成29年度 | 173 | ▲ 1.7 | 424 | ▲ 3.9 | 3,700 | ▲ 2.1 |
| 平成30年度 | 170 | ▲ 1.7 | 422 | ▲ 0.5 | 3,656 | ▲ 1.2 |

⁵ 都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続と、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境に形成に資することを目的に制定

⁶ 生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合に相続税納税猶予制度の適用が受けることができるなど生産緑地を貸借することを目的に制定

2 施策の方向性

- **都市農地の魅力発信** 都市農地の機能と魅力を発信し、地域一体となって農地保全の機運が高まるよう、区民が農地とふれ合い、直接、農地を感じられる事業を進めます。また、区内外の関連機関と連携し、農地の所有者に対して農地保全に有効な制度の活用促進を図ります。
- **継続的な農地保全** 農地の所有者に向けて、都市部における農地の重要性と農地に対する期待を伝えるとともに、農地の維持に当たっての課題を抽出し、その解決に向けた支援に取り組みます。特に、生産緑地⁷所有者に対しては、生産緑地を貸借するための制度により、営農希望者と農地所有者のマッチング等を進めるとともに、特定生産緑地制度⁸の活用を積極的に後押しし、継続的な農地保全につなげます。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------|---|
| 農地保全支援事業 | 区民の農地に対する理解を深めるための事業や、地産地消・食育・防災機能・良好な住環境の提供など、都市農地の持つ多面的機能の発揮に資する事業を展開することで、農地の保全につなげます。 |

⁷ 市街化区域内にある農地等における緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、緑と調和した生活環境の整備等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るための都市計画の制度。平成29年の生産緑地法の改正により、生産緑地地区内への直売所や農家レストランなどの設置等も可能となった。また、都市計画運用指針の要件緩和により、葛飾区では生産緑地地区の指定下限値を500㎡から300㎡へ引き下げた。

⁸ 生産緑地所有者等の申請により生産緑地指定期間を10年延長する制度

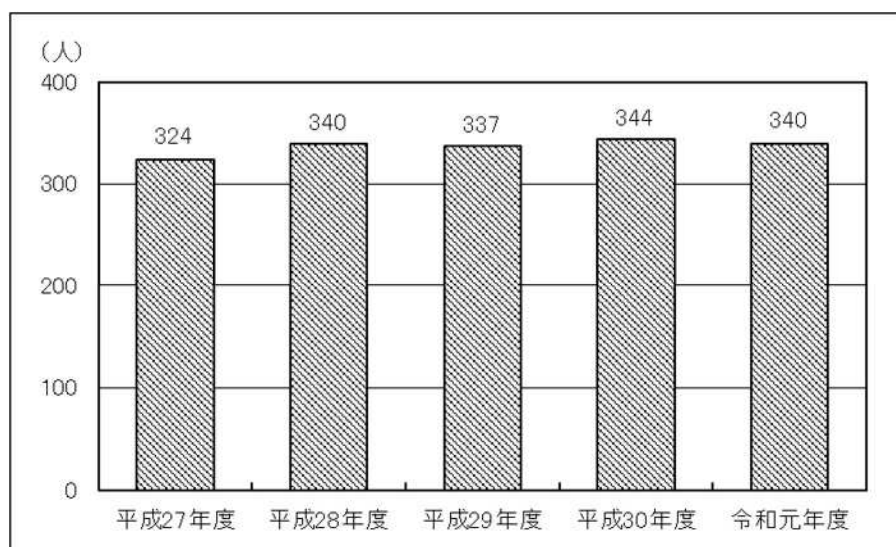
施策4 キャリアアップ・就労支援

区民のキャリアアップと就労を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、テクノプラザかつしか内に職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」を設置し、区民の就労と区内事業者の人材確保を支援しています。また、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保に関する相談を行っており、新規訪問件数及び求人数は、最近10年間で増加しています。
- 求職者に対して、就職相談、カウンセリング、セミナー等を実施し、個々の能力・適正・条件に応じた適切な職業紹介を行っています。特に、若者と企業の「雇用のミスマッチ」を防ぐ取組として、企業と若者の交流イベントや企業訪問イベント、学校訪問相談会等を実施しています。今後も相談会やセミナー等のPR方法や内容を工夫し、参加者数の増加を促すとともに、企業の求人数を確保し、新規雇用や雇用定着につなげる必要があります。
- 現在、働き方改革が求められている中、組織や従業員の安全性を確保しつつ、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方などにより生産性を向上していく必要性があります。
- 多様な技術ニーズに対応できる人材の増加を図るため、中小企業が行う従業員の技術・技能・知識等の習得を目的とする人材育成事業を支援するとともに、流動化する労働市場に柔軟に対応できる人材を育成する必要があります。
- 今後、情報通信技術や人工知能（AI）が広く実用化されたとしても、コミュニケーション能力や意欲など仕事をする上で基本的な能力・資質の向上は欠かせず、生産年齢人口が減少し、労働力の減少が見込まれる中、シニア層の知識を活用するなど、労働力の質を高め、能力発揮が可能となるような環境を整備する必要があります。

図表 雇用・就業マッチング支援事業で就職した就業者数
出典：産業経済課資料（事務事業評価表）



2 施策の方向性

- **就労支援** 就職が困難な女性や若者、高齢者、外国人などへの支援を継続し、あらゆる区民が各々の能力や適性等に応じ就労するための事業を展開していくとともに、区内中小事業所の求人ニーズを的確に把握し、求職者の希望に沿った求人開拓を行います。
- **労務管理支援** 就労者が多様な働き方を選択できるよう、区内中小事業所に対し、雇用条件や労働条件の再整備、就業規則の改定など新たな時代の働き方に対応した労務管理支援を行い、区内で働きやすい環境を創出します。
- **人材育成支援** 区内企業の人材育成を支援し、多様な技術ニーズに対応できる人材を増やすことで、区内産業の活性化につなげます。また、流動化する労働市場に対応し、求職者が常に売り手となれるようスキルアップを支援するとともに、シニア層の知識や経験を活かした人材育成や雇用マッチングの促進を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 雇用・就業マッチング支援事業 | 求職中の区民の就労と求人中の区内事業者の人材確保を支援するため、求人情報の収集や人材確保の相談に応じます。また、求職者に対して個別カウンセリングや適職診断等を実施し、現実的な就職に結びつく求人紹介を行うとともに、自立就職が困難な求職者とのマッチングに取り組みます。 |
| 区内産業人材育成支援事業 | 区内企業が技術・技能・知識等の習得を目的に実施する人材育成事業について、その経費の一部を助成します。 |

政策 14 観光・文化

まちの魅力を磨き上げ、発信し、にぎわいのあるまちに します

1 政策目的

- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人を訪れ、滞在し、地域産業全体がにぎわうようにします。
- 文化財をはじめとする文化的資源を保護し、活用しながら、本区の魅力を発掘し、磨き上げることで、歴史や文化の理解を深めつつ、ふるさと葛飾を愛する心や誇りを育み、心豊かに暮らせるようにします。
- 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を活発に展開するとともに、区民による主体的・創造的な文化・芸術活動が人と人とを結びつけ、葛飾らしさのある豊かな地域文化を育みます。

2 政策の方向性

- 本区ゆかりのキャラクターや歴史・文化、自然などの豊かな資産を観光資源として発掘し磨き上げ、また、観光情報の発信や案内機能の充実を図り、国内外から訪れる観光客をおもてなしします。
- 葛飾の観光における新たな魅力を発掘し、地域ならではのイベントを充実させるとともに、より一層安全・安心なイベント運営を推進し、多くの人でにぎわうようにします。
- 鑑賞事業のほか、参加型・体験型の文化芸術事業や若いアーティストの育成支援等を行い、地域の文化芸術活動を活性化します。また、地域の歴史的・文化的資源の保存や情報発信等を進めるとともに、観光振興や地域の活性化への活用を図ります。

3 施策の体系

| 政策 14 観光・文化 | |
|---|---|
| 施策1 観光まちづくり | |
| 本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします | |
| | 【計画】 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル |
| | 【計画】 かつしか観光推進事業 |
| | 【計画】 観光資源づくり事業 |
| | (事業) 令和2年度実施 観光事業運営委託 観光文化センター等維持管理 観光文化センター展示物保守管理 金魚展示場管理運営 静観亭管理運営 |
| 施策2 観光イベント | |
| 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします | |
| | (事業) 令和2年度実施 寅さんサミット 葛飾納涼花火大会事業 子どもつり大会事業 菖蒲まつり支援事業 水元公園レンタサイクル事業委託 観光イベント経費助成 かつしかさくら祭り助成 |
| 施策3 文化・芸術の創造 | |
| 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます | |
| | 【計画】 文化芸術創造のまちかつしか推進事業 |
| 新 | 【計画】 文化財の保存及び活用 |
| | (事業) 令和2年度実施 区民総合芸術祭典 区民文化祭 合唱祭 文化財保護普及・啓発 文化協会助成 文化財保護奨励金 発掘調査等文化財保護 文化財保護審議会 文化会館・亀有文化ホール管理運営 文化芸術創造事業運営 JOBANアートライン協議会 美術品展示器具設置 文化団体助成 |

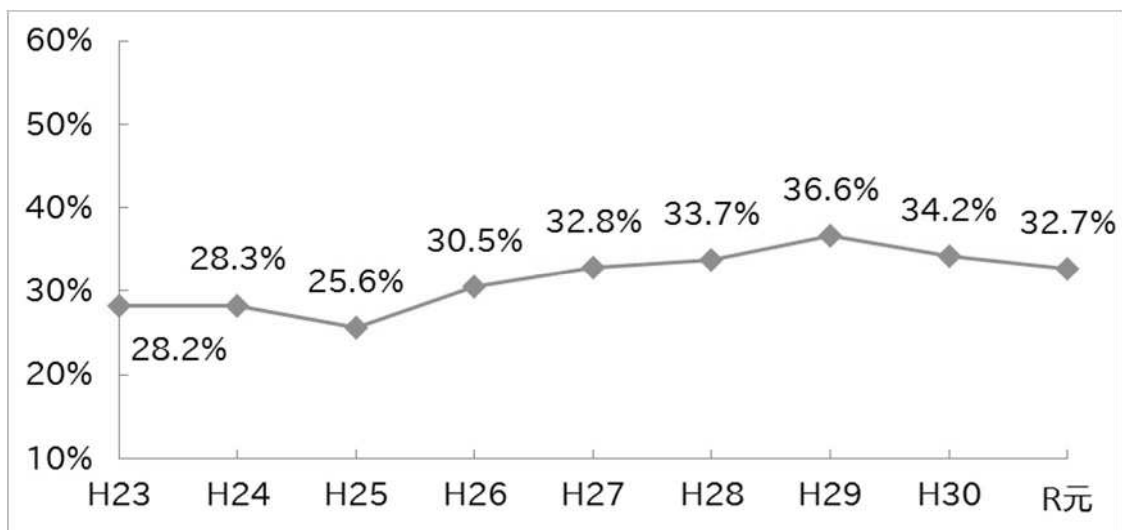
施策1 観光まちづくり

本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 映画「男はつらいよ」、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」、「キャプテン翼」、「モンチッチ」、「リカちゃん」など、区ゆかりのコンテンツを活用した観光事業や、様々な媒体・機会を活用した観光情報の発信が、知名度の向上と観光誘客につながっています。
- 柴又が国の重要文化的景観に選定されたことにより、歴史と文化に根差した柴又の魅力が高まり、国内外に向けたアピール効果が生まれています。
- 近年、国内外に向けた区内観光情報の発信等によって外国人観光客が増加してきたところです。本区を訪れる国内外の観光客の受入体制の充実を図るなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた区内観光の回復と更なる発展へとつなげていく取組が必要です。
- 今後、来訪者の滞在時間の延長を図るとともに、各地域の魅力を区民とともに再発見し、新たな観光資源を掘り起こしていくことで区の魅力を高めていく必要があります。

図表 区内が観光により賑わいのあるまちになっていると思う区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



2 施策の方向性

- **観光資源の魅力向上・情報発信** 訪日外国人観光客をはじめ、より多くの来訪者を区内へ引き込めるよう、海外でも知名度の高い本区ゆかりのキャラクターや「葛飾柴又の文化的景観」などの歴史や文化、花菖蒲等の自然など、本区ならではの多彩な観光資源を発掘し、磨き上げ、その魅力を効果的に情報発信します。
- **おもてなしの推進** 来訪者が再び訪れたいくなるまちとなるよう、観光ガイドマップ等の観光情報や観光案内所の機能の充実を図るなど、国内外から訪れる観光客を丁寧におもてなしし、満足度を高めるための取組を推進します。
- **観光まちづくりの推進** 区民とともに、新たな観光資源を掘り起こし、葛飾の魅力を高めていくことで、まちのにぎわいや、葛飾の魅力の再認識につなげます。また、区民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、歴史や文化、自然など葛飾の良さを大切にしながら、未来につないでいく観光によるまちづくりを推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------------|---|
| 寅さん記念館・山田洋次ミュージアムのリニューアル | 「寅さん記念館」と「山田洋次ミュージアム」の新たな来館者やリピーターを獲得するため、定期的なリニューアルを行います。 |
| かつしか観光推進事業 | 本区ゆかりの「寅さん」「こち亀」「キャプテン翼」「モンチッチ」「リカちゃん」や「葛飾柴又の文化的景観」を活かした観光振興事業、イルミネーション等による駅周辺の賑わいづくり事業等を実施し、観光地としての魅力を高めるとともに、国内外に向けて区の魅力を発信します。 |
| 観光資源づくり事業 | 新たな観光資源の創出により区の魅力を高め、葛飾区への来訪者の増加につなげます。 |

施策2 観光イベント

地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」などの歴史あるイベントに加え、「寅さんサミット」など本区ゆかりのコンテンツを活用した新たなイベントを著作権元企業等の協力を得ながら、葛飾区観光協会や地元自治町会、商店会等との協働で開催しています。
- フィルムコミッション事業¹や区のシティプロモーションによって、これらのイベントがテレビや新聞等で取り上げられることで、区と協働でイベントを実施する各団体のやりがいや達成感を生むとともに、区民のまちに対する誇りや愛着の醸成にも寄与しています。
- イベントへの来場者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや交通機関の混雑、文化・習慣の違いから生じる外国人観光客のマナー問題など、近隣住民の生活に影響が生じないよう、より安全・安心なイベント運営に取り組む必要があります。
- 今後も、地域の魅力や特徴の再発見・発掘等により、本区ならではの特色あるイベントとして内容の充実を図っていく必要があります。

¹ 区内の施設や景観を活用し、映画やドラマなどのロケや撮影支援等を行うこと

2 施策の方向性

- **魅力的な観光イベントの運営** 「葛飾納涼花火大会」や「葛飾菖蒲まつり」をはじめとする区ならではのイベントを、より魅力あるものとしていきます。また、イベント開催時における警備体制や危機管理体制等の安全対策の強化、ごみの持ち帰りなどのマナー啓発、外国人観光客に向けた案内の充実等により、安全・安心なイベント運営を推進します。
- **新たな魅力の発掘・充実** 亀有、金町、新小岩で実施しているイルミネーションや柴又で実施しているライトアップ等によるナイト観光など、新たな葛飾観光の魅力を発掘し、その充実を図っていきます。

施策3 文化・芸術の創造

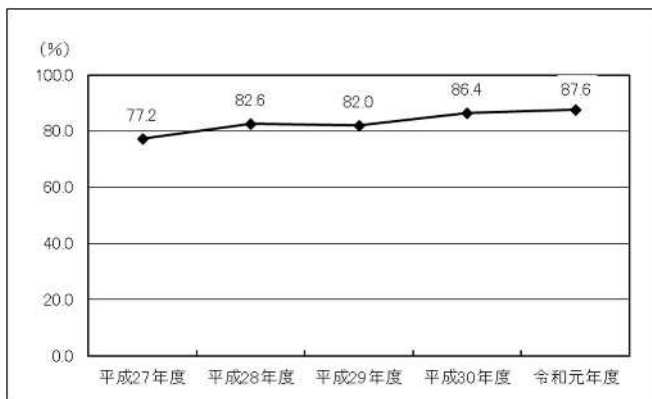
身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「かつしかシンフォニーヒルズ」と「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、クラシック、演劇、演歌、ポップス・ジャズ、落語・演芸等の公演を年間70本以上開催しており、入場率は順調に推移しています。
- 公募型の文化芸術事業は、地域コンサートや文化施設での公演・講座等を実施していますが、より多くの区民が参加できる幅広い分野の文化芸術活動を展開する必要があります。
- 文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成するため、「かつしか若手アートコンペティション²」を実施していますが、対象分野が限定されていることやPR不足もあり、応募が低迷傾向にあります。
- 「かつしか文学賞³」の作品募集・脚本・舞台公演は、内容のレベルが回を重ねるごとに高まり、制作に関わる人々や観覧者の満足度は向上しているものの、区民の認知度が今一つ伸びない状況にあります。
- 区内には、文化財をはじめ、地域に埋もれた文化的資源が多く存在します。こうした資源を掘り起こし、後世に継承していくためには、地域の方々の協力を得ながら調査を行い、適切に保存されるよう支援していくとともに、情報発信を進めるなど、積極的な活用を図る必要があります。

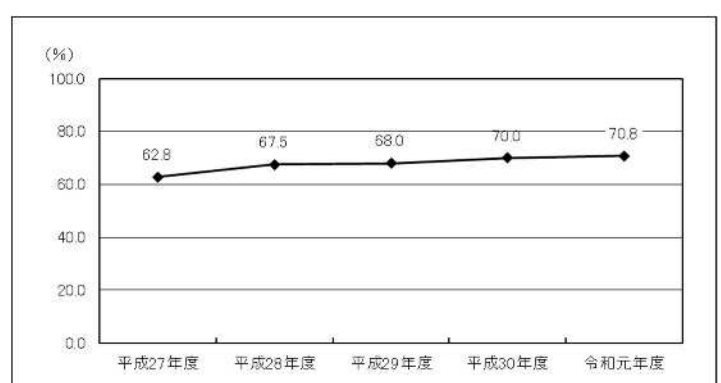
図表 鑑賞事業の入場率

出典：文化国際課資料（施策別事務事業一覧表）



図表 文化芸術創造事業の区民参加率

出典：文化国際課資料



² 若手芸術家の発掘と育成・支援を目的に、区内で活動する若手の方々（中学生から35歳まで）を対象とする芸術作品の競技会

³ 「ふるさと葛飾」の魅力と新たな文化の発信を目的に平成22年度に創設。葛飾区を舞台としたオリジナル小説を募集し、入賞作品は作品集として出版。大賞作品は脚本化し、区民を中心とする公募キャスト等により、舞台公演を行う。

2 施策の方向性

- **地域の文化芸術活動の活性化** 今後も幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を実施します。また、参加型・体験型の文化芸術事業や地域から文化芸術を発信するアートイベントへの支援を行うなど、区民の参加意欲を高め、地域の文化芸術活動の活性化を図ります。
- **若手アーティストの育成** 「かつしか若手アートコンペティション」の対象作品のジャンルを拡大するなど、より多くの若年層を取り込む工夫を凝らすことで、区の文化芸術の将来を担う若い層のアーティストを育成します。
- **「ふるさと葛飾」の魅力発信** 「かつしか文学賞」の大賞受賞作品の紹介や舞台化に向けての取組を情報紙ミルに掲載するなど、工夫を凝らし、同賞がより多くの区民にとって誇りとなるよう、「ふるさと葛飾」の魅力発信につなげます。
- **文化財・文化的資源の適切管理** 区の指定・登録文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援するとともに、指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化的資源について、「地域文化財」として認定する制度を創設し、文化財保護推進委員と協働して保存します。
- **文化財・文化的資源の積極的な活用** 多くの区民が郷土葛飾の歴史・文化への理解や愛着を深められるよう、地域の有形・無形の文化的資源の効果的・魅力的な情報発信を行うなど、積極的な活用を進めます。また、観光振興や地域の活性化にも活用しながら、更なる文化的向上を図ります。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------------|--|
| 文化芸術創造のまちかつしか推進事業 | 区民ニーズや地域の特性を踏まえた区民参加型の事業として、かつしかオリジナル作品公募事業（かつしか文学賞）や公募型文化芸術事業を実施します。また、あらゆる世代の区民の参加意欲を高められるよう、参加型・体験型事業等を展開するとともに、文化芸術活動団体と連携・協力し、地域の文化・芸術活動の活性化や葛飾らしさが感じられる独自の文化芸術を発信していきます。 |
| 文化財の保存及び活用 | 文化財の所有者等や地域の方と協働し、貴重な文化財が適切に保存・管理されるよう支援するとともに、文化財の積極的な情報発信や新たな観光資源としての活用を図ります。また、指定・登録までは至らないものの、後世に残すべき文化的資源を対象に、「地域文化財」として認定する制度を創設します。 |

政策 15 地域活動

区民が主役となる、いきいきとした地域づくりを進めます

1 政策目的

あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、新型コロナウイルス感染症の影響下においても「新しい生活様式」の中で、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちづくりを進めます。

2 政策の方向性

- 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるよう、自治町会活動の活性化を図りつつ、地域活動の担い手の育成や地域で活躍する様々な団体への支援を進めるとともに、個人でも活動に参加できる仕組みづくりやオンラインなどデジタル技術を地域活動に活用するための支援などを進めます。
- 地域コミュニティ施設の適時適切な改修や維持管理、利便性の向上等を行い、利用しやすい地域活動の場を提供します。

3 施策の体系

| 政策 15 地域活動 | |
|--|---|
| 施策 1 地域力の向上 地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします | |
| | (事業) 令和 2 年度実施 協働ホームページ運営 ふるさと葛飾盆まつり 地域力向上支援 ボランティア保険 地域活動の支援・協働の推進 地域貢献活動支援 まちかど勉強会運営支援 まちづくり懇談会運営支援 きらめきのまち創出事業 自治町会掲示板設置費助成 自治町会世帯助成 地域活動団体事業費助成 地区センターまつり等支援 地区ニュース発行 地区まつり助成 自治町会会館整備費助成 自治町会不動産登記費助成 協働のまち葛飾下町川柳コンクール 葛飾区職員出前講座 協働 DVD の制作事務 協働事例集の作成事務 葛飾協働まちづくり表彰 |
| 施策 2 地域活動の場の提供 利用しやすい地域活動の場を提供します | |
| | (事業) 令和 2 年度実施 地域コミュニティ施設管理運営 |

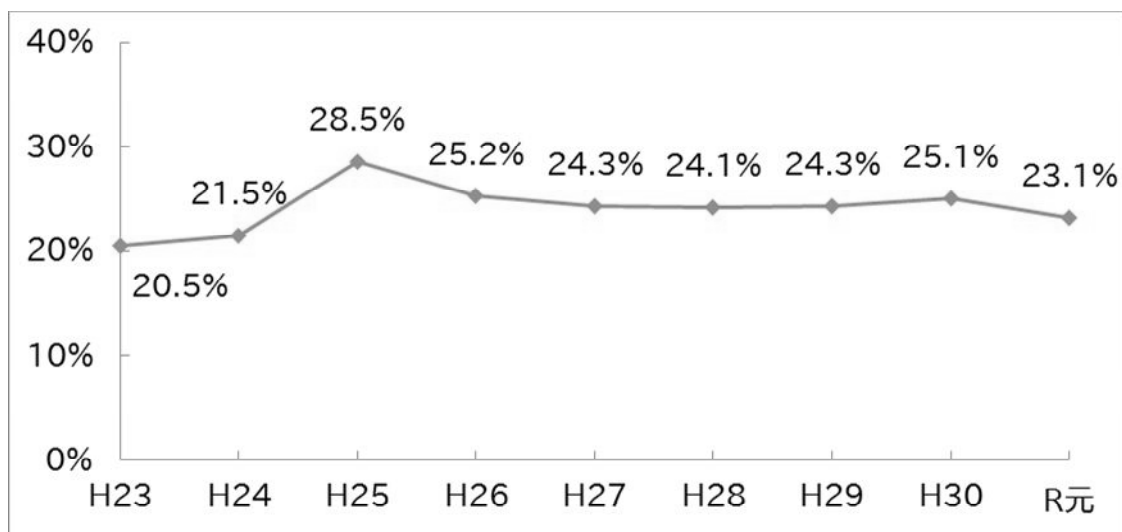
施策1 地域力の向上

地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 自治町会活動のさらなる充実・発展のために、地区まつり助成や自治町会会館整備費助成等各種助成事業や、大学講師等の派遣、転入者等へのリーフレット配布などの支援を実施しており、今後も自治町会活動に対する支援を充実していく必要があります。
- 近年、集合住宅の居住者や外国人の増加による自治町会加入率の低下、自治町会活動の中心を担う役員の固定化・高齢化による活動の停滞などが危惧されています。今後、自治町会への加入を促進するとともに、幅広い年齢層や区内に住む外国人などが参加・協力しやすい体制づくりなどを進める必要があります。
- 地域活動団体のさらなる活性化を図るため、葛飾区社会福祉協議会において地域貢献サポート事業¹を実施しています。今後、安全・安心で住みよいまちづくりをさらに進めていくためには、自治町会等の地縁団体のみならず、地域で活躍する様々な分野の活動団体との協働を進め、地域の課題は地域で解決する力を高める必要があります。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、自治町会をはじめとする地域活動が制限を余儀なくされています。一方、新しい生活様式としてオンラインによるコミュニケーションが幅広い世代に急速に浸透しており、今後の地域活動においては、こうした新たな生活様式に対応していく必要があります。

図表 最近1年間に自治町会やボランティアなどの地域活動に参加したことがある区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ NPOやボランティア団体等の運営・組織づくりに関する一般相談や専門的な知識、ノウハウが必要な専門相談、ボランティア・NPO入門講座など、地域活動の総合的なサポートを行う事業

2 施策の方向性

- **自治町会への加入促進** 自治町会への加入率を維持・向上させるため、集合住宅の居住者、転入者、外国人の加入促進を図ります。また、自治町会活動の継続が困難となる可能性がある場合は、隣接自治町会への編入や合併等の検討を促し、誰もが自治町会へ加入できるような体制を築きます。
- **自治町会活動の活性化** 持続可能な自治町会活動を促進するため、組織や活動の効率化・活性化、自治町会会館等活動拠点の整備、多様な年齢層が無理なく気軽に参加できる仕組みづくりなどについて助言・支援を行います。
- **外国人区民との共生** 外国人区民が自治町会の行事やイベントに参加し、地域活動の担い手として活躍できるよう支援することにより、地域社会の中で円滑なコミュニケーションを取りつつ共生できるようにします。
- **地域活動支援の充実** 地域活動への支援を充実し、協働を推し進めるため、区と社会福祉協議会の連携充実を図り、自治町会等の地縁団体、地域活動団体、区、社会福祉協議会相互の情報共有とマッチングを進めます。また、「空いている時間にお手伝いしたい」、「我が子が参加するのでイベントに協力したい」といった個別のニーズにも応えながら、活動できるよう支援します。
- **担い手の創出** 今後、オンラインの活用等によるコミュニケーションを促進するなど、時代に合った組織や活動を支援することで、多忙等を理由に地域活動に参加しにくいと感じていた方々を地域活動につなげ、次代の担い手を創出します。

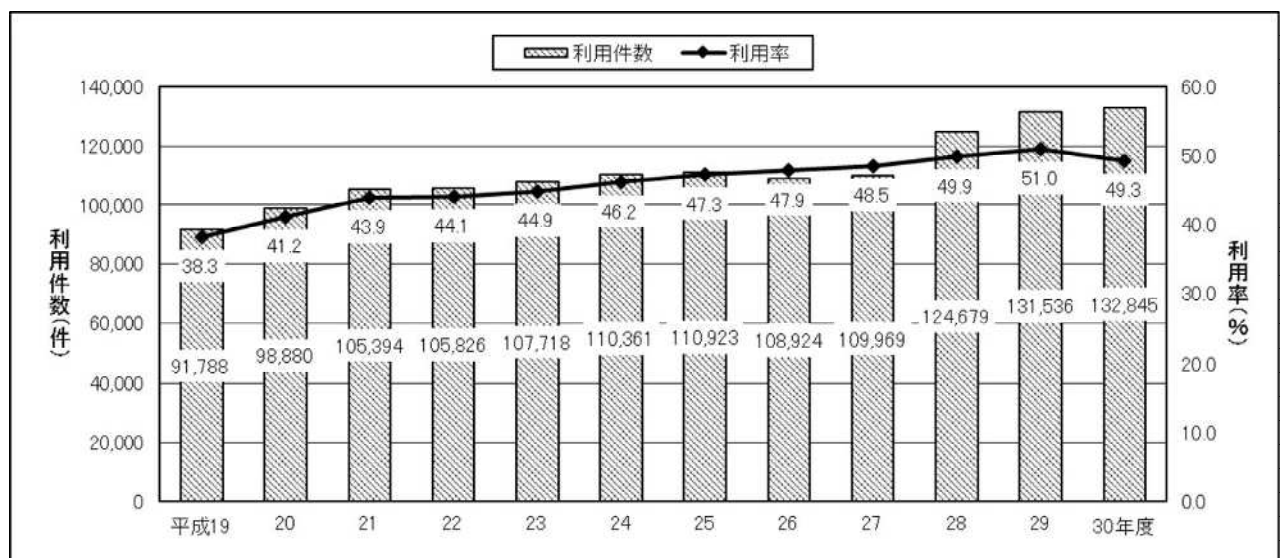
施策2 地域活動の場の提供

利用しやすい地域活動の場を提供します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 地域コミュニティ施設について、利用者の声を聞きながら、老朽化した長机や音響設備等の備品類の修繕・更新や施設利用に伴う飲食の一部緩和等により、利用者の利便性向上を図った結果、順調に年間利用率を伸ばしてきましたが、近年は横ばい状態が続いています。今後、より利用しやすい施設を目指し、利用率等の向上について更なる対策を講じる必要があります。
- 既存の地域コミュニティ施設の中には、築40年を超え、和室や和式トイレが中心の施設やエレベーターがないなど、利用者の利便性・快適性に関するニーズを満たしていない施設もあります。今後、計画的な改修等に取り組むとともに、公共施設等経営基本方針²に基づき、地域コミュニティ施設全体を十分に使い切るための対策を講じる必要があります。

図表 地域コミュニティ施設の利用件数
出典：地域振興課資料



² 公共施設を使いやすくきれいな状態で維持し、区民に最大限使っていただくための取組みの方針として、平成29年3月に策定

2 施策の方向性

- **施設の効果的・効率的な活用** 地域コミュニティ施設を効果的・効率的に活用するため、施設の利用状況や周辺施設の状況などにより、施設機能の移転や周辺施設との複合化など様々な方策を検討しながら施設の有効活用を図ります。
- **施設の利便性・利用率の向上** 公共施設等経営基本方針に基づき、使用法の把握・分析に加え、潜在層も含めた利用ニーズの把握などマーケティング調査を行い、必要な改修を行うとともに、利用区分や利用システム、使用料等の見直しを行い、利用者の利便性の向上と施設の利用率向上を図ります。

IV 子ども・教育

政策 16 子ども・家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします

1 政策目的

- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み、育てられ、子どもが元気に育つまちをつくります。
- 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えられるようにします。

2 政策の方向性

- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、一人一人の妊婦や家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行います。
- 安心して子どもを育てられるよう、子ども未来プラザの整備を進めることなどにより、子育てに関する相談支援や、預かり保育、一時保育等の子育て支援サービスの充実を図ります。
- 仕事と子育てを両立しやすい環境整備に向け、地域の保育需要を踏まえた保育所等の整備や保育人材の確保に取り組むとともに、保護者の働き方の多様化に合わせた保育サービスの充実を図ります。
- 子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、小学校内への学童保育クラブの設置を進めるとともに、「わくわくチャレンジ広場」の充実を図ります。
- 子どもの権利・利益を守るため、子ども総合センターの機能強化や児童相談所・一時保護所の設置をはじめ、ひとり親家庭の相談・支援体制を強化するとともに、子ども・若者の社会的な自立を支援します。

3 施策の体系

| 政策 16 子ども・家庭支援 | |
|-----------------------------------|--|
| 施策 1 母子保健 | |
| 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます | |
| | 【計画】 ゆりかご葛飾 |
| | (事業) 令和2年度実施 妊婦歯科健康診査 すくすく歯育て歯科健診(すくすく歯育て支援事業) 親子の歯育てすくすくクラブ(すくすく歯育て支援事業) ハッピーバースデイすくすく歯科健診(すくすく歯育て支援事業) 特定不妊治療費助成事業 乳幼児事故防止対策 母子医療給付事業 母子健康診査事業 母子保健指導事業 |
| 施策 2 子育て家庭への支援 | |
| 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします | |
| 新 | 【計画】 子ども未来プラザの整備 |
| | 【計画】 通年型預かり保育の実施 |

| | |
|---|---|
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>マタニティパス事業 子育てひろばの設置 一時保育の設置</p> <p>赤ちゃんの駅事業 特定教育・保育施設等指導監督事務</p> <p>子ども・子育て会議運営 児童福祉施設入所児童レクリエーション費助成</p> <p>区立幼稚園管理運営 私立幼稚園教育研究会助成 幼稚園案内作成費助成</p> <p>園児健康管理費助成(私立幼稚園・認定こども園)</p> <p>預かり保育事業費助成(私立幼稚園)</p> <p>園外保育用バス借上費助成(私立幼稚園・認定こども園)</p> <p>特別支援費助成(私立幼稚園・認定こども園) 施設整備資金助成(私立幼稚園)</p> <p>私立幼稚園運営費助成 子育てひろば事業運営 児童手当等事業</p> <p>子ども医療費助成事業 子ども未来プラザ管理運営 児童館管理運営</p> <p>三人乗り自転車等購入費助成事業</p> |
| <p>施策3 仕事と子育ての両立支援</p> <p>仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます</p> | |
| | 【計画】 保育所等の整備 |
| | 【計画】 保育人材の確保 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>病児保育の設置 ファミリーサポートセンター運営委託</p> <p>災害対策用品購入 訪問型保育委託 家庭的保育事業運営助成</p> <p>小規模保育事業運営費助成 緊急一時保育運営委託 私立保育所運営助成</p> <p>私立保育所非常通報装置設置費助成 認定こども園運営費助成</p> <p>認証保育所運営費助成 認証保育所を除く認可外保育施設保育料助成</p> <p>病児・病後児保育委託 私立保育所施設整備費助成 保育園管理運営</p> |
| <p>施策4 放課後支援</p> <p>子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします</p> | |
| | 【計画】 学校施設を活用した放課後子ども支援事業 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>私立学童保育クラブ運営助成 放課後子ども事業(わくわくチャレンジ広場)</p> <p>学童保育事業運営</p> |
| <p>施策5 子ども・若者支援</p> <p>子どもの権利・利益を守り、若者の社会的な自立を支援します</p> | |
| | 【計画】 児童相談体制の強化 |
| | 【計画】 かつしか子ども応援事業 |
| | 【計画】 若者支援体制の整備 |
| | 【計画】 子ども・若者活動団体支援 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>金町子どもセンター事業 子育て支援ボランティア派遣事業費助成</p> <p>子育てひろば等運営費助成 子ども・若者支援地域協議会運営</p> <p>児童虐待対策事業 発達相談事業 子ども総合センター等維持管理</p> <p>ひとり親家庭相談 私立母子生活支援施設措置 ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>母子等緊急一時保護</p> |

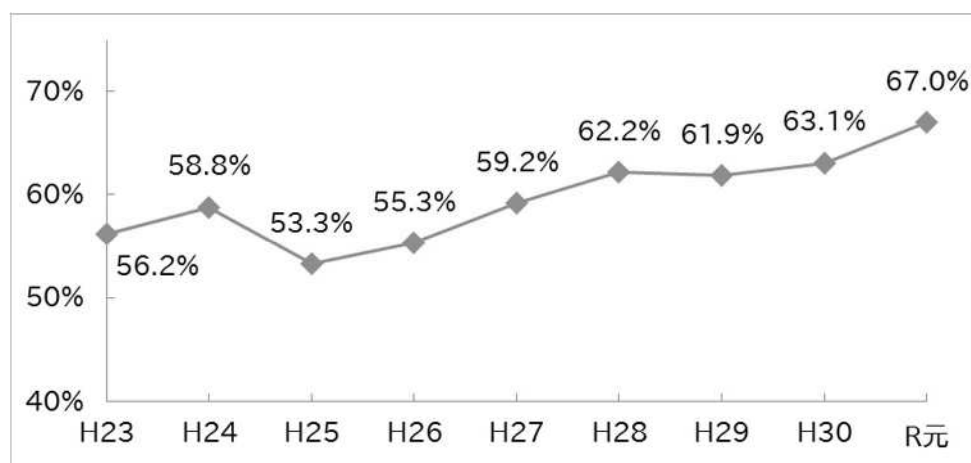
施策1 母子保健

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 「安心して子育てができると思う区民の割合」は、平成25年度から約10ポイント上昇し、令和元年度には67.0%に達しています。区では、全ての妊産婦に寄り添った支援を行うため、ゆりかご面接¹を実施し、実施率は81.4%（平成30年度）に達しています。
- 区では、妊娠後期訪問事業²やこんにちは赤ちゃん訪問事業³、乳幼児健康診査、2か月児の会、育児学級などを通じ、母親の育児不安や孤立感の軽減に取り組んでいるほか、子ども未来プラザ⁴などの身近な施設において、保健師・助産師・看護師と保育士などの専門職が連携した相談支援を行っています。出産後間もない産婦は心身が不安定になる場合があるため、安心して子育てができるように引き続き支援する必要があります。
- 近年、妊娠・出産・育児に対する不安感が高まり、児童虐待の通告件数も増加傾向にあります。そのため、今後、相談体制や、児童虐待の未然防止と早期発見に向けた取組を強化する必要があります。
- ネグレクト（放棄・放任）や居所不明などの理由により、乳幼児健康診査を未受診の子どもが1割程度存在しています。今後、受診率の向上を目指すとともに、未受診児の保護者の状況把握や支援に取り組む必要があります。

図表 安心して子育てができると思う区民の割合
出典：政策企画課資料（葛飾区政策・施策マーケティング調査）



¹ 妊娠届出時に保健師・助産師などの専門職と面接し、妊娠期から子育てのサポートプランを作成する取組

² 妊娠28週～36週の妊婦の方の家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の生活に必要な準備、体調、育児、区の支援サービスについて相談を実施

³ 生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の体調のこと、子育てのことなどさまざまな相談を実施

⁴ 妊娠期から成人するまでのすべての子どもとその家庭に寄り添い、切れ目のない支援を実現する施設

2 施策の方向性

- **妊娠期の支援の充実** 安心して出産を迎えられるように、妊婦に対してゆりかご面接を実施するとともに、妊婦健康診査や妊娠後期訪問など様々な方法で妊娠期の支援を充実させます。
- **産後支援の充実** こんにちは赤ちゃん訪問等を通して、子どもの成長や家庭の状況等を把握し、必要な支援を行います。また、産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。さらに、産後の健康管理や授乳などに不安を抱える母子に対し、身近な場所で教室・講座などを実施するとともに、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケアの充実を図ります。
- **乳幼児健康診査の受診促進** 妊娠中のゆりかご面接、出産後のこんにちは赤ちゃん訪問等の様々な機会を捉え、乳幼児健康診査の必要性を啓発するとともに、健診未受診者については、情報を関係機関で共有し、継続的に支援します。
- **親としての心構えの醸成** 既に家庭を持っている世代だけでなく、これから親になる世代も対象に、家庭を持ち、子を産み、育てることについて考えるきっかけを提供し、安心して子育てできるようにします。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------|--|
| ゆりかご葛飾 | 妊娠期にゆりかご面接を行い、一人一人の状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、関係機関との連携の下、継続的な支援を行います。各種健康診査や妊娠・出産・育児に関する教室や講座の実施、情報の提供、相談への対応など、産前・産後の母子を支える様々な支援を就学期前まで実施します。また、継続支援が必要な場合は、関係機関と連携し、就学後も支援が継続されるように丁寧に引き継ぎます。 |

施策2 子育て家庭への支援

子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、子育てに関する孤立感・不安感や、子育て中の保護者の負担感が増加しています。保護者の状況にあわせた情報提供や、子育てに関する相談機能の充実により、負担感の解消を図る必要があります。
- 子どもたちが地域の人々に見守られた安全・安心な環境のもとで成長していけるよう、地域住民や子どもに関わる関係機関等との連携により、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める必要があります。
- 近年、子育て施設等における保育の利用人数が年々増加しています。子育て家庭の多様なニーズに対応するため、様々な保育サービスを提供していく必要があります。
- 区の子育てひろば⁵と一時保育⁶の延べ利用者数はいずれも減少傾向にあります。子育て家庭の需要を的確に把握し、利用しやすい事業に再構築する必要があります。
- 区では、子ども・子育て支援法⁷に基づく特定教育・保育施設等⁸の指導検査⁹を開始し、令和元年度の指導検査実施率は63.1%と年々増加しています。都内の保育施設数が急増する中、今後も保護者が安心して子どもを預けられるよう指導検査を強化していく必要があります。
- 区では、「子育て支援施設の整備方針」に基づき、地域の拠点施設となる子ども未来プラザの整備を進めています。区内の児童館の老朽化が進み、年間利用者数も減少傾向にあることから、今後、児童館のより効果的・効率的な活用を図る必要があります。

⁵ 子育て中の親が出会い、情報交換や相談ができる拠点。主に0～3歳のお子さんと保護者の方が対象

⁶ 区内にお住まいで、買い物・通院・就学・介護などにより家庭での保育が一時的に困難となった就学前のお子さんを、保育園でお預かりする制度

⁷ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実などを図ることを目的に制定

⁸ 子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費などの支給に係る施設として確認を受けた認可保育園や認定こども園など

⁹ 特定教育・保育施設等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図るため、区で定めた基準などの実施状況について確認する検査

2 施策の方向性

- **相談支援の充実** 子育てに関する孤立感・不安感や子育て中の保護者の負担感を解消するため、子ども未来プラザや子育てひろばにおける相談支援の充実を図ります。
- **子育て支援ネットワークの構築** 地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めるため、子ども未来プラザが中心となり、子育て支援施設や民生・児童委員などの地域の子育て支援資源と連携する子育て支援ネットワークを構築していきます。
- **預かり保育の充実** 子育て家庭の多様なニーズに応えるため、幼稚園の預かり保育の充実を図ります。
- **子育てひろば・一時保育の充実** 地域バランスや施設の利用しやすさを考慮した上で、子育てひろばや一時保育室を再構築します。また、子ども未来プラザの子育てひろばが中心となり、民間の子育てひろばと相互に連携して情報交換を行うなど、子育てひろば事業の活性化を図ります。
- **教育・保育の質の向上** 保護者が安心して認可保育園や認定こども園などに子どもを預けられるようにするため、指導検査を強化し、教育・保育の質の向上を図ります。
- **子ども未来プラザの整備等** 子育て家庭のニーズに対応するため、基幹型児童館を子ども未来プラザとして整備し、母子保健と子育て支援の一体的な提供を行うなど機能の拡充を図ります。また、その他の児童館については、施設更新の時期や需要減少が著しい場合、他用途への転用なども含め、今後のあり方を検討します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------|---|
| 子ども未来プラザの整備 | 子育て支援の中核となる子ども未来プラザを整備し、妊娠期から成人するまでのすべての子どもとその家庭への支援に取り組むとともに、配慮を必要とする子どもや保護者への支援を充実します。また、区民に身近な場所で、気軽に相談したり仲間づくりができる環境を整えとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、地域の子育て力向上に寄与します。 |
| 通年型預かり保育の実施 | 私立幼稚園・認定こども園で実施している預かり保育において、保育時間や三季休業中の保育を拡大します。さらに、「定期長時間預かり保育」を実施し、小規模保育事業所の卒園児の受入先の一つとするとともに、就学前の施設選択の幅を広げます。 |

施策3 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

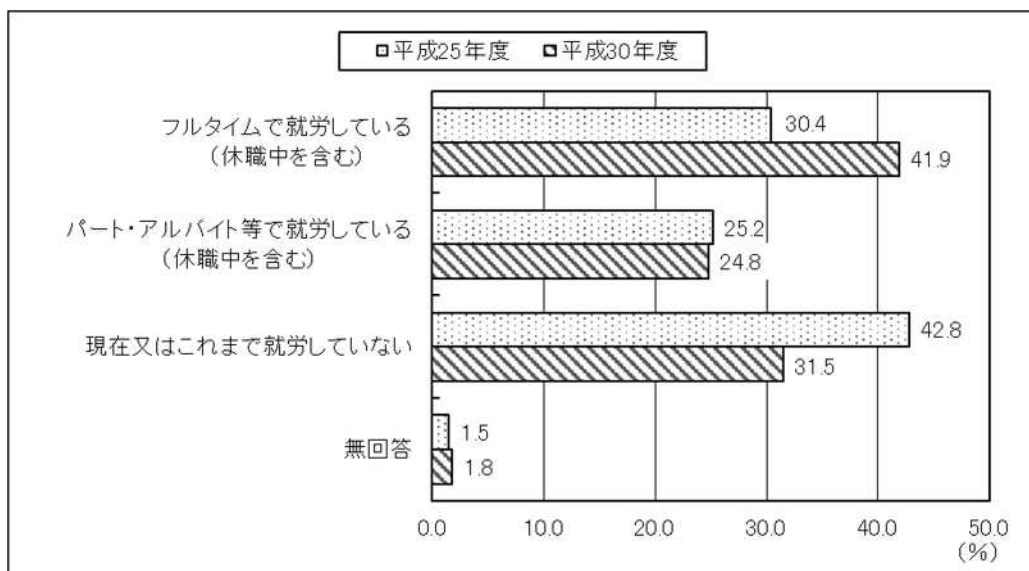
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、認可保育所などを新たに整備したことにより、待機児童数が平成27年度の252人から令和2年度の21人に大きく減少しています。しかしながら、今後、大規模開発が予定されている地域では、開発に伴い一時的に保育需要が高まることが懸念されます。その一方で、乳幼児数減少に伴う保育需要の変化にも柔軟に対応していく必要があります。
- 令和2年度における都内保育士の有効求人倍率は3.15で、全国平均を0.86ポイント上回っており、私立保育園における保育士の確保が困難な状況にあるため、保育人材の確保と定着に向けて支援する必要があります。
- 男性の育児休暇の取得や女性の就業率の上昇など、保護者の働き方が多様化する中で、さらなる保育サービスの充実が求められています。
- ファミリー・サポート・センター事業¹⁰のファミリー会員の登録者数とサポート会員の登録者数に乖離があり、サポート会員が不足しています。そのため、サポート会員の登録者数を増やすとともに、既に登録されているサポート会員の活動率を高める必要があります。

図表 保護者（母親）の就労状況（自営業、家族従事者含む）

出典：育成課資料（葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査）

注）区内に居住する0歳～就学前の子どもを持つ保護者6,000人を対象に調査



¹⁰ 仕事や家庭の事情などの理由で一時的に子ども（6ヶ月から小学6年生まで）の送迎や預かりなどを希望する方のために、センターが子育ての手助けが必要な方（ファミリー会員）に、子育てをお手伝いいただける方（サポート会員）を紹介する事業

2 施策の方向性

- **保育需要に応じた保育施設の整備等** 大規模開発などによる待機児童を発生させないようするため、地域の保育需要を踏まえ保育施設が不足する地域を中心に認可保育所などを整備するとともに、乳幼児数減少に伴う保育需要の変化への対応を進めます。
- **保育人材の・定着** 私立保育施設における保育人材の安定的な確保と定着への支援を行い、私立保育施設の保育の質を確保します。
- **多様な保育サービスの展開** 保育時間のニーズなどを把握し、保護者の働き方の多様化に合わせた保育サービスを検討します。
- **ファミリー・サポート・センター事業の充実** ファミリー会員が必要な時にサポートを受けられるようにサポート会員の増加を図るとともに、サポート会員が活動しやすい環境づくりを検討します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------|---|
| 保育所等の整備 | 女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を確保するとともに、年間を通して利用しやすく、卒園まで安心して子どもを預けることができるよう、保育施設が不足する地域を中心に認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所の整備等を行います。また、整備を計画する事業者に対して、施設整備費の一部を助成します。 |
| 保育人材の確保 | 潜在保育士 ¹¹ を対象とした就職支援や、求人情報ウェブサイトを活用した効果的な人材確保、保育士への経済的負担の軽減に向けた支援に取り組みます。 |

¹¹ 保育士資格を持ちながらも就業していない人（保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当）

施策4 放課後支援

子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 学童保育クラブの入会希望者数は、平成25年度の3,746人から令和元年度の5,260人に増加しています。現在、受入人数の拡大や小学校内への学童保育クラブの整備により、低学年児を中心に受入れを行っています。今後も共働き家庭等の増加により、学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせる環境を整備する必要があります。
- 夏季休業日の受入を希望して年度当初の学童保育クラブの入会申請を行っている保護者がいることから、令和元年度に小学校内の諸室を活用して児童の見守りを行う取組を3校で試行実施しました。
- 「わくわくチャレンジ広場¹²」は、対象学年の拡大に取り組んだ結果、令和元年度末には、1年生から実施している小学校が20校となり、過去5年間で登録児童数が約2,300人増加しています。
- 「わくわくチャレンジ広場」では、地域のボランティアである児童指導サポーターが約1,200人活動していますが、児童指導サポーターの高齢化が進んでおり、新たな担い手の確保が必要です。

¹² 主に放課後に小学校の施設を利用し、地域の方の見守りのもと、子どもたちが安全に過ごせる居場所をつくる事業

2 施策の方向性

- **学童保育クラブの整備** 児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう、小学校内を中心に学童保育クラブの整備を推進します。
- **休業期間中の見守りの充実** 学童保育クラブの申請状況を踏まえ、夏季休業日に学校施設を活用して児童を見守る取組を行います。
- **わくわくチャレンジ広場の実施拡大** 全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、「わくわくチャレンジ広場」の対象学年と実施日時の拡大を進めるとともに、学習や文化・スポーツプログラムの充実を図ります。
- **わくわくチャレンジ広場の執行体制の見直し** 広報や区ホームページ、募集チラシ等で児童指導サポーターを募集し、新たな人材を確保します。また、対象学年や実施日時の拡大など実施内容を充実するとともに、児童指導サポーターの負担軽減を図るため、運営の一部委託等の検討を行い、新たな執行体制を整備します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------|--|
| 学校施設を活用した放課後子ども支援事業 | 児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため、学童保育クラブの学校内整備を進めるとともに、夏季休業日を含め放課後等における児童の見守り体制の充実を図ります。また、わくわくチャレンジ広場の対象学年を1年生からとする学校や、三季休業日（全日実施）の実施校を増やします。 |

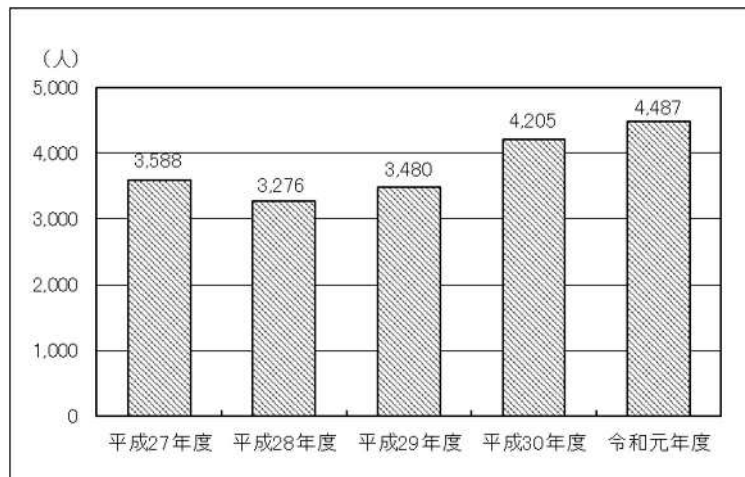
施策5 子ども・若者支援

子どもの権利・利益を守り、若者の社会的な自立を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、子ども総合センターでは、一般的な子育てに関する相談に加え、子どもの養育困難や虐待、さらには母子保健相談や発達相談など、妊娠期から子どもが成人するまで、幅広い相談に適切に応じ、最善の方法での課題解決に取り組んでいます。
- 子育てにおける体罰の禁止が法制化され、全国的に児童虐待に対する認知度が高まっている中、子ども総合センターにおいても虐待相談・通告件数が増加傾向にあり、平成25年度の210件に対して、平成30年度は約1.5倍の306件に上っています。
- 今後、複雑化・深刻化する子どもと家庭の相談に、適切かつ迅速に対応し、これらの相談が虐待に発展しないよう支援体制の充実を図る必要があります。また、「体罰によらない子育て」への理解・認識を深め、体現し、虐待の連鎖を防ぎ、次世代につなげていく必要があります。
- ひとり親家庭が抱える子育てや生活上の悩みについて丁寧な相談に応じるとともに、自立に向けた支援を行っています。また、母子生活支援施設¹³における生活支援はもとより、施設退所後も自立した生活を維持できるよう支援しています。今後も、ひとり親家庭が安心して子育てができ、子どもが健やかに育まれるよう、各家庭の特性やニーズに配慮した支援が求められています。
- ひきこもりの長期化は、将来的な自立が困難になることや生活困窮に陥ることが懸念されています。また、家庭の経済状況など様々な事情を有する子ども・若者の社会的な自立に向けて、区では相談窓口の整備や地域団体への支援等に取り組んでいます。今後も、高等学校の中途退学者、若年無業者（ニート）やひきこもりなど、義務教育終了後、支援が途切れがちな子ども・若者に切れ目なく支援をしていく必要があります。

図表 子ども総合センター来館者数（申請・相談来館件数）
出典：子ども家庭支援課資料（事務事業評価表）



¹³ 様々な理由により地域で生活することが困難な母子家庭のために、子の養育や生活全般にわたる支援を行うとともに、安心して暮らせる住まいを提供する施設

2 施策の方向性

- **相談支援体制の充実** 子ども総合センターを気軽に相談できる窓口として区民に周知します。また、子育てに課題を抱える世帯に対する相談員のスキル向上を図り、関係機関との連携を通じた支援や専門知識を活用した支援を充実させます。
- **児童相談所・一時保護所の設置** 区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、法的介入など専門的な支援を担う児童相談所・一時保護所が両輪となって、虐待から子どもを守り、子どもの最善の利益を確保します。
- **児童虐待の発生防止** 虐待につながりやすいハイリスクな要因がある家庭の早期発見や、ショートステイ・トワイライトステイ¹⁴などの早期支援の充実をはじめ、ライフステージに合わせた切れ目ない支援体制を構築します。また、講習会などの様々な機会を通じ、地域全体で家庭や子どもを温かく見守り、支える意識の醸成や社会的養護に関する啓発を積極的に進め、地域資源を開拓していきます。
- **ひとり親家庭への支援** ひとり親家庭の抱える様々な課題や個別のニーズに柔軟に対応するため、関係機関との切れ目のない連携の下、生活支援や母子生活支援施設の活用など、支援体制を強化します。
- **様々な事情を有する子ども・若者への支援** 子ども・若者の自立及び社会参画を促進するため、様々な事情を有する子どもや保護者、若年無業者（ニート）・ひきこもりなど生きづらさを抱える若者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、地域活動団体や関係機関と連携しながら、子ども・若者の育ち、社会的な自立を支援します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------|---|
| 児童相談体制の強化 | 令和5年度中を目標に児童相談所・一時保護所を設置し、子ども総合センターと両輪となって児童福祉を推進します。また、子ども総合センターを中核とした関係機関とのネットワークを深化し、適切かつ迅速に、子どもや保護者の状況に合わせて支援できる体制を強化します。 |
| かつしか子ども応援事業 | 子どもとの関係づくりを行いながら、悩みや不安を相談しやすい環境をつくり、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。また、保護者の子育ての悩みや不安に応じる養育支援や、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者の学び直し、就学支援等を行います。 |
| 若者支援体制の整備 | 長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安などの悩みを持つ若者やその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。 |
| 子ども・若者活動団体支援 | 様々な困難や事情を有する子ども・若者を支援する地域活動団体の活動を支援するとともに、区と地域活動団体との連携を深めます。 |

¹⁴ 一定の要件のもと、2歳から15歳までの児童を児童養護施設等で預かる事業。宿泊保育するものを短期入所生活援助（ショートステイ）事業、15時～22時まで保育するものを夜間養護等（トワイライトステイ）事業と呼び、保護者の夜間就労、疾病、育児疲れなどに対応する環境を整備している。

政策 17 学校教育

次代を担う子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間力を養います

1 政策目的

- 明日の葛飾を担う子どもたちが、変化の激しい社会でたくましく成長して自らの夢や希望を実現できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を養います。
- グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びの中で培われる資質・能力、文化・芸術に触れながら培われる豊かな人間性と人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるようにします。
- 多様な学習環境を充実させるとともに、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校までの連続性を考慮した教育活動を推進します。
- 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して教育を受けられるようにします。

2 政策の方向性

- ICTの活用、英語教育の充実、自学自習を行う環境の整備を進めて児童・生徒の学力向上を図るとともに、体育授業の充実や日常的に体を動かす機会を増やすことを通じて運動好きの子どもを育成し、児童・生徒の体力向上を図ります。
- 全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるよう、特別支援教育や日本語指導の充実、不登校対策、いじめ防止対策などに取り組み、一人一人を大切にす教育を推進します。
- いきいきと学校生活を送れるよう、学校施設の計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修を進め、教育環境の向上を図ります。

3 施策の体系

政策 17 学校教育

| 政策 17 学校教育 | |
|------------|---|
| | 施策 1 学力・体力の向上 学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます |
| 新 | 【計画】総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～ |
| | 【計画】教育情報化推進事業 |
| | 【計画】体力向上のための取組 |
| | (事業) 令和2年度実施 教育振興基本計画推進 葛飾学力伸び伸びプランの推進 かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成） 科学教育センター運営 学校図書館支援 教育研究奨励事業 |

| | |
|--|--|
| | <p>教職員健康管理 教職員研修 習熟度別講師派遣事業 第三者評価事業 特色ある学校づくり推進 小中一貫教育事業 チャレンジ検定 学習意識調査委託 漢字等検定料助成 教育委員会表彰</p> |
| 施策2 一人一人を大切にせる教育の推進 一人一人を大切にせる教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします | |
| | 【計画】 発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実 |
| | 【計画】 日本語指導の充実 |
| | 【計画】 不登校対策プロジェクト |
| 新 | 【計画】 いじめ防止対策プロジェクト |
| | <p>事業) 令和2年度実施 就学相談 教育情報提供 維持管理(総合教育センター) サポートチーム指導員派遣事業 特別支援学校管理運営(保田しおさい学校) 移動教室、体験学習 中学生職場体験事業 スクールカウンセラー派遣事業 スクールソーシャルワーカー派遣事業 学校支援指導員派遣事業 教育相談 特別支援教育推進事業 クラスサポーター派遣事業 生活スキルアップ指導補助員配置事業 病院内学級運営 連合行事(特別支援学級児童・生徒) 連合行事 日光林間学園管理運営</p> |
| 施策3 教育環境の整備 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます | |
| | 【計画】 学校施設の改築 |
| | <p>事業) 令和2年度実施 校舎等改修 学校施設維持管理 校庭の芝生化 学齢児童、生徒就学事務 学校運営事業 学習センターの整備 学校健康診断(法定) 学校健康診断(法定外) 結核健診 災害共済給付事務 一般校具・教材等管理 黄色い帽子・ランドセルカバー・防犯ブザー購入 学校環境衛生管理運営 就学援助 就学奨励 学校給食運営 奨学資金貸付 教育委員会運営 私立高校・大学等入学資金融資事業 教育総務課分室維持管理 学校等職員被服貸与 通学児童案内等業務委託 学校受付業務委託 通学路防犯設備整備 通学路グリーンベルト改修工事 外国人学校児童生徒保護者負担軽減 私立学校認可等事務</p> |

施策1 学力・体力の向上

学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、チャレンジ検定¹による下位層への指導を重点的に行っています。小学校では、全国学力・学習状況調査の平均正答率を上回っている一方、中学校では、平均正答率に達していない状況にあります。今後、学習の基盤となる資質・能力である言語能力、読解力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図るために、新学習指導要領²で示された「主体的・対話的で深い学び」に向けた取組を進める必要があります。
- 区では、教育の情報化に取り組み、タブレット端末やデジタル教科書を活用した授業を実施するとともに、校務支援システムを活用し、校務事務を実施しています。今後も、わかりやすい授業や児童・生徒の主体的な学習を促進するとともに、児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用や校務におけるICTの活用を進めていくことが必要です。
- 区では、学習内容の定着に向けて家庭学習を推進しています。また、令和元年度から、学校司書の勤務時間を拡充することで、学習センター（学校図書館）で休み時間や放課後等も自学自習を行うことができるようにしています。今後も学習センター（学校図書館）の活用や家庭学習ノートの取組等を通して、自学自習の習慣化に向けた取組を推進していくとともに、児童・生徒の調べ学習等への支援を行うために、学校図書館コーディネーターの活用など学校司書に対するサポート体制の構築が必要です。
- 区では、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、中学生海外派遣をオーストラリアで6泊8日、イングリッシュキャンプを2泊3日を実施しており、年々子どもたちの参加ニーズが高まっています。
- 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によると、本区の小学校は都平均を上回っており、中学校は都平均には達していないもののその差は縮小傾向にあります。一方、運動が好きと答える児童・生徒は、男女ともに学年が上がるにつれて減少傾向にあります。今後、一層、運動好きの子どもを育成するため、体育授業のサポート方法や生涯にわたってスポーツに親しむこと、気軽に体を動かすことのできる機会などを検討する必要があります。

¹ 各学年で身に付けるべき基礎・基本を中心に、児童・生徒が努力を続ければ達成できる学習内容を整理し、検定にしたもの

² 子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けられるよう、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。小学校学習指導要領は平成29年、中学校学習指導要領は平成30年に改訂・公示

2 施策の方向性

- **主体的な学習の促進** 授業等でのICTの活用により、わかりやすい授業や児童・生徒の個々の学習状況や教育的ニーズに応じた学習活動を実現します。また、指導者中心の授業から学習者中心の授業へと授業改善を行うことで、児童・生徒の主体的な学習を促進します。さらに、学校教育総合システム³を効果的に活用し、校務の効率化を図ることで、教員の児童・生徒と向き合う時間を確保します。
- **自学自習環境の充実** 児童・生徒の調べ学習等への支援を行うために、区立小・中学校に勤務する司書を統括する「学校図書館コーディネーター」を活用し、学校司書に対し、OJT等の研修を行うサポート体制を整えます。また、本に親しむ機会を増やし、授業での利用、自学自習を行う環境の充実を図るため、学習センター（学校図書館）の活用を推進します。
- **英語教育の充実** より多くの英語教育の機会を提供するため、イングリッシュキャンプ等の参加人数について検討します。また、外国語指導助手（ALT）を活用し、チーム・ティーチング授業を展開します。
- **体力の向上** かつしかっ子体力アッププログラムをはじめ、外遊びや体育的活動に積極的に取り組むことで児童・生徒が日常的に体を動かす機会を増やします。また、運動好きの子どもを育成するため、民間が持つノウハウを活用した体育授業等のサポート方法を検討します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------------|--|
| 総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～ | ICTを活用した授業改善やPDCAサイクルに基づいた学力向上の取組を総合的に推進します。また、教員のICTを活用した指導力の向上や個に応じた基礎学力と活用能力の向上のための取組を進めます。さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における家庭学習ノートの活用、一人1台タブレット端末を活用した自学自習等の取組を進めていきます。 |
| 教育情報化推進事業 | 児童・生徒一人につき1台のタブレット端末配備をはじめとするICT環境の整備を進めるとともに、災害や感染症の発生等による緊急時においても、全ての子どもたちの学びを保障するため、授業や校務におけるICTの活用等、教育の情報化の推進を図ります。 |
| 体力向上のための取組 | 体力向上の取組をかつしかっ子体力アッププログラムとして継続し、学校で児童・生徒が運動する機会を増やすとともに、体育の授業を充実させることで、運動好きの子どもを育成と基礎的な体力の向上を図ります。また、小学校及び中学校へ外部指導員を配置し、運動の意欲を高める取組を実施します。 |

³ 教職員が児童・生徒の情報管理や成績処理等に使用する校務事務システムや、児童・生徒の学習活動において使用するシステムの総称

施策2 一人一人を大切にしている教育の推進

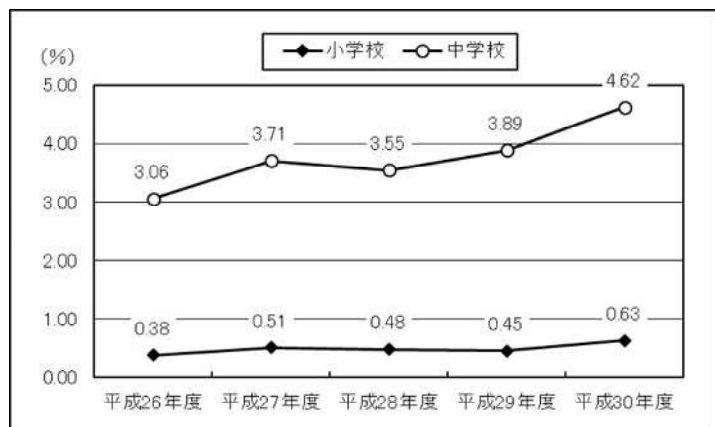
一人一人を大切にしている教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、各学校で「特別支援教室⁴」を実施し、小学校1校、中学校1校に、「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」⁵を設置しています。近年、特別支援教室の児童・生徒数は増加傾向にあり、引き続き教室利用のニーズは高まっていくものと考えられます。今後、発達障害の可能性のある子どもに対し、適切な教育環境を整備することで、子どもの成長を支える必要があります。
- 区では、「にほんごステップアップ教室⁶」と「日本語学級⁷」を設置し、日本語指導の充実を図るとともに、通訳を学校に派遣して意思疎通の円滑化を支援しています。今後、地域バランスを勘案しながら、区内全域の日本語指導を必要とする児童・生徒に対応できる環境整備について検討する必要があります。
- 区では、不登校対策として、総合教育センターで「ふれあいスクール明石⁸」を運営するとともに、校内適応教室⁹を設置しています。また、教員経験者と心理専門員が定期的に学校を訪問し、不登校児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議することで、早期の学校復帰を目指しています。今後は、不登校児童・生徒の多様な学びを保障するための学習支援の在り方などについても検討する必要があります。
- 区では、葛飾区いじめ防止対策推進条例と葛飾区いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための体制を構築するとともに、各学校におけるいじめ防止対策を推進しています。今後、効果的ないじめ防止対策や、学校・地域・関係機関との連携体制を確立する必要があります。

図表 不登校児童・生徒の出現率

出典：「葛飾区における児童・生徒の暴力行為、いじめ・不登校の状況について」（区調査）



⁴ 発達上の課題のある児童・生徒に対し、発達障害教育担当教員が巡回指導を行う教室。全小・中学校で実施している。

⁵ 自閉症又はそれに類する、他人との意思疎通や対人関係の形成が困難である児童・生徒等の対応に係る固定学級

⁶ 日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒向けに、日本語の初期指導を行う教室。現在、総合教育センターに設置している。

⁷ 初期指導後の児童・生徒等を対象とした教室。現在、小学校2校、中学校2校で実施している。

⁸ 不登校・不登校傾向にある児童・生徒が学校に復帰できるよう支援する適応指導教室

⁹ 登校はできるが、教室に入ることができない児童・生徒の学級復帰を支援するための教室。小学校1校、中学校5校で実施している。

2 施策の方向性

- **特別支援教育の充実** 「特別支援教室」における効果的な指導方法等の確立と教職員の指導力の向上のための取組を推進するとともに、支援を必要とする児童・生徒を特別支援教室による指導につなげるため、利用判定に係る専門性・公平性の更なる向上を図ります。また、「知的障害特別支援学級（固定学級）」、「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」の利用実態を検証し、地域バランスを勘案しながら設置校や設置学級数の検討を行います。
- **日本語教育の充実** 「にほんごステップアップ教室」は、設置箇所の拡大や指導内容を充実するとともに、安定的に指導者を確保するため運営方法の見直しを行うとともに、「日本語学級」は、地域バランスを勘案し、増設等について検討します。また、学校への通訳の派遣に加えて、簡易翻訳機等の効果的な活用についても検討を行います。
- **不登校対策** 不登校の改善に向けて、校内適応教室の増設や支援方法を検討するとともに、学校が適切な不登校対策を行うため、家庭への働きかけや関係機関との調整により解決に向けた支援を行うスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携した支援体制の整備と、研修の充実に取り組みます。
- **いじめ防止対策** いじめ防止対策について、いじめ問題対策委員会¹⁰・いじめ問題対策連絡協議会¹¹で協議するとともに、学校・地域・関係機関との連携を図ります。また、いじめの早期発見や、いじめの兆候が発覚した場合に迅速かつ組織的な解決を図る体制を整備します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|--------------------------------------|---|
| 発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実 | 乳幼児期から青年期に至るまで切れ目ない支援を行います。また、きめ細やかな相談を実施するとともに、教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全ての小・中学校で実施します。さらに、区内全域の児童・生徒を対象とする「自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」を運営します。 |
| 日本語指導の充実 | 来日直後等の児童・生徒に対して日本語や生活習慣の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営します。また、授業に必要な日本語の指導を行う「日本語学級」の設置や、児童・生徒とその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。 |
| 不登校対策プロジェクト | 教員経験者と心理専門員が定期的に学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒一人一人の支援策を学校と協議し、取り組みます。また、スクールカウンセラーによる相談体制の充実とスクールソーシャルワーカーの活用促進を図るとともに、校内適応教室を増設し、早期の学校復帰を目指します。 |
| いじめ防止対策プロジェクト | 区、学校、地域が連携・協力していじめ防止の徹底を図るほか、いじめの兆候が発覚した場合は、速やかに学校いじめ問題対策委員会を開催し、組織的に早期解決を図ります。 |

¹⁰ いじめの防止等のための対策の実効的な推進を図るため、教育委員会に設置する附属機関

¹¹ いじめ防止等に関する機関と団体との連携を図るため、学校、教育委員会、関係機関その他の関係者により構成される協議会

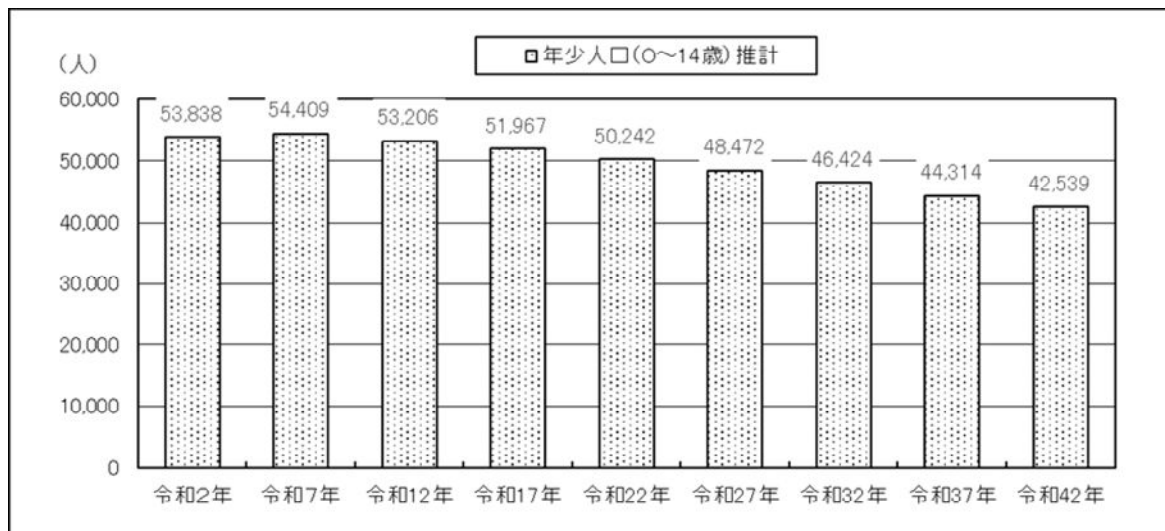
施策3 教育環境の整備

いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区内の学校施設は、その多くが昭和30～40年代に建築されたものであり、計画的な改築や保全工事等の長寿命化改修が必要です。本区では、学校施設長寿命化計画を踏まえ、更新費用の財政負担の平準化を含め、学校施設の長寿命化に向けた取組を推進しています。
- 学校は地域の核となる重要な公共施設であるため、改築する際は地域と学校のつながりを重視した新たな学校づくりを進めています。平成26年9月に、早期に改築・改修をする学校6校¹²を選定し、改築・改修を進めてきました。平成30年9月には新たに改築校7校¹³を選定し、改築校ごとの改築基本構想・基本計画の策定を進めています。今後も、学校改築を計画的に進めていく必要があります。
- エアコンをはじめとする学校備品や学校給食に使用する厨房機器について、計画的に入れ替えを進める必要があります。

図表 年少人口（15歳未満）の推移
出典：葛飾区の将来人口推計



¹² 小松中学校、本田中学校、東金町小学校、高砂けやき学園高砂小学校・高砂中学校、西小菅小学校。いずれも令和4年度までに新校舎が竣工予定

¹³ 道上小学校、水元小学校、二上小学校、よつぎ小学校、柴又小学校、宝木塚小学校、常盤中学校

2 施策の方向性

- **学校改築の推進** 学校改築に当たっては、適正な学校規模を確保するため、通学区域の変更等も視野に入れて事業を推進します。また、災害発生時における避難所としての機能強化や、地域活動の場としての活用についても、地域の方々とともに検討しながら整備を進めます。
- **計画的な改築・改修の実施** 改築校の選定については、学校規模の適正化を考慮しながら老朽化の状況や地域バランス、現在選定されている改築校の進捗等を踏まえて選定します。また、教育環境の向上を推進していくため、学校施設長寿命化計画に基づく保全工事や機能向上工事などを計画的に実施します。
- **良好な教育環境の維持** 良好な教育環境の維持を図るため、エアコン、放送設備等の備品や厨房機器について、順次、買替え、入替えを行います。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------|--|
| 学校施設の改築 | 学校施設の計画的な改築・改修等を推進するにあたり、地域とのつながりを重視し、学校別に懇談会を設けて学校、保護者、地域の方々などと意見交換を行いながら改築基本構想・基本計画の策定を進めます。 |

政策 18 地域教育

学校・家庭・地域が連携し、子どもが健全に成長できるようにします

1 政策目的

- 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を促進することで、社会全体で子どもの成長や自立を支えるとともに、青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるようにします。
- 学びの出発点となる家庭教育を支援し、子どもがより良く生きていくための基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、健全に成長できるようにします。

2 政策の方向性

- 青少年の健全育成や豊かな教育環境づくりに向け、青少年育成地区委員会や学校地域応援団の活動を支援するとともに、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。
- 親子が共に学び育ち合える環境づくりに向け、家庭教育講座の充実や、PTA、子どもの育成に関わる団体の活動支援に取り組み、家庭教育を支援します。

3 施策の体系

| 政策 18 地域教育 | |
|--|---|
| 施策 1 学校・家庭・地域の連携 学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります | |
| | (事業) 令和 2 年度実施 青少年委員活動支援 はたちのつどい かつしか少年キャンプ ジュニアリーダー講習会 にいじゅくプレイパーク事業 ポニースクール 子どもまつり 子ども会育成会活動支援 若者の社会参加支援事業委託 子ども会育成会連合会助成 少年の主張大会 青少年育成地区委員会支援 青少年問題協議会 善行青少年表彰 教育広報印刷 学校地域応援団活動支援 学校支援ボランティア ひまわり 110 番協力者保険 課外活動指導員 |
| 施策 2 家庭教育への支援 家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします | |
| | (事業) 令和 2 年度実施 家庭教育支援事業 P T A 研修会 |

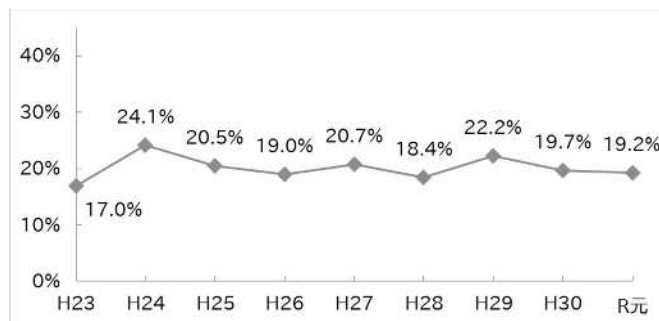
施策1 学校・家庭・地域の連携

学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります

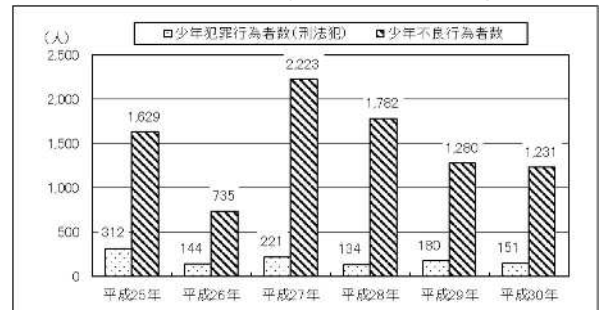
1 施策を取り巻く現状と課題

- 過去5年間の本区の少年犯罪行為者数・少年不良行為者数は、共に東京都全体と比較して減少傾向にあります。区では、青少年育成地区委員会による青少年の地域行事への参加促進、青少年委員による学校との連絡調整や子ども会・PTAとの意見交換等を通じて、青少年の健全育成を図っています。一方、近年、子どもや保護者の意識が変化し、子ども会育成会連合会に加盟・加入している子ども会数や子ども会員数が減少しています。
- 区では、全校に学校地域応援団¹を設置し、多岐にわたる支援活動により、学校の教育活動を支え、豊かな教育環境づくりを進めています。しかし近年、学校地域応援団活動の延べ参加者数は増加していますが、1校当たりのボランティア延べ参加者数は減少傾向にあります。
- 今後、学校地域応援団を持続可能なものにするための取組に加えて、未来を担う子どもたちを健やかに育むため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、社会全体で教育に取り組む体制をより強化する必要があります。
- 区では、葛飾区運動部活動の在り方に関する方針と葛飾区文化部活動の在り方に関する方針に基づき、部活動の適切な運営に努めています。今後も、これまで以上に部活動地域指導者の資質向上に取り組みながら、部活動指導体制の充実を図っていく必要があります。

図表 最近1年間に学校の行事やボランティア活動等に
参加したことがある区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



図表 少年犯罪・少年不良行為者数
出典：葛飾警察署、亀有警察署資料
(葛飾区の統計 令和元年刊)



¹ 学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組み。令和元年度現在、全ての区立小・中学校に設置済

2 施策の方向性

- **地域活動への参加促進** 青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年の健全育成と地域活動への参加促進を図るため、各地区の地域特性を生かしながら活動している青少年育成地区委員会や青少年健全育成に取り組む団体を支援するとともに、協働して事業を実施します。
- **学校地域応援団の活動支援** 学校地域応援団事業が持続可能なものとなるよう、地域コーディネーターによる学校とボランティア間の調整機能を強化します。そのために、研修会や情報交換会を実施するなど、3者が学校地域応援団の課題や解決策を共有し、円滑な活動ができるように支援します。
- **学校支援に参加しやすい環境づくり** 学校や地域住民への冊子の配布や広報紙、区公式サイト等を活用し、学校地域応援団事業についての普及啓発を行い、地域住民が気軽に学校支援に参加できる環境づくりを進めます。
- **部活動の円滑な運営の確保** 部活動における部活動地域指導者の指導時間の拡大を図り、見守りや事故の未然防止など部活動の適切かつ円滑な運営を確保します。

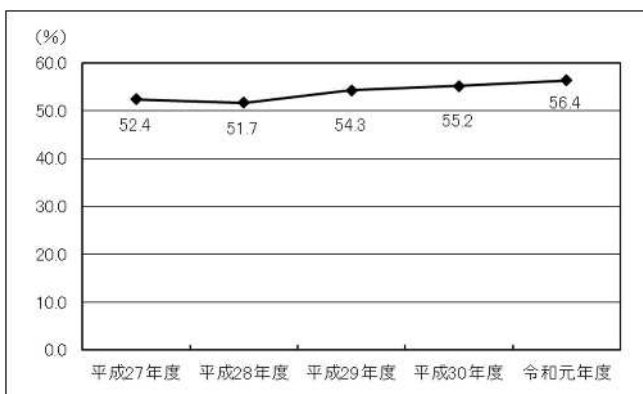
施策2 家庭教育への支援

家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします

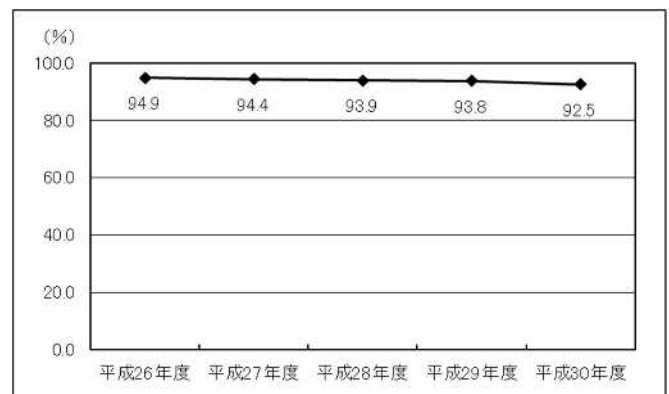
1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、全国的に少子化や核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域とのつながりの希薄化等を背景に、子どもの生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の低下などが指摘されています。
- 区においても、「夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合」は増加傾向にあるものの、「朝食を毎日食べている児童・生徒の割合」は横ばい傾向にあることから、今後、保護者や児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付けることや家庭教育の大切さについて理解を深め実践できるようにする必要があります。
- 近年、家庭教育講座²の申込者数及び参加者数は共に増加しており、家庭教育応援制度³を活用した学習会の参加者数も増加傾向にあります。一方、身近な相談相手がいないために社会的に孤立している、子育てに自信がもてない、教育に関心の薄い保護者が増えているなど、将来的に家庭の教育力の低下を招く恐れがあります。

図表 夜は時刻を決めて寝ている児童・生徒の割合
出典：教育委員会「確かな学力の定着度調査（学習意識調査）」（事務事業評価表）



図表 朝食を毎日食べている児童・生徒の割合
出典：文部科学省「全国学力・学習状況調査」



² 保護者及び入学前の幼児の不安を軽減することを目的として、保護者向けに元小学校長が入学後の子どもの様子や勉強について講演する「小学校ってこんなところだよ」、スクールカウンセラーによる「家庭での心構え」、また、幼児向けに小学校生活が体験できる「子ども教室」を開催

³ 乳幼児や小・中学生の保護者組織等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、区が講師を派遣し、その講師謝礼を助成する制度

2 施策の方向性

- **家庭教育の啓発推進** 広報紙や区公式サイト等を活用し、基本的な生活習慣を身に付けることや家庭教育の大切さについての啓発の効果を高めます。
- **地域での家庭教育力の向上** 地域において保護者同士が家庭の教育力の向上を図り、子どもの育成を支援する取組を推進するため、保護者から好評を得ている家庭教育講座の定員拡大などを検討し、参加者等の更なる拡大を図ります。
- **保護者への支援** 家庭教育応援制度におけるオンライン開催を支援するなど、家庭教育に関する保護者の学習機会を増やすとともに、保護者同士の交流を深めることで、子育てに悩む保護者を支援します。
- **自主的な活動への支援** P T A 活動への支援に加え、子どもの育成に関わる活動を行う団体に対し、自主的に家庭教育を学べる機会の提供や活動支援をする取組を進めます。

政策 19 生涯学習

生涯にわたって心豊かに学び続けられるようにします

1 政策目的

- 多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進し、区民が生涯にわたって自己の個性と能力を磨き、いきいきと活躍するまちをつくります。
- 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備し、区民が集い、学び、交流し、個人や地域の課題解決など様々な活動に取り組める知的創造活動の拠点として図書館を充実させ、心豊かに暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 多様な学びと交流の機会を整えつつ自主的な学習活動を支援し、学んだことが活かされ、新たな学びにつながる仕組みづくりを進めます。
- 地域の知的創造活動の拠点として、誰もが快適に利用できる図書サービスの提供に取り組めます。

3 施策の体系

政策 19 生涯学習

| | |
|--|---|
| 施策 1 区民学習 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します | |
| 新 | 【計画】 学びの循環による生涯学習の支援 |
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>かつしか教室 青少年対象講座等 学校施設開放 かつしか区民大学事業の推進 郷土と天文の博物館展示事業の充実及び常設展示室の改修等 歴史学調査・講座 考古学調査・講座 民俗学調査・講座 天文学調査・講座 プラネタリウム番組制作 館だより等発行(郷土と天文の博物館) 博物館ホームページの運営 子どものための博物館講座 生涯学習人材バンク 生涯学習援助制度 出前教室 成人対象講座 地域教育機関連携事業 学習相談・学習情報の提供 リーダー育成等 維持管理(郷土と天文の博物館) 学び交流まつり 寄贈・収集資料整理 工芸教室 社会教育委員の会議運営</p> |
| 施策 2 図書サービスの充実 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します | |
| | <p>(事業) 令和2年度実施</p> <p>オンラインサービス(ICTを活用した図書館サービス) 子ども読書活動推進 図書館ボランティア育成事業 図書館報等印刷 図書資料等提供 読書活動啓発事業 維持管理(図書館) 図書館業務委託(中央図書館カウンター業務) 図書返却ポスト及び図書サービスカウンターの設置</p> |

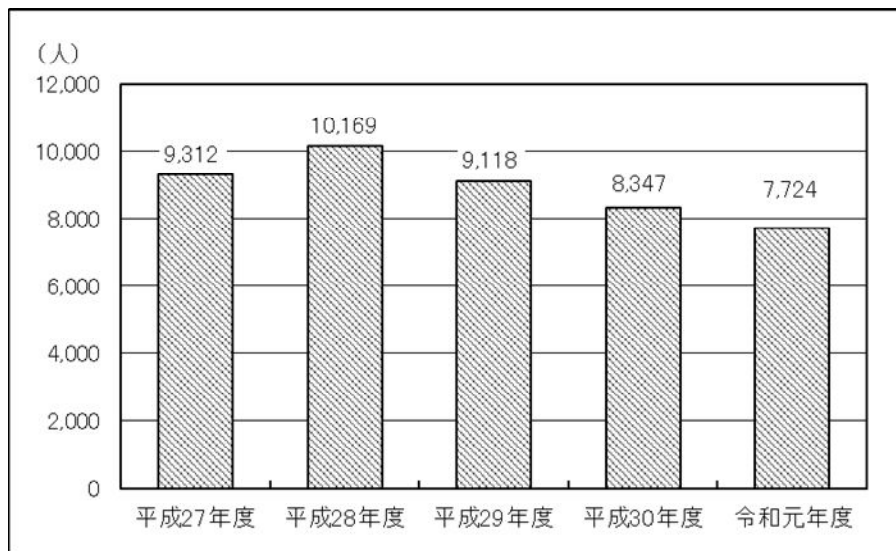
施策1 区民学習

多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、「かつしか区民大学¹」や「郷土と天文の博物館²」のほか、障害者の学習や学習成果の発表の場など、多様な学びと交流の機会を整えています。その一方で、講座等の学びの場への参加が中高年の方々が中心となる傾向があります。今後、若い世代を含め誰もが講座などに参加しやすい条件を整えるとともに、講座や事業の情報をより容易に手に入れることができるよう、PRを工夫する必要があります。
- 「かつしか区民大学」や「わがまち楽習会³」、博物館ボランティアとの協働事業、NPOとの協働による文化・芸術教室などを区民との協働により実施しています。今後、学んだことが地域活動やボランティア活動に活かされる仕組みづくりや、活動の担い手のスキルアップを図る取組が必要です。
- 区では、「生涯学習援助制度⁴」や学習相談により、区民の自主的な学習活動を支援しています。しかし近年、学習相談の件数や、地域コミュニティ施設における生涯学習関連の利用件数は減少しています。今後、自主グループ等の学習団体を増やすための取組や、団体活動の活性化を図る取組が必要です。

図表 かつしか区民大学の単位認定講座の受講者数
出典：生涯学習課資料（事務事業評価表）



¹ 学びと交流の楽しさを基盤とした区民の学習の場として、平成22年4月に開学

² 葛飾の歴史をたどる郷土博物館と、星の世界をさぐる天文博物館が一つになった博物館。平成3年7月に開設

³ 地域団体等が、地域住民向けに行う学習会や講演会などを、教育委員会と協働して行う事業

⁴ 団体が行う学習会の講師謝礼を区の基準により援助する制度

2 施策の方向性

- **利用しやすい学習機会の提供** 若い世代の方やこれまでに学びの場に参加できなかった方々にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会を提供します。また、様々な媒体を積極的に活用しながら情報発信を強化します。
- **新たな学習環境への対応** 誰もが自宅など、どこでも、好きなときにいつでも学べるよう、情報化に対応した新たな学習機会の提供方法を検討します。
- **学びの循環の構築** 区民が学んだことが地域活動やボランティア活動に活かされ、さらに新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みを構築します。また、各種ボランティア団体が継続して活動できる環境を整備するとともに、地域活動やボランティア活動の担い手・リーダーのスキルアップや新たな人材の開拓に取り組み、その活用を目指します。
- **自主的な学習活動の支援** 自主グループの育成支援、発表の場の提供、社会教育リーダーの養成、学習相談の充実など、区民の自主的な学習活動を支援します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| 学びの循環による生涯学習の支援 | 継続した学びや地域課題の解決につながる講座の開催を通じ、区民の生涯学習活動を支援するとともに、地域活動やボランティア活動の担い手・リーダーの養成やスキルアップの機会を提供し、学びの循環を構築します。さらに、ICTを活用したオンラインで学べるポータルサイト「生涯学習チャンネル（仮称）」を構築し、区民の学習機会の向上を図ります。 |

施策2 図書サービスの充実

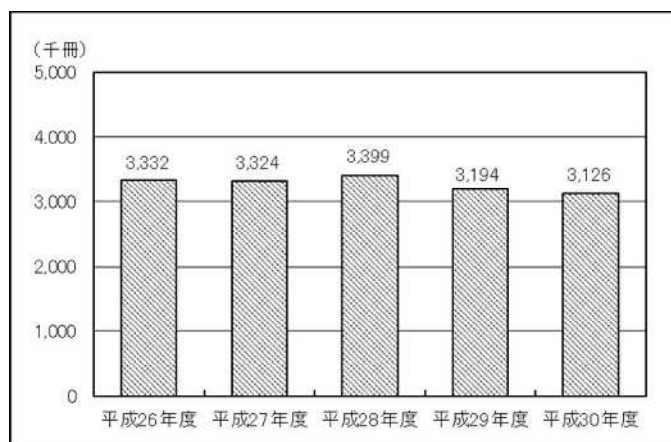
誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では図書館の開設やリニューアルに取り組んだ結果、区内のより広い地域をカバーする図書館サービスの提供が可能となりました。しかし、貸出冊数・来館者数・登録者数はやや減少傾向にあります。今後、幅広い区民の図書館の利用、課題解決支援を促進し、読書支援を行っていく必要があります。
- 区では、図書返却ポスト⁵や図書サービスカウンター⁶を設置し、利便性の向上を図っています。幅広い年齢層や多様なライフスタイルの区民の利用のために、今後も、図書館利用の利便性を向上する必要があります。
- 図書館の老朽化が進んでおり、利用者アンケートでは、トイレの使い勝手や設備等に対する改善要望が多数寄せられています。今後、図書館の改修・改築にあたり、快適で安心して利用できる環境を整える必要があります。
- 近年のICT社会、多文化共生社会の進展に対応するため、電子書籍も視野に入れた図書サービスの充実を図る必要があります。

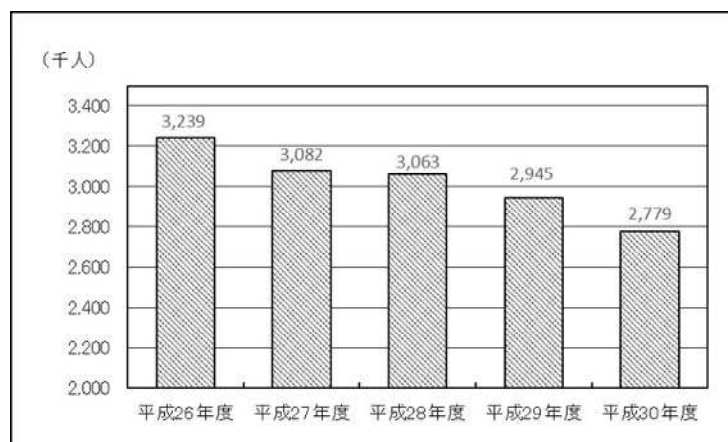
図表 区立図書館の貸出冊数

出典：各図書館資料（葛飾区の統計 令和元年刊行）



図表 区立図書館の来館者数

出典：葛飾の図書館 平成25～30年度 事業年報



⁵ 平成26年に新小岩駅東北広場、平成28年に堀切地区センター前、平成29年に青砥駅高架下公共広場・新柴又駅前、平成30年に四ツ木駅前、平成31年に高砂駅前に設置

⁶ 図書館資料の検索・予約・貸出・返却ができる窓口。平成30年にリリオ亀有リリオ館7階に設置

2 施策の方向性

- **知的創造活動拠点としての図書館の整備** 図書館を利用したことがない方へアプローチするPRを実施します。併せて、生涯にわたる学びや身近な課題解決、資料や情報の取得が容易にできる地域の知的創造活動の拠点として、より多くの方が図書館を活用できるサービスを提供します。
- **図書館外でのサービスの提供** 図書館以外の公共施設でも図書サービスを提供できるよう、図書サービスカウンターの設置やWi-Fi環境整備、休祝日における開館や開館時間の延長について、区民ニーズや費用対効果を踏まえて実施します。
- **計画的な施設改修の推進** 施設や設備の老朽化による改修等を計画的に進めます。また、既存施設の建替えや移転を行う場合には、他用途との複合施設化を視野に、様々な公共サービスを提供することができるようにします。
- **多様な手段での図書サービスの提供** 電子書籍サービス導入や多言語の資料の充実等により、より多様な手段で図書サービスや情報を提供できるようにします。また、ICTを活用した効率的な運営方法により、利用者の「知りたい」により広く応えられる仕組みを構築します。

政策 20 スポーツ

生涯にわたってスポーツに親しみ、いきいきと暮らせるようにします

1 政策目的

いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、区民一人一人の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、安全・安心にスポーツに親しめる環境を充実し、スポーツを通じた交流を深めつつ、いきいきと健やかに暮らせるようにします。

2 政策の方向性

- 誰もが多様なスポーツに定期的・継続的に親しみ、健やかに暮らせるよう、身近な地域で気軽にスポーツができる環境づくりを進めるとともに、障害者スポーツの普及に向けた取組をはじめ、誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりなどを進めます。
- 区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備するため、既存施設の継続的なメンテナンス、計画的な改修、障害者スポーツに配慮したバリアフリー化などを進めます。

3 施策の体系

| 政策 20 スポーツ | |
|---|--|
| 施策 1 スポーツ活動の推進 区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります | |
| | 【計画】 高齢者の健康づくりの推進 |
| | 【計画】 障害者スポーツの推進 |
| | 【計画】 区民健康スポーツ参加促進事業 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 キャプテン翼 CUP かつしかの開催 かつしかふれあい R U N フェスタ事業 スポーツフェスティバル スポーツ推進委員との協働事業 区民体育大会 少年スポーツ等推進 地域スポーツ活動推進 スポーツ推進委員委嘱 体育協会助成 文化・スポーツ活動費助成 かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備 |
| 施策 2 スポーツ基盤整備 区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します | |
| | 【計画】 スポーツ施設の利用しやすい環境整備 |
| | (事業) 令和 2 年度実施 体育施設管理運営 クライミング施設管理運営 |

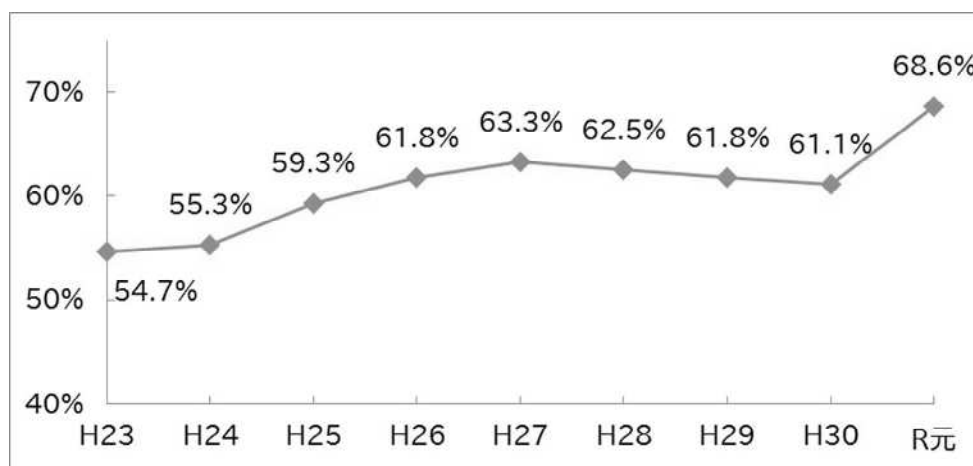
施策1 スポーツ活動の推進

区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります

1 施策を取り巻く現状と課題

- 健康寿命の延伸を図るため、様々な団体と協働して区民が自主的・積極的にスポーツを行うことができる環境整備に取り組んできました。今後、さらに高齢化が進む中、区民が心身ともに健康に暮らせるために、身近な地域で気軽にスポーツに親しめる環境づくりが必要です。
- かつしか地域スポーツクラブ¹の会員数とプログラム数は年々増加し、区民のスポーツ参加機会が増えている一方で、スタッフや指導者の高齢化が進んでいます。
- 障害者スポーツの教室を通年で開催するとともに、パラリンピックの公式種目であるボッチャや、スペシャルオリンピックス²種目であるフロアホッケーの普及を推進しています。今後も、障害者がスポーツに取り組めるよう、障害者スポーツの普及を図る必要があります。
- 身近な場所で体を動かすことができるよう、ランニング・ウォーキングのコースやステーションを整備しています。また、葛飾区体育協会と協働して、高齢者・障害者・ジュニア層・子育て中の親子などを対象に、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室、体験会などを実施しています。今後も、誰もがスポーツに参加できる仕組みづくりに取り組む必要があります。

図表 日頃から運動やスポーツをしている区民の割合
出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



¹ 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

² 知的障害のある方を対象とした、様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会

2 施策の方向性

- **スポーツ環境の充実** 区民の誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を区内全域に広く充実させます。また、それぞれのライフスタイルや健康課題に合わせたスポーツ事業を提案し、区民の健康的な暮らしを支援します。
- **地域スポーツクラブの充実** かつしか地域スポーツクラブの会員数やプログラム数の増加に対応するため、スポーツ推進委員やボランティアが運営や指導に深く関わるように、人材の活用を推進します。また、活動エリアを広げるため、関係各所の理解醸成を図り、新たな施設や会場の活用を進めます。
- **障害者スポーツの普及促進** 各種障害者スポーツ団体、障害者スポーツ指導員との協働により、障害者スポーツの普及をさらに進めます。
- **誰もが参加しやすい環境づくり** 区民体育大会やスポーツ大会への高齢者・障害者部門の設置、体育協会加盟団体の競技ルールの緩和や部門の新設等により、誰もがスポーツに参加しやすい環境づくりを推進します。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 高齢者の健康づくりの推進 | これからスポーツを始める方、日頃からスポーツに取り組んでいる方を対象に、体力テスト測定会を実施します。また、高齢者が手軽に取り組めるスポーツプログラムの普及促進、身近な場所で取り組めるウォーキング・ランニングを推進するほか、スポーツ指導員やスポーツボランティアの養成・活用を図ります。 |
| 障害者スポーツの推進 | 障害者スポーツ指導員を養成・発掘し、年間を通して定期的に指導員の活動の場を提供します。また、共生社会の実現に向けて、ユニバーサルスポーツの普及・発展及びボランティアの育成を図ります。 |
| 区民健康スポーツ参加促進事業 | 体育協会と協働し、運動経験の少ない方や初心者向けのスポーツ教室・体験会等を開催し、あらゆる世代の区民が様々なスポーツに参加できる機会を提供します。 |

施策2 スポーツ基盤整備

区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します

1 施策を取り巻く現状と課題

- より多くの区民がスポーツに親しめる環境を整備しています。区内には、総合スポーツセンターをはじめ、陸上競技場、温水プール、テニスコート、野球場などのスポーツ施設のほか、身近なスポーツの場として、小・中学校の体育館や校庭を開放しています。また、令和2年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会から正式種目に採用されたスポーツクライミング施設を開設しました。
- 既存のスポーツ施設の中には、開設から相当年数が経過している施設もあります。今後、利用できない施設が重ならないよう、また財政的な負担が一時期に集中しないよう配慮しながら、計画的に改修等を進める必要があります。
- 障害者スポーツの振興に取り組んでいる中、平成29年3月に実施した「葛飾区スポーツに関する意識調査」において、「障害者スポーツの振興を図るために必要だと思うこと」を質問した結果、「施設のバリアフリー化」が62.9%と最も多い結果となっています。

図表 区内の運動場の状況（平成31年4月1日現在）

出典：生涯スポーツ課資料（葛飾区の現況 令和元年度版）

注1）上千葉公園運動場は、少年ソフトボール場、テニスコートの共用施設のため、多目的運動場に計上
2）利用件数は、貸切利用の件数。

| | 野球場 | テニスコート | プール | 球技場 | 陸上競技場 | 多目的運動場 |
|---------------------|---------|--------|-----|--------|--------|--------|
| 施設数(施設) | 17 | 6 | 2 | 6 | 1 | 4 |
| 面数(面) | 36 | 25 | 4 | 9 | — | — |
| 面積(m ²) | 253,327 | 18,250 | 890 | 49,878 | 29,600 | 34,895 |
| H30年度利用件数(件) | 15,284 | 29,170 | 10 | 5,772 | 502 | 5,950 |

2 施策の方向性

- **適切な施設整備の推進** 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会により高まる区民のスポーツに対する関心をその後も維持し、大会終了後の区民のスポーツ活動の促進に繋げていくため、適切な施設整備を推進します。
- **効果的・効率的な施設改修** 区民がスポーツ活動に取り組める場を提供するため、既存施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修を推進します。改修に当たっては、優先順位を付けて改修を行い、安全で快適にスポーツに親しめる環境を整備します。また、限りある財源の中で、利用者の安全性や利便性に配慮した施設整備を効果的・効率的に行うため、従来にも増して高い費用対効果が期待できる整備方法を検討します。
- **施設のバリアフリー化の推進** 障害者スポーツの振興のため、奥戸総合スポーツセンター野球場へ障害者用のトイレや観覧席を設置するなど、区内の各施設において利用者等の声を聞きながらバリアフリー等の障害者スポーツに配慮した改修を行います。

3 計画事業

| 事業名 | 事業内容 |
|---------------------------|---|
| スポーツ施設の 利用しやすい環 境整備 | スポーツ施設の利便性・安全性を向上させるための改修などに計画的に取り組み、安心して利用しやすい環境整備を進めます。 |

第4部 行財政運営の取組指針

I 目的

1 位置付け

社会経済状況の変化が著しい中、基本計画に掲げる施策を着実に推進していくためには、社会の変化に対応した柔軟な行政運営と、安定した財政基盤の構築が不可欠です。

ここで示す行財政運営の取組指針は、基本計画に掲げる各施策の着実な推進を側面から支えるとともに、行政の責務である「最小の経費で最大の効果を挙げる」ための不断の取組の基本的な考え方となるものです。

2 行財政運営の現状及び課題

本区の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、70～80%の間で推移しており、概ね良好な財政運営を行ってきました。しかしながら、現在の区の財政は、区民税や特別区財政調整交付金による歳入が大きく、今後の少子高齢化の進行・生産年齢人口の減少を鑑みると、その先行きは決して楽観視できるものではありません。

また、本区の公共施設は昭和40年代から50年代に整備されたものが多く、今後、順次施設の更新時期を迎えるほか、区民ニーズの多様化による行政需要の増加も見込まれています。

加えて、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大においては、経済活動の急激な落ち込みにより区民生活や事業者の事業活動にも非常に大きな影響が生じました。本区においても、感染拡大防止のため多くの事業が中止・延期を余儀なくされ、落ち込んだ経済の回復には数年を要するとも言われています。今後、地域経済に対する支援のほか、文化・芸術活動を含めたイベントの再開に向けた取組など、新型コロナウイルス感染症の拡大によって失われた機会や利益をできるだけ早期に回復させていかなければなりません。

多様化による行政需要に応え、本区の一層の経済的発展と地域課題の解決を図っていくためには、基本計画に掲げる施策を着実に実施していくとともに、変化する社会情勢やニーズに合わせて、不断に施策や事業の改革・改善を進めていくことが不可欠です。

区民サービスを一層向上させていくという視点に立って経営改革の取組を進めるとともに、歳出削減・歳入確保等を図って財政基盤をより強固なものとする中で、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

II 今後10年間の行財政運営の方向性

上記の現状、課題を踏まえ、本区では次に掲げる3つの方向性に基づき、不断の経営改革に取り組みながら、持続可能な行財政運営を進めます。

1 区民サービスの向上と開かれた区政の実現

今後、大幅な歳入増加が見込めない状況下にあっても、より良質な区民サービスの提供を進めていくためには、区民ニーズを的確に把握していくことが重要です。区は、区政に関する情報を区民に積極的に提供しつつ、様々な機会をとらえて区民の意見やニーズを把握し、区民の意見を区政に反映させていくとともに、先進技術や民間ノウハウの活用により、一層の区民サービスの向上を図ります。

(1) 事業のスクラップアンドビルドの加速による改革の推進

行政評価制度のさらなる活用により、費用対効果の検証も行いながら事業の一層のスクラップアンドビルドに取り組み、多様化する行政需要にむけた改革を進めます。

(2) デジタル化の推進

デジタル技術の積極的な活用により、来庁することなく手続きができる仕組の構築等、新たな形態の区民サービスの導入を進めるとともに、AIやRPAの導入拡大による業務プロセスの改善を進めます。

(3) 施設マネジメントの推進

老朽化が進む公共施設への対応として、計画的・予防的な修繕の実施による施設の長寿命化と財政負担の平準化をすすめるほか、地域特性や将来にわたる需要等も踏まえながら、他の行政目的への転用や周辺施設との複合化などについても検討し、より総合的な施設マネジメントに取り組みます。

(4) 委託業務の再検証・民間ノウハウの活用

既存の委託業務について、必要性の再精査や類似業務の統合について検討を行うとともに、業務内容の質にも留意しながら、一層の業務効率化が見込めるものについて民間活力の積極的な導入を図っていきます。

(5) 行政の透明性の向上

区と区民・事業者との一層の協働の実現にむけ、様々な媒体を活用し区政情報を発信していくほか、発信情報の多言語化による情報の共有化を図ります。

2 職員の能力向上と執行体制の確立

複雑化・多様化する区民ニーズに的確に対応していくためには、職員全員一人一人の能力を向上させていくとともに、その能力を最大限発揮できる仕組みづくりが不可欠です。区は、社会状況の変化も見据えながら、研修等を通じて将来の区政を担う人材を育成するとともに、簡素で柔軟な組織づくりを進めます。

(1) 職員の適正配置・簡素で柔軟な組織整備

先進技術の活用などにより業務の一層の効率化を進め、職員の適正配置を行うほか、急激な環境の変化にも機動的に対応できる、簡素で柔軟な組織づくりを進めます。

(2) 職員の能力開発・人材育成

複雑化・多様化する区民ニーズに応えていくため、専門性やマネジメント能力の向上など、キャリアステージに応じた計画的な人材育成を行っていくとともに、コンプライアンスを実践し、区政方針に基づき区民サービス向上に向けて業務に取り組む職員を育成します。

(3) 多様な勤務形態の採用

時差出勤やテレワークをはじめとする多様な勤務形態の推進により、職員一人ひとりがその能力を最大限に発揮できる環境を構築します。

3 健全財政の推進

社会経済状況の変化が激しい中、増加する行政需要に応えていくためには、安定的な財政運営を行っていくことが不可欠です。区は、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくため、歳出削減・歳入確保等に向けた一層の取組を進めます。

(1) 歳出の削減・歳入の確保

ア システムの標準化・共同化、カスタマイズ費用の縮減を推進し、システム調達に係るコストを節減します。

イ 用途廃止された公共用地などの未利用資産について、貸付・売却による財源を確保するとともに、ファンドの活用など、新たな自主財源を創出していきます。

ウ サービス内容と費用のバランス、利用状況なども踏まえた施設使用料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

(2) 財政基盤の強化に向けた取組の推進

長期的な経済動向や財政需要を見据え、民間資金の活用も図りながら、限りある財源を効果的・効率的に配分し、財政基盤の強化に取り組みます。

Ⅲ 行財政改革の進行管理

前節に掲げた方向性を具体化したプログラムを策定するとともに、年度ごとに取組の総括・進行管理を行い、改革に向けた着実な取組を進めていきます。

第5部 SDGsの実現に向けて

1 背景

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて令和 12 年（2030 年）を期限とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という）が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットが掲げられています。

我が国では、平成 28 年 5 月、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置されるとともに、同年 12 月には同本部により「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されました。また、同指針の取組を具体化するために、「SDGs アクションプラン」が策定され、日本ならではの「SDGs モデル」を構築し、国際社会に展開することを目指しています。

こうした中、全国の地方自治体、企業、地域団体等において、その実現に向けた取組が進められています。地方自治体の SDGs 達成に向けた取組は、持続可能な開発を通して自治体の活性化を促すことで、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した地方創生の実現にも資するものと期待されています。

2 SDGs が目指す経済・社会・環境のバランスのよい発展に向けて

葛飾区基本計画では、基本方針の 1 つとして「区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、SDGs が目指す経済・社会・環境のバランスのよい発展に向け、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進めることとしています。

ここでは、「葛飾区基本計画」とSDGs の関係性を明らかにすることで、社会、環境、経済のバランスの良い発展を見据えた組織横断的な施策の展開を図るとともに、いつまでも幸せに暮らせる、夢と誇りあるふるさと葛飾を実現していくとともに、SDGs の達成に向けて取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

| | |
|------------------------|---|
| 目標 1（貧困） | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 |
| 目標 2（飢餓） | 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 |
| 目標 3（保健） | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 |
| 目標 4（教育） | すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 |
| 目標 5（ジェンダー） | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。 |
| 目標 6（水・衛生） | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 |
| 目標 7（エネルギー） | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 |
| 目標 8（経済成長と雇用） | 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 |
| 目標 9（インフラ、産業化、イノベーション） | 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 |
| 目標 10（不平等） | 各国内及び各国間の不平等を是正する。 |
| 目標 11（持続可能な都市） | 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 |
| 目標 12（持続可能な生産と消費） | 持続可能な生産消費形態を確保する。 |
| 目標 13（気候変動） | 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 |
| 目標 14（海洋資源） | 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 |
| 目標 15（陸上資源） | 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 |
| 目標 16（平和） | 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 |
| 目標 17（実施手段） | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 |

葛飾区基本計画に掲げる施策とSDGsの17の目標との対応関係

| | 1 貧困 （貧困） | 2 飢餓 （飢餓） | 3 健康 （保健） | 4 教育 （教育） | 5 ジェンダー （ジェンダー） | 6 水・衛生 （水・衛生） | 7 エネルギー （エネルギー） | 8 経済成長 と雇用 （経済成長 と雇用） | 9 インフラ、 産業化、 イノベーション （インフラ、 産業化、 イノベーション） | 10 不平等 （不平等） | 11 持続可能な 都市 （持続可能な 都市） | 12 持続可能な 生産と消費 （持続可能な 生産と消費） | 13 気候変動 （気候変動） | 14 海洋資源 （海洋資源） | 15 陸上資源 （陸上資源） | 16 平和 （平和） | 17 パートナーシップ （実施手段） |
|--------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------------------|--|-----------------|---------------------------------|---------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------|-----------------------|
| 01 人権・多様性 ・平和 ・多様性 | 01 人権・多様性 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | ○ | ○ |
| | 02 非核平和 | | | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| | 03 ユニバーサルデザイン | | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 04 多文化共生 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 02 健康 | 01 健康づくり支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 心の健康 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| | 03 生活習慣病の予防 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 03 医療 | 01 医療サービスの確保 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 在宅医療の推進 | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 04 衛生 | 01 感染症対策 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 食品衛生 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 03 環境衛生 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 05 地域福祉・低所得者支援 | 01 地域福祉の推進 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 福祉サービス利用者支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 03 生活困窮者支援 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 06 高齢者支援 | 01 高齢者活動支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 介護予防 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 03 高齢者要介護・自立支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |

| | 1 貧困 POVERTY | 2 飢餓 HUNGER | 3 保健 GOOD HEALTH AND WELL-BEING | 4 教育 QUALITY EDUCATION | 5 ジェンダー GENDER EQUALITY | 6 水・衛生 CLEAN WATER AND SANITATION | 7 エネルギー AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY | 8 経済成長と雇用 ECONOMIC GROWTH AND EMPLOYMENT | 9 インフラ、産業化、イノベーション INDUSTRIALIZATION, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE | 10 不平等 REDUCED INEQUALITIES | 11 持続可能な都市 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES | 12 持続可能な生産と消費 RESponsible Consumption and Production | 13 気候変動 CLIMATE ACTION | 14 海洋資源 OCEANS | 15 陸上資源 TERRESTRIAL ECOSYSTEMS | 16 平和 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS | 17 持続可能な消費と生産 SUSTAINABLE CONSUMPTION AND PRODUCTION | | |
|------------|-----------------|----------------|------------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--|---|--|--------------------------------|--|---|---------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|---|--|--|
| 07 障害者支援 | 01 障害者自立支援 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 02 障害者就労支援 | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | 03 児童発達支援 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 08 地域街づくり | 01 計画的な土地利用の推進 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 02 駅周辺拠点の形成 | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | |
| | 03 地域の街づくり | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 04 良質な住環境づくり | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 09 防災・生活安全 | 01 防災街づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 02 災害対策 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 03 防災活動 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 04 地域安全 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 05 消費生活 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 交通 | 01 実道路交通網の充実 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 02 自転車活用の推進 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 03 公共交通の充実 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 公園・水辺 | 01 公園整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 02 水辺整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 1 貧困削減 POVERTY REDUCTION | 2 飢餓 ZERO HUNGER | 3 健康 GOOD HEALTH AND WELL-BEING | 4 教育 QUALITY EDUCATION | 5 ジェンダー EQUALITY AND JUSTICE FOR ALL | 6 水・衛生 CLEAN WATER AND SANITATION | 7 エネルギー AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY | 8 経済成長と雇用 ECONOMIC GROWTH AND DECENT JOBS | 9 インフラ、産業化、イノベーション INDUSTRIALIZATION, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE | 10 不平等 REDUCED INEQUALITIES | 11 持続可能な都市 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES | 12 持続可能な生産と消費 CONSUMPTION AND PRODUCTION | 13 気候変動 CLIMATE ACTION | 14 海洋資源 OCEANS AND MARINE RESOURCES | 15 陸上資源 TERRESTRIAL ECOSYSTEMS | 16 平和 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS | 17 持続可能な消費と生産 RESILIENT DEVELOPMENT |
|-------------|-----------------------------|---------------------|------------------------------------|---------------------------|---|--------------------------------------|--|--|--|--------------------------------|--|---|---------------------------|--|-----------------------------------|---|--|
| 12 環境 | 01 地球温暖化対策 | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 02 緑と花のまちづくり | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 03 自然保護 | ○ | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 04 生活環境保全 | | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 05 資源循環の促進 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 06 まちの美化推進 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 13 産業 | 01 産業の活性化 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| | 02 経営支援 | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 03 都市農地の保全 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 04 キャリアアップ・就労支援 | ○ | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| 14 観光・文化 | 01 観光まちづくり | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| | 02 観光イベント | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ |
| | 03 文化・芸術の創造 | | | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | ○ |
| 15 地域活動 | 01 地域力の向上 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| | 02 地域活動の場の提供 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 16 子ども・家庭支援 | 01 母子保健 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 子育て家庭への支援 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 03 仕事と子育ての両立支援 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 04 放課後支援 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ |
| | 05 子ども・若者支援 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | ○ |

| | 1 貧困 POVERTY | 2 飢餓 HUNGER | 3 健康 HEALTHY LIVES | 4 教育 QUALITY EDUCATION | 5 ジェンダー GENDER EQUALITY | 6 水・衛生 CLEAN WATER AND SANITATION | 7 エネルギー AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY | 8 経済成長と雇用 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH | 9 インフラ、産業化、イノベーション INDUSTRIALIZATION, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE | 10 不平等 REDUCED INEQUALITIES | 11 持続可能な都市 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES | 12 持続可能な生産と消費 CONSUMPTION AND PRODUCTION | 13 気候変動 CLIMATE ACTION | 14 海洋資源 OCEANS | 15 陸上資源 TERRESTRIAL ECOSYSTEMS | 16 平和 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS | 17 持続可能な開発目標 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS |
|---------|------------------------|----------------|-----------------------|---------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--|--|--|--------------------------------|--|---|---------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|---|
| 17 学校教育 | 01 学力・体力の向上 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 一人一人を大切に する教育の推進 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 03 教育環境の整備 | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 18 地域教育 | 01 学校・家庭・地域の 連携 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 家庭教育への支援 | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 19 生涯学習 | 01 区民学習 | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | ○ |
| | 02 図書サービスの充実 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 20 スポーツ | 01 スポーツ活動の 推進 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | 02 スポーツ基盤整備 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ |

